



【案】

第 2 期
川崎市子ども・若者の未来応援プラン
（素案）

令和 4 (2022) 年 3 月

川崎市

目次

【総論】

第1章 計画の策定にあたって

- 1 策定の背景・趣旨
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画の構成
- 4 計画の期間
- 5 計画の対象
- 6 これまでの取組状況等

第2章 子ども・若者や子育てを取り巻く状況

- 1 本市の社会状況
- 2 子ども・若者及び子育て家庭を取り巻く状況
- 3 子どもの成長・発達段階ごとの状況

第3章 計画の基本的な考え方

- 1 基本理念
- 2 基本的な視点
- 3 施策の方向性と展開

【各論】

第4章 計画の推進に向けた施策の展開

計画の施策体系図

施策の方向性Ⅰ 子どもが地域ですこやかに育つことのできる環境の充実

- 施策1 子育てを社会全体で支える取組の推進
- 施策2 子どものすこやかな成長の促進
- 施策3 学校・家庭・地域における教育力の向上
- 施策4 子育てしやすい居住環境づくり

施策の方向性Ⅱ 子どもの育ちの基盤となる保育・教育環境の充実

- 施策5 質の高い保育・幼児教育の推進
- 施策6 子どもの「生きる力」を育む教育の推進

施策の方向性Ⅲ 支援が必要な子ども・若者や子育て家庭を支える環境の充実

- 施策7 子どもが安心して暮らせる支援体制づくり
- 施策8 子ども・若者の社会的自立に向けた支援
- 施策9 障害福祉サービスの充実

第5章 子ども・若者を取り巻く個別課題への対応

- 3つの課題から捉えた子ども・若者への対応について
- 1 子どもへの貧困対策の推進
 - (1) これまでの経緯
 - (2) 前期計画における取組状況
 - (3) 計画策定後の本市の状況
 - (4) 国の動き（子供の貧困対策に関する大綱の改定）
 - (5) 基本的な考え方及び取組の方向性
- 2 児童家庭支援・児童虐待対策の推進
 - (1) これまでの経緯
 - (2) 前期計画における取組状況
 - (3) 計画策定後の本市の状況
 - (4) 国の動き
 - (5) 基本的な考え方及び取組の方向性
- 3 困難な課題を抱える子ども・若者への支援の推進
 - (1) これまでの経緯
 - (2) 前期計画における取組状況
 - (3) 計画策定後の本市の状況
 - (4) 国の動き（子供・若者育成支援推進大綱の改定）
 - (5) 基本的な考え方及び取組の方向性

第6章 各種計画の量の見込み

- 1 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み
（川崎市新・放課後子ども総合プラン）
 - (1) 「子ども・子育て支援新制度」の概要
 - (2) 「量の見込みと確保方策」について
 - (3) 就学前児童数の将来人口推計について
 - (4) 教育・保育の量の見込み
 - (5) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み
- 2 放課後児童健全育成事業及び放課後子供教室の量の見込み
（川崎市子ども・子育て支援事業計画）
 - (1) 概要

- (2) 取組の考え方
- (3) 放課後児童健全育成事業の量の見込み及び放課後子供教室の目標事業量等

3 代替養育の量の見込み

(川崎市社会的養育推進計画)

- (1) 概要
- (2) 基本的な考え方
- (3) 代替養育の量の見込み
- (4) 児童の状況を踏まえた家庭養育の推進

第7章 計画の推進に向けて

- 1 計画の推進に向けた社会全体での取組
- 2 計画の進行管理
- 3 計画の推進体制

資料編

- 1 計画策定の経過
- 2 川崎市子ども・子育て会議委員名簿
- 3 川崎市子ども・子育て会議条例
- 4 川崎市こども施策庁内推進本部会議設置要綱
- 5 パブリックコメント実施結果（概要）
- 6 関係法令

第1章

.....

計画の策定にあたって

1 策定の背景・趣旨

急速な少子高齢化の進行や都市化の進展により、「核家族世帯の増加」、「地域における人と人との関わりの希薄化」などを生んでおり、社会・経済環境が大きく変化する中、子どもや若者、子育て家庭の生活状況はこれまで以上に厳しさを増しており、社会の中で相対的に低い所得の水準で暮らす子どもの割合を意味する「子どもの貧困率」は、直近の調査ではやや改善したものの、依然として7人に1人が貧困状態にあり、とりわけひとり親家庭の貧困率の高さは突出した状態にあります。

また、子育ての不安感や地域社会における子育て家庭の孤立などを背景に、児童虐待に関する相談対応件数は毎年増加し、また、不登校やいじめ、若者のひきこもりも深刻化しています。

こうした子ども・若者や子育て家庭を取り巻く環境の変化に対応し、子ども・若者及び子育て支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、本市では、平成30（2018）年3月に、「児童家庭支援・児童虐待対策事業推進計画」、「子どもの未来応援プラン」、「川崎市子ども・若者ビジョン」を一体化するとともに、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく子どもの貧困対策推進計画を包含した「川崎市子ども・若者の未来応援プラン」を策定し、子ども・若者や子育て家庭への支援を推進してきました。

令和2（2020）年2月には、「川崎市子ども・若者の未来応援プラン」の子ども・子育て支援事業計画部分（第6章）を改定するとともに、国の動向や本市の要保護児童や家庭を取り巻く社会環境の変化等を踏まえ、様々な事情により支援が必要な児童及びその家庭を社会全体で支えていく環境を整えるため、「川崎市社会的養育推進計画」を策定し、社会的養育の推進に取り組んできました。

各計画に基づく取組を推進する一方、新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえた「新しい生活様式」や、デジタル化・スマート化など新たな技術を取り入れた社会（Society 5.0）の到来など、本市を取り巻く環境が急激に変化する中で、少子高齢化の更なる進展や人口減少への転換など、将来を見据えて乗り越えなければならない課題が生じています。社会状況が急激に変化し、価値観が多様化する中で、子ども・若者が抱える課題もより複雑化・深刻化しており、地域が子ども・若者や子育て家庭に寄り添いながら、子ども・若者の健やかな成長をしっかりと支え、地域社会全体で子育て家庭を支援していくことが一層求められています。

こうした子ども・若者が抱える課題への対応を確実にするとともに、前回の計画策定以降に策定された国の「新・放課後子ども総合プラン」など、直近の国等の動向を踏まえるほか、「子ども・若者の未来応援プラン」と多くの同一事業の進行管理を行っている「川崎市社会的養育推進計画」と統合することにより、わかりやすく効率的な計画の進行管理ができるよう、具体的な施策や取組内容を整理し、とりまとめることで、福祉・教育・保健・雇用等、多分野に展開する子ども・若者及び子育て支援の効果的に推進するため、「第2期川崎市子ども・若者の未来応援プラン」を策定します。

本計画に基づき、未来を担う子ども・若者が、夢や希望を抱き、一人ひとりが持つ力を活かして、社会の中で自立し主体的な人生を送ることで幸せが実感できるよう、ライフステージを通じた切れ目のない子ども・若者の育成支援や子育て支援を総合的に進めていきます。

2 計画の位置づけ

（1）川崎市子ども・若者の未来応援プランが包含する計画の位置づけ

本計画は、様々な分野にわたる子ども・若者及び子育て支援に関する施策を総合的に推進するため、子ども施策に関わる様々な分野別計画を一体化して策定しており、本市の子ども施策全体が把握できる計画となっています。

本計画が包含する計画について、根拠となる法令等を明確にし、その位置づけを示します。

包含する計画の名称	計画の概要	計画の根拠等
子ども・若者計画	総合的な子ども・若者育成支援施策を推進するための計画	子ども・若者育成支援推進法第9条第2項
次世代育成支援対策行動計画	次世代育成支援対策を総合的に推進するための計画	次世代育成支援対策推進法第8条第1項
子どもの貧困対策推進計画	子どもの貧困対策を総合的に推進するための計画	子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条第2項
子ども・子育て支援事業計画	子ども・子育て支援給付及び地域子ども子育て支援事業を総合的に行うための計画	子ども・子育て支援法第61条第1項
ひとり親家庭等自立促進計画	ひとり親家庭等の生活の安定と向上のための施策を総合的に推進するための計画	母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条第1項
保育所等整備計画	乳児・幼児に対し、必要な保育を確保するための保育所等の整備計画	児童福祉法第56条の4の2
母子保健計画	母子保健に関する効果的な施策を総合的に推進するための計画	母子保健計画について（平成26年6月17日付厚生労働省通知、雇児発0617第1号）
児童家庭支援・児童虐待対策事業推進計画	児童家庭支援・児童虐待対策を強化充実し、「虐待のないまちづくり」を推進するための計画	川崎市子どもを虐待から守る条例
社会的養育推進計画 【本計画から包含】	子どもの最善の利益の実現に向けた、社会的養育を推進するための計画	「都道府県社会的養育推進計画」の策定について（平成30年7月6日付厚生労働省通知、子発0706第1号）
新・放課後子ども総合プラン 【本計画から包含】	放課後児童クラブと放課後子供教室の両事業の計画的な整備等を推進するための計画	「新・放課後子ども総合プラン」について（平成30年9月14日付文部科学省・厚生労働省通知、30文科生第396号・子発0914第1号）

（2）計画の位置づけと他の行政計画との関係

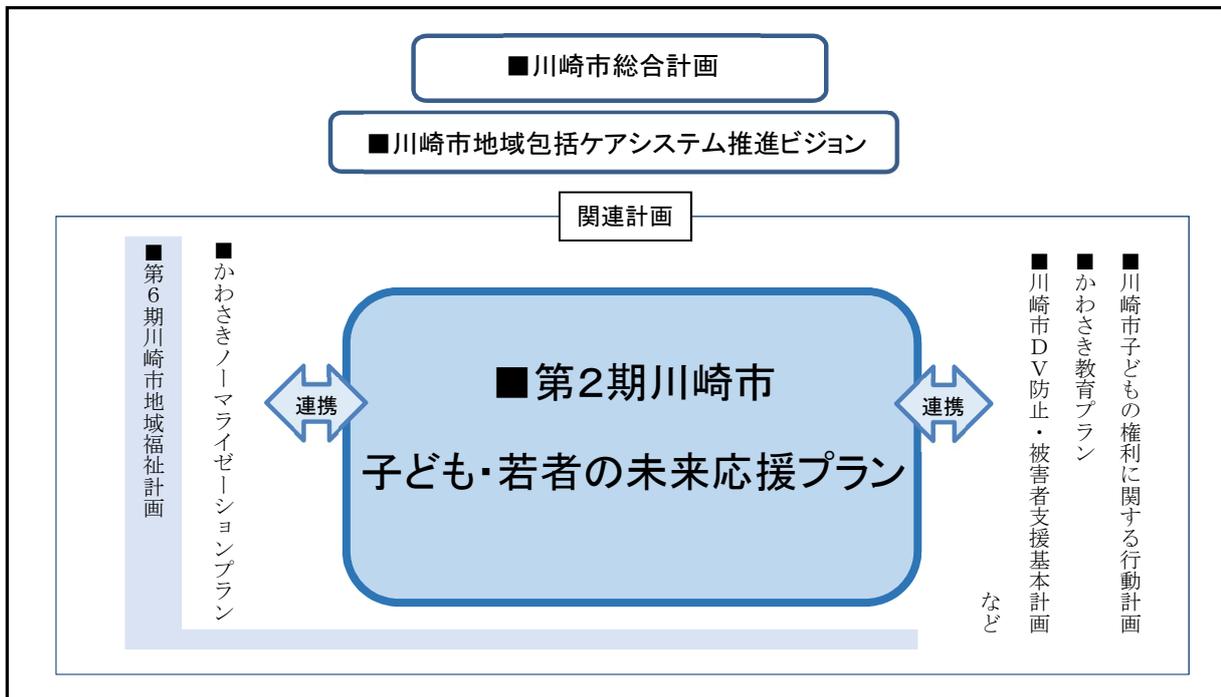
この計画は、子ども・若者や子育て家庭への支援の総合的な推進を図るため、「川崎市子ども・若者の未来応援プラン」と「社会的養育推進計画」の基本的な考え方等を継承し、一体化した計画として策定します。

本市では、関連する個別計画の上位概念となる「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン」を平成26（2014）年度に策定し、高齢者をはじめ、障害者や子ども、子育て中の親などに加え、現時点で他者からのケアを必要としない方々を含めた全ての地域住民を対象として、誰もが住み慣れた地域や自らが望む場で安心して暮らし続けることができる地域の実現をめざし、地域包括ケアシステムの構築を進めています。

本計画の策定にあたっては、子ども・若者に関する行政計画として、総合計画のもと、川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョンを踏まえ、「川崎市地域福祉計画（社会福祉法に基づく福祉に関する上位計画）」との連携を図りながらとりまとめ、地域包括ケアシステムの構築につなげていきます。

また、「第2次川崎市教育振興基本計画かわさき教育プラン」に掲げる教育の指針となる考え方は、「川崎市子ども・若者の未来応援プラン」における、特に学齢期以降の施策の推進と非常に関連が大きいものであり、教育プランと連携するとともに、子どもが一人の人間として尊重され、自分らしく生きていくことを支えるため、子どもの権利条例前文に掲げる基本理念を踏まえて、「子どもの権利に関する行動計画」と連携するなど、関連計画との横断的連携を図りながら、施策を推進します。

◎計画の相関図



【持続可能な開発目標（SDGs）との関連】

「持続可能な開発目標 SDGs(Sustainable Development Goals)」とは、平成 27 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された平成 28 年から令和 12 年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための 17 の目標（ゴール）、169 のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さない(leave no one behind)ことを誓っています。SDGs は発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、国として積極的に取り組んでいくこととされています。

本計画においても、持続可能なまちづくりや、誰一人取り残さないことなど、SDGs の趣旨を踏まえ、各事務事業を進めるとともに、市民、企業、団体等の多様な主体との連携や関係部署相互の連携の強化を図り、経済・社会・環境の三側面の調和や統合的な向上をめざした取組を推進します。

なお、SDGs における「17 のゴール」のうち、本計画に関連するものは次のとおりです。

	ゴール 1 : あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。
	ゴール 2 : 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。
	ゴール 3 : あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。
	ゴール 4 : すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。
	ゴール 5 : ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う。
	ゴール 8 : 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する。
	ゴール 10 : 各国内及び各国間の不平等を是正する。
	ゴール 11 : 包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する。
	ゴール 16 : 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。
	ゴール 17 : 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

3 計画の構成

本計画の構成と内容は、次のとおりです。

第1章 計画の策定にあたって

計画策定にあたっての基本的事項として、策定の背景・趣旨や計画の位置づけ、計画の期間や対象、統合する各分野別計画のこれまでの取組状況等について記載しています。

第2章 子ども・若者や子育てを取り巻く状況

国・市の統計や各種調査の結果等をもとに、本市の社会状況や地域の状況、子ども・若者や子育てを取り巻く状況等について記載しています。

第3章 計画の基本的な考え方

本市が目指す「子どもを産み、育てやすいまち」の実現に向けて、計画の基本理念や基本的な視点、施策の方向性等、計画の基本となる考え方について記載しています。

第4章 計画の推進に向けた施策の展開

計画の基本理念の実現に向け、福祉・教育・保健・雇用等、多分野にわたる事業について、効果的・効率的に推進するため、3つの施策の方向性、9つの施策に基づく具体的な事業や計画期間中の主な取組を記載しています。

第5章 子ども・若者を取り巻く個別課題への対応

子ども・若者のすこやかな成長と社会的自立の阻害要因となる社会的課題である「子どもの貧困」「児童虐待」「困難な課題を抱える子ども・若者」について、課題解決に向け、横断・連携して取り組むべき、幅広い分野にまたがる取組について記載しています。

第6章 各種計画の量の見込み

子ども・子育て支援法に基づく「教育・保育施設、地域型保育事業」及び「地域子ども・子育て支援事業」における、「量の見込み」（利用に関する二ーズ量）等のほか、川崎市新・放課後子ども総合プランや川崎市社会的養育推進計画に基づく量の見込み等を記載しています。

第7章 計画の推進に向けて

計画の効果的・効率的な推進に向けた進行管理や推進体制等について記載しています。

4 計画の期間

本計画の期間は、令和4（2022）年度から令和7（2025）年度までの4年間とします。

ただし、第6章については、国が「子ども・子育て支援法」等で定めた次期計画期間が、令和2（2020）～令和6（2024）年度となることから、令和6（2024）年度中に関連する内容について必要な見直しを行います。

5 計画の対象

本計画では、子ども・若者を次のとおり定義し、0歳から概ね30歳未満までを対象としますが、施策によっては、ポスト青年期までの40歳未満までを対象とするとともに、子育て家庭（妊娠・出産期を含む）についても対象とします。

【対象の定義】

子ども：乳幼児期、学童期及び思春期の者

若者：思春期、青年期の者。施策によっては40歳未満までのポスト青年期の者も対象

子ども・若者（青少年）：乳幼児期から青年期までの者

※乳幼児期は、義務教育年齢に達するまでの者

※学童期は、小学生の者

※思春期は、中学生から概ね18歳までの者

※思春期の者は、子どもから若者への移行期として、施策により、子ども、若者それぞれに該当する場合がある。

※青年期は、概ね18歳から概ね30歳未満までの者

※ポスト青年期は、青年期を過ぎ、大学等において社会の各分野を支え、発展させていく資質・能力を養う努力を続けている者や円滑な社会生活を営む上で困難を有する、40歳未満の者

6 これまでの取組状況等

統合する2つの分野別計画について、これまでの取組状況等を取りまとめました。

計画名	基本理念・評価
川崎市子ども・若者の未来応援プラン	<p>◆基本理念 「未来を担う子ども・若者がすこやかに育ち成長できるまち・かわさき」 子ども・若者は社会の希望であり、未来を担うかけがえのない存在です。 すべての子どもや若者が、身近な愛情に包まれながら、自尊感情や自己肯定感を育み、社会との関わりを自覚しながら、自立した大人へ成長していく過程では、切れ目のない支援を行っていくことが重要です。 そのためには、一人ひとりの子ども・若者の立場に立って、子どもの権利を尊重しつつ、その最善の利益が考慮される必要があります。 また、安心して子どもを産み育てることができる社会の実現に向けて、地域社会全体で、子どもや子育て家庭に寄り添いながら、しっかりと支える環境づくりを進める必要があります。 子ども・若者が健やかに成長できるよう、多様な主体がともに連携・協働しながら、地域がつながり、誰もが互いに助け合い・支え合えることのできるまちを目指します。</p> <p><計画期間の評価> 平成30（2018）年度から令和3（2021）年度までの4年間を計画期間としており、令和2（2020）年度までの各年度について、年度評価を行いました。3つの施策の方向性に基づく9つの施策・82の事業について、コロナ禍で目標を達成できない事業が一部あったものの、オンライン等を活用して事業を推進するなど、概ね目標を達成できたものと考えており、子どもが地域ですこやかに育つことのできる環境の充実や子どもの育ちの基盤となる保育・教育環境の充実等を推進することができました。</p>
川崎市社会的養育推進計画	<p>◆計画の考え方 本市における児童虐待の相談・通告件数が年々増加傾向にあることなど、子育てに不安や悩みなどを抱える家庭が増えていると考えられることから、家庭での生活を継続するための養育支援や児童虐待等の予防に繋がる取組を進めるとともに、家庭に代わり社会的に養育する必要がある児童については代替養育（里親家庭や施設等）に繋げ、できる限り家庭的環境で養育できるよう代替養育における環境整備を図ること、代替養育が必要な児童を確実に受け入れることができる体制を確保することが必要です。 こうしたことから、里親制度による家庭養護や、児童養護施設・乳児院等における家庭的養護の推進に向けた取組を行い、要保護児童や家庭を取り巻く社会環境の変化等を踏まえ、様々な事情により支援が必要な児童及びその家庭を社会全体で支えていく環境を整える取組を進めます。</p> <p><計画期間の評価> 令和2（2020）年度から令和3（2021）年度までの2年間を第1期計画期間としており、3つの基本的な考え方に基づく9つの施策の方向性、19の施策等について、概ね目標を達成できたものと考えており、里親制度及び施設における家庭的養護のさらなる充実に向けた取組を推進しました。</p>

◎事業の達成状況

達成状況 区分	内容	子ども・若者の未来応援プラン					社会的養育 推進計画	
		H30	R1	R2	合計	割合	R2	割合
1 目標 を大きく 上回って 達成	<ul style="list-style-type: none"> ●目標に明記した期日よりも相当早く達成し、そのことによりコスト面や市民サービスに大きく貢献した。 ●目標に明記した内容よりも相当高い水準であった。 ●目標に明記した数値を大きく上回った。 	0	0	0	0	0%	0	0%
2 目標 を上回っ て達成	<ul style="list-style-type: none"> ●目標に明記した期日よりも早めに達成し、そのことによりコスト面や市民サービスに貢献した。 ●目標に明記した期日どおり達成し、明記した内容よりも高い水準であった。 ●目標に明記した数値を上回った。 	4	0	2	6	2%	0	0%
3 ほぼ 目標どお り	<ul style="list-style-type: none"> ●目標に明記した期日、内容どおりに達成した。 ●途中で多少の遅れはあったものの、最終期限には間に合う形で、目標に明記した内容どおりに達成した。 ●目標に明記した数値とほぼ同じであった。 ●おおむね適正に処理し業務遂行に支障がなかった。 	73	77	60	210	85%	17	100%
4 目標 を下回っ た	<ul style="list-style-type: none"> ●目標に明記した内容は達成したが、期日が遅れた。 ●目標に明記した期日どおりであったが、明記した内容に満たない水準であった。 ●目標に明記した数値を下回った。 ●所定の期日に間に合わないなど、業務を適正に処理できなかった。 	5	5	20	30	12%	0	0%
5 目標 を大きく 下回った	<ul style="list-style-type: none"> ●目標に明記した期日よりも遅れ、明記した内容に満たない水準であった。 ●目標に明記した数値を大きく下回った。 	0	0	0	0	0%	0	0%

◇ 川崎市子ども・若者の未来応援プラン ◇

<9つの施策の主な取組状況>

施策の方向性	施策	内容
I 子どもが地域ですこやかに育つことのできる環境の充実	1 子育てを社会全体で支える取組の推進	主な取組状況
		<ul style="list-style-type: none"> ■「川崎市子どもの権利に関する条例」に基づき子どもの権利保証を総合的かつ計画的に推進するため、「第6次川崎市子どもの権利に関する行動計画」を策定しました。 ■平成31年1月から小児医療費助成（入院医療費助成）の所得制限を廃止する制度拡充を実施し、子育て家庭への経済的支援を推進しました。
		子ども・子育て会議からの意見・評価
	2 子どものすこやかな成長の促進	主な取組状況
		<ul style="list-style-type: none"> ■母子保健指導・相談事業については、産後ケア事業において、これまでの宿泊型、訪問型に加え、助産所に通所し助産師のケアを受ける日帰り型を実施し、より利用者のニーズに合わせた体制を整えました。 ■わくわくプラザ事業については、学校の長期休業日等における平日朝の開室時間を延長し、開室時刻を30分繰り上げたほか、保護者に対する連絡事項を迅速に伝えるため、メール配信サービスを実施するなど、子育て世代のニーズを踏まえた事業内容の検討・取組を進めました。
		子ども・子育て会議からの意見・評価
	3 学校・家庭・地域における教育力の向上	主な取組状況
		<ul style="list-style-type: none"> ■地域ぐるみで子どもの学習や体験をサポートし、多世代で学ぶ生涯学習の拠点である地域の寺子屋を、地域や学校の実情に応じて、令和2（2020）年度末までに65か所に拡充するとともに、更なる開講に向けて準備を進めました。
		子ども・子育て会議からの意見・評価
		<ul style="list-style-type: none"> ■「地域の寺子屋事業」について、65か所に拡充したことを評価するとともに、今後も更なる拡充に向け、地域の寺子屋の周知に向けた取組を進めていくことを望みます。また、寺子屋の運営を担う人材発掘及び人材育成についても、養成講座や効果的な情報の発信を行い、利用者及び支援者がともに魅力ある寺子屋事業の運営が推進されることを望みます。

施策の 方向性	施策	内容
<p>I 子どもが地域ですこやかに育つことのできる環境の充実</p>	<p>4 子育てしやすい居住環境づくり</p>	<p>主な取組状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ■子育て世帯の市内定住促進については、子育て世帯へのゆとりある住まいの提供を目的とした「川崎市すまい・いかすプロジェクト」において、民間事業者と連携して、子育て世帯の既存住宅活用に関するセミナーや既存住宅の買取・再販スキームの構築・試行実施を行いました。 ■市営住宅等管理事業については、住宅に困窮する若年子育て世帯等の入居機会の拡大に向け、市営住宅条例を改正し、市営住宅における子育て世帯向けの募集区分を新設し、定期借家制度を導入しました。 <p>子ども・子育て会議からの意見・評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ■子育て世帯が暮らしやすい住宅環境の整備については、市民のニーズを踏まえて、子育て家庭が安心して暮らせるよう、引き続き、住まいの確保や居住環境の維持向上のための住宅施策を推進することを望みます。 ■住宅に困窮する若年子育て世代等の入居機会拡大のため、市営住宅条例を改正し、子育て世帯向けの制度を導入したことを評価します。今後、子育て世帯の求める住まいが提供されるよう、制度が運用されていくことを望みます。
		<p>II 子どもの育ちの基盤となる保育・教育環境の充実</p>

施策の方向性	施策	内容
Ⅱ 子どもの育ちの基盤となる保育・教育環境の充実	6 子どもの「生きる力」を育む教育の推進	<p>主な取組状況</p>
		<p>■「川崎市立学校における教育の情報化推進計画」に基づく取組の実施について、令和2年度補正予算による義務教育課程1人1台端末の配備など、子どもたちの学びを支えるICT環境の整備を行いました。</p> <p>■海外帰国・外国人児童生徒相談事業については、国際教室担当者及び非常勤講師の巡回により、対象児童生徒がいる全ての学校で特別の教育課程による日本語指導を実施しました。また、日本語指導初期支援員を配置し、日本語指導の初期段階の支援等の充実を図りました。</p>
		<p>子ども・子育て会議からの意見・評価</p> <p>■国のGIGAスクール構想に基づき、ICT環境の整備を推進したことを評価します。引き続き、各学校の取組状況を把握し、効果的なICT活用を推進していくとともに、教員の更なるICT活用に向けた研修等を実施し、活用能力の向上に向けた取組みを推進していくことを望みます。また、年々増加する海外帰国・外国人児童生徒に対する初期の日本語指導や学習支援等の充実を図り、教育的ニーズに応じた支援が行われることを望みます。</p>
Ⅲ 支援が必要な子ども・若者や子育て家庭を支える環境の充実	7 子どもが安心して暮らせる支援体制づくり	<p>主な取組状況</p>
		<p>■児童相談所体制の充実に向けて児童福祉司等の増員を行うとともに、令和2年12月から「川崎市児童虐待防止医療ネットワーク事業」を開始し、本市の中核的な医療機関である聖マリアンナ医科大学病院を中心として児童虐待対応のネットワークづくりや保健医療従事者への研修等を行いました。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けて、児童虐待に係る相談体制を充実するため、神奈川県が実施する「かながわ子ども家庭110番相談LINE」に参加し、LINEによる相談窓口を設置しました。</p> <p>■ひとり親家庭の親と子の将来の自立に向けて、平成30年度に実施した施策の再構築を踏まえ、親の就業による自立に向けた自立支援教育訓練給付金や、高等職業訓練促進給付金の支給を行い、さらに子の将来の自立に向けた小・中学生を対象の学習支援事業を市内16カ所で実施するなど、ひとり親家庭の自立に向けた支援の実施に取り組みました。また、市独自及び国の給付金を支給し、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響で経済的に困窮したひとり親家庭への支援を行いました。</p>
		<p>子ども・子育て会議からの意見・評価</p> <p>■児童福祉司等の増員や「川崎市児童虐待防止医療ネットワーク事業」の実施、LINE相談窓口の設置について評価します。引き続き、要保護児童の早期発見に向け、関係機関等の連携に努め、適切な支援の実施に取り組みされることを望みます。</p> <p>■ひとり親の家庭支援について、経済的に困窮したひとり親家庭への支援を行ったことを評価します。引き続き、ひとり親家庭の親と子の将来の自立に向けた支援を推進していくことを望みます。</p>

施策の方向性	施策	内容
Ⅲ 支援が必要な子ども・若者や子育て家庭を支える環境の充実	8 子ども・若者の社会的自立に向けた支援	主な取組状況
		<p>■生活保護受給世帯に対する学習支援事業について、小学生に対する支援を市内12か所、中学生に対する支援を市内14か所に拡充しました。</p>
		子ども・子育て会議からの意見・評価
	<p>■生活保護自立支援対策事業については、学習支援事業の新規拡充及び支援対象を中学生から小学生に拡大したことを評価します。引き続き、学習支援の更なる拡充に向けた取組を望みます。</p>	
	9 障害福祉サービスの充実	主な取組状況
		<p>■地域療育センターにおいては、新型コロナウイルス感染症に係る感染症対策を適切に実施することによって、事業の継続を図りながら、相談・診察・検査・評価・療育・訓練等の専門的かつ総合的な支援を実施しました。また、保育所や幼稚園、学校等の関係機関を訪問し、技術的な助言及び情報提供を実施しました。</p>
子ども・子育て会議からの意見・評価		
<p>■地域療育センターにおける支援については、新型コロナウイルス感染症拡大の状況を踏まえながら、継続した支援を適切に取り組まれたことを評価します。引き続き、地域療育センターにおける専門的かつ総合的な支援や、保育所や幼稚園、学校等への訪問・技術支援等に取り組まれることを望みます。</p>		

◇ 川崎市社会的養育推進計画 ◇

＜主な取組状況＞

No	基本的な考え方	内容
1	専門的支援を必要とする児童・家庭への支援の充実	主な取組状況
		<ul style="list-style-type: none"> ■児童福祉司・児童心理司を増員し、児童相談所における相談支援体制の充実を図るとともに、職員の資質向上の取組を進めました。 ■増加する児童虐待相談通告件数や常時定員を超過している一時保護所への対応を図るため、令和7年度の中部児童相談所の改築に向けての施設整備を開始しました。
		子ども・子育て会議からの意見・評価 <ul style="list-style-type: none"> ■今後も児童相談所の児童福祉司や児童心理司については増員が見込まれることから、相談支援体制の更なる充実のため、各種研修などを通じて職員の人材育成に注力されることを望みます。 ■定員を超過している児童相談所一時保護所の環境改善を図り、入所児童の権利擁護のための丁寧な説明や支援が行われていくことを望みます。
2	代替養育を必要とする児童への支援の充実	主な取組状況
		<ul style="list-style-type: none"> ■令和2年に新たに養子縁組里親に関するフォスタリング機関へ事業を委託し、特別養子縁組制度の普及啓発及び説明会を実施し、養子縁組里親登録者を確保しました。 ■入所児童の処遇環境や社会性の向上を図るとともに、要保護児童の受け皿を確保のため、地域小規模児童養護施設1か所を開設しました。また、次年度の新規開設に向けた調整を行いました。
		子ども・子育て会議からの意見・評価 <ul style="list-style-type: none"> ■養子縁組里親フォスタリング機関の本格的な稼働に伴い、特別養子縁組を希望される方の希望や将来の家族像など、不安を取り除き、丁寧に寄り添うなど、専門機関としての役割の充実を望みます。 ■施設の高機能化や多機能化については、今後の施設に求められるニーズの把握を適宜行い、どのような形態に転換していくことが妥当なのか、関係機関との協議を丁寧に行いながら進めていくことを望みます。
3	本市の状況を踏まえた代替養育体制の確保と家庭養育の推進	主な取組状況
		<ul style="list-style-type: none"> ■フォスタリング機関における里親登録拡大の取組により、養育里親、養子縁組里親、親族里親が新たに登録されました。
		子ども・子育て会議からの意見・評価 <ul style="list-style-type: none"> ■児童福祉法の理念に基づき、家庭養育をさらに推進していくため、フォスタリング機関が中心となり、里親制度のさらなる推進に向けた様々な取組を推進されていくことを望みます。また、市内に2つあるフォスタリング機関同士の連携や交流を深め、それぞれが持つ経験やノウハウを活用し、リクルート活動や養育の資質向上に資する支援の向上を目指すなど、相乗効果を期待します。

用語説明	子ども・子育て会議
子ども・子育て会議は、子ども・子育て支援法に基づき設置される審議会で、「有識者」、「事業者代表」、「労働者代表」、「子育て支援従事者」や「市民委員」等で構成され、計画の策定や進捗管理、子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項等について、調査・審議します。	

第2章



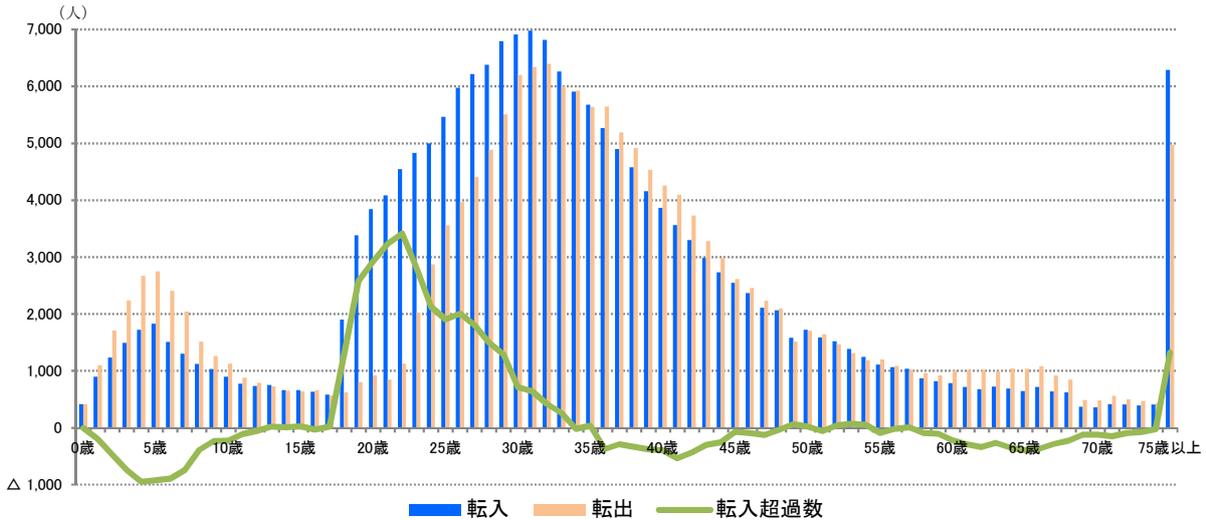
子ども・若者や子育てを取り巻く状況

1 本市の社会状況

（1）人口の推移

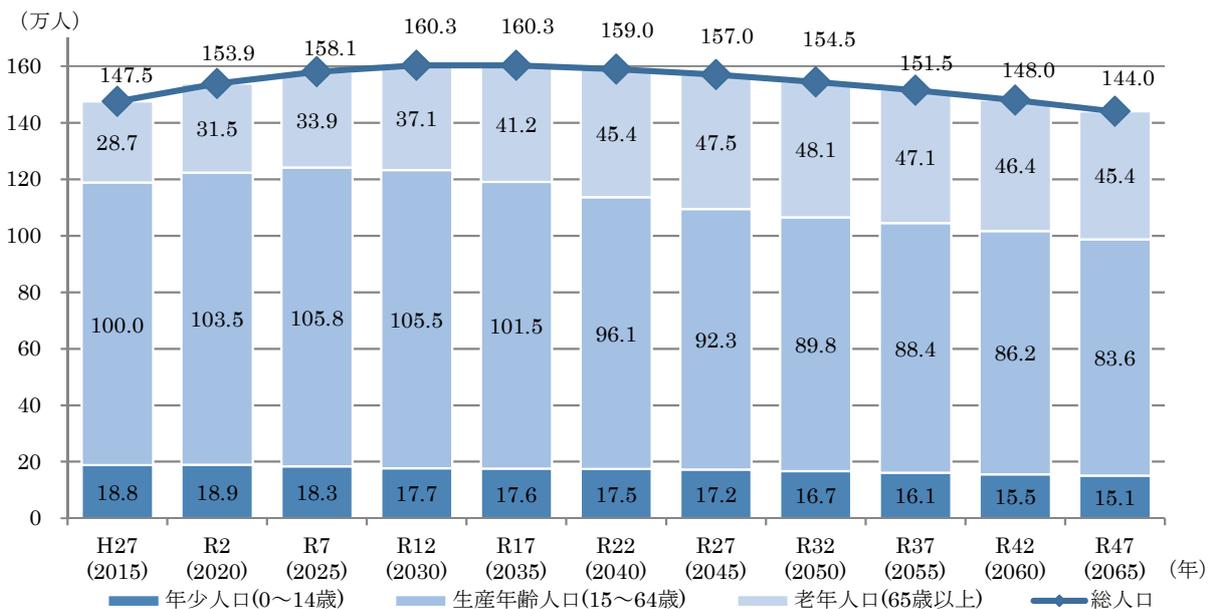
本市の人口は、若年世代の転入超過等を背景に平成 29（2017）年4月に 150 万人を超え、令和 12（2030）年まで増加を続けることが想定されています。一方で、年少人口については令和 2（2020）年にピークを迎え、高齢化の急速な進展も見込まれていることから、本市の人口構成が大きく変化していくことが想定されます。

図表1 年齢各歳別転入・転出人口及び転入超過数（市）



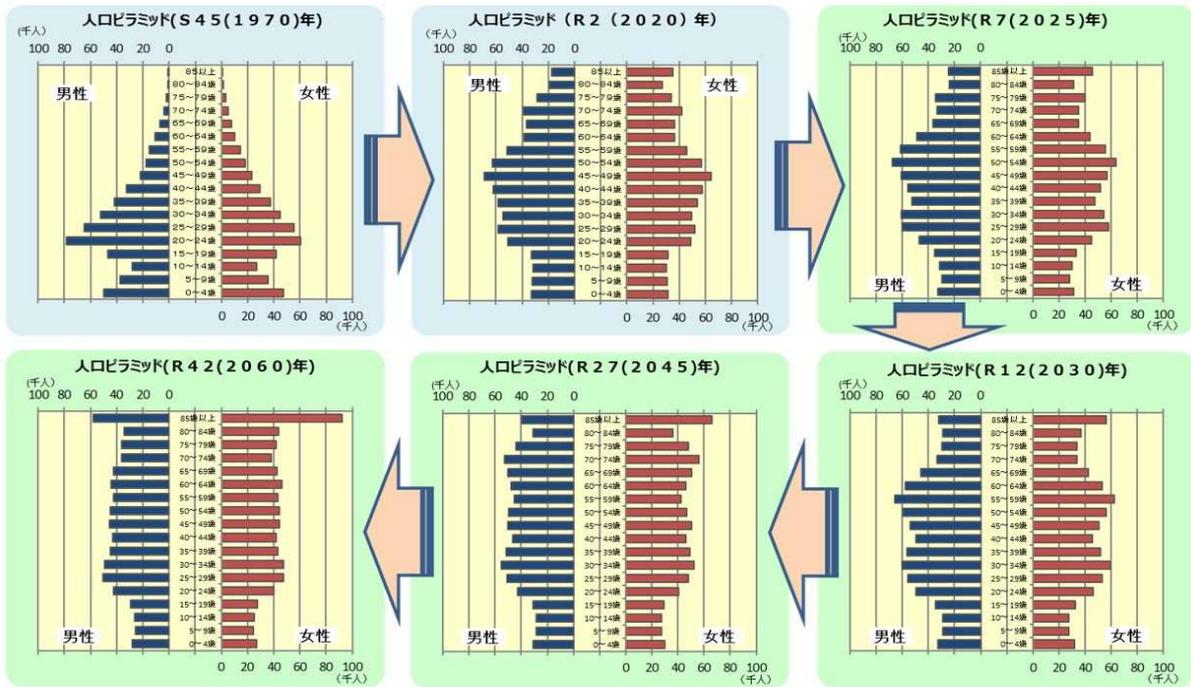
※転入人口・・・5年前の常住地が市外で現住地が市内の人口
 ※転出人口・・・5年前の常住地が市内で現住地が市外の人口
 資料：総務省 平成 27 年国勢調査

図表2 将来人口推計（市）



資料：川崎市将来人口推計（令和 3（2021）年）

図表3 人口構成の変化（市）

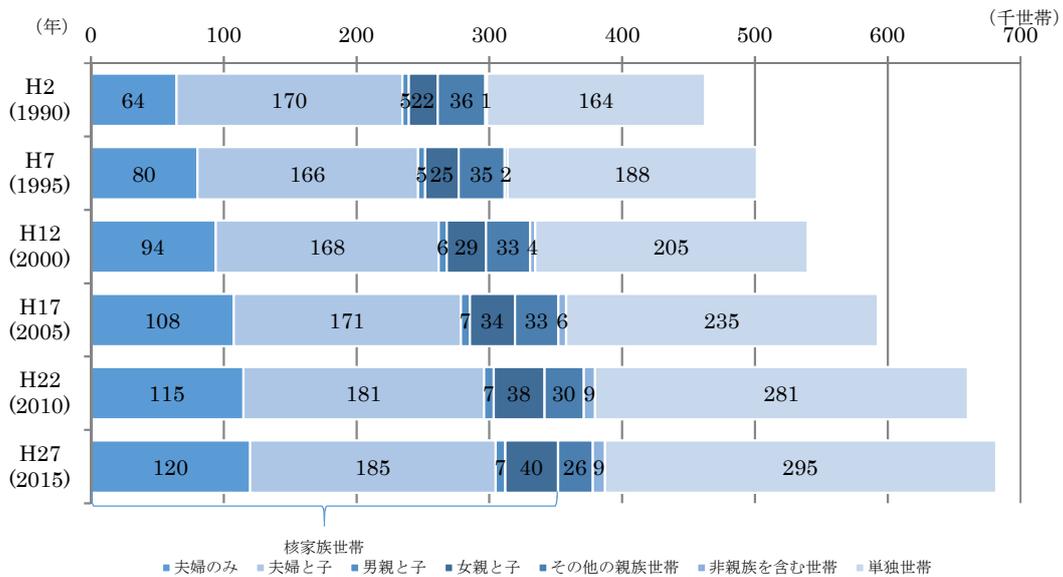


資料：川崎市将来人口推計（令和3（2021）年）

（2）核家族化

平成2（1990）年から、30年間の核家族世帯（夫婦のみ、夫婦と子、男親と子、女親と子）の変化をみると、平成2（1990）年の約26万世帯から平成27（2015）年には約35万世帯に増えています。また、単独世帯も一貫して増加しており、平成27（2015）年には約29万世帯となっています。

図表4 家庭類型別世帯数の推移（市）

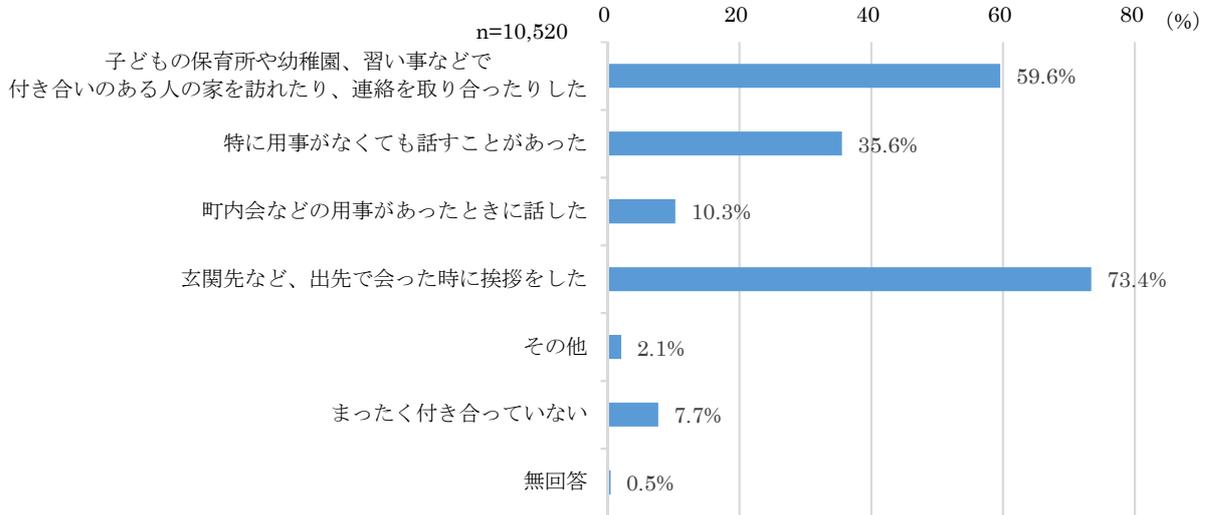


資料：総務省 国勢調査

（3）地域との関係の希薄化

子ども・若者調査（令和2（2020）年）によると、この1か月間での近所の人との交流の程度は、「玄関先など、出先で会った時に挨拶をした」が73.4%で最も高くなっています。一方、7.7%は「まったく付き合っていない」と回答しており、近所付き合いの程度が低い状況となっています。

図表5 近所付き合いの程度（複数回答）

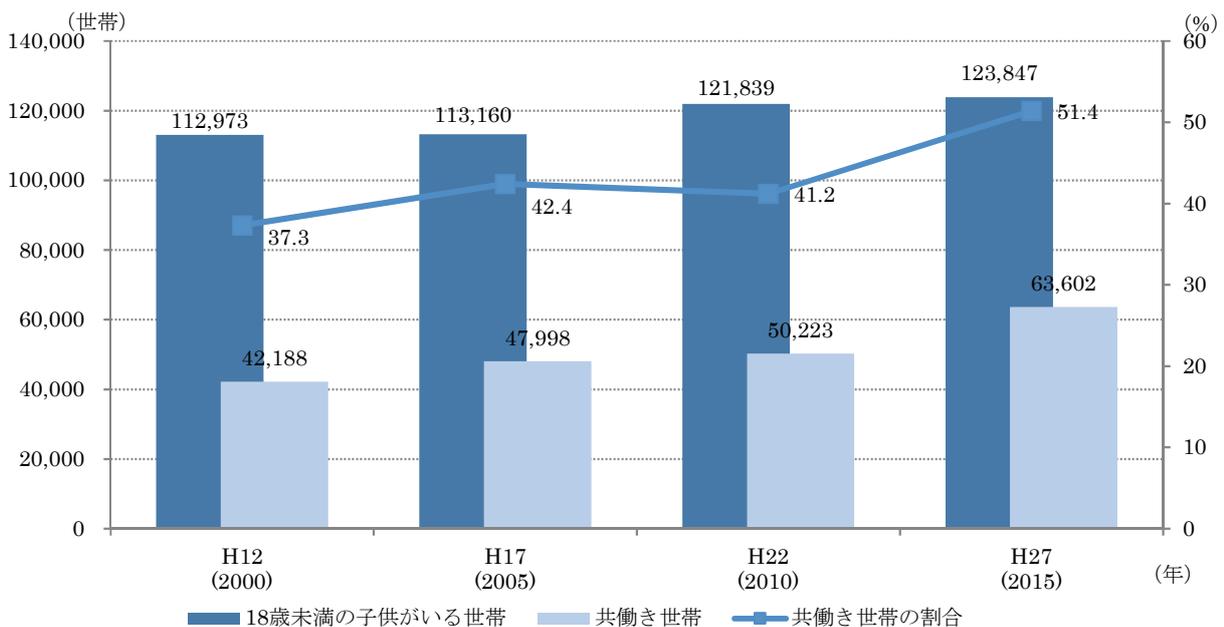


資料：子ども・若者調査（令和2（2020）年）

（4）共働き世帯の増加

本市の18歳未満の子どもがいる世帯のうち、親が共に働いている世帯の平成27（2015）年の構成比は51.4%で、半数以上となっています。

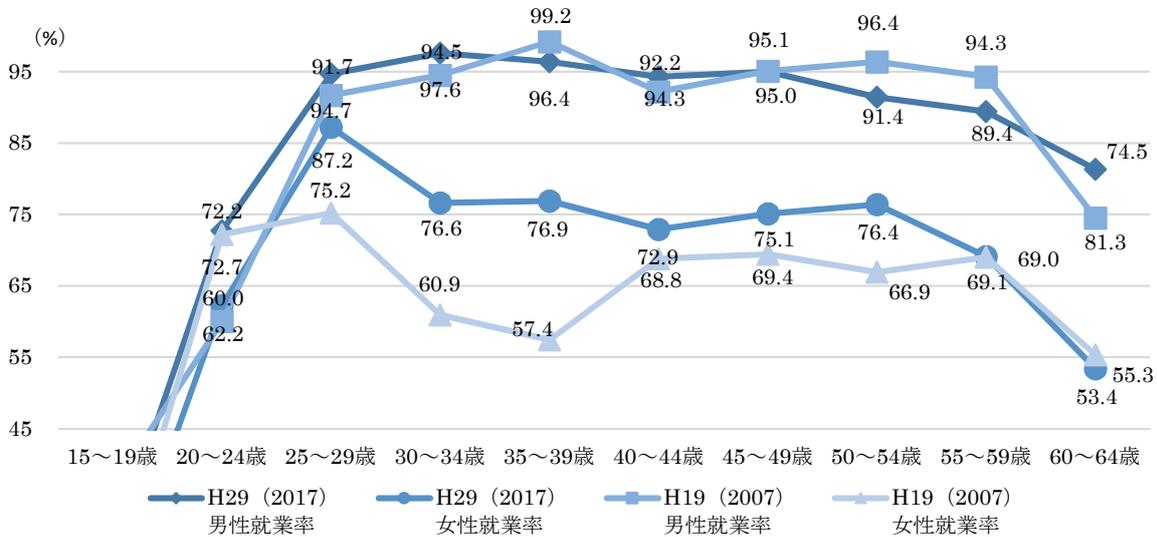
図表6 総世帯数（子どもが18歳未満）と共働き世帯数の推移と割合（市）



資料：総務省 国勢調査

本市の年齢階級別就業率は、概ね全ての年齢層において平成19(2007)年から平成29(2017)年にかけて上昇していますが、依然として男性に比べ、女性の就業率が低い傾向にあります。

図表7 年齢階級別就業率（市）



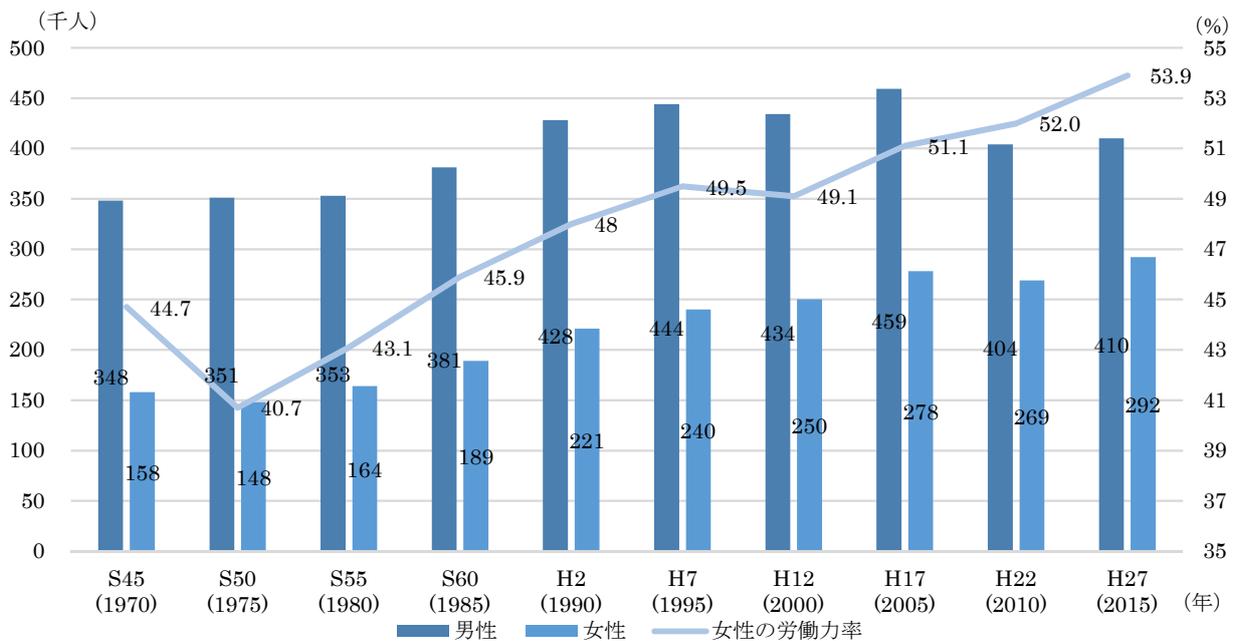
資料：川崎市統計書

女性の労働力人口※1は平成17(2005)年から平成22(2010)年にわずかながら減少しましたが、平成27(2015)年には再び増加しました。女性の労働力率※2は上昇傾向にあり、平成27(2015)年には53.9%となりました。

※1) 15歳以上の就業者（従業者と休業者を合わせたもの）と完全失業者（就業できず、求職活動の実績がある者）を合わせたもの

※2) 15歳以上の人口に占める労働力人口の割合

図表8 労働力人口と労働力率の推移（市）



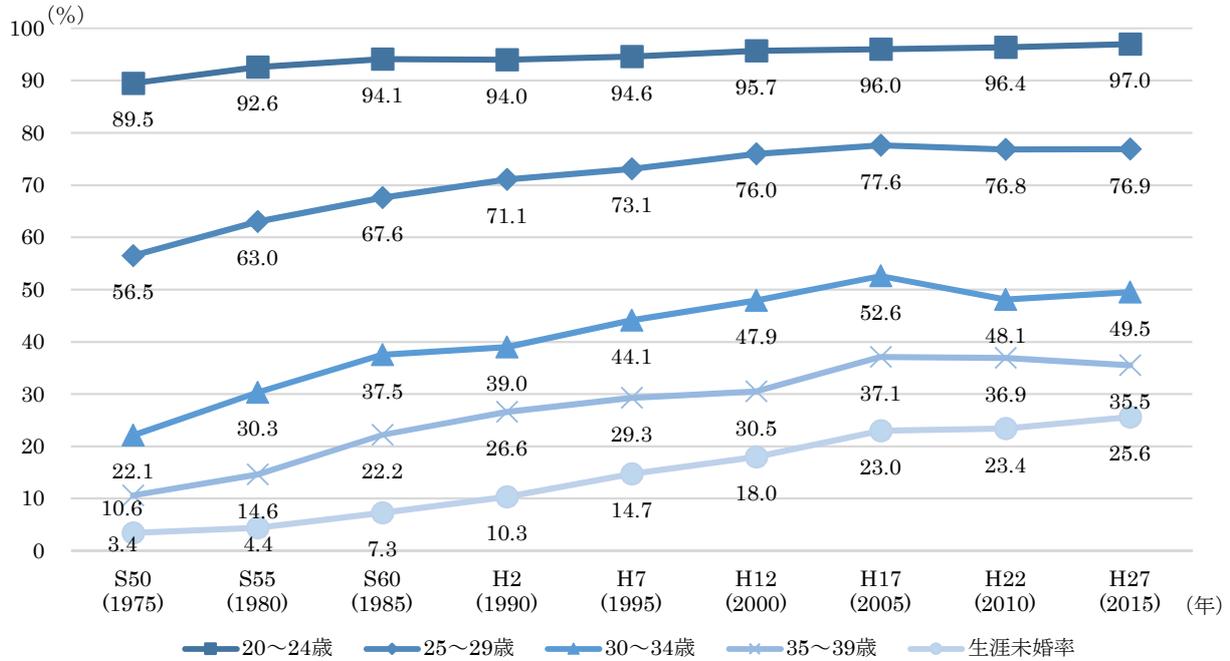
資料：総務省 国勢調査

（5）晩婚化

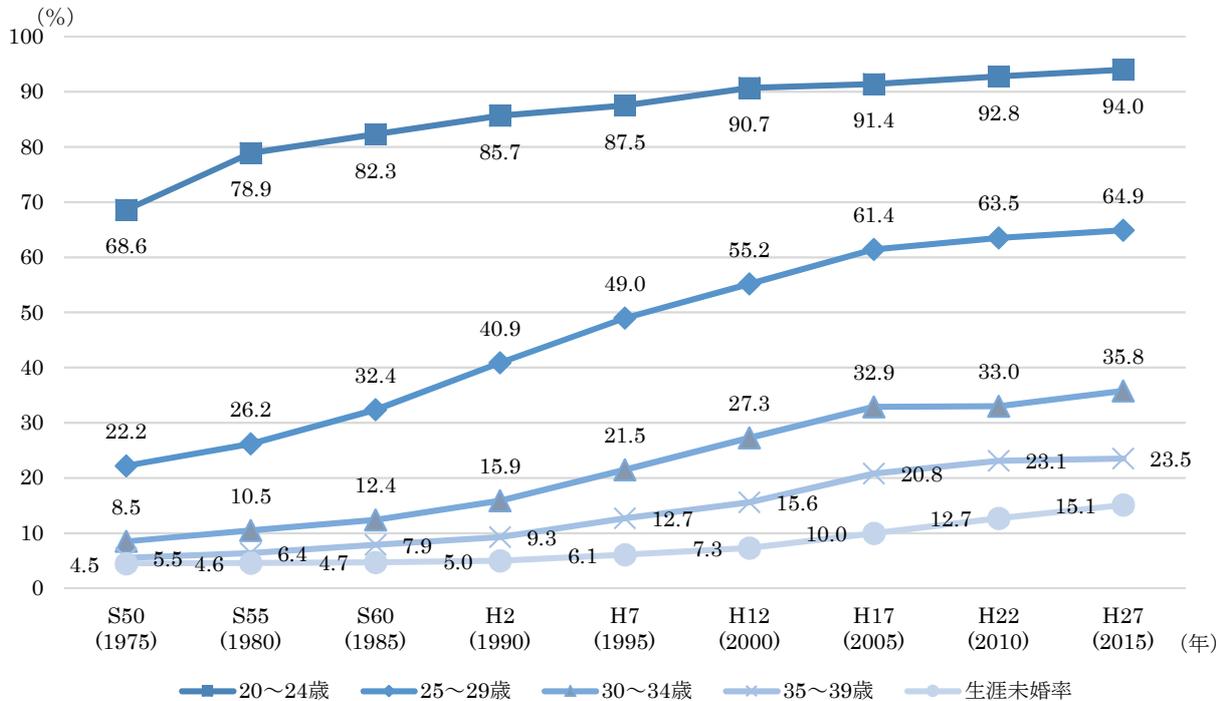
本市の未婚率は概ね上昇傾向にあり、平成 27(2015)年の 25～29 歳の未婚率は、男性 76.9%、女性 64.9%となっています。

図表 9 未婚率の推移（市）

《男性》



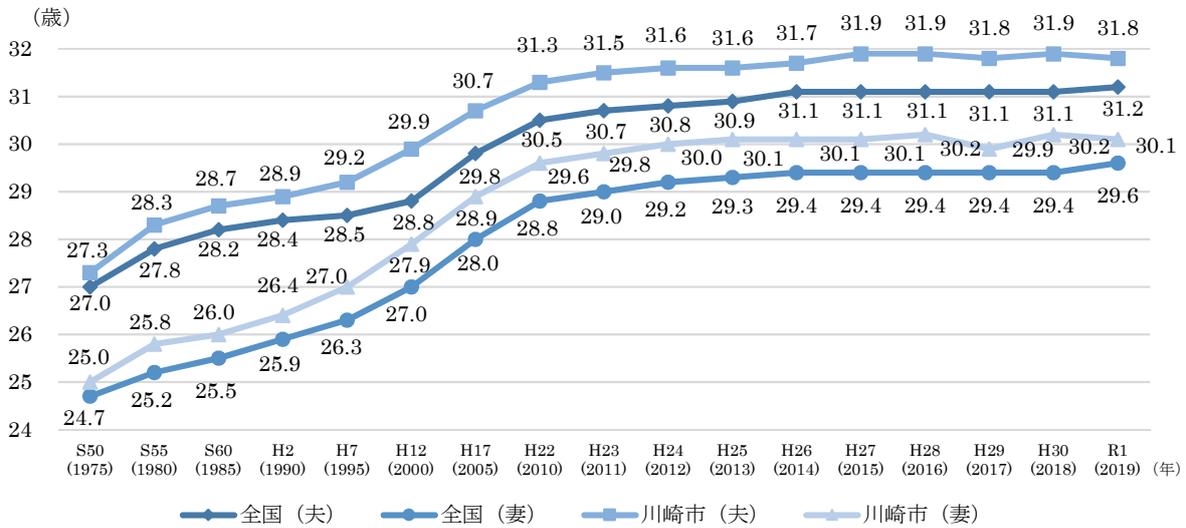
《女性》



資料：総務省 国勢調査

本市の平均初婚年齢は令和元（2019）年に夫が31.8歳、妻が30.1歳となり、全国の水準と比較して晩婚化が進行している状況にあります。

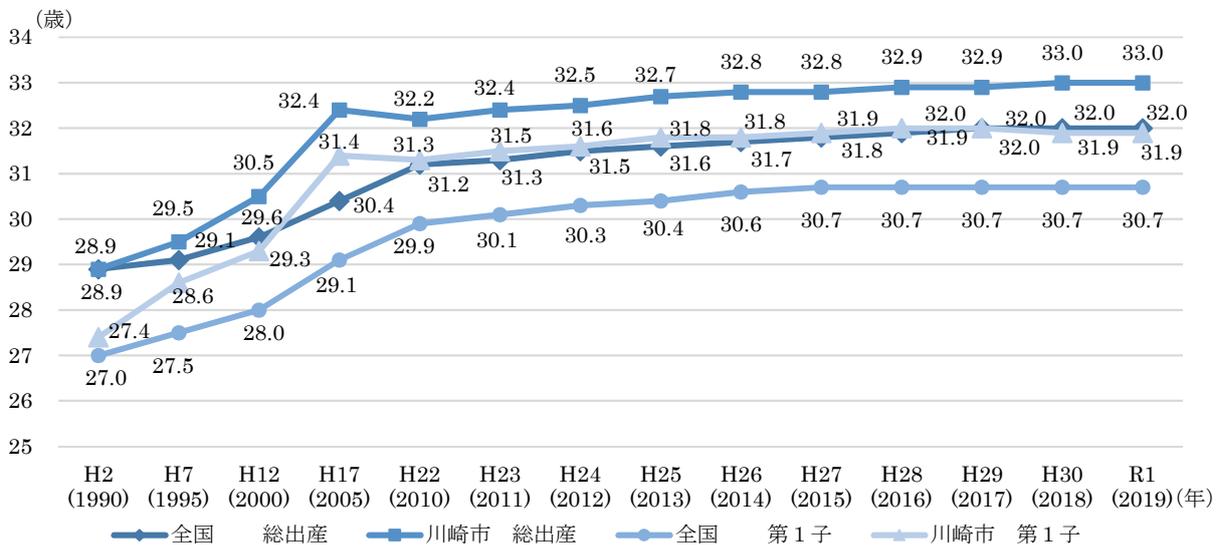
図表 10 平均初婚年齢の推移（国・市）



資料：厚生労働省 人口動態調査

本市の平均出産年齢は令和元（2019）年に総出産平均年齢が33.0歳、第1子平均出産年齢が31.9歳となり、全国の水準と比較して晩産化が進行している状況にあります。

図表 11 平均出産年齢の推移（国・市）

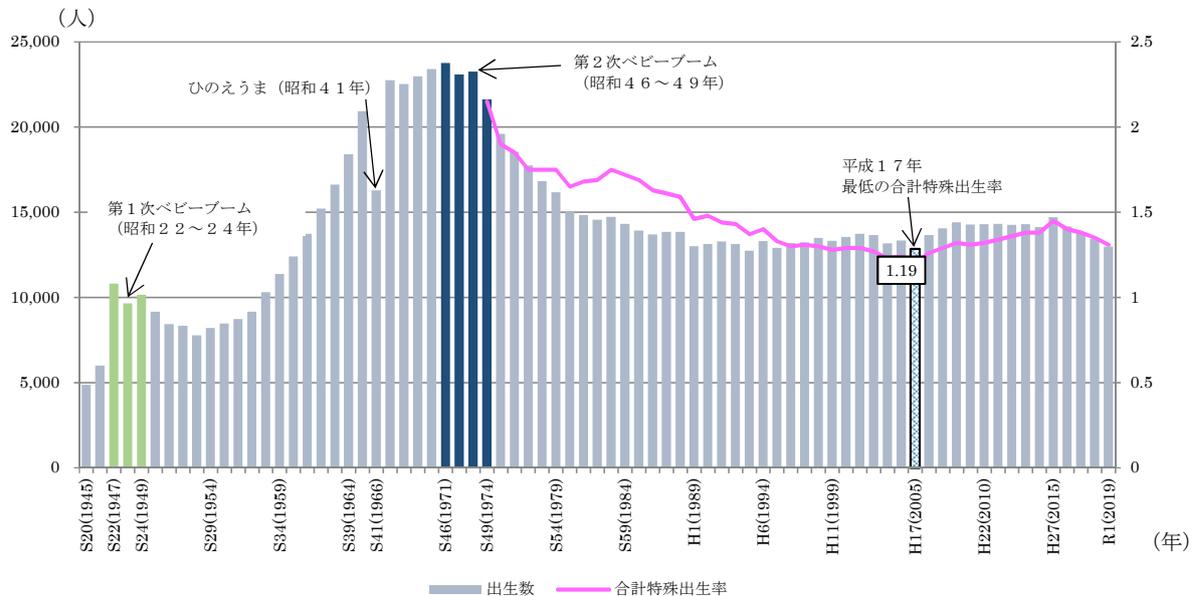


資料：厚生労働省 人口動態調査

（6）少子化

平成 19（2007）年以降、本市の出生数は1万4,000人台で推移していましたが、平成 29（2017）年以降、減少傾向にあります。合計特殊出生率は平成 27（2015）年以降減少傾向にあり、なお低い水準となっています。

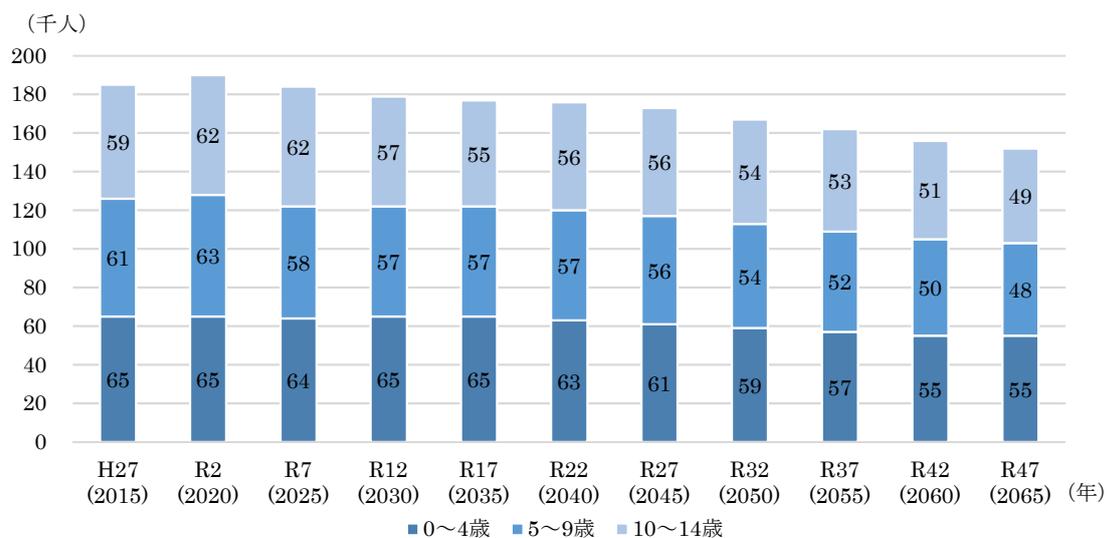
図表 12 出生数と合計特殊出生率の推移（市）



資料：厚生労働省 人口動態調査、川崎市健康福祉年報

0～14歳までの子どもは令和2（2020）年に約19万人でピークを迎え、以降減少傾向となることが予想されています。

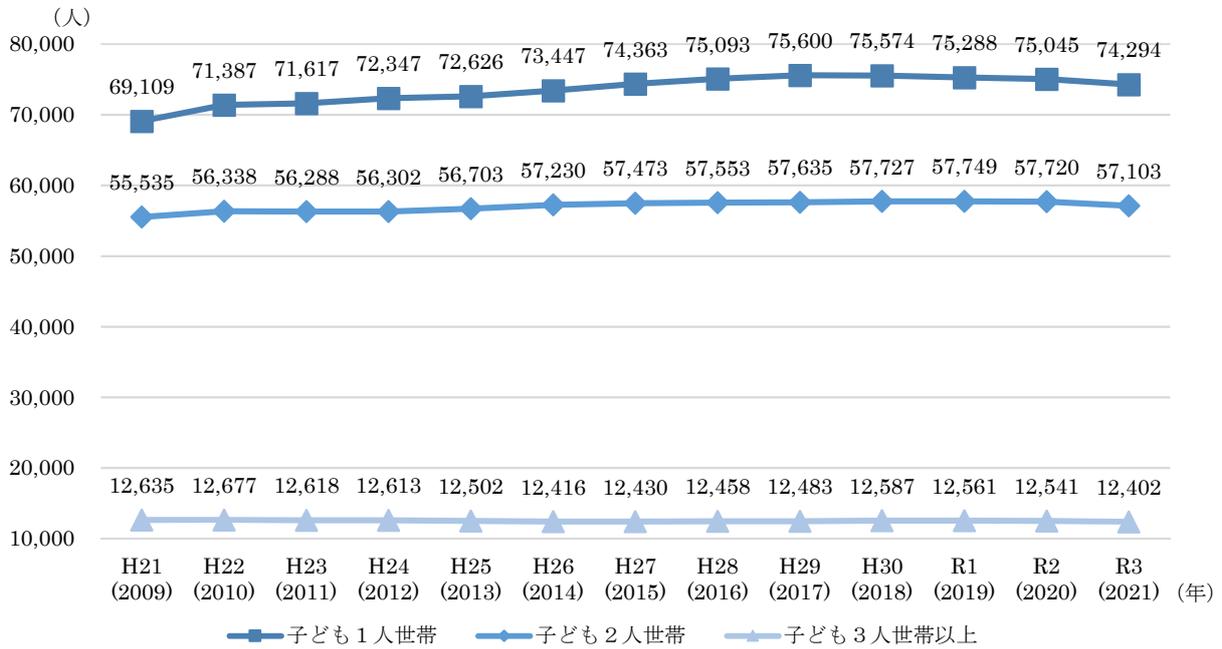
図表 13 0～14歳までの子どもの推移・推計（市）



資料：総務省 国勢調査、川崎市将来人口推計（令和3（2021）年）

子ども3人以上世帯は、子ども1人世帯、2人世帯と比較して大幅に少ない状況が継続しています。

図表 14 市内における子育て世帯数（市）



資料：こども未来局調べ

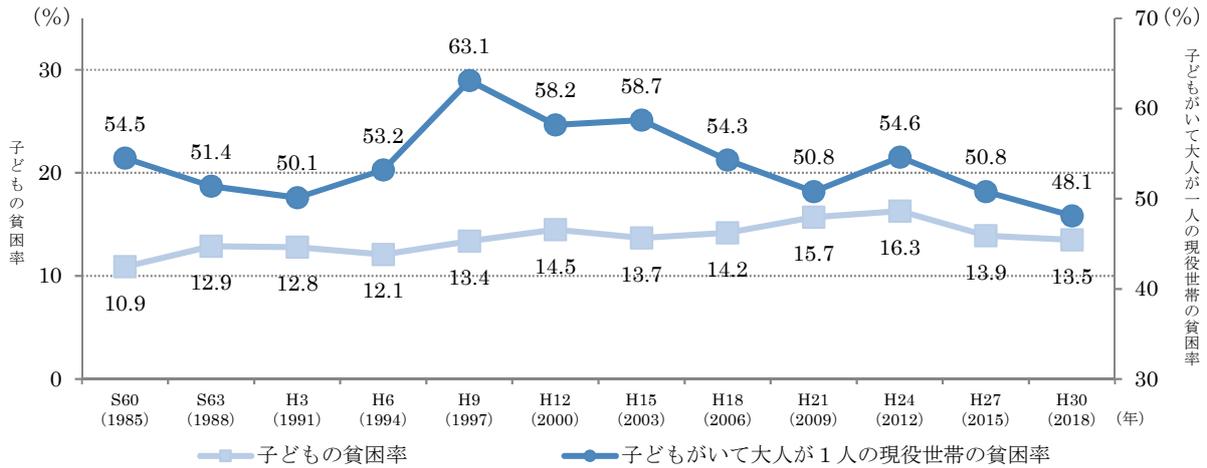
2 子ども・若者及び子育て家庭を取り巻く状況

（1）子どもの貧困に関する状況

平成 24（2012）年時点の我が国の「子どもの貧困率」は 16.3%で、約6人に1人の子どもが相対的貧困の状態にあるとされた中で、平成 30（2018）年時点は、13.5%と改善したものの、依然として約7人に1人の子どもが相対的に貧困の状態にあります。

特に、大人一人で子どもを育てる世帯の貧困率は 48.1%と極めて高い状況となっています。

図表 15 子どもの貧困率（国）

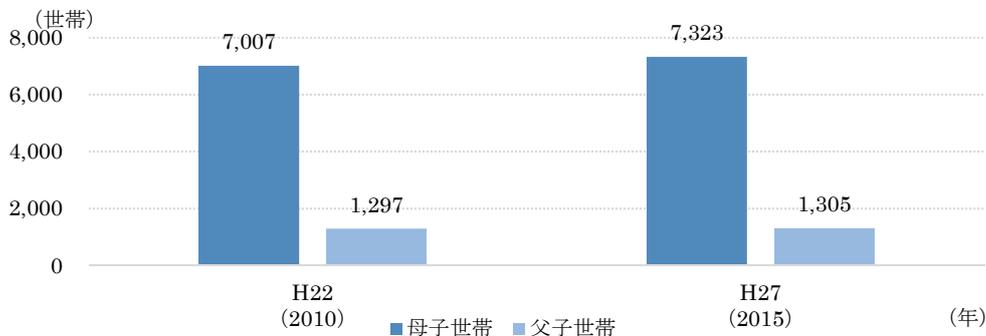


資料：厚生労働省 国民生活基礎調査

（2）ひとり親家庭を取り巻く状況

本市における母子世帯及び父子世帯の世帯数の推移を見ると、平成 27（2015）年に母子世帯数は 7,323 世帯、父子世帯数は 1,305 世帯となりました。令和 3（2021）年 3 月末時点の児童扶養手当受給状況は、受給世帯数 5,836 世帯（母子 5,582 世帯、父子 225 世帯、養育者 29 世帯）となっています。令和元年国民生活基礎調査における所得状況をみると、児童のいる世帯の総所得は 745.9 万円ですが、母子世帯では 306 万円となっています。

図表 16 母子世帯数・父子世帯数（市）

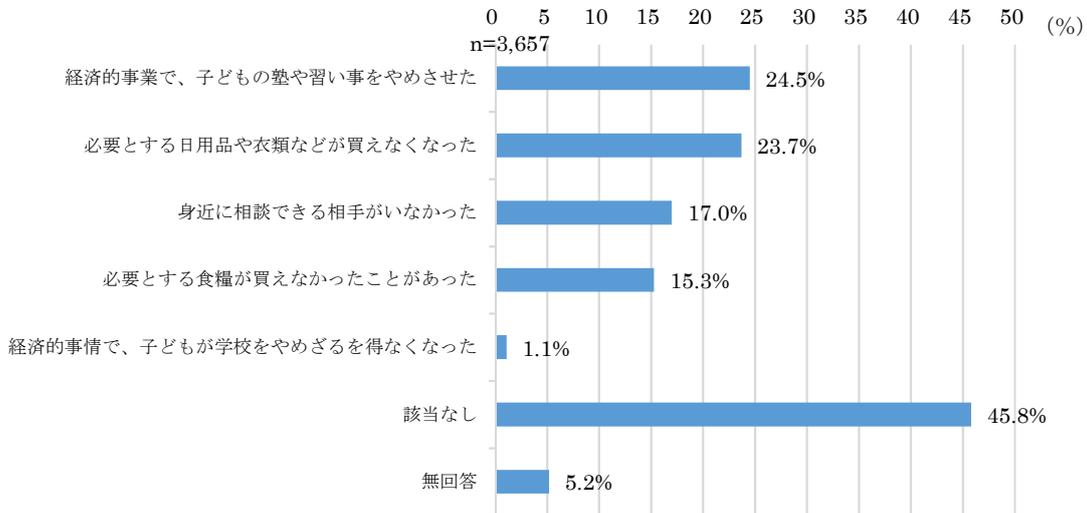


※他の世帯員（20歳以上の子供を除く。）がいる母子・父子世帯を含む。

資料：総務省 国勢調査

ひとり親に関するアンケート調査（令和3（2021）年）によると、過去1年間の日常生活での状況は、45.78%が「該当なし」と回答している一方、「経済的事情で、子どもの塾や習い事をやめさせた」、「必要な日用品や衣類などが買えなくなった」が20%を超える状況となっています。

図表 17 過去1年間の日常生活での状況（複数回答）

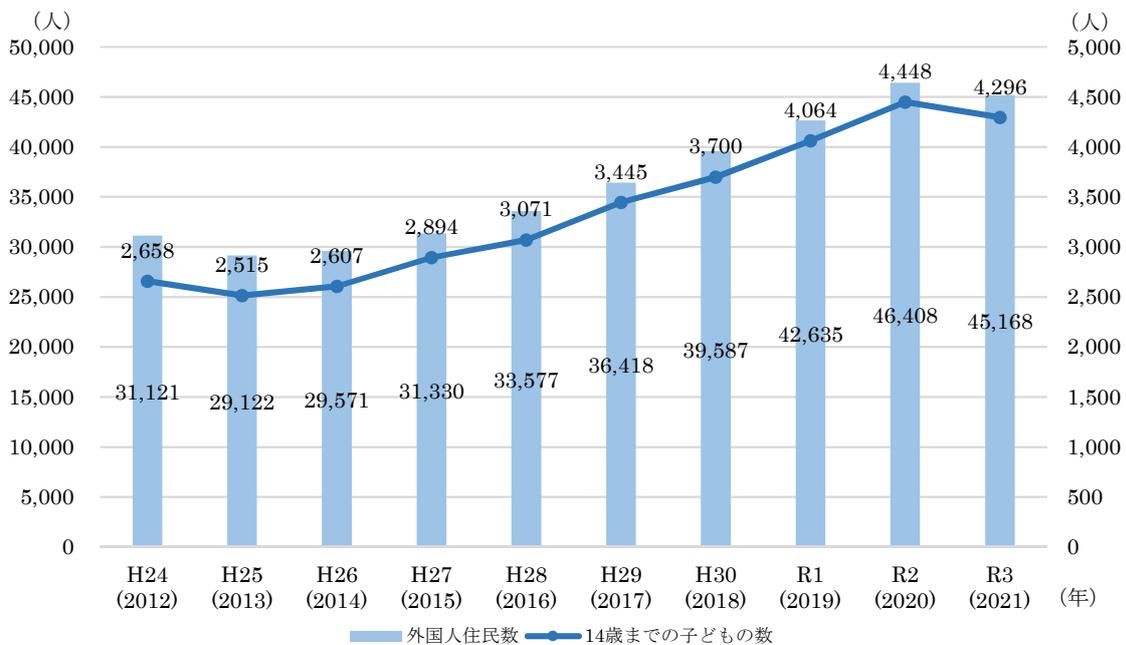


資料：ひとり親に関するアンケート調査（令和3（2021）年）

（3）外国人に関する状況

外国人住民数はこの10年で約1.45倍となり、令和3（2021）年で45,168人となっています。うち、0～14歳までの子どもの数は、10年で約1.6倍となっています。

図表 18 14歳までの外国人住民数の推移（市）

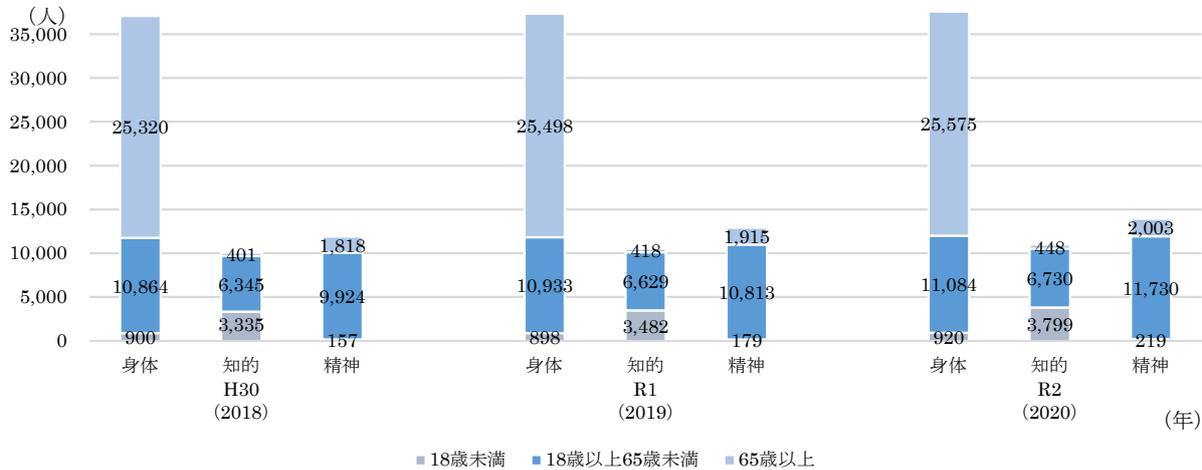


資料：川崎市管区別年齢別外国人住民人口

（4）障害に関する状況

本市における各障害者手帳所持者数は増加傾向にあり、令和2（2020）年現在で身体障害は37,579人、知的障害は10,977人、精神障害は13,952人となっています。

図表 19 身体・知的・精神障害児の推移（市）

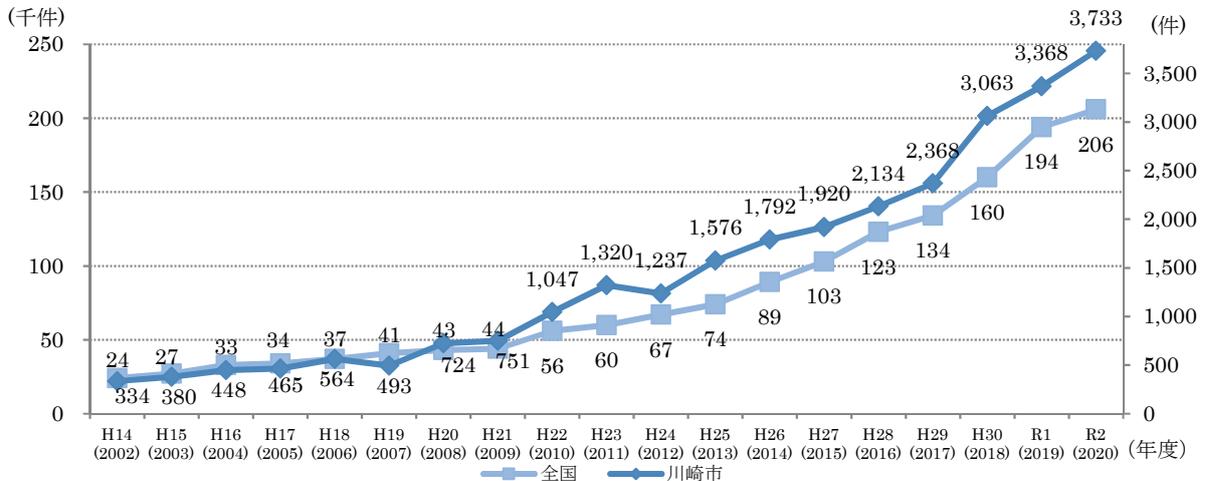


※知的障害は、判定のみ受けて療育手帳を所持していない方も含む
資料：健康福祉局調べ

（5）児童虐待に関する状況

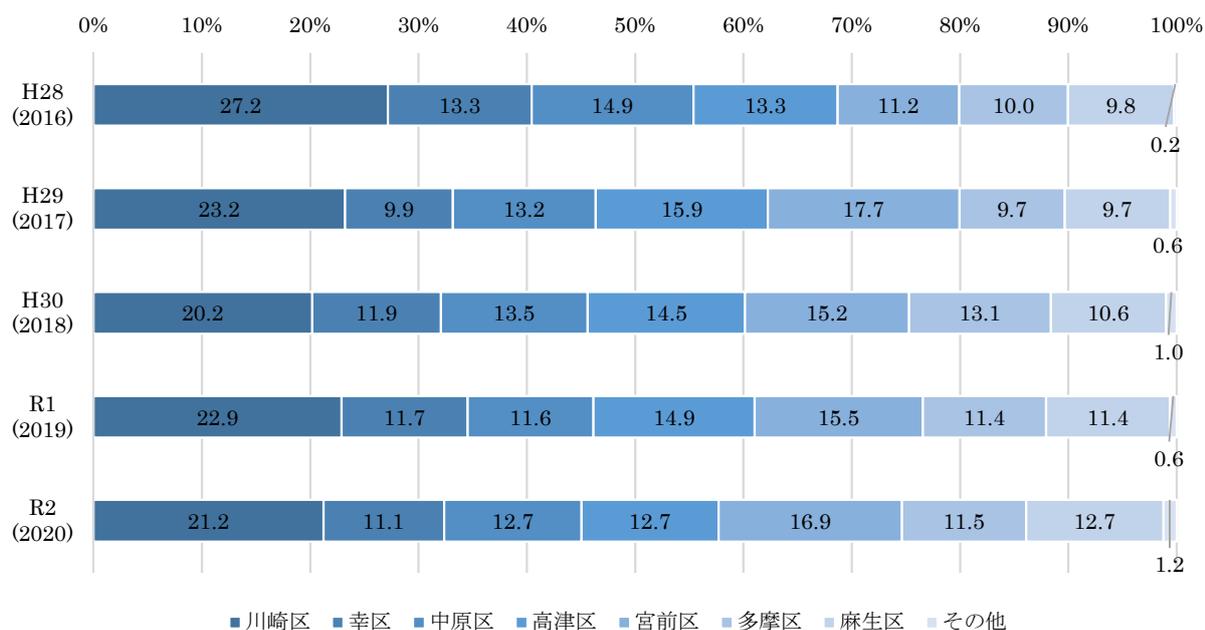
本市の児童相談所が令和2（2020）年度に受理した児童虐待相談・通告件数は3,733件で、平成12（2000）年の児童虐待の防止等に関する法律が施行されて以降、最も多い件数となっています。令和2（2020）年度については、区別内訳は、川崎区が21.2%で最も高く、次いで宮前区が16.9%と、年齢別内訳は、0～3歳が33.5%で最も高く、次いで小学生が28.8%と、虐待種別内訳は、心理的が51.8%で最も高く、次いでネグレクトが28.5%となっています。

図表 20 児童虐待相談・通告件数（国・市）



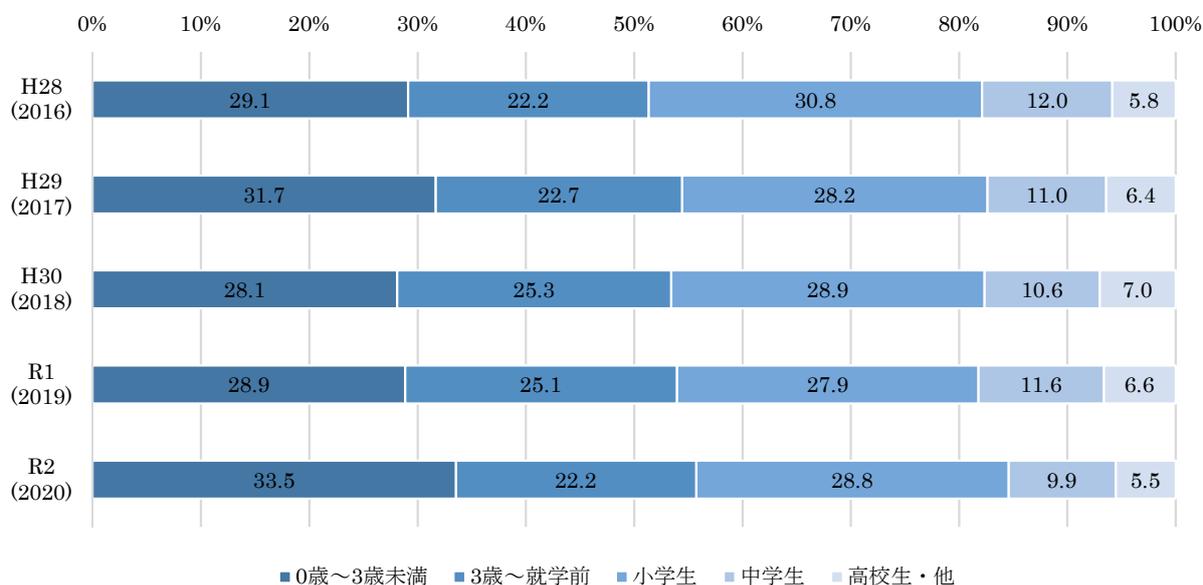
資料：こども未来局調べ

図表 21 児童虐待相談・通告件数の区別内訳（市）



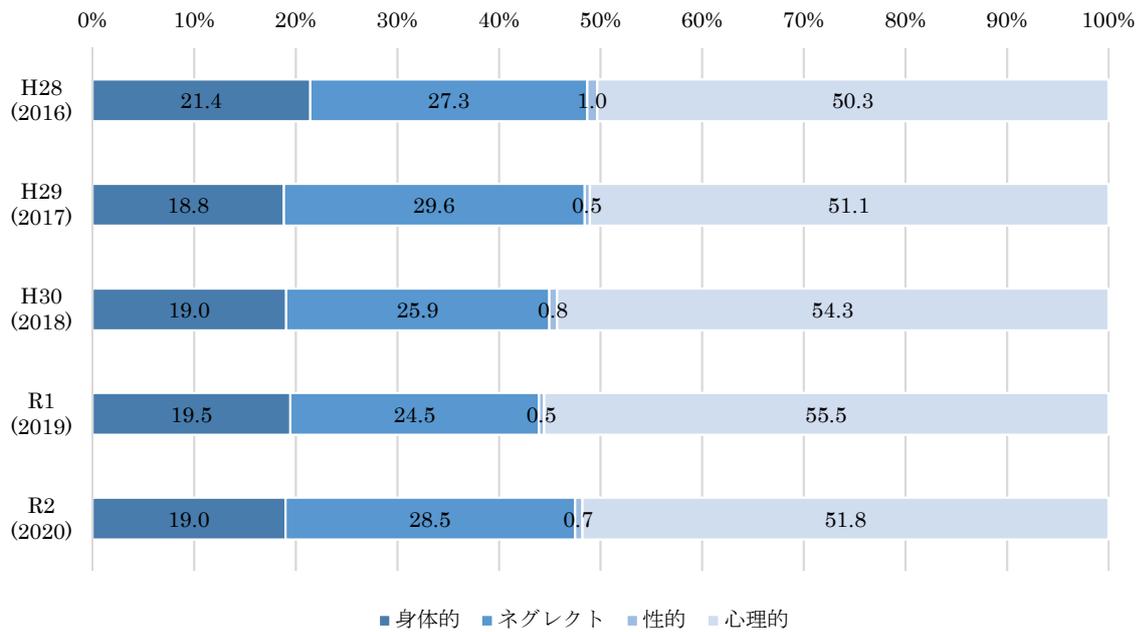
資料：こども未来局調べ

図表 22 児童虐待相談・通告件数の年齢別内訳（市）



資料：こども未来局調べ

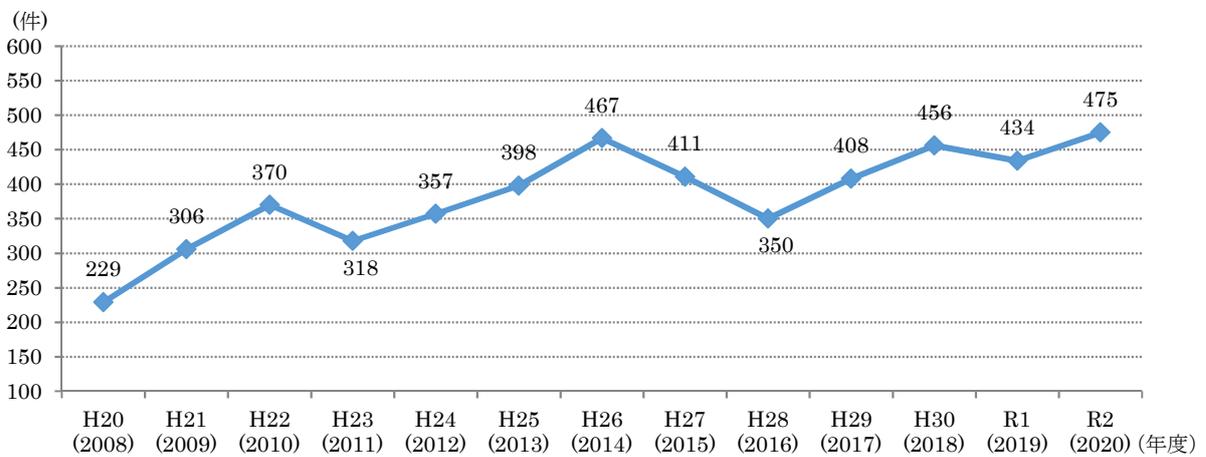
図表 23 児童虐待相談・通告件数の虐待種別内訳（市）



資料：こども未来局調べ

一時保護所における一時保護件数は増加傾向にあり、令和2（2020）年度は475件となっています。

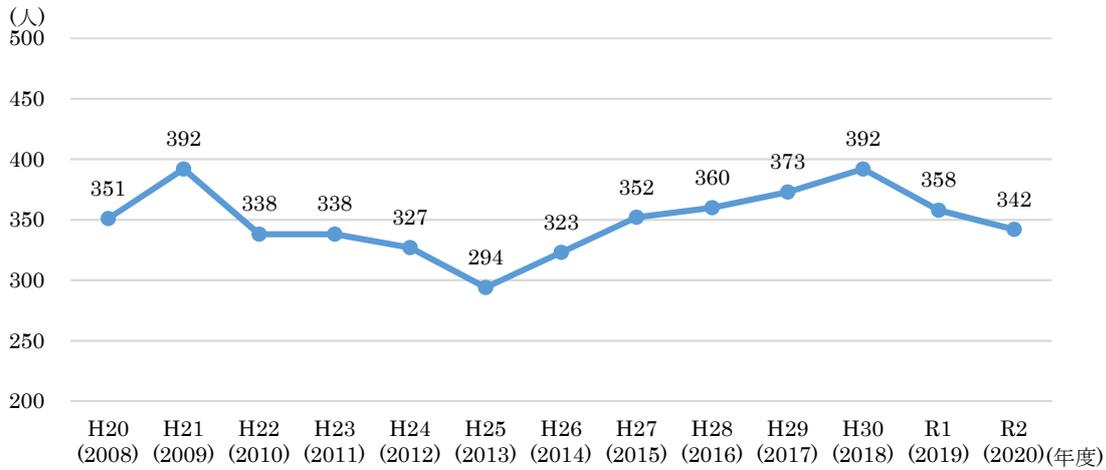
図表 24 一時保護所における一時保護件数の推移（市）



資料：こども未来局調べ

里親や児童養護施設で生活する児童数は、令和2（2020）年度で342人となっています。

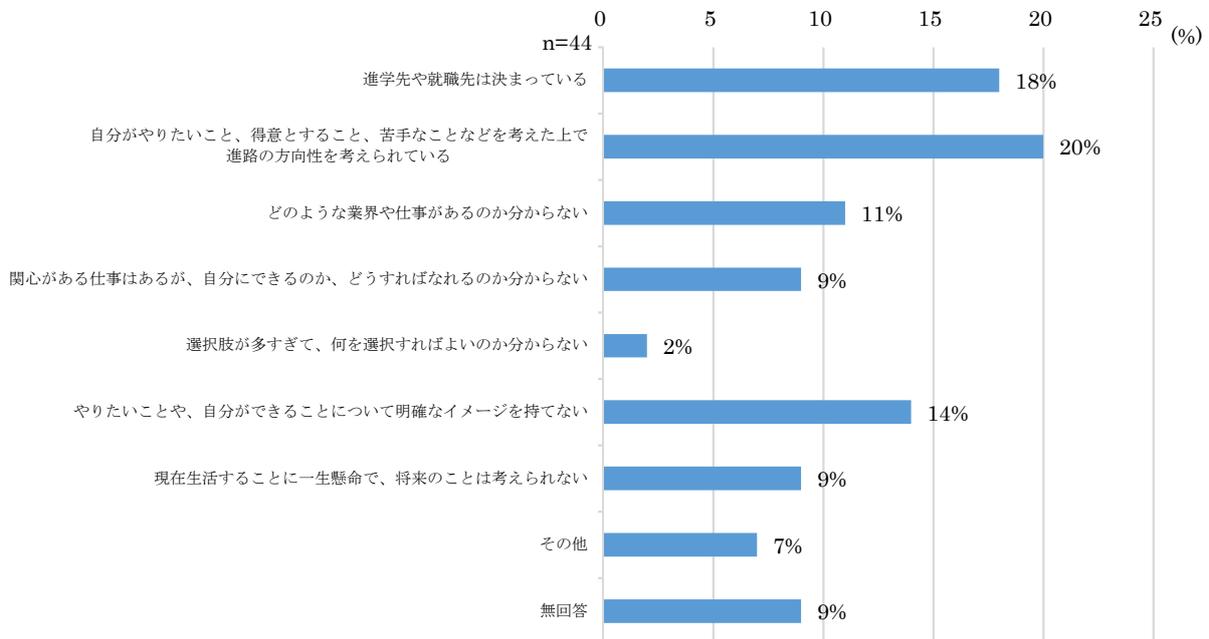
図表 25 社会的養護を必要とする児童数推移（市）



資料：こども未来局調べ

社会的養育に関するアンケート調査（令和元（2019）年）によると、進路を選ぶことについてどう感じていますかでは、「自分がやりたいこと、得意とすること、苦手なことなどを考えた上で進路の方向性を考えられている」が20%で、次いで「進学先や就職先は決まっている」が18%、「やりたいことや、自分ができることについて明確なイメージを持ってない」が14%となっています。

図表 26 養育里親家庭で生活する児童等の進路選択（複数回答）

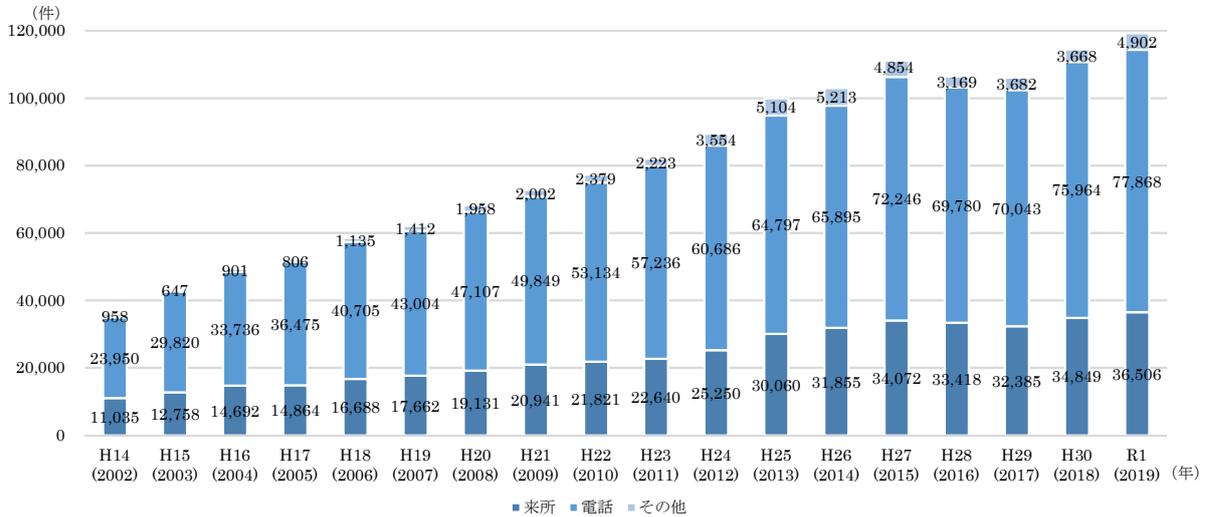


資料：社会的養育推進計画アンケート調査（令和元（2019）年）

（6）DV・女性相談等に関する状況

我が国のDV相談件数は、増加傾向にあり、令和元（2019）年で119,276件となっています。

図表 27 DV相談件数（国）

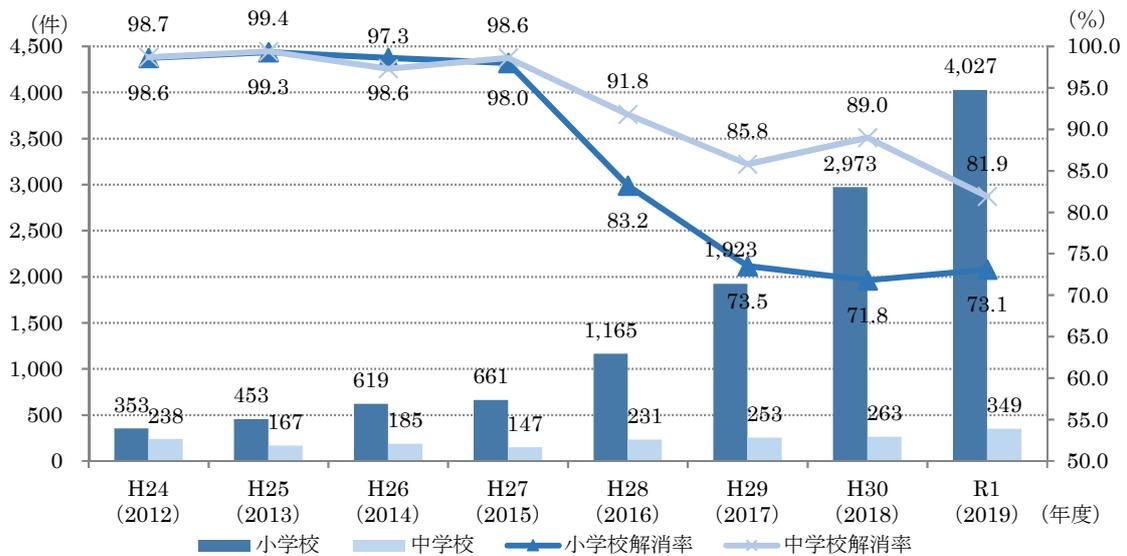


資料：内閣府男女共同参画局調べ

（7）いじめ・不登校に関する状況

市立小・中学校におけるいじめの認知件数は、令和元年（2019）年に小学校4,027件、中学校349件となっています。小・中学校ともに増加傾向にあり、小学校は中学校と比較し大きく増加しています。また、長期欠席児童生徒数は、令和元（2019）年に小学校で1,009人、中学校で1,616人となっています。

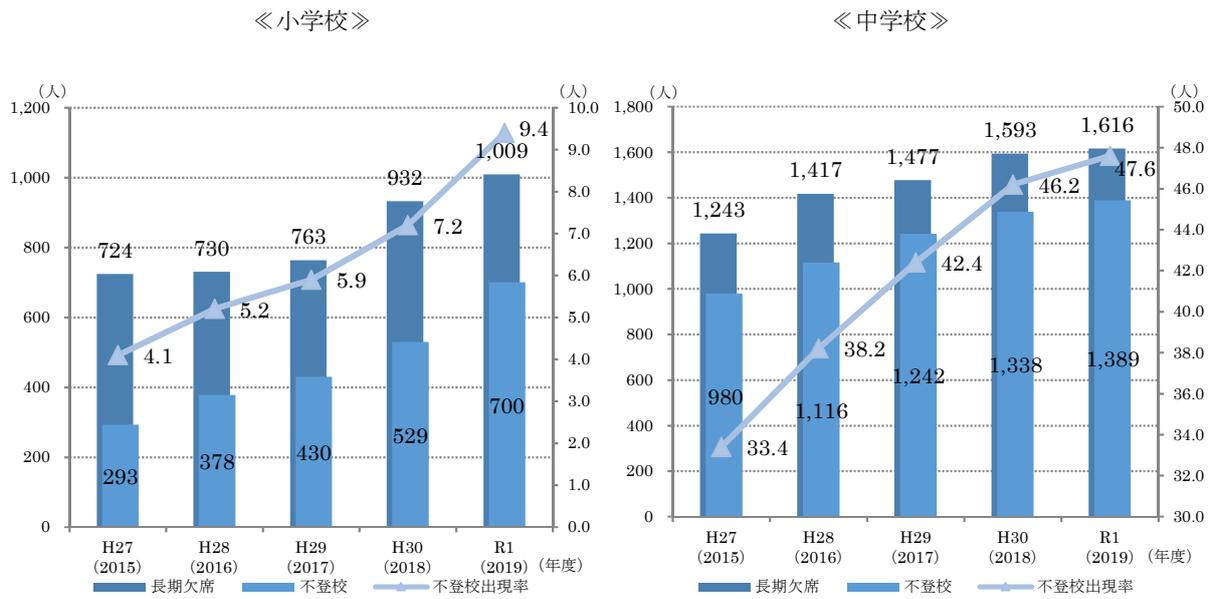
図表 28 いじめの認知件数及び解消率（市）



※平成 27 (2015) 年度以前と平成 28 (2016) 年度では「解消」の定義が異なる

資料：令和元年度川崎市市立小・中学校における児童生徒の問題行動等の状況調査結果

図表 29 長期欠席児童生徒数の推移（市）



※長期欠席=病欠+不登校+その他

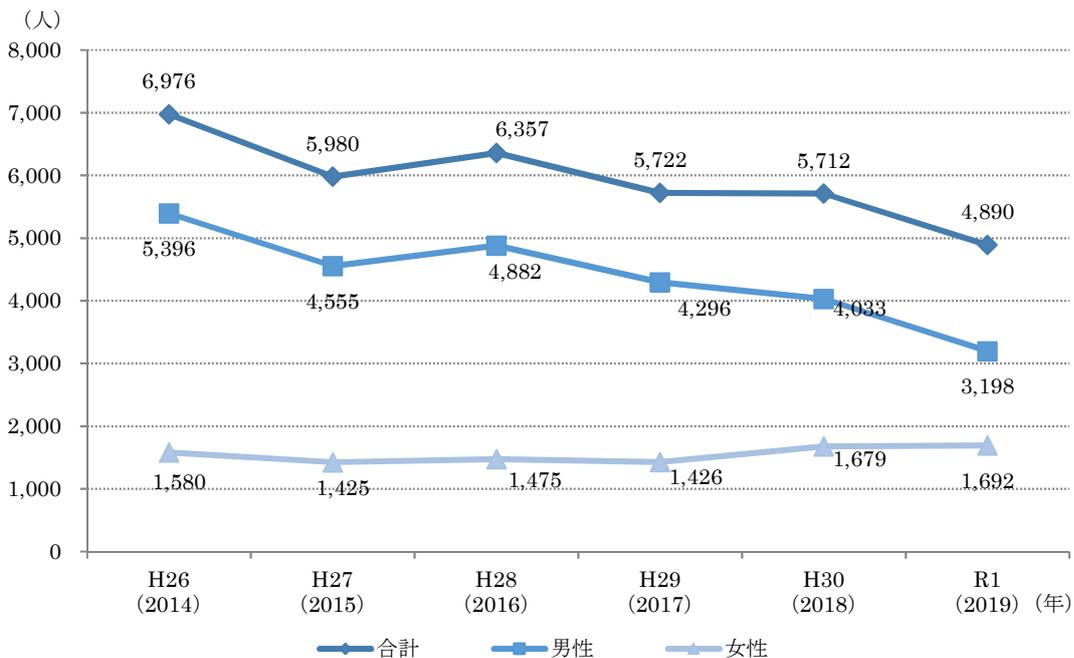
※不登校出現率は1,000人あたりの数（不登校者数÷全児童・生徒数×1,000）

資料：令和元年度川崎市市立小・中学校における児童生徒の問題行動等の状況調査結果

（8）非行等に関する状況

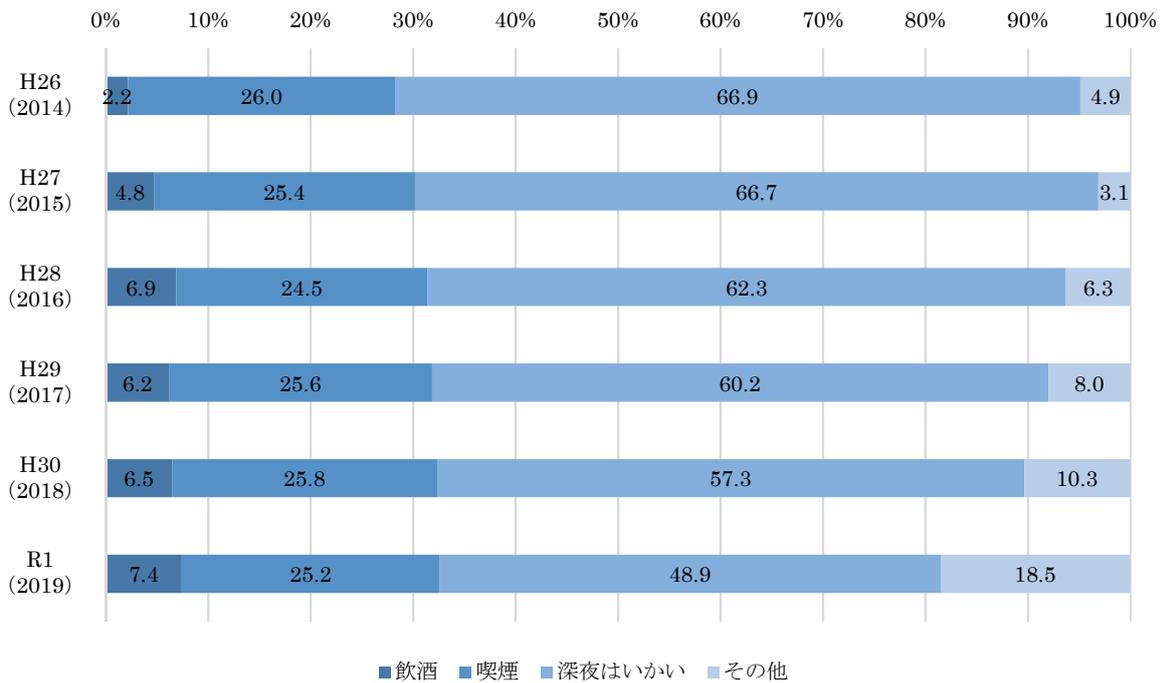
不良行為少年として補導した少年は、男性が減少傾向にあり、令和元（2019）年に男性3,198人、女性1,692人となっています。行為別状況では、深夜はいかいが最も多く令和元（2019）年は48.9%を占めています。

図表 30 不良行為少年数の推移（市）



資料：神奈川県警察本部

図表 31 不良行為少年の行為別状況（市）



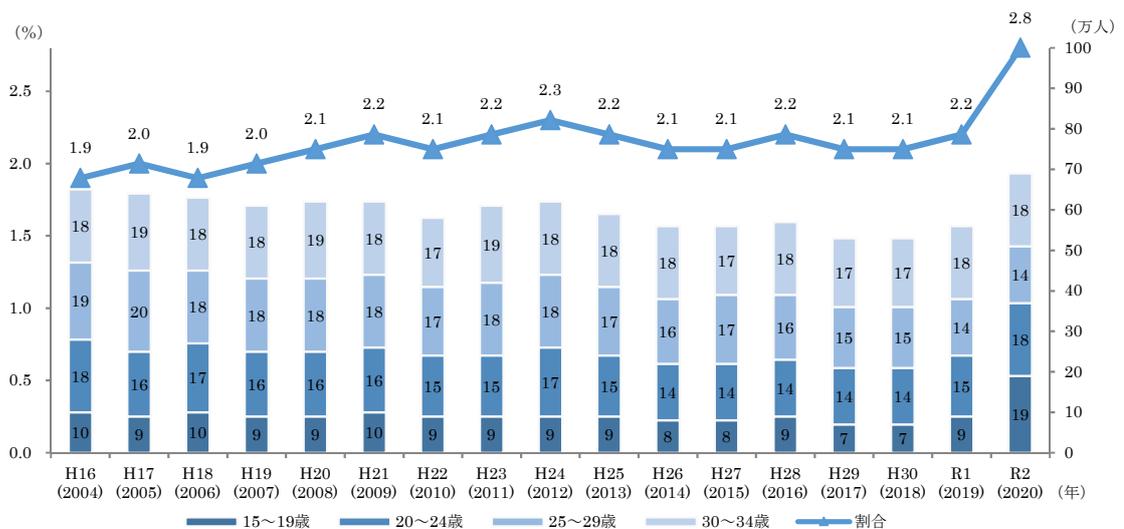
資料：神奈川県警察本部

(9) ひきこもり、若年無業者に関する状況

若年無業者※の推移をみると令和2（2020）年平均で69万人と、前年に比べて13万人の増となりました。年齢階級別にみると、15～19歳が19万人と最も多くなっています。

※若年無業者：15歳から34歳の非労働力人口のうち家事も通学もしていない者

図表 32 若年無業者及び人口に占める割合（国）



資料：総務省 労働力調査

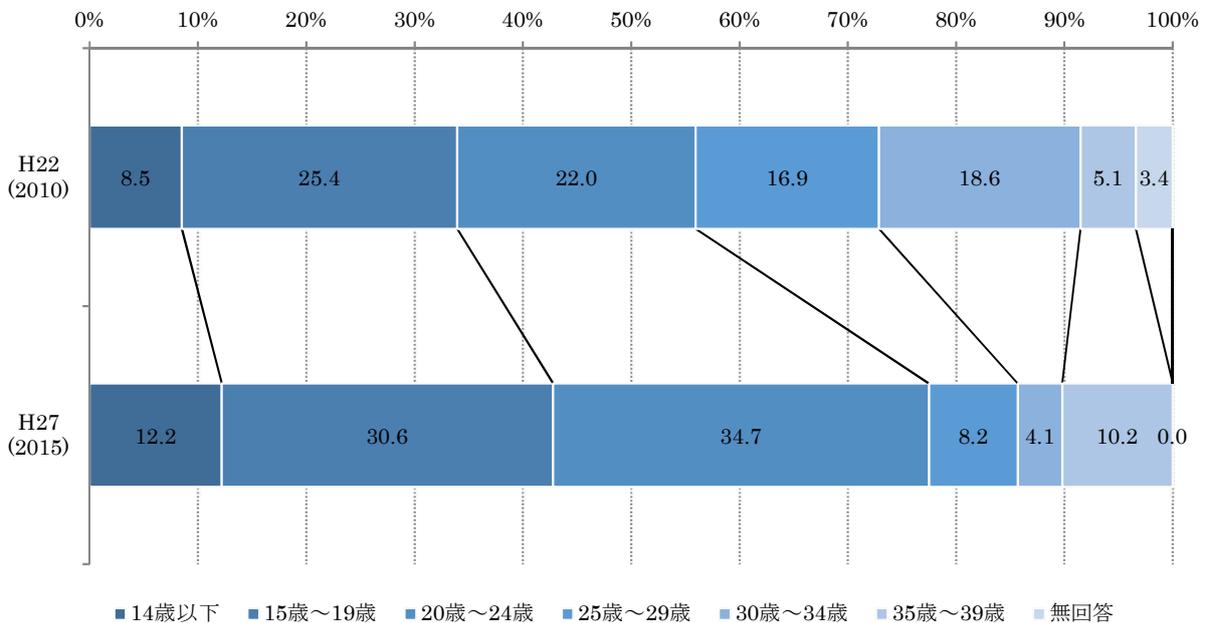
平成 27(2015)年の広義のひきこもりの推計数は 54.1 万人とされており、平成 22(2010)年から減少しています。また、ひきこもりの状態になった年齢は、20 歳～24 歳の割合が 34.7%と最も多くなっています。

図表 33 ひきこもり推計数（国）

			有効回収数に占める割合(%)		全国の推計数(万人)	
			H22(2010)	H27(2015)	H22(2010)	H27(2015)
広義のひきこもり	準ひきこもり	ふだんは家にいるが、自分の趣味に関する用事のみときだけ外出する	1.19	1.06	46.0	36.5
	狭義のひきこもり	ふだんは家にいるが、近所のコンビニなどには出かける	0.40	0.35	15.3	12.1
		自室からは出るが、家からは出ない	0.09	0.16	3.5	5.5
		自室からはほとんど出ない	0.12		4.7	
計			1.79	1.57	69.6	54.1

資料：平成 22（2010）年は内閣府「若者の意識に関する調査（ひきこもりに関する実態調査）」、平成 27 年（2015）は内閣府「若者の生活に関する調査報告書」

図表 34 ひきこもりの状態になった年齢（国）



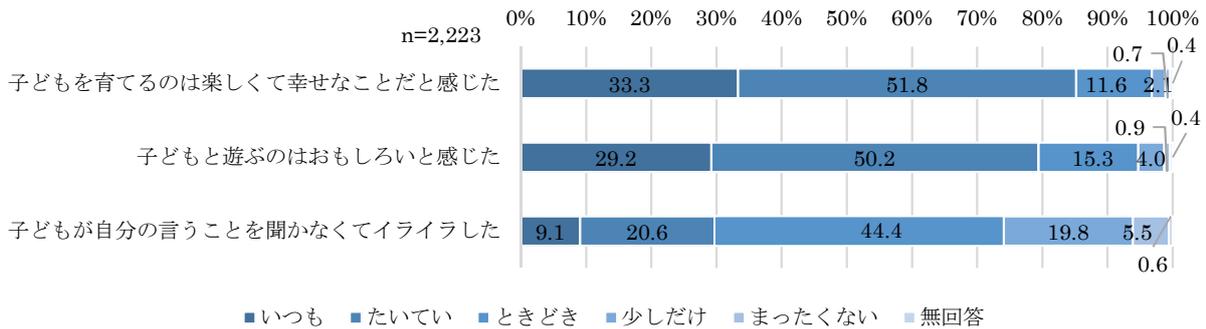
資料：平成 22（2010）年は内閣府「若者の意識に関する調査（ひきこもりに関する実態調査）」、平成 27 年（2015）は内閣府「若者の生活に関する調査報告書」

3 子どもの成長・発達段階ごとの状況

（1）子育てに関する状況

子ども・若者調査（令和2（2020）年）によると、子どもを育てるのは楽しくて幸せなことだと感じたは、「たいてい」が51.8%で最も高く、次いで、「いつも」が33.3%、子どもと遊ぶのはおもしろいと感じたは、「たいてい」が50.2%で最も高く、次いで、「いつも」が29.2%、子どもが自分の言うことを聞かなくてイライラしたは、「ときどき」が44.4%で最も高く、次いで、「たいてい」が20.6%となっています。

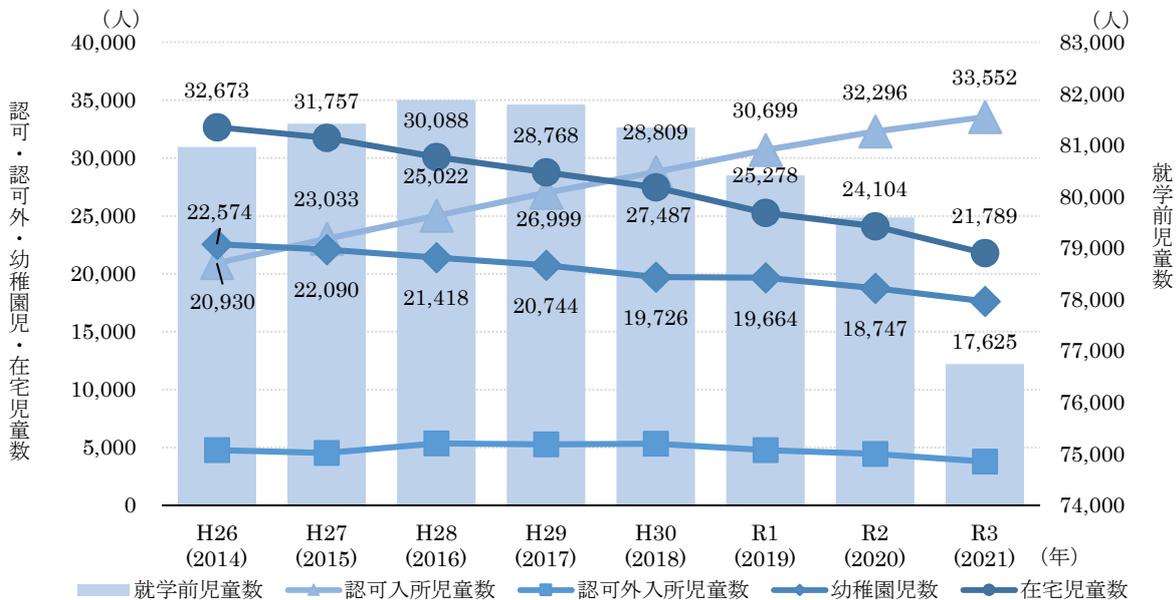
図表 35 子育てをする中で、日ごろ感じていること



資料：子ども・若者調査（令和2（2020）年）

本市の就学前の子どもの養育状況として、在宅児童数と幼稚園児数が減少している一方、認可保育所に通う子どもが年々増加しています。

図表 36 就学前の子どもの養育状況（市）



※認可保育所入所児童数は、各年4月1日現在の市内在住の入所者数（こども未来局調べ）

※認可外保育施設等入所児童数は、各年4月1日現在の利用者数（こども未来局調べ）

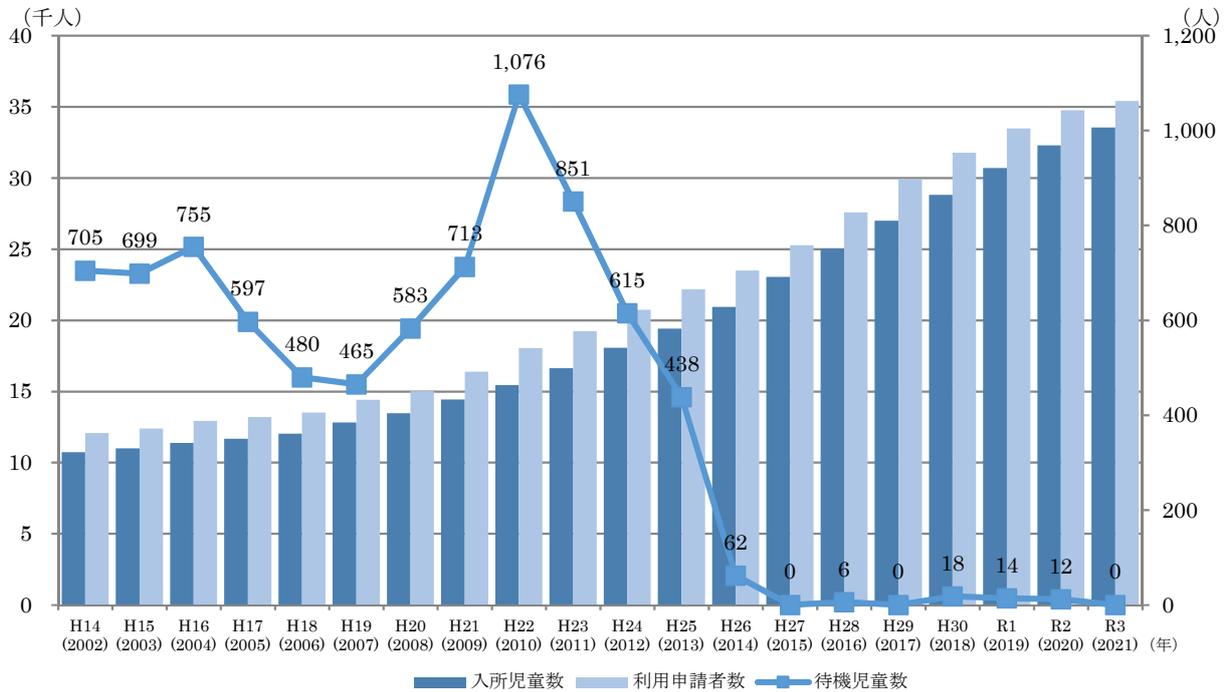
※幼稚園児数は、各年5月1日現在の市内幼稚園の入園者数（こども未来局調べ）

※在宅児童数は、就学前児童数から認可保育所入所児童数、認可外保育施設等入所児童数、幼稚園児数を差引いた数

資料：こども未来局調べ

保育所等の利用申請者数は、増加傾向が続いています。また、令和3（2021）年は待機児童数0人となっています。

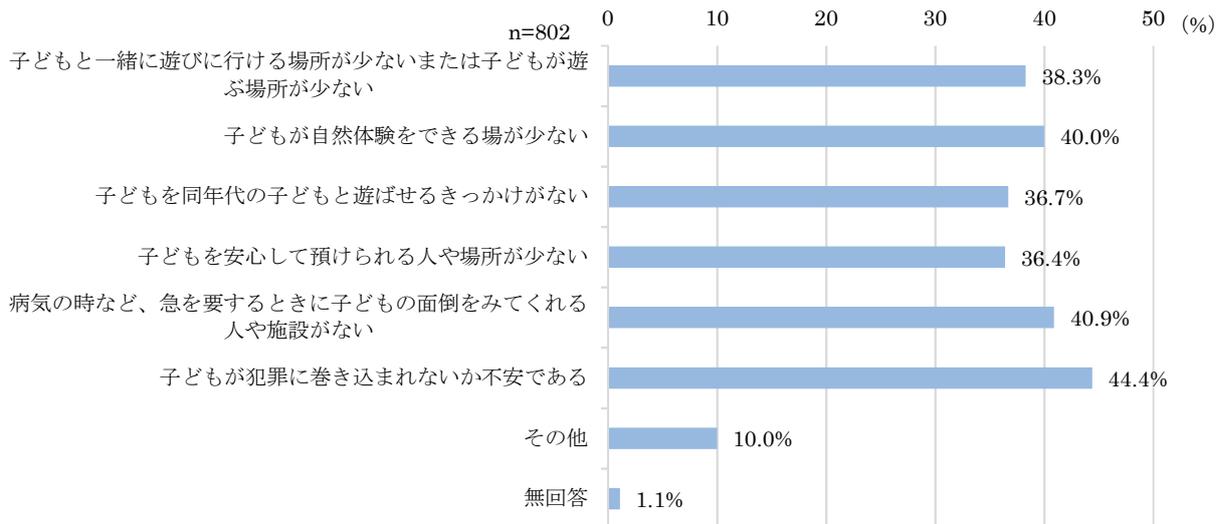
図表 37 保育所等の利用申請者数・待機児童数等の推移（市）



資料：こども未来局調べ（各年4月1日現在）

子ども・若者調査（令和2（2020）年）によると、子育て環境の悩みは、「子どもが犯罪に巻き込まれないか不安である」が44.4%で最も高く、次いで、「病気の時など、急を要するときに子どもの面倒をみてくれる人や施設がない」が40.9%となっています。

図表 38 子育て環境の悩み（複数回答）

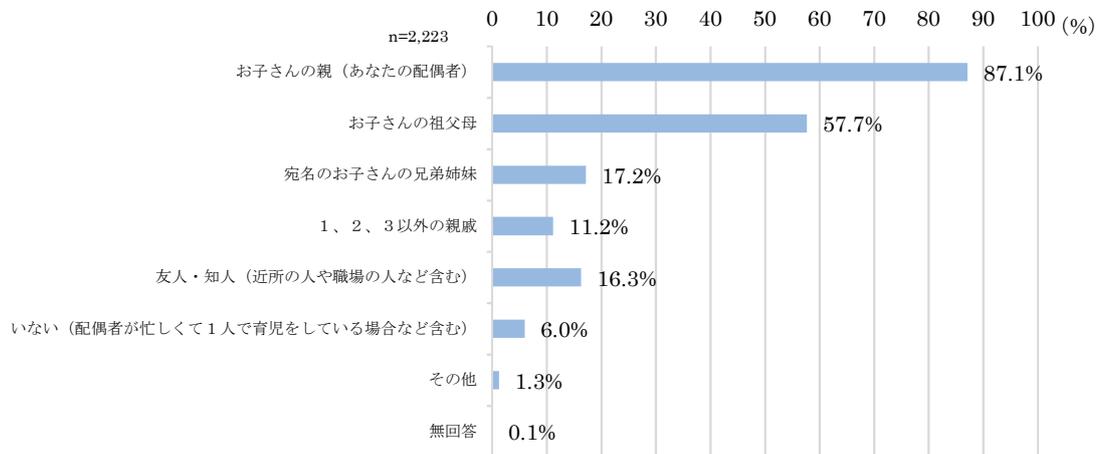


資料：子ども・若者調査（令和2（2020）年）

第2章（子ども・若者や子育てを取り巻く状況）

子ども・若者調査（令和2（2020）年）によると、子育てにおいてふだん協力してくれる方はいますかでは、「お子さんの親（あなたの配偶者）」が87.1%で最も高く、次いで、「お子さんの祖父母」が57.7%となっています。

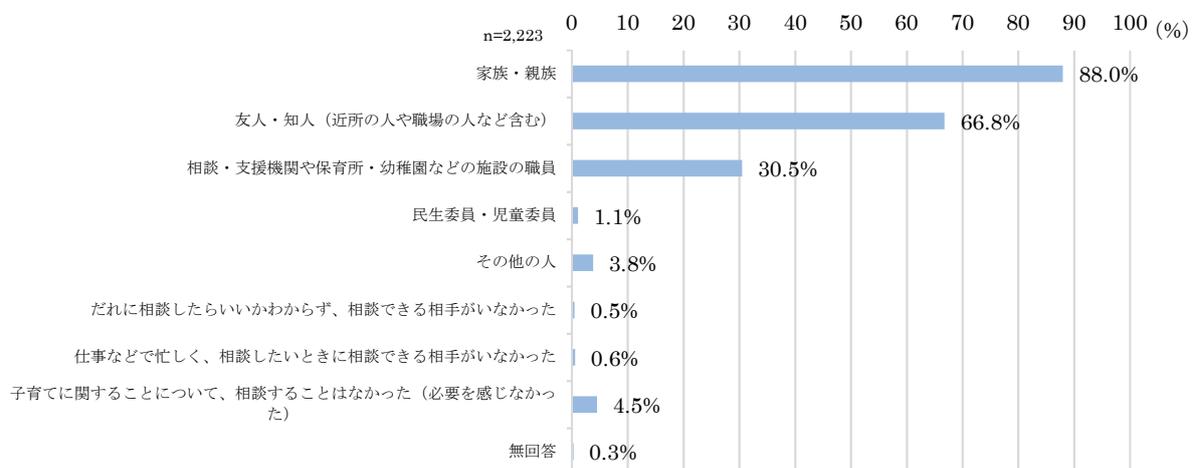
図表 39 子育ての協力者の有無（複数回答）



資料：子ども・若者調査（令和2（2020）年）

子ども・若者調査（令和2（2020）年）によると、子育てに関する相談をだれに相談しましたかでは、「家族・親族」が88.0%で最も高く、次いで、「友人・知人（近所の人や職場の人など含む）」が66.8%となっています。

図表 40 子育ての相談相手の有無（複数回答）



資料：子ども・若者調査（令和2（2020）年）

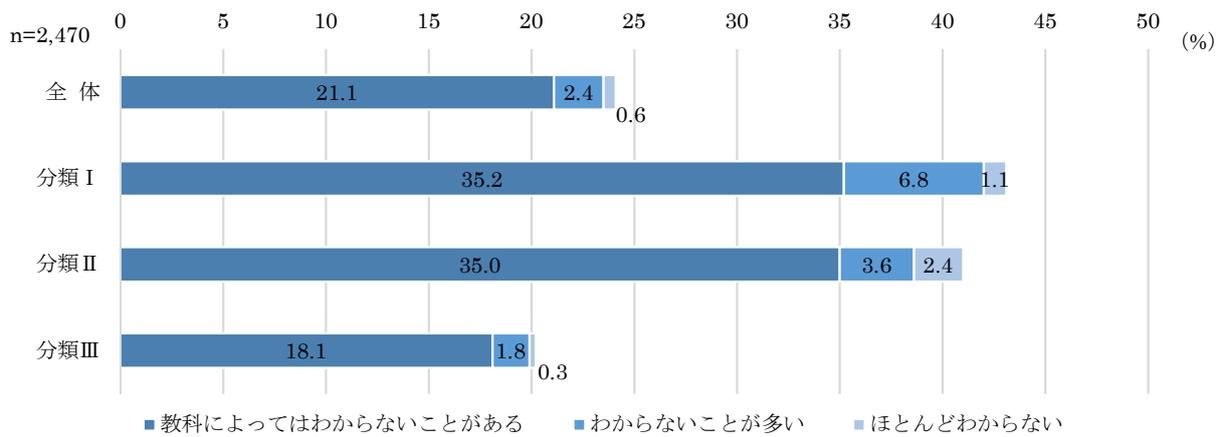
（2）子ども・若者本人に関する状況

子ども・若者調査（令和2（2020）年）によると、親の所得分類※とあなたは学校の授業がわからないことがありますかのクロス集計では、分類Ⅲで「教科によってわからないことがある」が分類Ⅰ、分類Ⅱと比較して低くなっています。

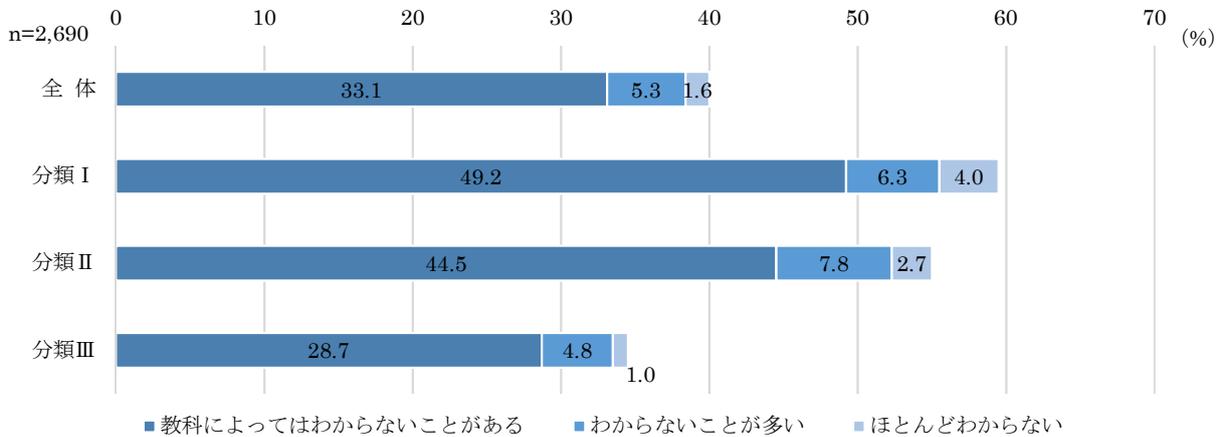
※世帯の年間所得合計額（いわゆる可処分所得）について、平成30年度国民生活基礎調査による等価可処分所得の中央値（254万円）及び貧困線（127万円）を基準に、貧困線未満の等価可処分所得の世帯を「分類Ⅰ」、貧困線以上等価可処分所得の中央値未満の世帯を「分類Ⅱ」、中央値以上の等価可処分所得の世帯を「分類Ⅲ」の3つの区分に分類。

図表 41 親の所得分類と授業の理解度

《小学5年生》



《中学2年生》

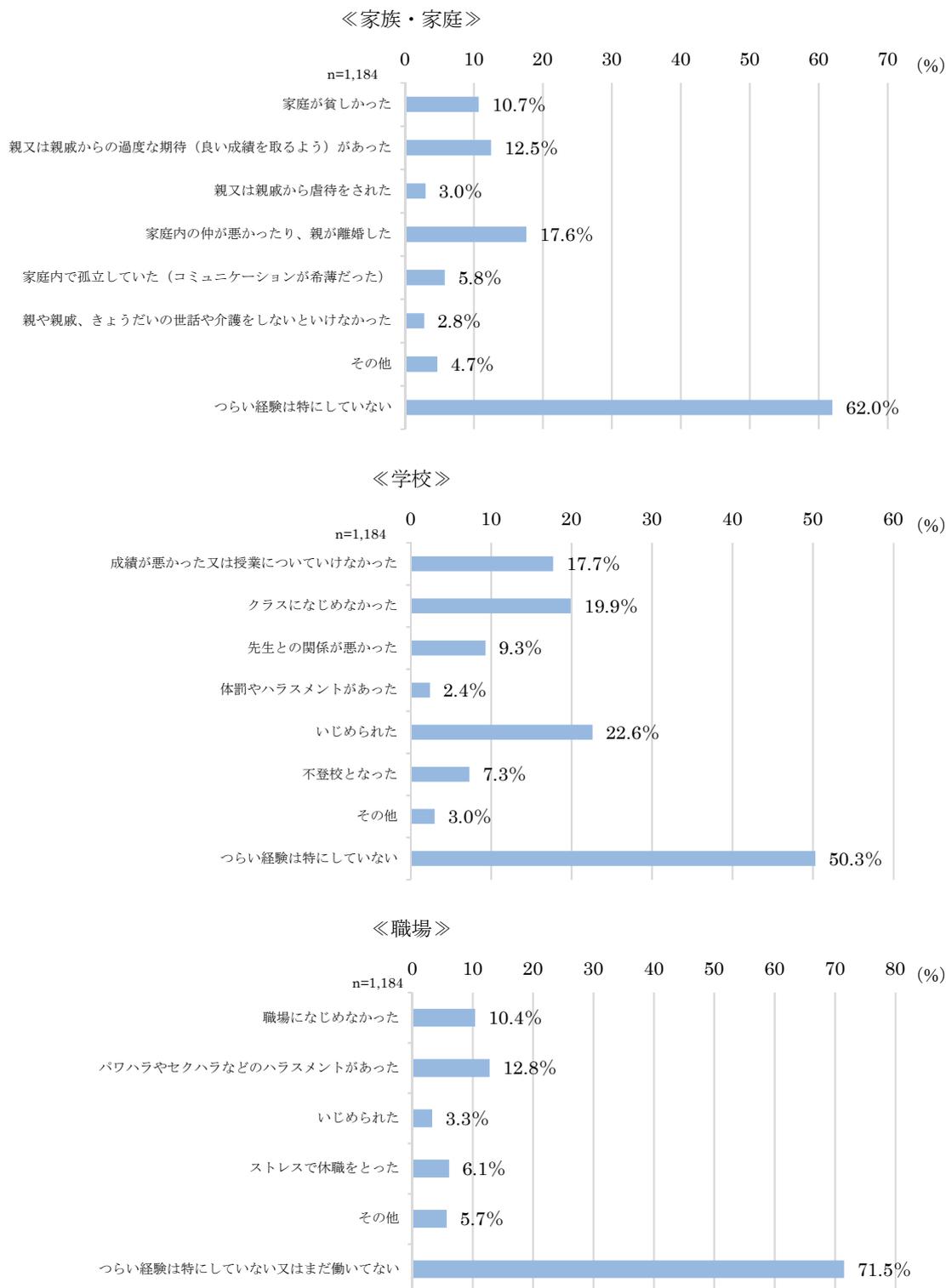


資料：子ども・若者調査（令和2（2020）年）

第2章（子ども・若者や子育てを取り巻く状況）

子ども・若者調査（令和2（2020）年）によると、過去又は現在つらい経験をしたことをありますかでは、家族・家庭、学校、職場いずれも「つらい経験は特にしていない」が最も多くなっており、つらい経験がなかった子ども・若者が多くいる反面、家族・家庭では38.0%、学校では49.7%、職場では28.5%が過去にいずれかのつらい経験があったと回答しています。

図表 42 過去のつらかった経験（複数回答）

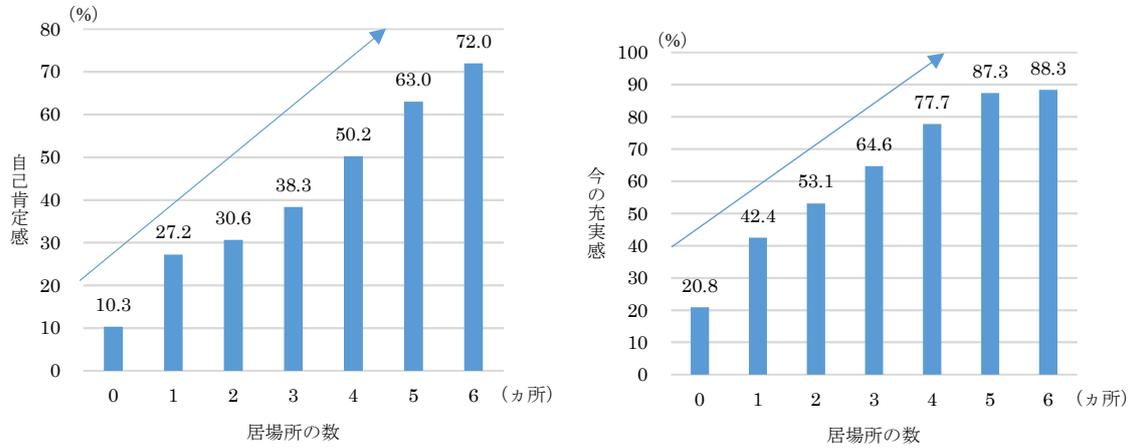


資料：子ども・若者調査（令和2（2020）年）

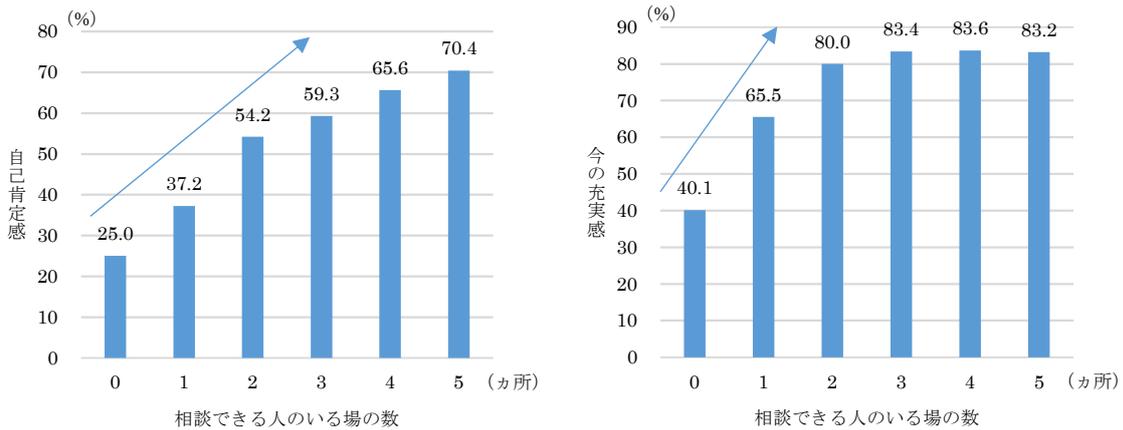
子供・若者の意識に関する調査（令和元（2019）年）によると、ほっとできる場所、居心地のよい場所等になっている、何でも相談できる人がいる、困ったときに助けてくれる人がいると生活の充実感とでは、居場所の数の多さと自己肯定感、今の充実感の高さに関連がみられました。

図表 43 若者の居場所と生活の充実感（国）

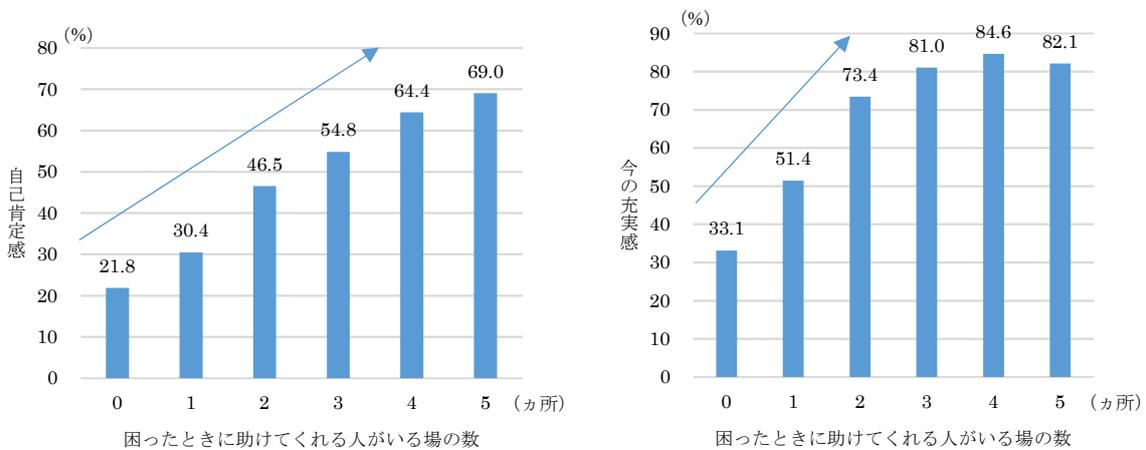
《ほっとできる場所、居心地のよい場所》



《何でも相談できる人のいる場》



《困ったときに助けてくれる人がいる場》



資料：内閣府 子供・若者の意識に関する調査（令和元（2019）年）

第3章

.....

計画の基本的な考え方

1 基本理念

本市の子ども・若者及び子育て支援に関する施策を推進するにあたり、本計画で目指す基本理念を次のとおり掲げます。

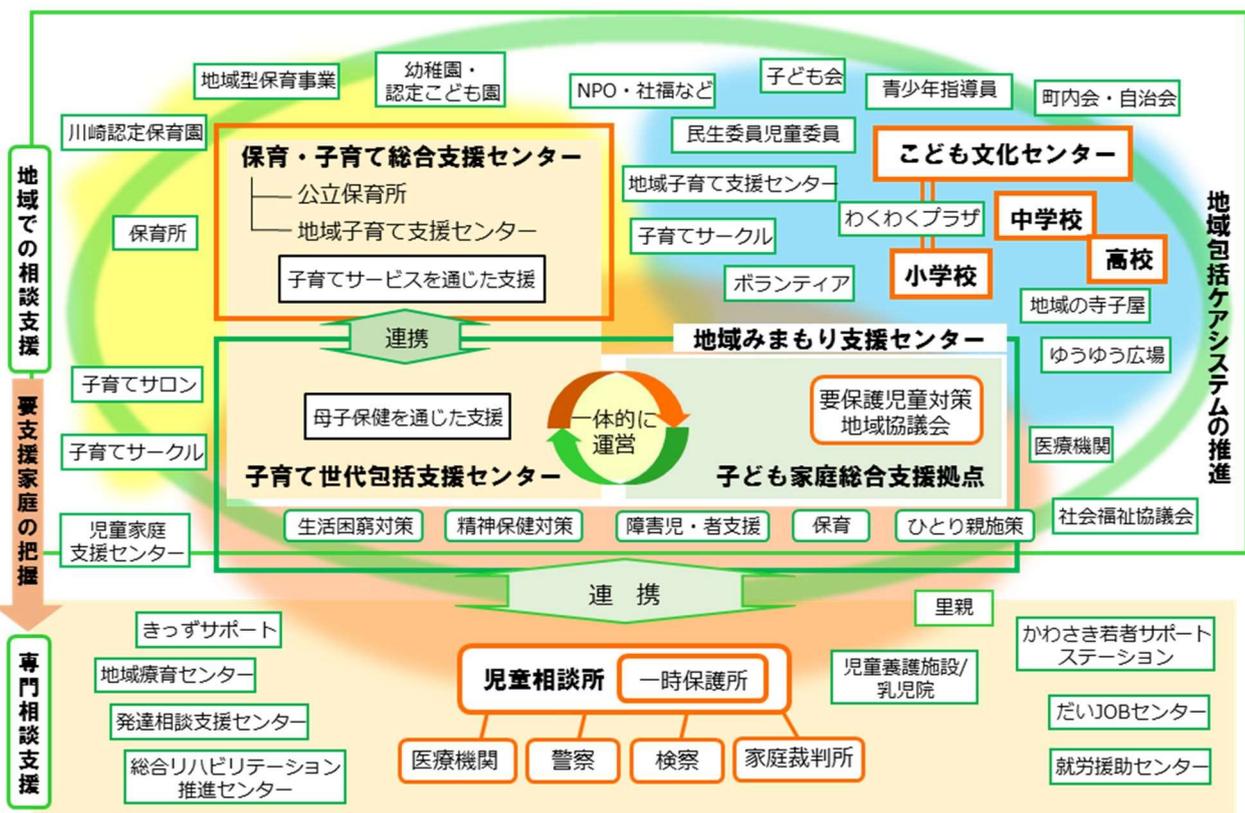
未来を担う子ども・若者が すこやかに育ち成長できるまち・かわさき

子ども・若者は社会の希望であり、未来を担うかけがえのない存在です。すべての子どもや若者が、身近な愛情に包まれながら、自尊感情や自己肯定感を育み、社会との関わりを自覚しながら、自立した大人へ成長していく過程では、切れ目のない支援を行っていくことが重要です。

そのためには、一人ひとりの子ども・若者の立場に立って、子どもの権利を尊重しつつ、その最善の利益が考慮される必要があります。

また、安心して子どもを産み育てることができると社会の実現に向けて、地域社会全体で、子どもや子育て家庭に寄り添いながら、しっかりと支える環境づくりを進める必要があります。

子ども・若者が健やかに成長できるよう、多様な主体がともに連携・協働しながら、地域がつながり、誰もが互いに助け合い・支え合えることのできるまちを目指します。



2 基本的な視点

基本理念を踏まえ、計画における施策や事業の推進を図るため、次の4つを基本的な視点とします。

◆視点1 子どもの権利を尊重する

すべての子どもは、「社会の一員」として、その権利が保障される中で、豊かな子ども時代を過ごすことができるよう配慮されることが重要です。

子ども・若者及び子育て支援に関する施策の推進にあたっては、「子どもの権利条例」の趣旨を踏まえ、子ども一人ひとりの権利が尊重されるよう努めます。

◆視点2 地域社会全体で子ども・子育てを支える

子育ての第一義的責任は保護者が有するという基本的認識を踏まえつつ、家庭、学校、企業、行政等、地域社会のすべての構成員が、子ども・若者や子育て家庭を温かく見守り、子ども・若者の成長のみでなく、親としての保護者の成長も応援する地域社会を目指します。

◆視点3 子ども・若者のすこやかな成長・自立に向けた切れ目のない支援を行う

一人ひとりの子ども・若者が健やかに成長し、社会で自立して主体的な人生が送れるよう、「子どもの育ちの視点」から教育・福祉・保健・雇用等の施策が重層的に連携しながら、切れ目のない支援を行います。

◆視点4 すべての子ども・若者及び子育て家庭をきめ細やかに支援する

児童虐待や障害・疾病、貧困、その他家庭状況等により、困難な課題を抱え、社会的な支援の必要性が高い子ども・若者が、持てる能力を活かして、社会で自立して輝いて生きられるよう、すべての子ども・若者や子育て家庭に対して、きめ細やかな支援をします。

3 施策の方向性と展開

本計画の推進に向けて、次の3つを施策の方向性として示し、総合的に施策を展開します。

施策の方向性Ⅰ 子どもが地域ですこやかに育つことのできる環境の充実

核家族化や地域との関係の希薄化などに伴い、子育てに不安や負担を感じる家庭や社会とつながりにくい子ども・若者が増えており、家庭や地域における養育力や教育力を向上することは極めて重要となります。

子ども・若者は成長する過程で、人への愛着心や信頼感、生活習慣などを身につけ、自尊感情や自己肯定感を大切にすることで豊かな心を育くみ、積極的に社会に関わることで成長を続け、やがては社会で自立した大人へと成長していきます。

本市の社会状況や子どもを取り巻く家庭・地域の環境が変化する中、子どもが多世代との交流の中で多様な価値観に触れる機会が失われており、子どもを孤立から守り、すこやかに育てるための居場所がより一層必要となっています。

子ども・若者の育成や子育て支援については、身近な場所で適切な支援を受けられるよう、妊娠・出産期から青年期に至るまで、子ども・若者のライフステージに応じた切れ目のないきめ細やかな支援に取り組むとともに、家庭・学校・地域・行政などが連携・協力して、子ども・若者や子育てをすすめる家庭に寄り添いながら、子どもの健やかな成長を見守り、地域社会全体で支える仕組みづくりを進めます。

また、安全・安心に子育てができるよう、子育てしやすい環境づくりを推進します。

- 【施策】 1 子どもを社会全体で支える取組の推進
- 2 子どものすこやかな成長の促進
- 3 学校・家庭・地域における教育力の向上
- 4 子育てしやすい居住環境づくり

施策の方向性Ⅱ 子どもの育ちの基盤となる保育・教育環境の充実

少子化が進む中においても、共働き世帯の増加等により今後も引き続き保育需要の高まりが見込まれることから、保育需要を的確にとらえた保育受入枠の確保に取り組む必要があります。

また、子育て家庭の意識・価値観の多様化などを背景として、保育ニーズや教育的ニーズは年々高まっており、保育の質の維持・向上や学校等における教育力の向上が求められています。

就学前のすべての子どもに対しては、よりよい生活環境を維持・向上できるように質の高い保育・幼児教育の総合的な提供に向けた取組を推進するとともに、利用者の多様な保育・幼児教育のニーズに応じたきめ細やかな対応を図ります。

学齢期においては、誰もが多様な個性、能力を伸ばし、夢や目標に向かって充実した人生を切り拓いていくことができるよう、学ぶ意欲を大切にしながら、一人ひとりの教育的ニーズに応じ、きめ細かな相談・指導・支援に取り組み、将来の社会的自立に向けて必要となる資質・能力を培うとともに、誰もが個人や社会の多様性を尊重しながら、それぞれの強みを活かし、共に支え、高め合える社会をめざし、共生・協働の精神を育むなど、社会状況や国の動向、技術進歩などの変化にも対応しながら、取組を推進します。

【施策】5 質の高い保育・幼児教育の推進

6 子どもの「生きる力」を育む教育の推進

施策の方向性Ⅲ 支援が必要な子ども・若者や子育て家庭を支える環境の充実

児童虐待の相談・通告件数や子どもの発達状況などに不安を抱える家庭は増加傾向にあり、経済的な困窮や援助希求が発信できないことなどから、社会的孤立が深刻化し、複雑困難な課題が生じています。

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されないことがないよう、行政はもとより、家庭・学校・地域が一体となって、社会生活を営む上で困難を抱える子ども・若者の社会的な自立に向けた支援を進めます。

個々のケースが抱える背景・課題が複雑化する中、リスク要因の早期把握に向け、児童相談所や区役所のほか、医療・司法等の関係機関などと連携し、総合的なアセスメントの強化を進めるとともに、子育て家庭等の課題に対する早期把握・対応、重篤化への未然防止等に向けて、保健師や社会福祉職、心理職などの専門的な知識を有する多職種が連携・協働しながら適切な対応を図ります。

また、障害のある子ども・若者の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するため、障害の特性に配慮した適切な支援体制の充実に向けた取組を推進します。

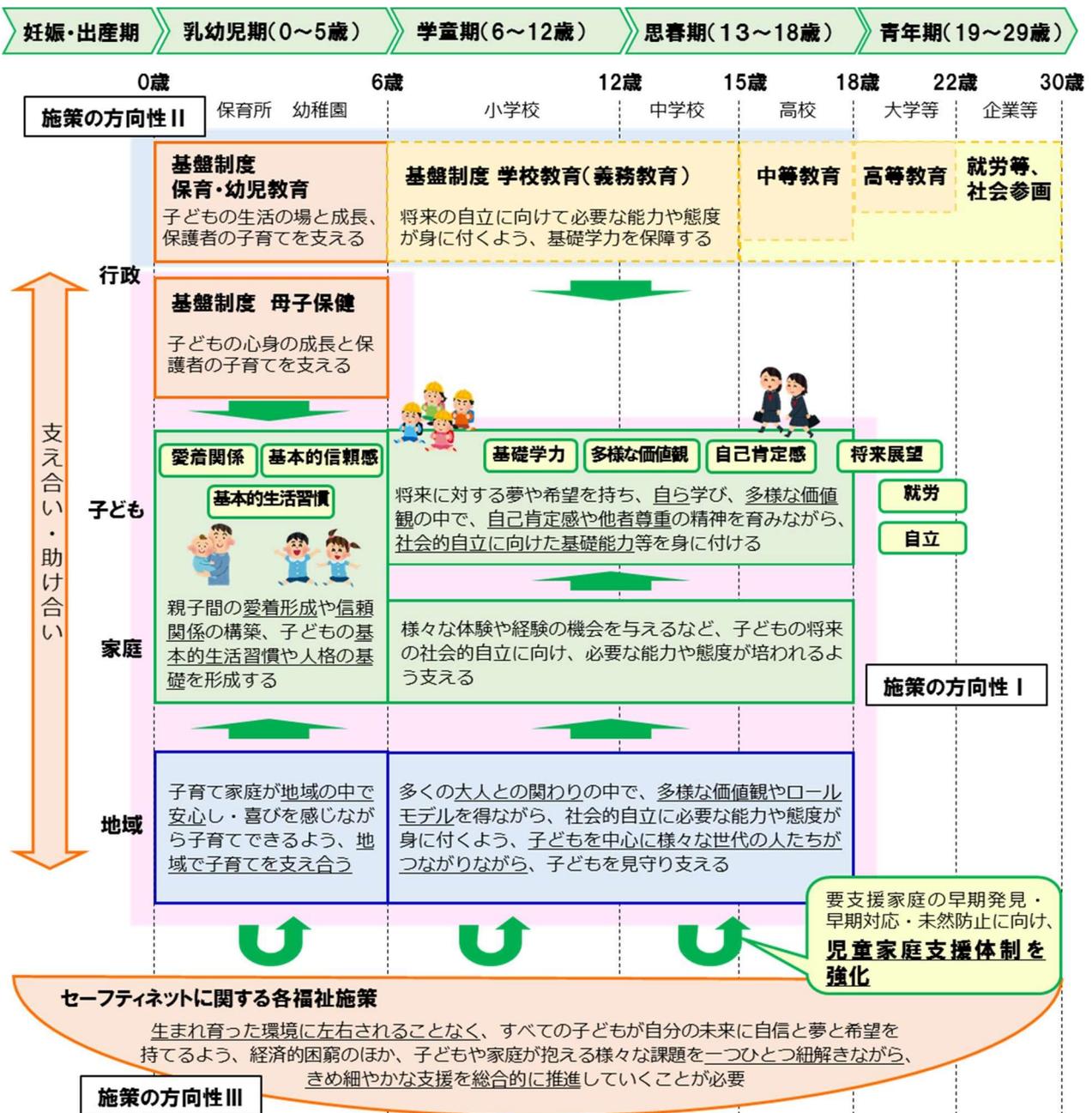
【施策】7 子どもが安心して暮らせる支援体制づくり

8 子ども・若者の社会的自立に向けた支援

9 障害福祉サービスの充実

子どもの成長・発達段階と施策の方向性との関係

- 妊娠・出産期 : 妊娠出産を安全に迎えられるよう、正しい知識を得て、親になる準備を迎える時期
- 乳幼児期（0～5 歳） : 人との愛着関係や信頼感、自己を認識するとともに、コミュニケーションの基礎をつくるなど、人格や生活習慣を形成する時期
- 学童期（6～12 歳） : 子どもの社会的自立に必要な能力や態度の育成と、自尊心や他者尊重の心を育むなど、社会参加への準備をする時期
- 思春期（13～18 歳） : 自意識と客観的事実との違いに悩みながら、社会で自立した生活を営む力を育むなど、体も心も大人に移行する時期
- 青年期（19～29 歳） : 親の保護から自立し、大人の社会を展望するとともに、社会に参画し、貢献する大人となるための最終的な移行時期



調整中の部分も
含まれています。

第4章

.....

計画の推進に向けた施策の展開

第4章には、施策の方向性に基づき取り組む9つの施策について、それぞれ「施策の概要」、「現状と課題」、「計画期間における方向性」、「主な成果指標」を記載するとともに、各施策を構成する具体的な事業の計画期間中の主な取組等を記載しています。

【計画の施策体系図】

基本理念	未来を担う子ども・若者がすこやかに育ち成長できるまち・かわさき
基本的な視点	<ol style="list-style-type: none"> 1 子どもの権利を尊重する 2 地域社会全体で子ども・子育てを支える 3 子ども・若者のすこやかな成長・自立に向けた切れ目のない支援を行う 4 すべての子ども・若者及び子育て家庭をきめ細やかに支援する

施策の方向性	施策	事務事業名	所管局・課	頁
Ⅰ 子どもが地域ですこやかに育つことのできる環境の充実	1 子育てを社会全体で支える取組の推進	(1)子どもの権利施策推進事業	こ)青少年支援室	
		(2)人権オンブズパーソン運営事業	オ)人権オンブズパーソン担当	
		(3)男女共同参画事業	市)人権・男女共同参画室	
		(4)地域子育て支援事業	こ)企画課	
		(5)小児医療費助成事業	こ)こども家庭課	
		(6)児童手当支給事業	こ)こども家庭課	
		(7)児童福祉施設等の指導・監査	こ)監査担当	
		(8)子ども・若者未来応援事業	こ)企画課	
	2 子どものすこやかな成長の促進	(1)妊婦・乳幼児健康診査事業	こ)こども保健福祉課	
		(2)母子保健指導・相談事業	こ)こども保健福祉課	
		(3)救急医療体制確保対策事業	健)保健医療政策室	
		(4)青少年活動推進事業	こ)青少年支援室	
		(5)こども文化センター運営事業	こ)青少年支援室	
		(6)わくわくプラザ事業	こ)青少年支援室	
		(7)青少年教育施設の管理運営事業	こ)青少年支援室	
		(8)いこいの家・いきいきセンターの運営	健)高齢者在宅サービス課	
		(9)自治推進事業	市)協働・連携推進課	
	3 学校・家庭・地域における教育力の向上	(1)地域等による学校運営への参加促進事業	教)教育政策室	
		(2)地域に開かれた特色ある学校づくり推進事業	教)指導課	
		(3)教職員研修事業	教)総合教育センター	
		(4)家庭教育支援事業	教)生涯学習推進課	
		(5)地域における教育活動の推進事業	教)生涯学習推進課	
		(6)地域の寺子屋事業	教)生涯学習推進課	
	4 子育てしやすい居住環境づくり	(1)住宅政策推進事業	ま)住宅整備推進課	
		(2)住宅・マンション良質化支援推進事業	ま)住宅整備推進課	
		(3)民間賃貸住宅等居住支援推進事業	ま)住宅整備推進課	
		(4)市営住宅等管理事業	ま)市営住宅管理課	
		(5)魅力的な公園整備事業	建)みどりの保全整備課	
(6)公園施設長寿命化事業		建)みどりの保全整備課		
(7)防犯対策事業		市)地域安全推進課		
(8)商店街活性化・まちづくり連動事業		経)商業振興課		
Ⅱ 子どもの育ちの基盤となる保育・教育環境の充実	5 質の高い保育・幼児教育の推進	(1)待機児童対策事業	こ)事業調整・待機児童対策担当	
		(2)認可保育所整備事業	こ)保育所整備課	
		(3)民間保育所運営事業	こ)保育課	
		(4)公立保育所運営事業	こ)運営管理課	
		(5)認可外保育施設支援事業	こ)保育課	
		(6)幼児教育推進事業	こ)幼児教育担当	
		(7)保育士確保対策事業	こ)事業調整・待機児童対策担当	
		(8)保育料対策事業	こ)保育課	

第4章（計画の推進に向けた施策の展開）

施策の方向性	施策	事務事業	所管局・課	頁
Ⅱ 子どもの育ちの基盤となる保育・教育環境の充実	6 子どもの「生きる力」を育む教育の推進	(1)キャリア在り方生き方教育推進事業	教 教育政策室	
		(2)きめ細やかな指導推進事業	教 総合教育センター	
		(3)人権尊重教育推進事業	教 教育政策室	
		(4)多文化共生教育推進事業	教 教育政策室	
		(5)健康教育推進事業	教 健康教育課	
		(6)健康給食推進事業	教 健康給食推進室	
		(7)教育の情報化推進事業	教 総合教育センター	
		(8)かわさき GIGA スクール構想推進事業	教 総合教育センター	
		(9)魅力ある高校教育の推進事業	教 指導課	
		(10)学校教育活動支援事業	教 指導課	
		(11)特別支援教育推進事業	教 指導課	
		(12)共生・共育推進事業	教 教育政策室	
		(13)児童生徒支援・相談事業	教 総合教育センター	
		(14)教育機会確保推進事業	教 総合教育センター	
		(15)海外帰国・外国人児童生徒相談事業	教 教育政策室	
		(16)学校安全推進事業	教 健康教育課	
		(17)交通安全推進事業	市 地域安全推進課	
Ⅲ 支援が必要な子ども・若者や子育て家庭を支える環境の充実	7 子どもが安心して暮らせる支援体制づくり	(1)児童虐待防止対策事業	こ 児童家庭支援・虐待対策室	
		(2)児童相談所運営事業	こ 児童家庭支援・虐待対策室	
		(3)里親制度推進事業	こ こども保健福祉課	
		(4)児童養護施設等運営事業	こ こども保健福祉課	
		(5)ひとり親家庭の総合的支援事業	こ こども家庭課	
		(6)女性保護事業	こ 児童家庭支援・虐待対策室	
		(7)子ども・若者支援推進事業	こ 青少年支援室	
		(8)小児ぜん息患者医療費支給事業	こ こども家庭課	
		(9)小児慢性特定疾病医療等給付事業	こ こども保健福祉課	
		(10)災害遺児等援護事業	こ こども家庭課	
	8 子ども・若者の社会的自立に向けた支援	(1)生活保護自立支援対策事業	健 生活保護・自立支援室	
		(2)生活保護業務	健 生活保護・自立支援室	
		(3)生活困窮者自立支援事業	健 生活保護・自立支援室	
		(4)雇用労働対策・就業支援事業	経 労働雇用部	
		(5)民生委員児童委員活動育成等事業	健 地域包括ケア推進室	
		(6)自殺対策・メンタルヘルス普及啓発事業	健 総合リハビリテーション推進センター企画・連携推進課	
		(7)更生保護事業	健 地域包括ケア推進室	
		(8)障害者就労支援事業	健 障害者社会参加・就労支援課	
		(9)障害者社会参加促進事業	健 障害者社会参加・就労支援課	
		(10)ひきこもり地域支援事業	健 総合リハビリテーション推進センター企画・連携推進課	
		(11)精神保健事業	健 精神保健課	
9 障害福祉サービスの充実	(1)障害者日常生活支援事業	健 障害福祉課		
	(2)障害児施設事業	健 障害計画課		
	(3)発達障害児・者支援体制整備事業	健 障害計画課		
	(4)地域療育センター等の運営	健 障害計画課		

凡例：こ) こども未来局 オ) 市民オンブズマン事務局 市) 市民文化局 健) 健康福祉局 教) 教育委員会事務局 ま) まちづくり局 建) 建設緑政局 経) 経済労働局

計画記載内容の見方について

「【主な成果指標】」の見方

名称 (指標の出典)	現状 (直近の実績値)	計画期間における 目標値	指標の説明
子どもの権利に関する条例の認知度（子ども） (子どもの権利に関する実態・意識調査)	52.5% (令和2(2020)年度)	55%以上 (令和5(2023)年度)	「子どもの権利に関する実態・意識調査」(無作為抽出)の「条例を知っている」「聞いたことがあるが内容が分からない」を合わせた回答者数/全回答者数×100(%)

★1 本計画策定時点での成果指標となる指標の直近の実績値を記載しています。この数値は、本市の調査や統計情報等を基礎としていますが、数年に一度実施する調査データを活用している場合等、指標によってはデータの取得年度に差があるため、実績値の下に年度を示しています。

★2 目標値については、取組の推進により目標値が上昇するもののほか、取組を講じることで一定水準を維持すべきものなど、個々の指標の特性に応じた目標値を設定しています。

目標達成を判断する時期は、基本的には計画期間の終期（平成33(2021)年度）としていますが、数年に一度実施する調査データを活用している場合等は、目標達成を判断する時期がその調査に依るため、目標値の下に目標達成を判断する年度等を示しています。

「計画期間中の主な取組」の見方

No	事務事業名(所管課)	事業概要
	地域子育て支援事業 (こども未来局：企画課)	地域の中で、親子で遊べる場づくりを推進するとともに、互いに支え合う子育て援助活動を促進するなど子育てに不安を感じる家庭への相談・支援体制づくりを進めます。
計画期間中の主な取組		
<p>①地域子育て支援センターにおける子育て情報の提供・相談支援等の実施</p> <p>就学前までの乳幼児とその保護者を対象に、地域の子育て関連情報の提供や子育て等に関する相談、援助等を実施します。(地域子育て支援センター：一般型28か所、連携型(児童館型)26か所、計54か所)</p> <p>【現状】子育て関連情報の提供や相談・援助等の実施 年間延べ利用人数：現状(R2(2020))117,183人</p> <p>【R4(2022)以降】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業の利用促進に向けた取組の推進 ・利用者ニーズ寄り添った支援の実施 		

★1 計画期間内の取組及び取組の具体的な内容等を記載しています。

★2 現状の取組状況を記載しています。

★3 各取組の今後の実施予定を記載しています。

施策の方向性Ⅰ 子どもが地域ですこやかに育つことのできる環境の充実

◆施策1 子育てを社会全体で支える取組の推進

【施策の概要】

一人ひとりがお互いに認め合い、多様な価値観が尊重されるよう子どもの権利や男女がともに子育てを担う意識の啓発を進めるとともに、企業・地域・行政などの多様な主体が連携・協働して、子育て家庭を支える取組や子育てに負担を感じる家庭への支援の取組を推進します。

【現状と課題】

《子どもの権利》

- ◆ 「子どもの権利条例」に基づき、令和2（2020）年3月に、「第6次川崎市子どもの権利に関する行動計画」を策定し、「虐待・体罰、いじめの防止及び救済等の取組」「子どもの参加を支援する取組」の2つを重点取組として位置づけました。子どもの権利をめぐる課題は、すぐに解決できるものだけではなく深刻化・複雑化しているものも多いため、行政だけではなく多様な主体と協働・連携による取組や持続的な取組が必要となります。

《子育てを社会全体で支える》

- ◆ 地域や社会が親子に寄り添い、子どもの健やかな育ちを支えていくため、親子で交流できる場づくりを推進するとともに、互いに支え合う子育て援助活動を促進するなど、子育てに不安を感じる家庭への相談・支援体制づくりを進めています。核家族化や地域との関係の希薄化などに伴い、子育て家庭の養育力低下や、社会からの孤立が危惧される中、子育てに不安や負担感を感じる家庭を社会全体で支えるため、地域における子ども・子育て支援の取組をさらに推進する必要があります。
- ◆ 平成30（2018）年度から小児医療費助成制度における入院医療費助成の所得制限を廃止する制度拡充を実施するなど、子育て家庭の経済的な負担の軽減や、安心して必要な医療が受けられる環境づくりに取り組みました。子育てに経済的負担を感じる家庭は多く、子育て家庭を取り巻く状況を踏まえながら、持続可能な制度として、安定的かつ継続的に推進していくことが必要です。
- ◆ 将来の社会的自立に必要な能力や態度を持ち、多様性を尊重しながら共に支え、お互いに高め合える人材の育成を目指し、共生・協働の精神を育む取組を進めています。グローバル化が進む中では、社会課題等を自ら発見し、解決できる能力のほか、豊かな語学力・コミュニケーション能力、主体性・積極性、異文化理解の精神等を身に付けて様々な分野でグローバルに活躍できる人材が求められており、こうした人材になれるよう挑戦する子ども・若者を地域社会全体で応援していく必要があります。

【計画期間における方向性】

《子どもの権利》

- ◆ 子ども一人ひとりの権利を尊重し、すべての子どもが主体的に参加し、幸せに生きる地域づくりを目指して、「子どもの権利に関する行動計画」に基づき、広報・啓発などの子どもの権利への関心と理解を深めるための取組を行うとともに、多様な主体との協働の下、子どもの居場所、子どもの意見表明・参加、相談・救済など、子どもの権利保障の取組を進めていきます。

《子育てを社会全体で支える》

- ◆ 子育て親子の交流の場である地域子育て支援センターや、地域の「互助」の公的な仕組みとしてのふれあい子育てサポート事業、地域における子育てボランティア活動などを通じて、子育て家庭を地域社会全体で支える取組を推進します。また、保育・子育て総合支援センターでは、個別の子育て家庭のニーズを把握し、当事者の目線に立った寄り添い型の相談・情報提供を行うとともに、地域の子育て支援資源の育成や地域の関係機関との連携・協働のネットワークづくりを行っていきます。
- ◆ 小児医療費助成制度については、今後も引き続き、着実に運営するとともに、本市の子育て家庭を取り巻く状況をしっかりと踏まえた上で、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりを進めていきます。
- ◆ 子ども・若者が様々な分野において、自らの将来像やそれに向けたキャリアプランをさらに具体化し、国際的な幅広い視野を持って活躍する人材を目指して挑戦する新たな一歩を後押しできるよう、地域全体を巻き込んだ子ども・若者の応援に継続して取り組みます。

【主な成果指標】

名称 (指標の出典)	現状 (直近の実績値)	計画期間における 目標値	指標の説明
子どもの権利に関する条例の認知度（子ども） (子どもの権利に関する実態・意識調査)	52.5% (令和2(2020)年度)	55%以上 (令和5(2023)年度)	「子どもの権利に関する実態・意識調査」(無作為抽出)の「条例を知っている」「聞いたことがあるが内容が分からない」を合わせた回答者数/全回答者数×100(%)
子どもの権利に関する条例の認知度（大人） (子どもの権利に関する実態・意識調査)	33.2% (令和2(2020)年度)	44%以上 (令和5(2023)年度)	「子どもの権利に関する実態・意識調査」(無作為抽出)の「条例を知っている」「聞いたことがあるが内容が分からない」を合わせた回答者数/全回答者数×100(%)
ふれあい子育てサポートセンターの利用者数 (こども未来局調べ)	8,292人 (令和2(2020)年度)	12,948人以上 (令和7(2025)年度)	各年の「ふれあい子育てサポートセンター実績報告書」の実績値

地域子育て支援センター利用者の満足度 ※10点満点 （こども未来局調べ）	9.0点 （令和元（2019）年度）	9.1%以上 （令和7（2025）年度）	「地域子育て支援センター利用者アンケート」（無作為抽出）における各質問項目（10段階）の平均値
地域における子育て支援活動の参加数（区役所等での子育てボランティア活動延べ数） （こども未来局調べ）	1,984回 （令和2（2020）年度）	3,754回以上 （令和7（2025）年度）	こんにちは赤ちゃん訪問実施件数＋子育てボランティア活動延べ件数

具体的な事業

- (1)子どもの権利施策推進事業 (2)人権オンブズパーソン運営事業 (3)男女共同参画事業
 (4)地域子育て支援事業 (5)小児医療費助成助成事業 (6)児童手当支給事業
 (7)児童福祉施設等の指導・監査 (8)子ども・若者未来応援事業

No	事務事業名(所管課)	事業概要
	子どもの権利施策推進事業 （こども未来局：青少年支援室）	子どもが自分らしく育ち、学び、生活していくため、子どもの権利が尊重され保障されるよう、子どもの権利の理解を広める取組や子どもを権利侵害から守る取組を推進します。
計画期間中の主な取組		
(1)	<p>①「かわさき子どもの権利の日のつどい」の開催やパンフレット等を活用した子どもの権利に関する広報・意識普及の促進 様々な世代向けに、子どもの権利への関心と理解が深まるよう、広報資料を活用した意識普及を促進します。また、より多くの市民が子どもの権利への関心と理解を深められるよう、市民参加の下での子どもの権利の啓発イベントや講師派遣事業による研修などを行います。 【現状】事業実施 【R4(2022)以降】様々な広報媒体を活用した取組の推進</p> <p>②様々な世代に向けた広報資料による子どもの権利に関する意識普及の促進 様々な世代向けに、子どもの権利への関心と理解が深まるよう、広報資料を活用した意識普及を促進します。 【現状】意識普及の取組の実施 広報資料配布部数：現状（R2(2020)）175,420部 【R4(2022)以降】子どもの権利の理解を深める取組の推進</p> <p>③「子どもの権利に関する行動計画」に基づく取組の推進 「子どもの権利に関する行動計画」に基づき、子どもの権利施策を総合的かつ計画的に推進します。行動計画に掲載している事務事業の進捗状況を把握し、計画期間の終了時には、実施結果について自己評価を行い、川崎市子どもの権利委員会の意見を求め、その結果を公表します。 【現状】第6次行動計画に基づく取組の推進 【R4(2022)以降】第7次行動計画の策定</p>	

<p>④「子どもの権利に関する実態・意識調査」の実施 川崎市子どもの権利に関する条例に基づく子どもに関する施策の推進にあたり、子どもの権利の保障状況を検証するために3年ごとに調査を実施します。 【現状】調査実施（R2） 【R4(2022)以降】調査実施</p>		
No	事務事業名(所管課)	事業概要
(2)	<p>人権オンブズパーソン 運営事業 (市民オンブズマン事務局：人権オンブズパーソン担当)</p>	<p>子どもの権利の侵害や男女平等に関わる人権侵害について、問題解決に向けた助言・支援や、関係機関等への調査・調整を実施します。</p>
	<p>計画期間中の主な取組</p>	
	<p>①子どもの権利の侵害や男女平等に関わる人権侵害に対する支援等の実施 安心して気軽に相談できるよう様々な広報媒体を活用して、人権オンブズパーソン制度を広報・啓発するとともに、関係機関等と連携して、権利侵害についての相談及び救済を行います。 【現状】子どもの権利の侵害や男女平等に関わる人権侵害に対する支援等の実施 【R4(2022)以降】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談に対する助言及び支援 ・救済申立てに関する調査・調整等の実施 ・相談・救済についての広報・啓発の実施及び人権オンブズパーソンの運営状況の公表 ・市の機関及び関係機関等との連携した取組の推進 ・制度施行20周年に向けた取組の検討・実施 	
No	事務事業名(所管課)	事業概要
(3)	<p>男女共同参画事業 (市民文化局：人権・男女共同参画室)</p>	<p>「男女平等かわさき条例」の基本理念に基づき、社会のあらゆる場で誰もが、互いにその人権を尊重しつつ、責任も分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を發揮し活躍できる男女共同参画社会の実現に向けた取組を進めます。</p>
	<p>計画期間中の主な取組</p>	
	<p>①男女共同参画社会の形成の促進に向けた普及啓発の実施 男女共同参画についての理解を深めるため、「男女平等推進週間」等の事業を実施するとともに、市の施設を積極的に活用し、広報・啓発を行います。 【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・普及啓発の実施 ・情報発信等の実施 <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">フォーラム参加者数：現状（R2(2020)）288人</p> <p>【R4(2022)以降】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「男女平等推進週間」等における普及啓発の実施 ・「かわさき男女共同参画ネットワーク（すくらむネット21）」による情報と活動成果の共有 ・すくらむネットと合同開催のフォーラム等を通じた普及啓発の実施 	

	<p>②家庭生活への男性の参画促進 男性が参加しやすいように配慮した講座開催などを通じて、男性の家庭生活への参画を促進します。 【現状】男性が主体となって企画運営を行う子育てサロン等の開催 【R4(2022)以降】子育てサロン等の継続実施</p>	
No	事務事業名(所管課)	事業概要
(4)	<p>地域子育て支援事業 <small>(こども未来局：企画課)</small></p>	<p>地域の中で、親子で遊べる場づくりを推進するとともに、互いに支え合う子育て援助活動を促進するなど子育てに不安を感じる家庭への相談・支援体制づくりを進めます。</p>
	<p>計画期間中の主な取組</p>	
	<p>①地域子育て支援センターにおける子育て情報の提供・相談支援等の実施 就学前までの乳幼児とその保護者を対象に、地域の子育て関連情報の提供や子育て等に関する相談、援助等を実施します。（地域子育て支援センター：一般型28か所、連携型（児童館型）26か所 計54か所） 【現状】子育て関連情報の提供や相談・援助等の実施 <u>年間延べ利用人数：現状（R2(2020)）117,183人</u> 【R4(2022)以降】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業の利用促進に向けた取組の推進 ・利用者ニーズ寄り添った支援の実施 <div style="text-align: center;">  <p>地域子育て支援センターでの親子の交流の様子</p> </div> <p>②ふれあい子育てサポートセンター事業の実施 育児の援助を行いたい人と援助を受けたい人がその仲介を行う「ふれあい子育てサポートセンター」に会員登録をして、会員同士が育児に関する相互援助活動を行う、ふれあい子育てサポートセンター事業を実施します。 【現状】事業の実施 <u>子育てヘルパー会員平均登録数：現状（R2(2020)）758人</u> 【R4(2022)以降】事業の利用促進に向けた取組の推進</p>	

	<p>③地域における子育てボランティアによる活動の推進 地域住民のうち、養成研修を受講した人がボランティアとして乳幼児や保護者の見守りを実施したり、こんにちは赤ちゃん訪問員として子育て家庭を訪問して、身近な子育て情報を届けます。 【現状】 ・養成研修の実施 ・ボランティア活動の実施 区役所等での子育てボランティア活動の参加数：現状（R2(2020)）1,984回 【R4(2022)以降】子育てボランティア活動の参加促進に向けた取組の推進</p> <p>④子育てに関する情報提供 子育ての各種制度や事業、施設などを紹介した「かわさきし子育てガイドブック」の作成や、「かわさき子育てアプリ」、「かわさきし子育て応援ナビ」（ホームページ）等により子育てに関する効果的な情報提供を行います。 【現状】情報提供の実施 【R4(2022)以降】情報提供の継続実施</p> <p>⑤子育て世代向けのワーク・ライフ・バランスの取組の推進 九都京市の連携による広報活動や、子育て世代向けのセミナーの開催等によりワーク・ライフ・バランスの普及啓発を図ります。 【現状】取組の実施 【R4(2022)以降】取組の継続実施</p>	
No	事務事業名(所管課)	事業概要
(5)	<p>小児医療費助成事業 (こども未来局：こども家庭課)</p>	<p>小児に係る医療費の一部を助成することにより、その健全な育成を図り、小児保健の向上に寄与するとともに、福祉の増進を図ります。</p> <p>計画期間中の主な取組</p> <p>①小児医療費助成の実施 通院助成対象年齢を平成 29（2017）年4月に小学校6年生まで拡大しました。安心して適切な受診行動を取れるための啓発等に努めるとともに、制度拡充後の分析及び検証を踏まえて事業の推進を図ります。 【現状】対象者への適正な支給の実施 支給児童：現状（R2(2020)）126,110人 【R4(2022)以降】対象者への適正な支給の実施</p>

No	事務事業名(所管課)	事業概要
(6)	<p>児童手当支給事業 (こども未来局：こども家庭課)</p>	<p>子どもを養育する家庭に、児童手当を支給することで、生活の安定を図りながら、子どもの健やかな成長と発達を図ります。</p>
	<p>計画期間中の主な取組</p>	
	<p>①児童手当の支給 中学校修了前の子どもを養育している方に児童手当を支給します。 【現状】子育て世帯への児童手当の支給 【R4(2022)以降】子育て世帯への児童手当の支給</p>	
No	事務事業名(所管課)	事業概要
(7)	<p>児童福祉施設等の指導・監査 (こども未来局：監査担当)</p>	<p>施設の増加や多様な運営主体の参画が進む中でも、安定的かつ継続的な法人・施設運営などの質の確保に向け、適切な指導・監査を実施します。</p>
	<p>計画期間中の主な取組</p>	
	<p>①児童福祉関係法令に基づく保育所などの児童福祉施設及び運営法人に対する指導・監査の実施 こども未来局が所管する市内の社会福祉法人や、保育所などの児童福祉施設等に対して指導監査を行い、必要な助言・指導等の措置を講ずることにより、施設等の運営の適正化を図ります。 【現状】 ・効率的・効果的な指導・監査事務の実施 ・指導・監査体制の充実 【R4(2022)以降】 ・適正な施設運営と子育て支援サービス等の向上のための指導・監査の実施</p> <p>②施設運営に対する支援及び人材育成を目的とした会計研修会の開催 施設運営に対する支援を行うとともに安定的な指導監査体制を確保するため、会計研修会を開催し、監査指導員の人材育成を図ります。 【現状】会計研修会の実施 開催回数：現状（R2(2020)）5回 【R4(2022)以降】会計研修会の継続実施</p>	

No	事務事業名(所管課)	事業概要
(8)	<p>子ども・若者未来応援事業 (こども未来局：企画課)</p>	<p>子ども・若者及び子育て支援を総合的かつ効果的に推進するための計画を策定し、計画に基づく取組を着実に推進するとともに、「子ども・若者応援基金」を活用し、本市の子ども・若者が、様々な分野において活躍する人材を目指して挑戦することを後押しする事業を実施します。</p>
	<p>計画期間中の主な取組</p>	
	<p>①「子ども・若者の未来応援プラン」に基づく取組の適切な進行管理</p> <p>子ども・若者が健やかに成長し、社会で自立して暮らせるよう、安心して子育てできる環境づくりが求められていることから、地域社会全体で子ども・若者や子育て家庭等への支援の充実を図るために、子ども・若者施策の総合的な推進を図ります。</p> <p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「子ども・若者の未来応援プラン」計画に基づく取組の進行管理 ・「第2期子ども・若者の未来応援プラン」計画の策定（予定） <p>【R4(2022)以降】「第2期子ども・若者の未来応援プラン」に基づく取組の進行管理</p> <p>②「子ども・若者応援基金」を活用した事業の実施</p> <p>本市の子ども・若者が、様々な分野において、自らの将来像やそれに向けたキャリアプランをさらに具体化し、国際的な幅広い視野を持って活躍する人材を目指して挑戦する「新たな一歩」を後押しするための取組を実施します。</p> <p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・グローバル人財育成事業の実施 ・事業の広報の実施 <p>【R4(2022)以降】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・グローバル人財育成事業の実施 ・基金を活用した新たな事業の検討及び実施 ・事業の広報の継続実施 	

コラム① 「子ども・若者応援基金」

「頑張る子ども・若者を応援する互助のまちづくりの推進」のために、「子ども・若者の挑戦の後押し」と「機会格差をなくす取組」を目的として、平成30年4月に新たに「子ども・若者応援基金」を創設しました。本基金は、市民や企業等の皆様からいただいた寄附とともに、競馬競輪事業益金を積み立てています。



コラム② 「Stanford e-Kawasaki」

子ども・若者応援基金を活用したグローバル人材育成事業のひとつとして、令和元年度からスタンフォード大学の国際異文化教育プログラム（SPICE）が提供する「Stanford e-Japan」を本市の高校生向けにカスタマイズしたプログラム「Stanford e-Kawasaki」を実施しています。

自宅でインターネットを通じて、多様性とアントレプレナーシップの2つをテーマに合計4回、事前課題の提出、ゲストスピーカーによる講演、グループディスカッションを実施し、最終課題として自ら選んだ研究テーマのプレゼンテーションを行います。

受講生からは、「ミスを恐れずに、何事にもトライしようと思うようになり、自信を持てるようになった」「ゲストスピーカーと他の受講者から新しい考え方を学ぶのは刺激的だった」「振り返ってみると、自信を持てるようになり、英語のスキルも上がり、柔軟で横断的な考えも身についた」など、失敗を恐れずに挑戦する姿勢や、互いの意見を知る良さ、思考の枠が広がったというポジティブな感想が多数ありました。



施策の方向性Ⅰ 子どもが地域ですこやかに育つことのできる環境の充実

◆施策2 子どもですこやかな成長の促進

【施策の概要】

妊娠・出産期に安心して過ごせる取組を進めるとともに、乳幼児期における子どもの発達支援や育児支援の取組を推進します。

また、学齢期においては、地域団体や青少年関係団体等と連携・協働しながら、児童の健全育成や安全・安心な居場所づくりに向けた取組を推進します。

【現状と課題】

《安心して子どもを産み育てることのできる環境づくり》

- ◆ 妊婦・乳幼児健康診査をはじめ、産前産後におけるサポート、乳児家庭への全戸訪問、発達・子育てに関する相談・支援等の体制を充実し、安心して子育てができる環境づくりに取り組みました。地域との関係の希薄化などに伴い、妊産婦等の孤立感や負担感が高まっている中、支援の必要な妊産婦等に対する的確な支援や、発育・発達状況に課題のある子どもの早期発見・早期療育、児童虐待予防に向けた対応等、母子保健事業を通じ、妊娠・出産期から乳幼児まで、切れ目のないきめ細やかな相談支援等に取り組む必要があります。

《子ども・若者の健やかな成長》

- ◆ 市内に58館ある「こども文化センター」においては、老人いこいの家利用者をはじめとした、多様な世代との地域交流事業に取り組むなど子どもの多様な体験や活動を通じた児童の健全な育成に取り組むとともに、市民活動の地域拠点として活用が図られるよう施設の運営を行いました。核家族化や地域との関係の希薄化などにより、子どもが多世代との交流の中で多様な価値観に触れる機会が失われているとともに、子どもを取り巻く問題が複雑・深刻化する中、子どもを孤立から守り、健やかに育てるための居場所がより一層必要となっています。
- ◆ すべての小学生が、放課後等を安全・安心に過ごせるよう、学校施設等を利用した「わくわくプラザ事業」を実施し、居場所の提供や遊び・体験活動を通じた仲間づくりを支援するとともに、令和元（2019）年度からメール配信サービスの実施や、学校の長期休業期間等において平日朝の開設時間を30分前倒して8時からに変更するなど、事業の充実に取り組んできました。共働き世帯の増加や核家族世帯の増加に伴い、子育て家庭のニーズも多様化しており、更なる事業の充実が求められています。

【計画期間における方向性】

《安心して子どもを産み育てることのできる環境づくり》

- ◆ 妊産婦や子育て家庭が地域で孤立することなく、安心して出産や育児に臨めるよう、妊娠・出産・育

第4章（計画の推進に向けた施策の展開）

児に関する知識の普及啓発や相談・支援の充実に取り組むとともに、母子健康手帳交付時からの相談・支援、妊婦・乳幼児健康診査事業の実施などにより、支援の必要な家庭を早期に把握し、地域の関係機関と連携しながら、妊娠・出産期から乳幼児期までの切れ目のない支援に取り組みます。

《子ども・若者の健やかな成長》

- ◆ こども文化センターについては、地域や関係機関等との連携を図りながら、子どもの多様な体験や活動及び多世代交流をはじめとした地域交流を通じた児童の健全育成を推進するとともに、子どもたちの意見や地域の特性を踏まえた、放課後等の子どもの居場所づくりに取り組んでいきます。
- ◆ わくわくプラザ事業については、利用者のニーズを踏まえた事業内容の検討・取組を進めるとともに、学校や家庭、地域と連携しながら、学習や体験・交流の充実に向けた取組を進め、放課後等に子どもが安全・安心に過ごせる場づくりを進めていきます。

【主な成果指標】

名称 (指標の出典)	現状 (直近の実績値)	計画期間における 目標値	指標の説明
乳幼児健診の平均受診率 (こども未来局調べ)	97.8% (令和2(2020)年度)	97.4%以上 (令和7(2025)年度)	各年齢(3か月・1歳6か月児・3歳児)における「(健康診査受診実人数/健康診査対象人数)×100(%)」の平均値
子育てが楽しいと思う人の割合 (こども未来局調べ)	96.9% (令和2(2020)年度)	97.8%以上 (令和7(2025)年度)	1歳6か月健診時における問診票で、「お子さんと一緒にの生活はいかがですか」という設問に、「楽しい」と「大変だが楽しい」と答えた人の割合
わくわくプラザの登録率 (こども未来局調べ)	36.2% (令和2(2020)年度)	51%以上 (令和7(2025)年度)	わくわくプラザ登録者数/対象児童数×100(%)
わくわくプラザ利用者の満足度 ※10点満点 (こども未来局調べ)	7.6点 (令和元(2019)年度)	8.0点以上 (令和7(2025)年度)	「わくわくプラザ利用者アンケート」(無作為抽出)における各質問項目(10段階)の平均値
こども文化センターの延べ利用者数 (こども未来局調べ)	717,694人 (令和2(2020)年度)	1,830,474人以上 (令和7(2025)年度)	こども文化センターの直近の利用統計の実績値

具体的な事業

- (1)妊婦・乳幼児健康診査事業 (2)母子保健指導・相談事業 (3)救急医療体制確保対策事業
 (4)青少年活動推進事業 (5)こども文化センター運営事業 (6)わくわくプラザ事業
 (7)青少年教育施設の管理運営事業 (8)いこいの家・いきいきセンターの運営 (9)自治推進事業

No	事務事業名(所管課)	事業概要
(1)	妊婦・乳幼児健康診査事業 (こども未来局：こども保健福祉課)	妊娠出産を安全に迎えるため、母子の健康状態を確認するとともに、乳幼児の発育状況、疾病等の予防や早期発見など、出産後の乳幼児の健やかな成長発達を支えることで、安心して子育てができるよう支援します。
	計画期間中の主な取組	
	<p>①特定不妊治療の相談及び治療費の一部助成の実施</p> <p>不妊治療のうち、治療費が高額となる体外受精及び顕微授精（特定不妊治療）について、経済的負担の軽減を図るため、治療に要する費用の一部を助成します。また、不妊・不育専門相談センターにおいて、不妊に悩む方への相談や精神的支援を実施します。</p> <p>【現状】相談及び助成の実施 助成件数：現状（R2(2020)）2,020件 【R4(2022)以降】相談及び助成の継続実施</p>	
	<p>②妊婦健康診査の費用の一部助成の実施</p> <p>妊娠中の定期的な医療機関への受診促進と妊婦及び胎児の健康管理向上を図るため、医療機関や助産所において実施する妊婦健康診査費用の一部を助成します。（すべての妊婦に14回分の補助券を交付、多胎児妊娠の場合はさらに5回分費用を助成します。）</p> <p>【現状】助成の実施 助成件数：現状（R2(2020)）155,597件 【R4(2022)以降】継続実施</p>	

③各区地域みまもり支援センターや医療機関での乳幼児健康診査の実施

乳幼児の成長において節目となる各時期に発育・発達の確認を行い、異常等の早期発見とその後の適切な医療、療育を受けられるよう、各区役所又は市内協力医療機関において健康診査を実施します。

（3～4か月児・7か月児・5歳児健診は市内協力医療機関、1歳6か月児・3歳児は各区役所で実施）

【現状】各区役所又は市内協力医療機関での健診の実施
受診者数：現状（R2(2020)）62,231人
 【R4(2022)以降】継続実施

④乳幼児健康診査未受診者へのフォローの実施

乳幼児健康診査の未受診者に対する受診勧奨及び成長発達状況の把握などを行います。

【現状】乳幼児健康診査未受診者フォローの実施
 【R4(2022)以降】継続実施

	<p>⑤医療機関と連携した健診後の要支援家庭等への支援 医療機関との連携体制の強化を図りながら、健診後の要支援家庭等への支援を行います。 【現状】支援の実施 【R4(2022)以降】支援の継続実施</p> <p>⑥聴覚及び視覚検診の実施 新生児聴覚検査及び3歳児健康診査での視聴覚検診により、目と耳の異常を早期に発見し、適切な療育・治療につなげることを目的として実施します。 【現状】事業の実施 受診者数：現状（R2(2020)）12,594人（新生児聴覚検査は令和3年10月から開始） 【R4(2022)以降】継続実施</p> <p>⑦先天性代謝異常等検査事業の実施 フェニルケトン尿症などの先天性代謝異常や先天性甲状腺機能低下症を早期に発見し障害の発生を未然に防ぐため、市内の医療機関で出生した、生後5～7日の赤ちゃんの先天性代謝異常等検査費用の一部を助成します。 【現状】事業の実施 検査実施数：現状（R2(2020)）9,943件 【R4(2022)以降】事業の継続実施</p>	
<p>No</p>	<p>事務事業名(所管課)</p>	<p>事業概要</p>
<p>(2)</p>	<p>母子保健指導・相談事業 (こども未来局：こども保健福祉課)</p>	<p>妊娠・出産・育児に関する相談支援体制や情報提供を充実させることで、親と子が健やかに暮らせる環境となるよう母性の保護や乳幼児の健康保持・増進を図ります。</p> <p>計画期間中の主な取組</p> <p>①思春期の心と身体の健康教育の実施 思春期に特有な医学的問題、性に関する不安及び悩み等に対する個別相談に応じるとともに、学校保健との連携により、小・中・高等学校等において、児童や親、教職員を対象とした集団による健康教育を実施します。 【現状】学校保健と連携した集団指導等の実施 参加者数：現状（R2(2020)）1,680人 【R4(2022)以降】学校保健と連携した集団指導等の実施</p> <p>②各区地域みまもり支援センターにおける母子健康手帳の交付・相談の実施 妊娠・出産及び育児について記録し、親子の健康づくりに役立つことができるよう、妊娠の届出をした人に、母子健康手帳の交付・相談を実施するとともに、妊婦及び乳幼児健康診査、歯っぴーファミリー健診等の受診勧奨を行います。 【現状】各区における母子健康手帳の交付・相談の実施 【R4(2022)以降】継続実施</p>

③各区地域みまもり支援センター等における両親学級の開催による出産・育児支援

妊娠・出産により新しい家族を迎えることを契機に妊婦と家族の健康づくりを考え、両親で育児にあたるよう、妊娠中の生活や出産、育児に関する学習や実習を行います。

【現状】各区等での両親学級等の開催

参加者数：現状（R2(2020)）3,188人

【R4(2022)以降】各区等での両親学級等の継続実施

④新生児訪問及びこんにちは赤ちゃん訪問の実施

新生児訪問は、保健師等の訪問指導員が、保護者が安心して育児が行えるよう、新生児の発育や産後の経過などに関する相談支援を実施します。

また、こんにちは赤ちゃん訪問は、養成研修を受けた地域の方が訪問員として子育て家庭を訪問し、身近な子育てに関する情報を届けるなど、地域と子育て家庭のつながりをつくります。

【現状】乳児家庭への訪問の継続実施

訪問実施率：現状（R2(2020)）94.9%

【R4(2022)以降】乳児家庭への訪問の実施

⑤養育支援訪問（乳幼児訪問指導の実施）

子育てに対して不安や孤立感を抱える家庭や養育上の支援を必要としている家庭に対して、保健師や訪問指導員を派遣し、子育てに関する助言、指導等を行うなど、児童虐待の未然防止や再発予防に向けた相談・支援を行います。

【現状】訪問指導の実施

訪問件数：現状（R2(2020)）1,966件

【R4(2022)以降】訪問指導の継続実施

⑥産後におけるサポートの実施

出産後、育児などの支援が必要な方を対象に、産後ケア事業を実施します。宿泊型は助産所等に母子を宿泊させ、母体の体力の回復及び母体・乳児ケア、育児指導等を実施します。アウトリーチ型は助産師等が母子を家庭訪問し、母体の体力の回復及び母体・乳児ケア、育児指導等を実施します。

【現状】事業の実施

利用者数：現状（R2(2020)）延べ1,832人

【R4(2022)以降】産後におけるサポートの継続実施

⑦産前・産後家庭支援ヘルパー派遣事業の実施

母親が出産前後で体調不良等のため、育児や家事を行うことが困難な家庭にヘルパーを派遣し、育児や家事を援助します。

【現状】事業の実施

利用者数（延べ）：現状（R2(2020)）2,321人

【R4(2022)以降】事業の継続実施

第4章（計画の推進に向けた施策の展開）

No	事務事業名(所管課)	事業概要
(3)	救急医療体制確保対策事業 (健康福祉局：保健医療政策室)	救急医療ニーズに対応した小児救急や周産期救急等の救急医療体制を確保するとともに、安定した運営を支援します。
	計画期間中の主な取組	
	<p>①救急医療体制の充実に向けた取組の推進</p> <p>休日（夜間）急患診療所や小児急病センターの運営を支援し、小児救急医療体制の確保に努めます。</p> <p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・救急病院に対する運営支援等の実施 ・休日（夜間）急患診療所の医師会による運営に対する支援 <p>【R4(2022)以降】救急病院に対する運営支援や休日（夜間）急患診療所の医師会による運営に対する支援の継続実施等</p> <p>②周産期医療ネットワークの推進及び安全・安心な出産の確保</p> <p>産科医療機関と助産所も含めた周産期医療ネットワークを推進し、総合周産期母子医療センターや地域周産期母子医療センターの運営を支援します。</p> <p>【現状】総合（地域）周産期母子医療センターに対する運営支援の実施</p> <p>【R4(2022)以降】運営支援の継続実施と周産期医療関連施設の連携の推進</p>	
No	事務事業名(所管課)	事業概要
(4)	青少年活動推進事業 (こども未来局：青少年支援室)	地域社会全体で、子ども・若者を見守り支え、安全・安心な環境の中で青少年の健全な育成を図るため、青少年を育成・指導する青少年関係団体を支援するとともに、次代の担い手となる自立した成人を育成するため、積極的な社会参加を促進します。
	計画期間中の主な取組	
	<p>①青少年を育成・指導する青少年団体への支援</p> <p>川崎市青少年育成連盟及び構成団体の活動に対する支援を行うことで、次代を担うリーダーの育成や青少年の健全育成を推進します。</p> <p>【現状】青少年団体への支援</p> <p>【R4(2022)以降】支援の継続実施</p> <p>②こども110番事業への支援等の青少年の健全な育成環境づくりの推進</p> <p>行政、青少年関係団体、民間企業等で構成される「川崎市青少年の健全な育成環境推進協議会」により、PTA等が主体となって地域で実施している「こども110番」事業を支援することで、子どもを地域で見守る体制づくりを推進するとともに、青少年の健やかな成長にふさわしい育成環境の実現に向け、啓発活動等を行い、市民意識の醸成を図ります。</p> <p>【現状】こども110番事業への支援等</p> <p>【R4(2022)以降】支援等の継続実施</p>	

	<p>③（仮称）「川崎市 20 歳を祝うつどい」などのイベント等を通じた青少年の社会参加の促進 青少年自身が企画から運営まで主体的に関わっていく（仮称）「川崎市 20 歳を祝うつどい」などを実施し、青少年の社会活動への参加を促進します。 【現状】青少年が企画・運営するイベントの実施 【R4(2022)以降】継続実施</p> <p>④青少年指導員による青少年の健全な育成活動の推進 青少年指導員連絡協議会に対する支援を行い、青少年指導員活動の充実や資質向上を図り、青少年の健全な育成環境づくりを推進します。 【現状】青少年指導員活動への支援 【R4(2022)以降】継続実施</p>	
No	事務事業名(所管課)	事業概要
(5)	<p>こども文化センター 運営事業 (こども未来局：青少年支援室)</p>	<p>子どもの居場所を確保し、多世代交流や多様な体験や活動を通じた健全育成を推進するとともに、地域団体等の活動拠点としての場を提供し、地域における人材の育成や活動を支援します。</p>
	<p>計画期間中の主な取組</p>	
	<p>①こども文化センターの運営 児童の健全育成を推進するため児童館としての機能を高めるとともに、地域や関係機関等との連携を図りながら、多世代交流の促進や地域人材の育成・活動の場の提供などを進めます。 【現状】こども文化センターの運営 <u>箇所数：現状（R2(2020)）58 か所</u> 【R4(2022)以降】今後の運営手法の検討及び検討に基づく取組の推進</p> <p>②子どもたちの意見を踏まえた放課後等の居場所の検討 広く子どもの意見を聞き、より効果的に施設運営に反映するための仕組みの構築に向けて検討を進めます。 【現状】意見聴取の手法や取組内容の検討 【R4(2022)以降】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども意見聴取及び取組内容の検討 ・検討に基づく取組の推進 	

No	事務事業名(所管課)	事業概要
(6)	<p>わくわくプラザ事業 (こども未来局：青少年支援室)</p>	<p>すべての小学生を対象に、学校や地域等との連携を図りながら、放課後等に児童が安全・安心に過ごせる場づくりを進めます。</p>
	<p>計画期間中の主な取組</p>	
	<p>①わくわくプラザ事業の実施 子育て家庭のニーズを踏まえ、「放課後児童健全育成事業」の適切な実施や小学校や地域等と連携した「放課後子供教室」の充実に向けた検討を進めます。 【現状】利用者ニーズを踏まえた取組の推進 箇所数：現状（R2(2020)）114 か所 【R4(2022)以降】継続実施</p> <div style="text-align: center;">  <p>わくわくプラザ内の様子</p> </div> <p>②子育て支援わくわくプラザ事業の実施 保護者の就労等で「わくわくプラザ」が終了する午後6時までに児童のお迎えが難しい場合に、子育て支援の観点から、児童の安全・安心な居場所を確保します。 【現状】事業実施 【R4(2022)以降】継続実施</p>	
No	事務事業名(所管課)	事業概要
(7)	<p>青少年教育施設の 管理運営事業 (こども未来局：青少年支援室)</p>	<p>団体宿泊生活や野外活動を通じて心身ともに青少年の健全な育成を図るとともに、子どもの遊びや活動の促進に向け、場を提供します。</p>
	<p>計画期間中の主な取組</p>	
	<p>①ハヶ岳少年自然の家における団体宿泊訓練や自然に親しむ学習活動、探求野外観察等の実施 恵まれた自然環境の中で、団体宿泊生活を通して、心身を鍛錬し、もって健全な少年の育成を図るため施設を運営します。(所在地：長野県諏訪郡富士見町) 【現状】団体宿泊生活を通じた少年の健全育成の実施 利用人数：現状（R2(2020)）6,193 人 【R4(2022)以降】団体宿泊生活を通じた少年の健全育成の実施</p>	

②黒川青少年野外活動センターにおける野外自然観察活動等の実施

野外活動による体験を通して、青少年の自主性及び協調性を育み、もってその心身の健やかな発達に寄与するため施設を運営します。（所在地：麻生区黒川）

【現状】 野外活動による体験を通じた青少年の健全育成の実施

利用人数：現状（R2(2020)）7,452人

【R4(2022)以降】 野外活動による体験を通じた青少年の健全育成の実施

③子ども夢パークにおける子どもの自発的な活動の支援及び子どもを対象とした各種イベント等の実施

子どもが遊び、夢を育む場並びに子どもの活動の拠点及び居場所を提供するとともに、子どもの自主性及び自発的活動を支援することにより、それぞれの子どもの成長及び子どもの地域等における活動への参加の促進に寄与するため施設を運営します。（所在地：高津区下作延）

【現状】 子どもの自発的な活動の場の提供の実施

利用人数：現状（R2(2020)）53,717人

【R4(2022)以降】 子どもの自発的な活動の場の提供の実施



子ども夢パークにおける泥んこ遊び

④青少年の家における団体宿泊活動等の実施

団体の宿泊研修を通じて、心身ともに健康な青少年の育成を図るため施設を運営します。（所在地：宮前区宮崎）

【現状】 団体の宿泊研修を通じた青少年の健全育成の実施

利用人数：現状（R2(2020)）12,686人

【R4(2022)以降】 団体の宿泊研修を通じた青少年の健全育成の実施

第4章（計画の推進に向けた施策の展開）

No	事務事業名(所管課)	事業概要
(8)	<p>いこいの家・いきいきセンターの運営 <small>(健康福祉局：高齢者在宅サービス課)</small></p>	<p>高齢者が地域活動に積極的に参加する場を提供するとともに、介護予防の拠点として高齢者の健康増進を図るため、いこいの家及びいきいきセンターを適切に運営します。また、「いこいの家・老人福祉センター活性化計画」に基づく取組を推進します。</p>
	<p>計画期間中の主な取組</p>	
	<p>①多世代交流をはじめとした地域交流の取組推進 こども文化センターをはじめとした様々な関係機関との多世代交流を含む地域交流を積極的に行い、地域における「顔の見える関係づくり」に取り組みます。 【現状】多世代交流を含む地域交流の取組の実施 事業実施数：現状（R2(2020)）180回 【R4(2022)以降】継続実施</p>	
No	事務事業名(所管課)	事業概要
(9)	<p>自治推進事業 <small>(市民文化局：協働・連携推進課)</small></p>	<p>自治基本条例の理念等の周知をするとともに、パブリックコメント手続制度や住民投票制度などの「自治基本条例」に基づく自治運営に関する制度等の適切な運用を進め、自治の推進に取り組みます。</p>
	<p>計画期間中の主な取組</p>	
	<p>①若者など多様な市民による参加の促進に向けた取組 主に若者を対象とした市民参加型のワークショップ等の開催を通じて若者の声を市政に活かしていく機会の創出を図り、市政への主体的な関わりを促します。 【現状】主に若者を対象とした市民参加型ワークショップの開催及び市民参加の推進に向けた調査、手法の検討 【R4(2022)以降】継続実施</p>	

施策の方向性Ⅰ 子どもが地域ですこやかに育つことのできる環境の充実

◆施策3 学校・家庭・地域における教育力の向上

【施策の概要】

家庭や地域に開かれた学校づくりや地域の創意工夫を活かした特色ある学校づくりに向けて、学校・家庭・地域が連携して、よりよい学習活動を実現するための取組を推進するとともに、教職員の資質・指導力の向上を図るための取組を推進します。

また、家庭や地域の教育力を高めるため、様々な経験や知識、社会貢献の意欲を持つ地域の幅広い世代が、子どもたちの学習や体験を支える取組を推進します。

【現状と課題】

《学校の教育力の向上》

- ◆ 学校運営協議会(コミュニティ・スクール)等の仕組みを通じて、保護者・地域の学校運営への参加の促進に取り組んでいます。学校が抱える課題の解決及び、地域と一体となって子どもたちを育む「地域とともにある学校」の実現に向け、学校・家庭・地域との連携による教育活動の取組を今後もさらに充実させていくことが必要です。
- ◆ 各区役所地域みまもり支援センターに配置している区・教育担当が中心となって、区役所と連携しながら、学校と地域との連携強化や学校へのきめ細やかな支援、地域諸団体・機関との連携強化による子ども支援を推進しています。教育に関する課題が複雑化・多様化しており、課題の解決にあたっては、区・教育担当が中心となり各区の実情に応じたきめ細やかな学校支援等を継続することが必要です。
- ◆ 改正教育公務員特例法に基づき、川崎市の教育を担う人材の育成に向けて、川崎市教員等育成協議会を設置し、本市の状況を踏まえた教員研修計画を策定するなど、教職員の資質や指導力の向上に取り組んでいます。経験の少ない若手教員の授業力や学級経営力の育成、ミドルリーダーとして学校の中核を担う中堅職員の育成等が必要で

《家庭・地域の教育力の向上》

- ◆ 教育文化会館や市民館において、家庭・地域教育学級等を実施し、家庭教育に関する学習機会を提供しています。核家族化や、家庭環境の多様化、地域社会の変化により、親子の育ちを支える人間関係が弱まり、子育てについての悩みや不安を多くの家庭が抱えていることに加え、共働き世帯が増え、家庭教育を充分に行う余裕がない家庭もあり、家庭教育を地域全体で考え、支え合っていく基盤づくりが必要です。
- ◆ 市内の各行政区と各中学校区に川崎市独自の組織である地域教育会議を設置し、学校・家庭・地域の連携や地域の教育力の向上に向けて活動しています。地域教育会議の担い手が不足しているなどの課題があり、更なる活性化に向けて支援を充実させていくことが必要です。

第4章（計画の推進に向けた施策の展開）

- ◆ 「地域の寺子屋事業」では、地域ぐるみで子どもたちの学習や体験をサポートする仕組みづくりを推進しています。「地域の寺子屋事業」をさらに広げていくために、運営団体やコーディネーターの発掘・養成に加えて、子どもたちの活動をサポートする地域人材（寺子屋先生）や団体の確保が必要です。

【計画期間における方向性】

《学校の教育力の向上》

- ◆ コミュニティ・スクールの取組成果を他の学校に波及させること等により、今後も引き続き、よりよい教育の実現を目指して取り組みます。
- ◆ 区・教育担当が、地域子ども・若者支援に関わる諸団体、保健・福祉部門等の関係機関と連携するとともに、学校の抱える様々な課題に組織的に対応できるようきめ細やかに支援し、困難を抱える子ども・若者の小さなサインも見逃さない支援体制づくりを推進します。
- ◆ ライフステージに応じた研修や、校内研修の充実など、様々な研修機会を活用して、教職員の資質・指導力の向上に取り組みます。

《家庭・地域の教育力の向上》

- ◆ 家庭教育支援の輪をさらに広げ、支援対象を増やすため、企業等との連携による家庭教育事業の実施など、仕事を持つ保護者のほか、これまで各種事業を受講できなかった家庭の方々が学べる機会や場の提供に取り組みます。
- ◆ 各行政区と各中学校区に設置している地域教育会議をはじめ、地域社会でいきいきと活動する市民や、子どもたちの成長を見守り支えている市民の意欲や力を、社会全体の活力や地域の教育力向上につなげられるように支援するとともに、地域教育会議の活動や魅力についての情報発信に取り組みます。
- ◆ 地域ぐるみで子どもを育てる「地域の寺子屋事業」の全小・中学校への展開に向けて取り組みます。

【主な成果指標】

名称 (指標の出典)	現状 (直近の実績値)	計画期間における 目標値	指標の説明
「今住んでいる地域の行事に参加している、どちらかといえばしている」と回答した児童の割合（全国学力・学習状況調査）【小6】	57.0% (令和元(2019)年度)	60.0%以上 (令和7(2025)年度)	全国学力・学習状況調査の市立校の対象学年全児童の平均値
「今住んでいる地域の行事に参加している、どちらかといえばしている」と回答した生徒の割合（全国学力・学習状況調査）【中3】	39.9% (令和元(2019)年度)	40.0%以上 (令和7(2025)年度)	全国学力・学習状況調査の市立校の対象学年全生徒の平均値
「学校生活が楽しい、どちらかといえば楽しい」と回答した児童の割合（市学習状況調査）【小5】	91.1% (令和2(2020)年度)	94.0%以上 (令和7(2025)年度)	川崎市学習状況調査の市立校の対象学年全児童の平均値

「学校生活が楽しい、どちらかといえば楽しい」と回答した生徒の割合（市学習状況調査）【中2】	93.0% （令和2（2020）年度）	93.0%以上 （令和7（2025）年度）	川崎市学習状況調査の市立校の対象学年全生徒の平均値
親や教員以外の地域の大人と知り合うことができた割合（寺子屋事業参加者アンケート）	94.7% （令和2（2020）年度）	93.0%以上 （令和7（2025）年度）	寺子屋において「親や先生以外の大人と話すことができた」と答えた児童の数／寺子屋の学習支援参加者におけるアンケートの回答者数×100（%）
家庭教育事業を通じて悩みや不安が解消・軽減した割合（家庭教育事業参加者アンケート）	83.8% （令和2（2020）年度）	93.0%以上 （令和7（2025）年度）	家庭教育事業において「悩みや不安が解消・軽減した」と答えた参加者の数／事業参加者におけるアンケートの回答者数×100（%）
保護者や地域の人が学校の美化、登下校の見守り、学習・部活動支援、放課後支援、学校行事の運営などの活動に「よく参加している」「参加している」と回答した学校の割合	95.8% （令和元（2019）年度）	98.5% （令和7（2025）年度）	●●●●●●●●●●
教職員が校内外の研修や研究会に参加し、その成果を教育活動に積極的に反映させている、どちらかといえばしている、と回答した学校の割合（全国学力・学校状況調査）	96.4% （令和2（2019）年度）	100% （令和7（2025）年度）	●●●●●●●●●●

具体的な事業

- (1) 地域等による学校運営への参加促進事業 (2) 地域に開かれた特色ある学校づくり推進事業
 (3) 教職員研修事業 (4) 家庭教育支援事業 (5) 地域における教育活動の推進事業
 (6) 地域の寺子屋事業

No	事務事業名(所管課)	事業概要
(1)	地域等による学校運営への参加促進事業 (教育委員会事務局：教育改革推進担当)	学校・家庭・地域社会が一体となってよりよい教育の実現を目指すために、学校教育推進会議を学校学校運営協議会（コミュニティ・スクール）に移行・展開し、拡充するとともに、その取組の成果を他の学校に波及させることで、「地域とともにある学校づくり」を推進します。
	計画期間中の主な取組	
	①家庭や地域に開かれた信頼される学校づくりと、地域の創意工夫を活かした特色ある学校づくりをめざした学校運営の推進	家庭や地域から信頼される学校づくり、地域の創意工夫を活かした特色ある学校づくりを目指し、各校の実情に合わせた学校運営を推進します。 【現状】各校の取組推進 【R4(2022)以降】各校の実情に合わせた取組の推進

	<p>②学校運営協議会の運営支援及びコミュニティ・スクールの拡充</p> <p>学校運営協議会の運営支援により、学校・家庭・地域社会が一体となって先導的な学校運営の実践に取り組めます。</p> <p>【現状】取組の推進</p> <p>コミュニティ・スクール数：現状（R4(2022)）28校</p> <p>【R4(2022)以降】コミュニティ・スクールの拡充</p> <table border="1" data-bbox="309 510 1321 696"> <tr> <th data-bbox="309 510 539 555">用語説明</th> <th data-bbox="539 510 1321 555">学校運営協議会</th> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="309 555 1321 696">保護者及び地域住民が学校運営に参画することにより、そのニーズを迅速かつ的確に学校運営に反映させるとともに、学校・家庭・地域社会が一体となってよりよい教育の実践に取り組むため、教育委員会が指定する学校に設置する機関です。</td> </tr> </table> <p>③コミュニティ・スクールの実践成果の普及・啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配布コミュニティ・スクール連絡会、コミュニティ・スクール・フォーラムの開催や取組成果をまとめたパンフレットの作成・配布により先導的な実践成果の普及・啓発を図ります。 ◦コミュニティ・スクール連絡会、コミュニティ・スクール・フォーラムの開催 <p>【現状】各1回実施</p> <p>【R4(2022)以降】継続実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ◦取組成果をまとめたパンフレットの作成・配布 <p>【現状】作成及び配布</p> <p>【R4(2022)以降】継続実施</p>		用語説明	学校運営協議会	保護者及び地域住民が学校運営に参画することにより、そのニーズを迅速かつ的確に学校運営に反映させるとともに、学校・家庭・地域社会が一体となってよりよい教育の実践に取り組むため、教育委員会が指定する学校に設置する機関です。	
用語説明	学校運営協議会					
保護者及び地域住民が学校運営に参画することにより、そのニーズを迅速かつ的確に学校運営に反映させるとともに、学校・家庭・地域社会が一体となってよりよい教育の実践に取り組むため、教育委員会が指定する学校に設置する機関です。						
No	事務事業名(所管課)	事業概要				
(2)	<p>地域に開かれた特色ある学校づくり推進事業 (教育委員会事務局：指導課)</p>	<p>地域人材の活用を図るとともに、学校の自主性・自律性を高めるなど、特色ある学校づくりを進めます。また、各区に配置した・区・教育担当によるきめ細やかな支援により、小・中学校の9年間を円滑に接続する小中連携・一貫教育や、学校の取組を自主的・自律的に改善する学校評価、地域との連携による区における学校の教育支援を推進します。</p>				
	<p>計画期間中の主な取組</p>					
	<p>①学校がそれぞれの地域にある資源を活かした体験活動などの企画を行う「夢教育21推進事業」等を活用した特色ある学校づくりの推進</p>	<p>様々な分野の専門家を講師として学校に招き、その専門性を活かした指導により、子どもたちの知的好奇心や感性を育むとともに、地域の協力者の支援により、地域の特性を活かした教育活動を進めます。</p> <p>【現状】「夢教育21推進事業」の実施</p> <p>【R4(2022)以降】「夢教育21推進事業」等を活用した特色ある学校づくりの推進</p>				

	<p>②優秀な人材の確保に向けた、教職を目指す人のための「輝け☆明日の先生の会」の実施 本市の教職を目指す大学生、臨時的任用教員、非常勤講師などを対象に、教員としての資質や指導力向上を目指した「輝け☆明日の先生の会」を実施します。（5月～9月の土曜日、全7回開催） 【現状】事業実施 受講者のうち採用試験合格者数：現状（R2(2020)）●●人 【R4(2022)以降】「輝け☆明日の先生の会」の実施による優秀な人材の確保</p>	
No	事務事業名(所管課)	事業概要
(4)	<p>家庭教育支援事業 (教育委員会事務局：生涯学習推進課)</p>	<p>子どもの健やかな育ちの基盤となる家庭教育を支援する取組として、家庭の役割や子育ての重要性を学び、親同士の交流を促進する学級・講座等を実施します。また、PTA等による家庭教育に関する学習活動を支援し、地域や家庭における「教育力」の向上を図り、子育て期の市民を地域全体で支えあう仕組みづくりを進めます。</p>
	<p>計画期間中の主な取組</p>	
	<p>①市民館等における家庭・地域教育学級等家庭教育に関する学習機会の提供 教育文化会館・市民館・分館において家庭・地域教育学級等の事業を実施します。 【現状】事業実施（全区） 【R4(2022)以降】家庭・地域教育学級等、家庭教育に関する学習機会の提供</p> <p>②PTAによる家庭教育学級開催の支援 学びへのきっかけづくりとして、PTAによる家庭教育学級開催の支援を行います。 【現状】開催の支援 【R4(2022)以降】開催への継続的な支援 開催数：現状（R2(2020)）●●校⇒（R7(2025)）●●校以上</p> <p>③全市・各区「家庭教育推進連絡会」の開催による関係者間の情報共有の推進 全市・各区において「家庭教育推進連絡会」を開催し、情報共有を推進します。 【現状】全市・各区で実施 【R4(2022)以降】全市・各区における「家庭教育推進連絡会」の開催</p> <p>④企業等と連携した取組や福祉部門と連携した情報共有などによる家庭教育の推進 子育て支援を所管する各区役所、関係部局、地域の様々な主体と連携した、家庭教育支援を推進します。 【現状】地域の様々な主体と連携した家庭教育支援の推進 開催数：現状（R2(2020)）●講座 【R4(2022)以降】企業等と連携した事業実施及び福祉部門と連携した情報提供等の実施</p> <p>⑤オンライン講座やデジタル教材の提供、身近な施設等での出張講座の開催の推進 【現状】ICTの活用や出張講座の検討 【R4(2022)以降】ICTの活用や出張講座による家庭教育の支援</p>	

施策の方向性Ⅰ 子どもが地域ですこやかに育つことのできる環境の充実

◆施策4 子育てしやすい居住環境づくり

【施策の概要】

子育て家庭が安心して暮らせるよう、住まいの確保や居住環境の維持向上のための住宅施策を推進するとともに、良好で快適な地域の環境づくりに向けて、身近な公園の適切な維持・管理等を行います。

また、犯罪の未然防止に向けて、市内の防犯灯の適切な維持管理を行うとともに、地域の状況に応じて計画的な防犯灯の設置を進めるなど、安全・安心な地域づくりを進めます。

【現状と課題】

《子育て世帯が暮らしやすい住宅環境の整備》

- ◆ 「住宅基本計画」に基づき、子育てしやすい住環境等の実現に向けて、民間事業者等と連携して、住宅ストックの活用・世代間循環の促進などに取り組みました。引き続き、子育て世帯や高齢者等が安心して住み続けられるよう、居住ニーズやライフスタイル等に応じた住宅を確保しやすいしくみづくりに取り組む必要があります。

《安全・安心な居住環境の整備》

- ◆ 身近な公園について、地域の実情に応じて、計画的に整備するとともに、子ども・若者が安全かつ快適に公園で遊べるよう、計画的な遊具更新と遊具点検を実施し、公園施設の適切な維持管理を行っています。引き続き、老朽化の進んだ公園の再整備やバリアフリー化を進めるとともに、長寿命化の取組により、遊具などの公園施設の適切な維持管理を継続する必要があります。
- ◆ 地域の防犯対策として、防犯灯の新設、維持管理を行うとともに、防犯カメラの設置補助などに取り組みました。市民アンケートの「市政の仕事で今後特に力を入れてほしいこと」の第1位が「防犯対策」となっており、市民の関心が高い分野であることから、犯罪の未然防止に向けた効果的な取組が求められています。

【計画期間における方向性】

《子育て世帯が暮らしやすい住宅環境の整備》

- ◆ 「住宅基本計画」に基づき、子育てしやすい住宅に子育て世帯が住むことができるよう、その仕組みづくりを進めます。

《安全・安心な居住環境の整備》

- ◆ 安全・安心な公園・緑地の整備に向け、老朽化の進んだ公園の再整備やバリアフリー化を進めるとともに、長寿命化の取組により、遊具などの公園施設の適切な維持管理を継続し、子どもたちの自然的環境における遊びや体験の場としても活用できるよう、自然的環境を活かした公園や緑地づく

第4章（計画の推進に向けた施策の展開）

りを促進します。

- ◆ 安全に暮らせるまちをつくる取組として、防犯対策について、引き続き多様な主体と連携した防犯活動を推進するとともに、E S C O事業によるL E D防犯灯の効率的な設置や維持管理、地域における防犯カメラの設置支援を実施するなど、安全・安心なまちづくりに向けて取組を進めていきます。

【主な成果指標】

名称 (指標の出典)	現状 (直近の実績値)	計画期間における 目標値	指標の説明
住宅に関する市民の満足度 (まちづくり局調べ) ※5年毎の調査	70% (平成30(2018)年度)	80%以上 (令和5(2023)年度)	市民へのアンケート調査における住宅に対する総合的な評価で(満足・まあ満足)とした人の割合
公園緑地の整備・管理状況についての満足度 (市民アンケート)	56.8% (令和元(2019)年度)	65% (令和7(2025)年度)	市民アンケートにおける公園緑地の整備・管理状況の評価で(満足・やや満足)とした人の割合
空き巣等の刑法犯認知件数 (神奈川県警察統計資料)	6,307件 (令和2(2020)年度)	8,500件以下 (令和7(2025)年度)	県警発表による市内の空き巣等の刑法犯認知件数(年度ではなく暦年)

具体的な事業

- (1)住宅政策推進事業 (2)住宅・マンション良質化支援推進事業(調整中)
 (3)民間賃貸住宅等居住支援推進事業 (4)市営住宅等管理事業 (5)魅力的公園整備事業
 (6)公園施設長寿命化事業 (7)防犯対策事業 (8)商店街活性化・まちづくり連動事業

No	事務事業名(所管課)	事業概要
(1)	住宅政策推進事業 (まちづくり局：住宅整備推進課)	「住宅基本計画」に基づき、住宅の質の向上や市場の誘導等を行うための施策立案や調査等を実施するとともに、子育て世帯や高齢者世帯の多様なニーズや社会環境の変化等に応じた民間住宅の誘導に取り組みます。
	計画期間中の主な取組	
	① 子育て世帯や高齢者世帯の多様なニーズや社会環境の変化に応じた民間住宅の誘導 (調整中) 【現状】供給誘導 【R4(2022)以降】 ・既存戸建住宅の世代間循環促進による子育て世帯へのゆとりある住宅の供給誘導	

No	事務事業名(所管課)	事業概要
(2)	住宅・マンション良質化支援 推進事業 <small>(まちづくり局：住宅整備推進課)</small>	民間住宅・マンションのバリアフリー化、長寿命化、適切な維持管理等に対する支援等の取組を推進することで、誰もが安全で快適に暮らせる、良質な住宅の形成を図ります。
	調整中の主な取組	
	①マンションの管理適正化に向けた取組の推進 【現状】 <ul style="list-style-type: none"> ・計画策定に向けた検討 ・マンションの管理適正化に向けた支援等の推進と新たな取組の検討 【R4(2022)以降】 <ul style="list-style-type: none"> ・マンションの管理適正化に関する計画策定に向けた取組の推進 ・マンション管理組合登録・支援制度の実施 ・管理計画認定制度の検討 ・管理の適正化に向けた新たな支援制度の検討 ・マンション管理相談窓口の運営・講習会の実施 	
No	事務事業名(所管課)	事業概要
(3)	民間賃貸住宅等居住支援 推進事業 <small>(まちづくり局：住宅整備推進課)</small>	高齢者、障害者、外国人等の居住の安定に向け、居住支援協議会において入居から退去までに必要な支援等について協議を行うなど、多様な主体との連携により入居支援や入居後の生活支援等の取組を推進します。
	計画期間中の主な取組	
	①「住宅確保要配慮者賃貸住宅供給促進計画」に基づく取組の推進 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給を促進するため、住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の登録に必要な住宅確保要配慮者の範囲や面積基準等を定めた「川崎市住宅確保要配慮者賃貸住宅供給促進計画」に基づき、登録への普及啓発を行い住宅確保要配慮者の入居機会の確保を図ります。 【現状】 計画の策定 【R4(2022)以降】 <ul style="list-style-type: none"> ・計画に基づく取組の推進、進行管理 ・計画改定に向けた取組の検証、計画の改定 ・住宅確保要配慮者向け登録住宅の普及啓発 	

	<p>②「居住支援協議会」による住宅確保要配慮者に対する入居・生活支援の促進</p> <p>子育て世帯、障害者、外国人等の住宅確保要配慮者が安心して暮らせる住まいの確保に向けて、住宅セーフティネット法に基づき設立した居住支援協議会による入居・生活支援の取組を推進します。</p> <p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・居住支援協議会の運営 ・住み替え等相談や物件情報の提供、同行等支援の実施（すまいの相談窓口） <p>【R4(2022)以降】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・居住支援協議会の運営 ・地域の担い手や家主等との連携強化による入居・生活支援の促進 ・住宅確保要配慮者の住み替え相談や空き家の利活用に関する相談の実施 ・住宅確保要配慮者への物件情報の提供 ・入居手続の同行等の支援 <p>③居住支援制度による住宅確保要配慮者の居住安定の確保</p> <p>アパートなどの民間賃貸住宅を借りる際、ひとり親世帯、DV 被害者、一時保護施設退所者、児童福祉施設等退所者等で連帯保証人が見つからない場合に、市の指定する保証会社を利用することで、民間賃貸住宅への入居を支援し、住生活の安定向上及び福祉の増進につなげます。</p> <p>【現状】 居住支援制度による入居支援の実施</p> <p>【R4(2022)以降】 居住支援制度による入居支援の実施</p>	
No	事務事業名(所管課)	事業概要
(4)	<p>市営住宅等管理事業 (まちづくり局：市営住宅管理課)</p>	<p>市営住宅等の計画的な維持管理等の実施や効果的な入居・管理体制の導入を進め、住宅困窮世帯等への適確・公平な市営住宅等の提供を図るとともに、空き駐車場の増加などへの対策など、市営住宅等の適切な運営・活用を図ります。</p>
	<p>計画期間中の主な取組</p>	
	<p>①よりの確・公平な提供に向けた取組の推進</p> <p>市営住宅の募集において子育て世帯向けに優遇倍率の適用及び収入基準の緩和を実施するとともに、コミュニティバランスの取れた世帯構成の実現や地域活力の維持・増大に向けて、期限付き入居制度を推進し、市営住宅への若年子育て世帯等の入居機会の拡大を図ります。</p> <p>【現状】 期限付き入居制度の導入（H30）</p> <p>【R4(2022)以降】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅に困窮する若年子育て世帯等の期限付き入居制度の推進 ・入居制度の見直しに向けた検討 	

No	事務事業名(所管課)	事業概要
(5)	魅力的な公園整備事業 (建設緑政局：みどりの保全整備課)	老朽化の進んだ公園の再整備やバリアフリー化などの取組により、魅力的な公園の整備を進めます。
	計画期間中の主な取組	
	①公園の再整備等による特色ある公園づくりの推進 施設が老朽化した公園について、市民ニーズに合った魅力ある公園として再整備を進めます。 【現状】公園の再整備の推進 【R4(2022)以降】公園の再整備の推進	
	②バリアフリー整備の実施 園路広場やトイレなどの主要施設をバリアフリー化し、市民がより利用しやすい公園となるよう再整備を進めます。 【現状】公園内のバリアフリー化に向けた取組の推進 【R4(2022)以降】バリアフリー化に向けた整備の実施	
③身近な公園の整備の実施 子どもや高齢者が歩いて行ける範囲に、街区公園などの身近な公園を整備します。 【現状】 <ul style="list-style-type: none"> ・中野島3丁目公園整備工事 ・東名犬蔵公園整備実施設計 【R4(2022)以降】身近な公園整備の実施		
④適切な公園施設の管理のための施設管理用カメラの取組 不適切な利用による施設の器物破損等を防ぎ、公園利用者が安全に安心して利用できるよう、施設管理用カメラを適切に管理します。 【現状】施設管理用カメラの管理 【R4(2022)以降】施設管理用カメラの管理、新たな設置手法の検討		
No	事務事業名(所管課)	事業概要
(6)	公園施設長寿命化事業 (建設緑政局：みどりの保全整備課)	長寿命化の取組により、遊具などの公園施設の効果的な維持管理を進めます。
	計画期間中の主な取組	
	①長寿命化計画に基づく取組の推進 長寿命化計画に基づき、遊具などの公園施設の効果的な維持管理を実施します。 【現状】遊具等の点検と適切な維持管理 【R4(2022)以降】公園施設の整備の実施	

第4章（計画の推進に向けた施策の展開）

No	事務事業名(所管課)	事業概要
(7)	<p align="center">防犯対策事業 (市民文化局：地域安全推進課)</p>	<p>市民、事業者、地域の防犯関連団体、警察、行政等と連携し、安全・安心なまちづくりに向けた取組を推進します。</p>
	計画期間中の主な取組	
	<p>①防犯カメラ設置補助の実施 市の補助制度に基づき、地域からの需要が高い防犯カメラの設置補助を実施します。 【現状】補助の実施 補助台数：現状（R2(2020)）50台 【R4(2022)以降】補助の実施</p> <p>②防犯灯のLED化を推進するESCO事業による防犯灯の維持管理の実施 夜間の通行の安全確保等に向けて、防犯灯LED化ESCO事業による防犯灯の維持管理を実施します。 【現状】約68,000灯の維持管理の実施 新設：現状（R2(2020)）428灯 【R4(2022)以降】維持管理の実施</p>	
No	事務事業名(所管課)	事業概要
(8)	<p align="center">商店街活性化・まちづくり 連動事業 (経済労働局：商業振興課)</p>	<p>商店街の課題解決や更なる機能向上を支援し、商業課題への対応を図るとともに、商店街や地域が主体となって取り組むイベント等への支援により、まちづくりと連動しながら、魅力ある商業地域の形成を図ります。</p>
	計画期間中の主な取組	
	<p>①商店街の機能向上に向けた施設整備等支援事業の推進 商店街の安全安心な環境づくりを支援するため、防犯カメラ等の設置補助を実施します。 【現状】街路灯のLED化、防犯カメラ等の設置支援の実施 実施数：現状（R2(2020)）累計144件 【R4(2022)以降】街路灯のLED化、防犯カメラ等の設置支援の実施</p>	

施策の方向性Ⅱ 子どもの育ちの基盤となる保育・教育環境の充実

◆施策5 質の高い保育・幼児教育の推進

【施策の概要】

高い保育ニーズや子育て家庭の多様なニーズに適切な対応を図るため、民間の多様な主体の参画を促進しながら、地域の保育需要にあった保育受入枠の確保に向けた取組を推進するとともに、きめ細かな保護者への相談支援を実施するなど、待機児童解消に向けた取組を継続します。

また、質の高い保育・幼児教育の推進に向けては、担い手となる人材の確保・育成を図るとともに、民間の多様な事業主体への支援を進めます。

医療的ケアを必要とする子をはじめ、特に特別な支援を必要とする子どもについては、子どもの特性や状況に応じた保育の提供や、小学校への接続を適切に行うための連携など、居住する地域で適切な支援が受けられるよう取組を進めます。

【現状と課題】

〈多様な手法を用いた保育受入枠の確保〉

- ◆ 認可保育所や小規模保育事業の新規整備において、市有地や県有地、国有地の活用とともに民間活力を積極的に導入し、公募型の民間事業者活用型保育所整備においては、特に交通結節点の主要駅等を中心とした重点整備地域を指定するなど、ニーズの高いエリアに保育受入枠が確保できるよう取り組んできました。育児休暇制度の定着等による1歳児・2歳児からの利用希望の増加や、大規模集合住宅の建設に伴う局地的な保育ニーズの発生など、今後は地域の保育需要をよりの確にとらえた整備が必要となっています。
- ◆ 川崎認定保育園は、待機児童の受け皿として認可保育所等とともに、多様な保育ニーズを支える重要な役割を担ってきました。特に育児休暇明けの1歳児・2歳児は、認可保育所を希望しながら利用調整で保留になった児童が多く、その必要な受け皿になっています。働き方の変化や新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、安定的に児童が確保できない施設も出てきており、引き続き、既存園を活用した柔軟な受入れを行うためには、安定的で効率的な運営の確保が必要となっています。
- ◆ 保育士確保対策については、リモートを含む就職相談会や保育所等見学会、潜在保育士の復職支援、保育士資格取得支援、5県市で共同設置している保育士・保育所支援センター事業などの取組により、保育士養成施設等とも連携しつつ、市内保育所等における保育人材の確保を行ってきました。都市部での保育所の新規整備は続いており、都市間での人材確保競争も続いていることから、市内保育所等への人材確保につながる取組のほか、保育士等の子どもの保育所等入所における利用調整上の優先的な取扱いを継続して実施する必要があります。
- ◆ 一時保育事業については、多様な保育ニーズに対応するため、これまで実施施設数の増加を図ってきましたが、近年は、地域により利用者数が減少傾向にあることから、今後は地域のニーズと実施

園の分布状況を踏まえながら、実施園数の最適化を図る必要があります。

《区役所におけるきめ細やかな相談・支援》

- ◆ 区役所・支所においては、申請前段階からの説明会の実施や夜間・休日の相談など、きめ細やかな相談や、保育所入所保留となった申請者に対する丁寧なアフターフォローを実施し、保護者の多様な保育ニーズと保育施設やサービス等の適切なマッチングを図るなど、切れ目のない市民視点に立った取組を推進しています。新型コロナウイルス感染拡大防止に配慮しながら、引き続き区役所・支所において、子どもの預け先を探す保護者の保育ニーズに応じたきめ細やかな相談・支援を実施していく必要があります。

《保育の質の維持・向上》

- ◆ 令和元（2019）年度に川崎市、令和2（2020）年度に中原区と、各区3園の公立保育所のうち、1園を地域における「保育」と「子育て」の一体的な事業推進拠点である保育・子育て総合支援センターとして順次整備し、公立保育所とともに、専門職（保育士・栄養士・看護師）による地域の子ども・子育て支援を行ってきました。不安感・負担感を感じている子育て家庭もあることから、在宅での子育てに対し、保育・子育て総合支援センター等が地域の拠点となり、関係機関との連携を図りながら専門的な支援を展開するなど、地域の子育て支援の充実に取り組んでいく必要があります。
- ◆ 保育・子育て総合支援センターや各区保育総合支援担当が中心となり、キャリアアップ研修の実施や保育所等施設長連絡会等の各種連携会議の開催をはじめとした民間保育所等への支援、公・民保育所の人材育成を推進するなど、保育サービスの質の維持・向上を図ってきました。市内の保育事業者の増加や、民間保育所の運営主体の多様化は当面続くと見込んでいることから、引き続き、地域全体での保育の質の維持・向上を図る必要があります。

《特別な支援を必要とする子どもへの対応の充実》

- ◆ 本市では、すべての保育所において、集団保育が可能と認められる場合には、障害を持つ子どもを受け入れることを基本としており、このことへの支援として巡回による発達相談や保育体制の充実に努めるとともに、市内の幼稚園及び認定こども園（幼稚園部分）に対しても、幼児教育相談員の巡回による各園の教職員への助言、支援等に取り組んでいます。近年、診断基準の変化や発達障害の知識の普及、低出生体重児の増加などにより配慮を必要とする子どもが増加しており、保育所等に通っている子どもに対しては、子どもの特性や状況に応じた保育の提供や、小学校への円滑な接続を視野に入れた早い段階からの保護者との連携が必要となっています。
- ◆ 平成28年度から、公立保育所7園で医療的ケア（痰の吸引、経管栄養、導尿）が必要で、他に重篤な症状がなく、主治医から集団保育が可能と診断され、さらに川崎市保育所入所児童等健康管理委員会においても集団保育が可能と判断された場合に、医療的ケア児を受け入れています。医療技術の進歩等により医療的ケア児が増加していることや、（医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律が施行され）医療的ケア児及びその家族が居住する地域にかかわらず等しく適切な支援を受けられるようにすることが求められており、日常的に通える範囲での受入体制を確保すること等

が課題となっています。

《幼児教育の質の向上と教育・保育の一体的な推進》

- ◆ 幼稚園は、地域に根付いた教育施設として、子ども一人ひとりの発達に応じ、環境を通して生きる力の基礎を育み、小学校教育へ円滑につなげる幼児教育を実践するなど、子どもの健やかな成長を支えています。本市では、多様な教育・保育ニーズに対応するため、私立幼稚園の在園児について、平日及び土曜日の預かりの長時間化（11時間以上）や、夏休み期間等の預かり通年化に対応するための幼稚園型一時預かり事業を推進しています。引き続き、多様な教育・保育ニーズへの柔軟な対応や、小規模保育事業等の卒園児をはじめとした3歳到達後の受け入れ先の確保等が必要なことから、幼稚園型一時預かり事業についても、長時間化や通年化、2歳児の受入れなど、今後も充実した支援策を実施する必要があります。
- ◆ 幼児教育と保育の一体的な提供を進めるため、幼稚園の認定こども園への移行を推進しています。多様な教育・保育ニーズへの柔軟な対応や、小規模保育事業等の卒園児をはじめとした3歳到達後の受入先の確保等が必要となっています。

【計画期間における方向性】

《多様な手法を用いた保育受入枠の確保》

- ◆ 今後も増加を続ける保育所利用申請者のニーズに対応するため、重点的に保育所の整備が必要な箇所を定め、新規整備を実施するとともに、既存の保育所を活用した定員枠の拡大や、年齢別定員の変更をはじめとした柔軟かつ効率的な取組を実施するなど、引き続き、見込まれる保育需要の変化に合わせた、多様な手法による保育受入枠の確保に取り組みます。
- ◆ 認可保育所の整備にあたっては、必要な場所に必要な量の保育受入枠を柔軟かつ効率的に確保できるよう、既存園との競争を避けながら整備指定地域をより柔軟に設定することで、より地域のニーズを反映した取組を進めます。
- ◆ 川崎認定保育園については、既存施設を活用した保育受入枠の確保を図るため、認可化を推進するとともに、川崎認定保育園の安定的な運営に向けた支援に取り組みます。
- ◆ 保育士確保対策については、引き続き、就職相談会の開催や保育体験研修を実施することで求職者と求職者のマッチング機会の充実を図ります。
- ◆ 一時保育事業については、地域によっては施設数の増加に伴う供給過多により、事業ニーズが想定を下回っている施設がある一方で、実施施設が近くにない地域もあることから、地域の需給バランスを考慮しながら、既存園の施設数の最適化に取り組みます。

《区役所におけるきめ細やかな相談・支援》

- ◆ 区役所・支所において、利用申請前から、保育所入所保留となった申請者に対するアフターフォローまで、これまでに蓄積された相談支援に関するノウハウを活用しながら、保護者の視点に立ったきめ細やかな相談・支援を実施します。

《保育の質の維持・向上》

- ◆ 在宅での子育て家庭を支援し、保護者の孤立等を防ぐため、関係機関との連携のもと、支援が必要な子どもの緊急・一時保育での受入れなどを実施します。
- ◆ 地域全体の保育の質の維持・向上を図るため、保育・子育て総合支援センターや公立保育所が拠点となり、これまで培ってきた知識や保育技術を公民で共有し、各園の課題やニーズに合わせた効果的な人材育成を行うなど、地域全体での質の高い保育の実施に向けた取組を推進します。

《特別な支援を必要とする子どもへの対応の充実》

- ◆ 配慮を必要とする子どもについては、長年の受入により蓄積してきた経験と知識・技術を活かしながら、専門職（保育士・看護師・栄養士）による相談・支援を行うとともに、小学校への円滑な接続を視野に入れて、保護者、療育センター、小学校等との連携に取り組みます。
- ◆ 医療的ケア児については、これまでの取組で培った経験と知識・技術を活用し、公立保育所において安定的に医療的ケア保育の提供を行うとともに、民間保育所での受入れに向けた支援等に取り組みます。

《幼児教育の質の向上と教育・保育の一体的な推進》

- ◆ 幼稚園型一時預かり事業の拡充と併せて、幼稚園を既存の小規模保育事業を連携する施設と位置づけ、3歳到達時には幼稚園での受入れを促すなど、幼稚園における就労家庭児の受入れを推進します。
- ◆ 幼稚園における保育の長時間化・通年化や教職員の確保を支援し、幼稚園から認定こども園への移行が円滑に進むよう施設の状況に応じた段階的な支援を行います。

【主な成果指標】

名称 (指標の出典)	現状 (直近の実績値)	計画期間における 目標値	指標の説明
待機児童数 (こども未来局調べ)	0人 (令和3(2021)年4月)	0人 (令和8(2026)年4月)	厚生労働省「保育所等利用待機児童数調査要領」に基づく、4月の集計値
保育所等利用者の満足度 ※10点満点 (こども未来局調べ)	7.8点 (令和元(2019)年度)	8.4点以上 (令和7(2025)年度)	「保育所等利用者アンケート」(無作為抽出)における各質問項目(10段階)の平均値

具体的な事業

- (1)待機児童対策事業 (2)認可保育所等整備事業 (3)民間保育所運営事業 (4)公立保育所運営事業
 (5)認可外保育施設支援事業 (6)幼児教育推進事業 (7)保育士確保対策事業 (8)保育料対策事業

No	事務事業名(所管課)	事業概要																																	
1	待機児童対策事業 (こども未来局：保育対策課)	就労しながら子育てを行う家庭の増加による保育需要に対応するため、待機児童対策を継続して推進します。																																	
	計画期間中の主な取組																																		
	<p>①区役所における保育所入所相談、コーディネートなどのきめ細やかな利用者支援の実施 各区役所・支所（9か所）において、保育所入所相談、コーディネート機能の充実を図り、保育所の利用を希望される方などへのきめ細やかな相談支援を実施します。</p> <p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・窓口・電話での相談支援 ・情報端末を活用した利用者支援 ・円滑な保育所申込のための環境整備 <p>【R4(2022)以降】保育所入所相談、コーディネート等の実施</p> <p>◆保育所の概況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">保育所等の数 (か所)</th> <th colspan="3">利用児童数※ (人)</th> </tr> <tr> <th>総数</th> <th>3歳未満児</th> <th>3歳以上児</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 29(2017)年 4月 1日</td> <td>387</td> <td>26,999</td> <td>12,089</td> <td>14,910</td> </tr> <tr> <td>平成 30(2018)年 4月 1日</td> <td>420</td> <td>28,809</td> <td>12,874</td> <td>15,935</td> </tr> <tr> <td>平成 31(2019)年 4月 1日</td> <td>452</td> <td>30,699</td> <td>13,635</td> <td>17,064</td> </tr> <tr> <td>令和 2 (2020)年 4月 1日</td> <td>484</td> <td>32,296</td> <td>14,273</td> <td>18,023</td> </tr> <tr> <td>令和 3 (2021)年 4月 1日</td> <td>520</td> <td>33,552</td> <td>14,818</td> <td>18,734</td> </tr> </tbody> </table> <p>※市内在住の児童数（他都市の委託児童を含む。）</p>			保育所等の数 (か所)	利用児童数※ (人)			総数	3歳未満児	3歳以上児	平成 29(2017)年 4月 1日	387	26,999	12,089	14,910	平成 30(2018)年 4月 1日	420	28,809	12,874	15,935	平成 31(2019)年 4月 1日	452	30,699	13,635	17,064	令和 2 (2020)年 4月 1日	484	32,296	14,273	18,023	令和 3 (2021)年 4月 1日	520	33,552	14,818	18,734
		保育所等の数 (か所)			利用児童数※ (人)																														
			総数	3歳未満児	3歳以上児																														
	平成 29(2017)年 4月 1日	387	26,999	12,089	14,910																														
	平成 30(2018)年 4月 1日	420	28,809	12,874	15,935																														
	平成 31(2019)年 4月 1日	452	30,699	13,635	17,064																														
	令和 2 (2020)年 4月 1日	484	32,296	14,273	18,023																														
	令和 3 (2021)年 4月 1日	520	33,552	14,818	18,734																														
<p>②「第2期子ども・子育て支援事業計画」における教育・保育の量の見込みと確保方策の策定 事業計画において定めている教育・保育の量の見込みと確保方策について見直しを行い、引き続き、増加が見込まれる保育ニーズに対応して、認可保育所等のほか、川崎認定保育園や幼稚園などにより、計画的に保育体制の確保を進めます。</p> <p>【現状】「第2期子ども・若者応援プラン」の策定（予定）</p> <p>【R4(2022)以降】計画に基づく取組の推進</p>																																			
<p>③横浜市との協定に基づく川崎認定保育園と横浜保育室の相互利用の促進 待機児童対策に関する横浜市との連携協定に基づき、両市施設間の相互利用を促進するなど、両市の保育需要を相互に補完し、待機児童解消に向けて連携した取組を進めます。</p> <p>【現状】協定に基づく相互利用</p> <p>横浜保育室利用人数：現状（R3(2021).4）12人</p> <p>【R4(2022)以降】協定に基づく相互利用の促進</p>																																			

No	事務事業名(所管課)	事業概要
(2)	認可保育所等整備事業 (こども未来局：保育所整備課)	保育ニーズに適切に対応するため、「川崎市子ども・若者の未来応援プラン」に基づき、認可保育所等を整備することで、保育受入枠を確保します。
	計画期間中の主な取組	
	<p>①認可保育所等における保育受入枠の拡大</p> <p>認可保育所の新設整備等の多様な手法により保育受入枠を拡大することで、高い保育需要への対応を図ります。</p> <p>【現状】定員数の確保に向けた整備等</p> <p>定員数：現状（R3(2021).4) 33,812人</p> <p>【R4(2022)以降】さまざまな手法を活用した保育受入枠の拡大の推進</p>	
No	事務事業名(所管課)	事業概要
(3)	民間保育所運営事業 (こども未来局：保育第1課)	民間保育所・地域型保育事業における適正な運営の確保と保育の質の維持・向上に向けた支援及び指導を行います
	計画期間中の主な取組	
	<p>①民間保育所の適切な運営の確保と保育の質の維持・向上に向けた支援</p> <p>国及び市が定める子どものための教育・保育給付費等の支給・充実により、運営内容の支援・向上を図ります。また、運営内容に関する日々の相談や園訪問等により、適正な運営を確保します。</p> <p>【現状】職員等の処遇改善及びキャリアアップの推進</p> <p>【R4(2022)以降】職員等の処遇改善及びキャリアアップの推進の継続実施</p> <p>②一時保育実施数の適正化</p> <p>保護者が週3日以内又は月64時間に満たない就労や就学、病気や冠婚葬祭などのため、子どもを家庭で保育できない場合に、一時的に、保護者に代わって保育を行います。近年、一時保育の利用者数は減少傾向にあることから、地域のニーズや実施施設の分布状況を踏まえ、実施施設数の適正化を図ります。</p> <p>【現状】適正な事業執行体制に向けた検討</p> <p>施設数：現状（R3(2021).4) 86か所</p> <p>【R4(2022)以降】一時保育事業の適正な執行体制による取組の推進</p> <p>③延長保育の推進</p> <p>保育所等において、保護者の勤務時間や通勤時間などの事情により通常の開所時間では送り迎えが困難な場合に、その開所時間等の前後において延長して保育を実施します。</p> <p>【現状】延長保育事業の実施</p> <p>月間実利用人数：現状（R2(2020)）8,552人</p> <p>【R4(2022)以降】延長保育事業の継続実施</p>	

	<p>④「福祉サービス第三者評価」の推進 認可保育所における受審の更なる促進を図るとともに、地域型保育事業についても、評価の実施や結果の公表を促進します。 【現状】評価受診の促進 施設数：現状（R2(2020)）23園 【R4(2022)以降】評価受診の促進の継続</p> <p>⑤夜間、年末保育事業、休日保育事業の推進 就労の多様化等に伴う保護者の保育ニーズに的確に対応する事業を推進します。 【現状】各事業の実施 【R4(2022)以降】各事業の継続実施</p>	
No	事務事業名(所管課)	事業概要
(4)	<p>公立保育所運営事業 <small>(こども未来局：運営管理課)</small></p>	<p>保育・子育て総合支援センターと公立保育所が連携し、「地域の子ども・子育て支援」、「民間保育所等への支援及び公民保育所人材育成」、「多様な保育ニーズに対応する保育所機能の強化」を推進します。</p>
	<p>計画期間中の主な取組</p>	
	<p>①保育・子育て総合支援センターの計画的な整備の推進 保育・子育て総合支援センターの機能や役割を果たすため、様々な手法を検討しながら計画的な整備を推進します。 【現状】 <ul style="list-style-type: none"> ・宮前区保育・子育て総合支援センター（実施設計） ・多摩区保育・子育て総合支援センター（基本設計） 【R4(2022)以降】 <ul style="list-style-type: none"> ・整備完了及び計画的な整備の推進 </p> <p>②公立保育所の安心・効果的な保育を提供 保育・子育て総合支援センターと連携して地域の保育の質の向上を図るとともに、公立保育所において安心・効果的な保育を提供します。 【現状】 <ul style="list-style-type: none"> ・計画的な施設保全の実施 ・藤崎保育園の建替・新園舎での運営開始 【R4(2022)以降】 <ul style="list-style-type: none"> ・計画的な施設保全の実施 </p> <p>③公民保育所職員研修の実施 初任者から管理職員までの職位や職務内容等を踏まえ、国のキャリアアップ研修も考慮に入れた体系的な研修計画に基づく各種研修等を実施します。 【現状】研修の実施 参加者数：現状（R2(2020)）5,777人 【R4(2022)以降】研修の継続開催</p>	

	<p>④保育・子育て総合支援センター等における民間保育所への支援や地域の子ども・子育て支援の実施</p> <p>在宅における子育て世代の育児力向上に向けた地域子育て支援の充実を図るとともに、公立保育所の機能を活かした施設の利用支援、公民保育所間の交流の場づくりなどを行います。</p> <p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の子育て支援や一時保育の実施 ・各種連携会議の実施 ・医療的ケア児の受入の実施 <p>【R4(2022)以降】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の子ども・子育て支援の推進 ・民間保育所等の支援や公民保育所人材育成の推進 ・保育所機能の強化の推進 	<p>⑤幼保小の連携の実施</p> <p>幼稚園、保育園、小学校の職員が相互に理解を深め、発達の連続性を踏まえた子どもの育ちを支援することを目的として、関係者間の情報交換や、子ども・教職員の交流等を実施します。</p> <p>【現状】連携の実施</p> <p>【R4(2022)以降】連携の継続</p>
No	事務事業名(所管課)	事業概要
(5)	<p>認可外保育施設支援事業 (こども未来局：保育第2課)</p>	<p>継続的な待機児童解消に向けて多様な保育ニーズへの対応するため、保育の質の向上を図りながら認可化及び小規模保育事業への移行を円滑に推進するとともに、認可外保育施設等への支援を継続することにより、安定的な保育受入枠の確保を図ります。また、認可外保育施設への立入調査や施設等利用給付費の確認指導監査を継続実施することで、保育の質の向上等を図ります。</p>
	<p>計画期間中の主な取組</p>	
	<p>①保護者への保育料補助の実施</p> <p>川崎認定保育園に在園する児童の保護者に対して保育料の補助を実施します。</p> <p>【現状】安定的な制度運用に向けた検討</p> <p>助成児童数：現状（R2(2020)）4,126人</p> <p>【R4(2022)以降】検討に基づく取組の推進</p>	<p>②川崎認定保育園の認可化の推進及び運営支援</p> <p>認可保育所や小規模保育に移行する意欲のある認可外保育施設について、計画的に移行が図られるよう、改修費等の補助や保育の質の向上に向けた支援を行います。</p> <p>【現状】R4以降の量の見込みと確保方策の検討</p> <p>両施設の受入児童数：現状（R2(2020)）2,874人</p> <p>【R4(2022)以降】確保方策の検討に基づく取組の推進</p>

	<p>③病児・病後児保育事業の実施 病気やその回復期のため集団保育が困難な期間において、児童を一時的に預かり、児童の健康管理や看護を行うとともに、保護者の子育てと就労を支援します。 【現状】全区で病児・病後児保育事業を実施 【R4(2022)以降】病児・病後児への保育の実施</p> <p>④監査立入調査の実施 認可外保育施設の運営に対して、適正な保育内容及び保育環境が確保されているかを「認可外保育施設指導監督基準」に沿って調査し、問題がある場合には改善を求める等、指導監督を行います。 【現状】取組の実施 <u>立入調査実施施設の割合：現状（R2(2020)）100%</u> 【R4(2022)以降】取組の継続実施</p>	
No	事務事業名(所管課)	事業概要
(6)	<p>幼児教育推進事業 (こども未来局：幼児教育担当)</p>	<p>幼稚園等への支援や一時預かり事業及び認定こども園への移行等により、子育てをする就労家庭の保護者が安心して子どもを預けられる環境づくりを進めるとともに質の高い幼児教育の推進を図ります。</p>
	<p>計画期間中の主な取組</p>	
	<p>①幼稚園型一時預かり事業の推進 幼稚園等が園則で規定している教育時間の前後、長期休業日又はそれ以外の休業日に、保護者の希望により在園児等の保育を行います。 【現状】事業実施 <u>実施園数：現状（R3(2021)）38園</u> 【R4(2022)以降】実施園数の拡大及び預かり保育の長時間化・通年化の受入年齢拡大の推進</p> <p>②認定こども園への移行促進 多様な教育・保育ニーズへの柔軟な対応を図るために、幼稚園から認定こども園への移行を促進し、認定こども園への移行に向けての計画的な整備を進めます。 【現状】移行の促進（R2(2020)移行実施園数2園） <u>認定こども園数：現状（R3(2021)）14園</u> 【R4(2022)以降】移行促進の継続</p> <p>③幼稚園等在園児の保護者に対する保育料等補助の実施 市内に住民登録をしており、私学助成を受けている幼稚園（認可）及び幼稚園類似施設（無認可幼児教育施設等）を利用する3（満3歳を含む）・4・5歳児の保護者を対象に、その経済的負担を軽減するために補助を実施します。 【現状】対象者への補助の実施 <u>助成人数（幼稚園在園児）：現状（R2(2020)）16,722人</u> <u>助成人数（幼稚園類似施設在園児）：現状（R3(2021)）●●●人</u> 【R4(2022)以降】対象者への補助の継続実施</p>	

	<p>④幼児教育相談の実施</p> <p>特別な支援を必要とする子どもを受入れる園を支援するため、市に幼児教育相談員を配置し、巡回相談を実施することにより、子ども・保護者・教職員の困り感を軽減し、より一層の幼児教育の充実を図ります。</p> <p>【現状】巡回相談の実施 【R4(2022)以降】巡回相談の継続実施</p>	
No	事務事業名(所管課)	事業概要
(7)	<p>保育士確保対策事業 (こども未来局：保育対策課)</p>	<p>保育受入枠の拡大に合わせ、様々な手法による保育士確保対策を推進するとともに、保育所職員に必要な専門的知識・技術の習得のための研修等を実施します。</p>
	<p>計画期間中の主な取組</p>	
	<p>①保育士確保に向けたセミナー・啓発等の実施</p> <p>神奈川県、横浜市、相模原市、横須賀市と共同設置している保育士・保育所支援センター事業のほか、就職相談会・保育所等見学会などを実施し、保育士養成施設等とも連携しつつ、保育所等での就労を希望する方と、保育所等とのマッチングを行い、保育人材の確保を促進します。また、保育士養成施設に通う学生や潜在保育士等を対象とした講座、研修、事業説明会などを通じ、川崎の保育園で働く魅力を伝える取組を実施します。</p> <p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就職マッチング等の実施 ・保育士養成施設等と連携した保育士就職相談会等の実施 <p>【R4(2022)以降】継続実施</p> <p>②保育士資格取得や定着に向けた支援</p> <p>保育士の就業継続や離職防止を図り、保育士が働きやすい環境を整備することを目的に、保育所等運営法人が保育士の宿舎を借り上げるために必要な費用の一部について補助を実施します。また、保育士養成課程の修了又は保育士試験の受験による資格取得を目指す方を支援するため、各種の保育士資格取得支援事業や、指定保育士養成施設で学ぶ学生に対して修学資金等の貸付を行うことで、修学の継続及び保育士資格の取得を支援し、卒業後、市内保育施設へ就職することを促す保育士修学資金貸付などの事業を実施します。</p> <p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育士宿舎借り上げ支援の実施 補助対象人数：現状（R2(2020)）1,971人 ・保育士資格取得支援の実施 ・保育士修学資金貸付等補助の実施 補助対象人数：現状（R2(2020)）43人 <p>【R4(2022)以降】継続実施</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>用語説明 潜在保育士</p> <p>保育士の資格を有しながら、保育所などの保育に関係した職場に就業していない人のこと。厚生労働省の調査によると、潜在保育士の人数は、平成30(2018)年時点でおよそ95万人(※)です。</p> <p>※認可外保育施設及び幼稚園に勤務する者、資格喪失に係る届出がない者を含む</p> </div>	

No	事務事業名(所管課)	事業概要
(8)	<p>保育料対策事業 (こども未来局：保育対策課)</p>	<p>納付者に対して多様な納付手段を提供するほか、滞納世帯に対し、納付指導、催告等を確実に実施しながら、受益と負担の適正化を図ります。</p>
	<p>計画期間中の主な取組</p>	
	<p>①保育料収納対策の強化</p> <p>納付しやすい環境を提供するためのオンラインによる口座振替手続きの周知徹底、初期滞納者への電話催告の確実な実施、滞納長期化防止に向け、早い段階での財産調査を確実に実施し、より高い収入率を目指します。</p> <p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> 電話催告やWEB口座振替受付サービスを活用した初期末納対策の実施 滞納者の財産調査等の実施及び滞納処分の実施 <p>収入率：現状（R2(2020)）98.92%</p> <p>【R4(2022)以降】継続実施</p> <p>②国の子育て支援施策との連携</p> <p>多子世帯やひとり親世帯等への経済的負担の軽減として実施する保育料の減免制度のほか、幼児教育・保育の無償化の取組について、今後も国の制度変更等を着実に反映させながら実施します。</p> <p>【現状】取組の実施</p> <p>【R4(2022)以降】取組の継続実施</p>	

コラム** 「幼児教育・保育の無償化」

子育てに関わる経済的負担を軽減するため、令和元年10月1日から幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する3歳から5歳児クラスの子どもたち、市民税非課税世帯の0歳から2歳児クラスの子どもたちの利用料が無償化されました。

なお、無償化の内容は子どもの年齢や利用している施設などによって異なり、新たに手続きが必要となる場合や延長保育料や給食費など無償化の対象外となる費用もあります。

対象となる施設と無償化の内容		
<p>認可保育所</p> <p>認定こども園 (保育所部分)</p> <p>地域型保育事業 小規模保育事業 家庭的保育事業 事業所内保育事業</p>	<p>3～5歳児クラス (すべての子ども)</p> <p>0～2歳児クラス (市民税非課税世帯の子ども)</p>	<p>無償</p> <p>入園の際に「保育の必要性の認定」を受けるので、改めての手続きは不要です。</p>
<p>認可外保育施設など 川崎認定保育園、地域保育園、事業所内保育施設(認可外)、一時保育、年度認定型保育、病児・病後児保育、ふれあい子育てサポート、ベビーシッター</p>	<p>3～5歳児クラス (すべての子ども)</p> <p>0～2歳児クラス (市民税非課税世帯の子ども)</p>	<p>月額37,000円を上限額として 無償</p> <p>月額42,000円を上限額として 無償</p> <p>「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。</p>
<p>幼稚園</p> <p>認定こども園 (幼稚園部分)</p>	<p>3～5歳児クラス (すべての子ども)</p>	<p>預かり保育を利用しない場合 月額25,700円を上限額として 無償^{※1}</p> <p>預かり保育を利用する場合 月額37,000円を上限額として 無償^{※2※3}</p> <p>預かり保育が無償化されるには「保育の必要性の認定」の手続きが必要です。</p> <p><small>※1：3歳の誕生日から適用となります。 ※2：25,700円を定む。 ※3：市民税非課税世帯の3歳児(対象となる期間は3歳の誕生日から最初の3月31日までの)については、月額42,000円を上限として無償となります。</small></p>

施策の方向性Ⅱ 子どもの育ちの基盤となる保育・教育環境の充実

◆施策6 子どもの「生きる力」を育む教育の推進

【施策の概要】

将来の社会的な自立に必要な能力や態度及び共生・協働の精神を育てていくため、すべての学校で「キャリア在り方生き方教育」を実施するとともに、子ども一人ひとりの「分かる実感」を大切にするため、習熟の程度に応じたきめ細やかな指導に取り組みます。

また、すべての子どもがいきいきと個性を発揮しながら成長できるよう、一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な相談・指導・支援を実施するとともに、学校における子どもの安全を確保するため、地域における様々な危険から子どもたちを守る取組を推進します。

【現状と課題】

《「生きる力」を伸ばし、人間としての在り方生き方の軸をつくる》

- ◆ 子どもたちが将来に対する夢や希望をもち、社会的自立に必要な能力や態度を育てていく教育がすべての学校に求められていることから、自尊感情や規範意識、学ぶ意欲、人と関わる力等を発達の段階に応じて系統的・計画的に育む「キャリア在り方生き方教育」を全校で実践しています。コミュニケーション能力の不足、低い自己肯定感など「社会的自立」に必要な能力や態度に関わる子ども・若者の様々な課題が存在しており、市学習状況調査等の実施により子どもたちが自らの学習状況や課題を把握することや、1人1台端末を活用して各学校が子どもの実態等を踏まえて「個別最適な学び」や授業改善の取組を行うことにより、「分かる」授業の実現に向けた取組を継続して行う必要があります。
- ◆ 一人ひとりの違いが豊かさとして響き合う人間関係を育むため、子どもの権利学習をはじめとし、多文化共生教育や「差別のない人権尊重のまちづくり条例」の施行に伴う学習活動等の人権尊重教育を総合的に推進しています。性的マイノリティへの理解促進や、新型コロナウイルス感染症による差別・偏見への対応、かわさきパラムーブメントの理念浸透、「差別のない人権尊重のまちづくり条例」の理念やしくみの普及・啓発など、さまざまな観点から学校における子どもの権利学習や多文化共生教育等の人権尊重教育を推進していく必要があります。
- ◆ 子どもたちの「確かな学力」を育むため、すべての子どもが「分かる授業」を目指して、一人ひとりの「授業が分かる」という実感を大切にしながら、「習熟の程度に応じたきめ細やかな指導」の研究実践を進めています。また、新学習指導要領の実施による小学校における外国語の教科化等に伴い、外国語指導助手（ALT）の配置、「英語教育推進リーダー」を活用した研修の充実を行うなど、児童生徒の英語力育成に向けた取組を進めています。引き続き、適切な対応を進めていく必要があります。
- ◆ 令和2（2020）年度中に整備した義務教育段階の児童生徒向けの1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワーク環境（校内無線LAN）について、令和3（2021）年度から授業等に活用し、段階

第4章（計画の推進に向けた施策の展開）

的に指導内容の充実を図るなど、「かわさき GIGA スクール構想」の推進に取り組んでいます。「かわさき GIGA スクール構想」の推進について、活用に向けた着実な人材育成と現場における段階的な活用のステップアップが必要です。また、取組を進めながら、社会状況や国の動向、技術進歩などの変化にも確実に対応していくために取組を見直し続ける必要があります。

- ◆ 学校司書の適正配置など、読書活動を通じた「豊かな心」の育成とともに、身体を動かす楽しさを実感させる休み時間中の運動体験等による体力の向上、中学校完全給食の導入による「健康給食」の推進など、「健やかな心身」の育成にも取り組んでいます。将来を担う児童生徒が、生涯「健康」な生活を送るために、引き続き小中9年間にわたる「健康給食」を提供し、体系的・計画的な食育を推進する必要があります。

《一人ひとりの教育的ニーズへの対応》

- ◆ 本市では、特別支援学校や特別支援学級に在籍する障害のある児童生徒が増加傾向にあるとともに、通常の学級においても発達障害のほか、いじめや不登校、経済的に困難な家庭環境など、さまざまな支援を必要とする児童生徒が増加しており、一人ひとりの教育的ニーズに応じて、適切な相談・指導・支援に取り組んでいます。特別支援学校や特別支援学級に在籍する児童生徒数が増加傾向にあり、また、障害も重度化、多様化していることから、さまざまな障害に応じた専門的な教育や一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援、教育環境の整備が課題となっています。
- ◆ 引き続き児童支援コーディネーターの小学校全校配置を実施するとともに、令和2（2021）年度までに、中学校31校において支援教育コーディネーターを配置し、生徒指導担当と協働することで、教育的ニーズの把握と不登校等の未然防止を図りました。子どもたちを取り巻く課題が多様化、複雑化する中で、不登校児童生徒の増加への対応や発達障害のある子どもへの支援など、一人ひとりの教育的ニーズに応じ、きめ細かな相談・指導・支援に取り組むため、学校における支援体制の構築や、専門機関との連携のしくみづくり、発達の段階に応じた切れ目のない支援策等を検討する必要があります。
- ◆ 外国につながる児童生徒に対して、日本語指導をはじめとする多様な教育的ニーズに応じた支援を行うために、令和2（2020）年度に支援体制の見直しを行い、更なる充実を図りました。特に不登校児童生徒への支援については、「学校に登校する」という結果のみを目標とするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があることから、不登校による学業の遅れや進路選択上の不利益、社会的自立へのリスクに配慮した支援が求められます。
- ◆ 経済的理由のために学習機会が失われることの無いよう、国や県等による経済的負担の軽減施策の動向を踏まえた適切な就学支援等が求められています。

《児童・生徒等の安全の確保》

- ◆ 子どもたちの安全を確保するために、スクールガード・リーダーや地域交通安全員を配置し、さまざまな危険から子どもたちを守る取組を推進するとともに、全校で防災教育を推進し、各学校の防災力や子どもたちの防災意識の向上に向けた取組を行っています。登下校時の事故や事件、また地震や水害などの自然災害等が各地で起きていることから、すべての子どもが安全で安心な環境で教

育を受けられるよう、自らの命を守るための取組や、通学路や学校施設等の安全確保が必要です。

- ◆ 交通安全対策基本法に基づき、交通ルールの遵守及び交通マナーの向上のため、啓発活動で市民の交通安全意識の高揚を図るとともに、年齢段階別に交通安全教室を実施するなど、「交通事故のない安全で住みよい社会」の実現に向けた取組を進めています。交通事故発生件数は減少していますが、自転車関係事故の割合が県内の構成率を上回っており、引き続き、自転車に関する交通事故防止対策が求められています。

【計画期間における方向性】

《「生きる力」を伸ばし、人間としての在り方生き方の軸をつくる》

- ◆ 小学校から高等学校までの計画的・系統的な「キャリア在り方生き方教育」の推進
- ◆ 人権尊重を根幹とした教育活動の更なる推進
- ◆ すべての子どもが「分かる」を目指したきめ細かな指導・学びの推進
- ◆ 小学校における外国語教育の教科化など、新学習指導要領への適切な対応
- ◆ 段階的なステップアップを目指した「かわさきGIGAスクール構想」の推進
- ◆ 小・中学校9年間にわたる「健康給食」の推進及び学校給食を活用したさらなる食育の充実

《一人ひとりの教育的ニーズへの対応》

- ◆ 障害の有無に関わらずすべての子どもが共に学び合えるインクルーシブ教育システムの構築
- ◆ 一人ひとりの教育的ニーズに応じた、きめ細かな支援を実施するための校内支援体制の構築
- ◆ 福祉部門等との連携強化など、教育分野におけることどもの貧困対策の推進

《児童・生徒等の安全の確保》

- ◆ 登下校時の交通事故減少をめざした交通危険か所対策の推進
- ◆ 交通事故防止に向けた、自転車利用者の交通ルールの遵守と交通マナーの向上や園児から高齢者までの年齢段階別に対応する交通安全教育の推進

【主な成果指標】

名称 (指標の出典)	現状 (直近の実績値)	計画期間における 目標値	指標の説明
「難しいことでも、失敗を恐れないで挑戦している、どちらかといえばしている」と回答した児童生徒の割合【小6】 (全国学力・学習状況調査)	79.3% (令和元(2019)年度)	82.0%以上 (令和7(2025)年度)	
「難しいことでも、失敗を恐れないで挑戦している、どちらかといえばしている」と回答した児童生徒の割合【中3】 (全国学力・学習状況調査)	70.2% (令和元(2019)年度)	75.0%以上 (令和7(2025)年度)	

第4章（計画の推進に向けた施策の展開）

「授業がわかる、どちらかといえばわかる」と回答した児童の割合【小5】 （市学習状況調査）	90.1% （平成 29（2017）年度）	94.0%以上 （平成 33（2021）年度）	市立校の対象学年全児童の平均値（小学校 5 年生:国語・社会・算数・理科、各教科の平均値）
「授業がわかる、どちらかといえばわかる」と回答した生徒の割合【中2】 （市学習状況調査）	80.8% （平成 29（2017）年度）	82.0%以上 （平成 33（2021）年度）	市立校の対象学年全生徒の平均値（中学校2年生:国語・社会・数学・理科・英語、各教科の平均値）
支援の必要な児童※の課題改善率（小学校） （教育委員会事務局調べ） ※学校が調査した、発達障害等、支援が必要な子どもの数	90.9% （平成 29（2017）年度）	97.0%以上 （平成 33（2021）年度）	課題が解消・改善した児童数／全小学校が把握した支援が必要な児童数×100（%）
支援の必要な児童生徒に対して個別の指導計画を作成した学校の割合（小・中・高等学校） （教育委員会調べ）	94.9% （令和 2（2020）年度）	100% （令和 7（2025）年度）	
「いじめはどんなことがあってもいけないことだと思う」と回答した児童生徒の割合【小6】 （全国学力・学習状況調査）	82.5% （令和元（2019）年度）	88.0%以上 （令和 7（2025）年度）	
「いじめはどんなことがあってもいけないことだと思う」と回答した児童生徒の割合【中2】 （全国学力・学習状況調査）	71.9% （令和元（2019）年度）	84.0%以上 （令和 7（2025）年度）	
児童生徒の登下校中の事故件数 （教育委員会事務局調べ）	35.6件 （平成 24（2012）～ 28(2016)年の平均）	23件以下 （平成 29（2017）～ 33(2021)年の平均）	市立小学校、中学校及び高等学校の登下校時における事故報告の合計（直近5年間の平均値）

No	事務事業名(所管課)	事業概要
(3)	<p align="center">人権尊重教育推進事業 <small>(教育委員会事務局：教育政策室)</small></p>	<p>「川崎市子どもの権利に関する条例」や「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」に基づき、子どもたちの人権感覚や人権意識の育成、教職員の指導力の向上に向けた取組を推進します。</p>
	<p>計画期間中の主な取組</p>	
	<p>①人権尊重教育推進会議の開催を通じた人権尊重教育についての情報共有や意見交換の推進 会議での情報交換等を通して人権尊重教育についての意識の向上を図ります。 【現状】人権尊重教育推進会議の実施 開催回数：現状（R3(2021)）1回 【R4(2022)以降】人権尊重教育推進会議の継続的な開催など、「差別のない人権尊重のまちづくり条例」の理念を踏まえた人権尊重教育の推進に向けた情報共有の推進</p> <p>②人権尊重教育研究推進校・実践校の研究支援及び教職員やPTAを対象とした研修の実施 管理職及び教職員、人権推進担当者、PTAを対象とした研修の実施や、研究校への研究支援を通して教職員の意識の向上を図ります。 【現状】研修等の実施 研修参加者数：現状（R3(2021)）●●●●人 【R4(2022)以降】研修等の継続的な実施</p> <p>③人権教育補助教材や子どもの権利学習資料等の活用 児童生徒の発達の段階に応じて子どもの権利学習に関する資料等を作成し配布します。 【現状】教材内容の改善及び効果的な活用 【R4(2022)以降】内容の改善による教材等の充実と効果的な活用の推進</p> <p>④子どもの権利学習派遣事業の実施 子どもたちが暴力や権利侵害から自分を守る具体的な対処方法を学ぶ参加型学習を小中学校で実施します。 【現状】派遣事業の実施 派遣学級数：現状（R3(2021)）●●●学級 【R4(2022)以降】派遣事業の継続実施</p>	

No	事務事業名(所管課)	事業概要									
(9)	魅力ある高校教育の推進事業 <small>(教育委員会事務局：指導課)</small>	「市立高等学校改革推進計画」に基づき、生徒・保護者・市民のニーズに応じた魅力ある高校づくりを進めるとともに、川崎高等学校及び附属中学校における中高一貫教育や、定時制課程の生徒の自立支援の推進を図ります。									
	計画期間中の主な取組										
	<p>①「市立高等学校改革推進計画」に基づく取組の推進</p> <p>「市立高等学校改革推進計画」に基づき、各校が、魅力ある教育課程の編成等を通じ、特色ある教育を進めることで、多様な学習ニーズに対応するとともに、確かな学力を育み、生徒一人ひとりの進路希望の実現を目指します。</p> <p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・魅力ある普通科教育の推進 ・定時制における学びの充実 ・特色ある専門学科の推進 ・ICT環境の計画的な整備 <p>【R4(2022)以降】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・普通科におけるカリキュラム・マネジメントの充実とキャリア教育の推進 ・定時制における将来の自立に向けた支援や日本語指導の充実 ・インターンシップや合同発表会の実施など特色ある専門学科の推進 ・ICT環境の計画的な整備 										
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%; text-align: left;">用語説明</th> <th style="text-align: left;">市立高等学校改革推進計画</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>「川崎市立高等学校教育振興計画」のうち「新しい視点による学校・学科・学系の創造」を具体的に推進するために、平成19(2007)年7月に策定した計画。「第1次計画」として、川崎高等学校に中高一貫教育と二部制定時制の導入、商業高等学校(現・幸高等学校)に全日制普通科設置、川崎総合科学高等学校に定時制商業科の設置などの再編を行いました。</td> </tr> </tbody> </table> <p>②高等学校における聴講生制度、図書館開放、開放講座の実施</p> <p>川崎市立高等学校が持つ専門的な知識・技術・設備等の教育機能を広く地域に開放することで、高校に対する地域住民の理解と交流を深めます。</p> <p>【現状】 開放講座等の実施</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">聴講生制度：現状 (R3(2021))</td> <td style="width: 40%; text-align: center;">●コマ</td> </tr> <tr> <td>図書館開放：現状 (R3(2021))</td> <td style="text-align: center;">●校</td> </tr> <tr> <td>開放講座：現状 (R3(2021))</td> <td style="text-align: center;">●講座</td> </tr> </table> <p>【R4(2022)以降】 聴講生制度、図書館開放、開放講座等の取組の推進</p> <p>③川崎高等学校及び附属中学校における一貫した体系的・継続的な教育の推進</p> <p>川崎高校及び同附属中学校においては、中高一貫教育の特色を活かし、6年間を見通した総合的な学習の時間における特色ある取組や、ICTを活用した新たな学習を推進するなど、6年間の体系的・継続的な教育活動を展開します。</p> <p>【現状】 中高一貫教育の推進</p> <p>【R4(2022)以降】 川崎高等学校及び附属中学校における中高一貫教育の実施</p>		用語説明	市立高等学校改革推進計画		「川崎市立高等学校教育振興計画」のうち「新しい視点による学校・学科・学系の創造」を具体的に推進するために、平成19(2007)年7月に策定した計画。「第1次計画」として、川崎高等学校に中高一貫教育と二部制定時制の導入、商業高等学校(現・幸高等学校)に全日制普通科設置、川崎総合科学高等学校に定時制商業科の設置などの再編を行いました。	聴講生制度：現状 (R3(2021))	●コマ	図書館開放：現状 (R3(2021))	●校	開放講座：現状 (R3(2021))
用語説明	市立高等学校改革推進計画										
	「川崎市立高等学校教育振興計画」のうち「新しい視点による学校・学科・学系の創造」を具体的に推進するために、平成19(2007)年7月に策定した計画。「第1次計画」として、川崎高等学校に中高一貫教育と二部制定時制の導入、商業高等学校(現・幸高等学校)に全日制普通科設置、川崎総合科学高等学校に定時制商業科の設置などの再編を行いました。										
聴講生制度：現状 (R3(2021))	●コマ										
図書館開放：現状 (R3(2021))	●校										
開放講座：現状 (R3(2021))	●講座										

②小・中学校通級指導教室の運営

小・中学校の通常の学級に在籍している支援の必要な児童生徒に対し、設置校において困難さの改善に向けたきめ細やかな指導を行います。

【現状】

- ・小学校言語・情緒関連：各区に設置
- ・中学校情緒関連：市内3か所に設置
- ・通級指導体制の充実に向けた巡回モデルの実施

【R4(2022)以降】 検査体制の強化や巡回方式の検討など通級指導体制の充実

③個別の指導計画の作成及び切れ目のない適切な引継ぎの促進

個別の指導計画の作成及びサポートノート（個別の教育支援計画）を活用した適切な引継ぎの実施を行うことで、特別な教育的ニーズのある児童生徒に対して一貫して的確な教育的支援を行います。

【現状】 指導計画作成とサポートノートを活用した引継ぎ

【R4(2022)以降】 個別の指導計画及びサポートノートの活用による適切な引継ぎの実施

④特別支援教育研修の実施による専門性の向上

特別支援学校や特別支援学級において児童生徒が増加しているとともに障害の重度重複化、多様化が進んでいることから、研修の開催等を通じて教職員の専門性の向上を図ります。

【現状】 必修研修及び希望研修の実施

必須研修実施数：現状（R3(2021)）●回

希望研修実施数：現状（R3(2021)）●回

【R4(2022)以降】 学びの場に応じた研修の継続実施と充実

⑤医療的ケアを必要とする児童生徒への支援

市立小・中学校等に在籍する医療的ケアを必要とする児童生徒への看護師の訪問などにより、一人ひとりのニーズに応じた支援を行います。

【現状】 看護師の派遣による支援の実施

看護師派遣回数：現状（R3(2021)）週2回

【R4(2022)以降】 児童生徒の実情に合わせた支援の実施

用語説明	医療的ケア
医師の指導の下に、保護者や看護師が日常的に行っている経管栄養、たん吸引等の医療行為	

⑥長期入院・入所児童生徒への学習支援の実施

長期入院等児童生徒に対して、在籍校、病院、特別支援学校、教育委員会等の関係機関が連携して切れ目のない教育を行います。

【現状】 長期入院・入所児童生徒への指導者配置

【R4(2022)以降】 長期入院・入所児童生徒への指導者配置による学習支援

No	事務事業名(所管課)	事業概要
(12)	<p>共生・共育推進事業 (教育委員会事務局：教育政策室)</p>	<p>豊かな人間関係を育む「かわさき共生＊共育プログラム」を実践し、いじめ・不登校の未然防止等を図ります。また、プログラムの「効果測定」の活用により、子どもへの理解を深め、児童生徒指導の充実を図ります。</p>
	<p>計画期間中の主な取組</p>	
	<p>①各学校における「かわさき共生＊共育プログラム」の推進</p> <p>体験を通して自分と友だちとの豊かな関係や集団と積極的な関わりをつくりだすために必要なスキルを育てるかわさき共生＊共育プログラムを実施します。</p> <p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各学校における年間6時間授業の実施 ・担当者研修の実施 <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">研修の実施回数：現状（R3(2021)）年2回</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ICTを活用したエクササイズと効果測定の検証 ・GIGAスクール構想に対応したエクササイズの見直し <p>【R4(2022)以降】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各学校における「かわさき共生＊共育プログラム」の推進 ・各学校でのICTを活用したプログラム実施の支援 ・エクササイズを活用した取組の実施 	
No	事務事業名(所管課)	事業概要
(13)	<p>児童生徒支援・相談事業 (教育委員会事務局：総合教育センター)</p>	<p>不登校やいじめの問題への対応とともに、子どもたちの豊かな心を育むため、児童支援コーディネーター・支援教育コーディネーターやスクールカウンセラー等の配置・活用を図ります。また、子どもが置かれている環境の調整を行うスクールソーシャルワーカーを各区に配置し、関係機関との連携により児童生徒の抱える課題の解決を支援します。</p>
	<p>計画期間中の主な取組</p>	
	<p>①児童支援コーディネーター（小）、支援教育コーディネーター（中）を中心とした児童生徒支援の推進</p> <p>特別支援教育コーディネーターの機能を拡充し、児童指導や教育相談等の機能を合わせ持った児童支援コーディネーターが中心となり、校内のすべての児童を対象とし、多様な教育的ニーズへの迅速で適切な対応を行います。</p> <p>【現状】 コーディネーターの配置（R3 小学校全校、中学校●校）</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">コーディネーター研修の開催回数：現状（R3(2021)）●回</p> <p>【R4(2022)以降】 小中学校全校へのコーディネーター配置と児童生徒支援の推進</p>	

	<p>②スクールカウンセラー・学校巡回カウンセラーを活用した専門的相談支援の充実 児童生徒に対する相談のほか、保護者及び教職員に対する相談、教職員等への研修、事件・事故等の緊急対応における児童生徒の心のケアなどを行います。</p> <p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全中学校・高等学校への配置 ・小学校、特別支援学校への派遣 <p>【R4(2022)以降】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・カウンセラーによる専門的相談支援の充実 ・学校巡回カウンセラーの充実と各区へのスーパーバイザーの配置による体制強化 <p>③スクールソーシャルワーカーによる家庭等への支援及び関係機関との連携強化 いじめ・不登校、児童虐待など様々な諸問題の解決に向け、子どもに影響を及ぼしている環境の改善を図るため、各区にスクールソーシャルワーカーを配置し、社会福祉等の専門的知識・技術を用いて相談対応の充実や専門機関等との連携強化を図ります。</p> <p>【現状】 巡回支援の実施</p> <p>【R4(2022)以降】 各区2名の配置による7区での巡回支援の充実</p> <p>④多様な相談機能の提供 各種の相談等に対応するため多様な相談機能を提供するとともに、不登校の児童生徒へのICTを活用した学習機会の提供を行います。</p> <p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・24時間電話相談 ・教育相談室運営 ・不登校児童生徒へのICTを活用した学習保障 <p>【R4(2022)以降】 多様な相談機能による相談支援の実施</p>	
<p>No</p>	<p>事務事業名(所管課)</p>	<p>事業概要</p>
<p>(14)</p>	<p>教育機会確保推進事業 (教育委員会事務局：総合教育センター)</p>	<p>不登校の児童生徒の居場所として「ゆうゆう広場」を運営し、きめ細かな相談活動を通して、状況の改善を図り、学校への復帰や社会的自立につなげるとともに、中学校夜間学級の運営を行い、教育の機会確保を図ります。</p> <p>計画期間中の主な取組</p> <p>①不登校児童生徒の学校復帰や社会的自立に向けた支援のための居場所としての「ゆうゆう広場」の運営 適応指導教室における小集団による体験活動・学習活動等を通して不登校児童生徒の集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充、基本的な生活習慣の改善等を図り、学校や社会への復帰を支援します。</p> <p>【現状】 市内6か所の運営</p> <p>【R4(2022)以降】 市内6か所のゆうゆう広場における児童生徒支援</p>

No	事務事業名(所管課)	事業概要
(16)	<p align="center">就学等支援事業 (教育委員会事務局：学事課)</p>	<p>就学援助費や特別支援教育就学奨励費、高等学校奨学金など、経済的支援を行うとともに、法令等に基づく、就学事務を適正に執行します。</p>
	<p>計画期間中の主な取組</p>	
<p>① 確実な就学援助費の支給による支援 経済的理由により就学が困難な児童生徒の保護者に対して就学援助を実施します。 【現状】 ・新入学児童生徒学用品費の入学前支給 ・就学援助システムを活用した円滑な認定及び支給の実施 【R4(2022)以降】 ・新入学児童生徒学用品費の入学前支給による支援 ・就学援助の円滑な認定と援助費支給による支援</p> <p>② 特別支援教育就学奨励費の支給による支援 障害のある児童生徒等の保護者等の経済的負担を軽減するために、障害のある児童生徒等の保護者等の経済的負担の能力に応じて必要な援助を行います。 【現状】 円滑な支給 【R4(2022)以降】 特別支援教育就学奨励費の支給による支援</p> <p>③ 就学事務システムによる就学事務の円滑な実施 就学事務システムを利用した事務の円滑化・効率化を行います。 【現状】 就学事務の実施 【R4(2022)以降】 円滑な就学事務の実施</p> <p>④ 高等学校奨学金の支給及び大学奨学金の貸付による支援 高等学校等に進学・在学する生徒や大学に在学する学生で能力があるにもかかわらず、経済的理由により修学が困難な高校生や大学生に対し、奨学金の支給・貸付を実施します。 【現状】 円滑な支給・貸付 【R4(2022)以降】 奨学金の支給・貸付による就学支援</p>		

No	事務事業名(所管課)	事業概要				
(17)	学校安全推進事業 (教育委員会事務局：健康教育課)	スクールガード・リーダーや地域交通安全員を配置し、登下校時の交通事故等、地域におけるさまざまな危険から子どもたちを守る取組を推進します。また、学校防災教育研究推進校による先進的な研究の推進や成果の共有等により、各学校の防災力の向上を図るとともに、子どもたちの防災意識を高めます。				
	計画期間中の主な取組					
	<p>①学校を巡回し、通学路の危険か所のチェックや防犯対策を行うスクールガード・リーダーの配置</p> <p>スクールガード・リーダーを配置し、子どもの登下校時等の安全確保を行うスクールガードとの連携や指導及びスクールガードの参加促進などの取組を支援します。</p> <p>【現状】スクールガード・リーダーの配置 配置数：現状（R3(2021)）25名 【R4(2022)以降】スクールガード・リーダーの配置による子どもたちを守る取組の推進</p> <table border="1" data-bbox="309 943 1316 1059" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="background-color: #333; color: white; padding: 5px;">用語説明</td> <td style="background-color: #333; color: white; padding: 5px;">スクールガード・リーダー</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="padding: 5px;">子どもの登下校時等の安全確保を行うスクールガードとの連携や指導及びスクールガードの参加促進などの取組を支援する、警察官OBなどの防犯の専門家</td> </tr> </table>		用語説明	スクールガード・リーダー	子どもの登下校時等の安全確保を行うスクールガードとの連携や指導及びスクールガードの参加促進などの取組を支援する、警察官OBなどの防犯の専門家	
	用語説明	スクールガード・リーダー				
子どもの登下校時等の安全確保を行うスクールガードとの連携や指導及びスクールガードの参加促進などの取組を支援する、警察官OBなどの防犯の専門家						
<p>②踏切等の危険か所への地域交通安全員の適正な配置</p> <p>児童生徒の通学時における交通安全及び通学路の安全を図るために、通学路上での誘導、交通整理、安全指導を行います。</p> <p>【現状】適正な配置 配置数：現状（R3(2021)）●●名 【R4(2022)以降】各学校の実情に応じた適正な配置</p>						
<p>③通学路安全対策会議での議論を踏まえた危険か所の改善の推進</p> <p>通学路の危険か所を点検し改善が必要な際に、関係機関と連携しながら安全対策を進めます。</p> <p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通学路安全対策会議の開催 ・危険か所の改善 <p>【R4(2022)以降】通学路安全対策会議の開催及び危険か所の改善の推進</p>						
<p>④学校防災教育推進校による先進的な研究や成果の共有と、各学校の実態に応じた防災教育の推進</p> <p>学校防災教育研究推進校を指定し、先導的な研究を推進するとともに、各学校の防災担当者への研修等を通じた啓発を行うことにより、学校や地域の実情に応じた防災教育を充実させ、学校の防災力や子どもたちの防災意識の向上を図ります。</p> <p>【現状】防災学習テキストの配布と防災教育の実施 指定校数：現状（R3(2021)）7校 【R4(2022)以降】研究及び成果の共有による各学校の防災力向上と、防災教育の推進</p>						

No	事務事業名(所管課)	事業概要
(18)	<p align="center">交通安全推進事業 (市民文化局：地域安全推進課)</p>	<p>交通事故の防止に向け、行政、交通安全関係団体、警察、市民等と協働・連携し、交通事故のない社会の実現をめざした活動を進めます。</p>
	<p align="center">計画期間中の主な取組</p>	
	<p>①各種団体等で構成する「交通安全対策協議会」を中心とした交通安全運動等の実施 交通事故のない安全で住みよい社会の実現を目指し、各種団体等で構成する「交通安全対策協議会」を中心とした交通安全運動等を実施します。 【現状】啓発活動の実施 【R4(2022)以降】各季（春・夏・秋・年末）及び強化月間でのキャンペーン実施</p> <p>②交通安全意識の高揚に向けた交通安全教室の開催 幼児から高齢者に至るまでの年齢段階に応じた交通安全教育を推進し、交通安全意識の高揚とマナーの向上を図ります。 【現状】交通安全教室の開催 開催数：現状（R2(2020)）年301回 【R4(2022)以降】園児、小・中・高校生、成人及び高齢者と、各世代での交通安全教室・講話の実施</p> <p>③児童生徒の登下校時の安全確保のためのスクールゾーン対策の実施 子どもの登下校時における安全を確保するため、小学校を中心とした半径500mのスクールゾーン内に路面標示、電柱巻付標示を設置し、交通事故の防止を図ります。 【現状】安全確保のための対策の推進 路面標示件数：現状（R2(2020)）146件 【R4(2022)以降】「スクールゾーン」・「文」の路面表示の補修・新設</p>	

施策の方向性Ⅲ 支援が必要な子ども・若者や子育て家庭を支える環境の充実

◆施策7 子どもが安心して暮らせる支援体制づくり

【施策の概要】

個々の家庭や子どもが抱える複雑困難な課題に対して、専門性を活かした相談援助を実施するとともに、やむを得ない事情により家庭での生活が困難な子どもに対して、より家庭に近い環境で子どもの健全な成長・発達を保障する取組を推進します。

また、日常生活に様々な課題を抱える家庭に対して、自立した社会生活が送れるよう、相談援助や個別支援を実施します。

【現状と課題】

《児童家庭支援（予防）・児童虐待対策（介入）の体制強化・社会的養護の推進》

- ◆ 妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援等を通じて、要支援ケースの早期発見・対応等に繋げることで、児童虐待の未然防止に取り組んでいます。急増する児童虐待に対応するためにも、関連機関等と連携を図りながら継続して取り組む必要があります。一方、多様な生活上の課題や困窮の課題が顕在化しており、様々な諸課題を抱えた要支援ケースへの個別的・専門支援の体制づくりが求められています。
- ◆ 市内の児童相談所においては、急増する児童虐待や個々の家庭や子どもが抱える課題が複雑・多様化する中で、児童相談に関わる専門行政機関として、高度の専門性を活かした相談援助を行っています。また、やむを得ない事情により家庭での生活が困難な子どもに対して、保護を実施し、子どもの置かれた状況に応じた、子ども及び家庭への相談や援助を実施するとともに、要保護児童の児童養護施設等への措置等を実施しています。今後についても関連機関等と連携を図りながら適切に対応していく必要があります。
- ◆ 里親制度について、なり手の確保のための制度の普及・啓発、委託推進のための関係機関との連携、委託前後の支援体制の充実について取組を進めるとともに、施設養護について、併設する児童家庭支援センターと連携を図り、多様な役割を円滑に果たせるよう、地域の社会的養育を支える専門的な拠点としての機能の強化を図る必要があります。また、代替養育を受ける児童の円滑な自立に向けては、措置中から情報提供や就労・進学に向けたきめ細かい支援を行うとともに、生活環境が大きく変わる措置解除後も相談支援を継続していくことが重要です。

《子ども・若者や子育て家庭が安心して暮らせるための支援》

- ◆ 女性相談員の各区への配置や DV 相談支援センターにおける電話相談を実施し、様々な困難を抱える女性等の相談及び支援を実施することで、人権擁護と自立支援を図っています。配偶者等からの暴力など女性の抱える困難は、外部からの発見が困難であり、潜在化・深刻化しやすいため、迅速かつ適切な支援を実施する必要があります。

第4章（計画の推進に向けた施策の展開）

- ◆ 令和2（2020）年度に実施した「川崎市子ども・若者調査」の分析結果では、生まれ育った環境は親から子に連鎖し、子どもの生活に影響がみられています。子ども・若者が健全に成長し、社会的に自立していくためには、他者との関わりの中で様々な体験をし、多様な価値観や考え方に触れ、課題に立ち向かう意欲や自信、自己肯定感等を得ることが重要であることから、家庭や学校だけではなく、地域社会全体で子ども・若者を見守り、支え合いながら、子ども・若者が安全・安心に過ごせる居場所の中で、それらが得られるような仕組みが必要です。

【計画期間における方向性】

《児童家庭支援（予防）・児童虐待対策（介入）の体制強化・社会的養護の推進》

- ◆ 子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の一体的な運営を通じて、児童虐待のほか子育て家庭等の課題に対する早期把握・対応、重篤化への未然防止等に向け、多様な支援ニーズを把握するとともに、地域の関係機関と連携しながら、子どもや家庭が抱える様々な課題を一つひとつ紐解きながら、支援が必要な子育て家庭等に対する個別的・専門的な支援に取り組みます。
- ◆ 増加する児童虐待や複雑困難化する児童家庭相談に対し、迅速・適切に対応するため、国の児童虐待防止対策総合強化プランに基づいた児童相談所の職員の増員、警察・司法・医療機関との連携、人材育成の環境整備等を通じて児童相談所の体制強化を進めていきます。
- ◆ 養育里親について、里親拡充に向け、民間機関を活用した取組を推進するほか、施設養護について、ケアニーズの高い児童に対するきめ細やかな支援を実現するとともに、地域小規模児童養護施設の設置等を促進します。また、意欲のある児童が希望する進路を安心して選択できるよう、市独自の給付型奨学金や学習支援事業を実施します。

《子ども・若者や子育て家庭が安心して暮らせるための支援》

- ◆ 経済的困窮、成育歴等による多様な生活課題を抱えている女性への相談・支援を引き続き行うとともに、女性相談に関する効果的な支援体制や施策について検討を行います。
- ◆ 子どもの貧困対策の視点から、様々な分野が連携した総合的な子ども・若者への支援を推進するほか、地域社会全体で子ども・若者を見守り・支える仕組みづくりを進めるため、その役割を担う団体を育成・支援するとともに、さまざまな背景・課題を抱えた子ども・若者の居場所づくりを進めていきます。

《ひとり親家庭等の自立の促進（ひとり親家庭等自立促進計画）》

【現状と課題】

- ◆ 令和3（2021）年度に実施した「川崎市ひとり親に関するアンケート」（以下、「ひとり親アンケート」という。）においても、生活の中で困っていることとして生活費に関することが最も多く挙げられるなど、コロナ禍の影響もあり家計の状況は悪化している傾向が見られました。また、約54％が離婚時において養育費等の取り決めをしたものの、その中の約40％は継続的に養育費を受け取れていないほか、約86％のひとり親等が就労しているものの、そのうち約53％が非正規就労となっており、ひとり親家庭等は、経済的な困窮やさまざまな生活課題を抱えていることが多い状況にあります。
- ◆ ひとり親家庭等が抱える様々な生活課題を受けとめ、ひとり親家庭等を総合的に支援するため、相談体制の充実や様々な支援機関に繋ぐことができる仕組みづくりが必要です。

【基本的な方向性】

- ◆ ひとり親家庭等にとって最も重要な「経済的支援」（児童扶養手当、通勤・通学交通費補助、ひとり親家庭等医療費助成制度など）を中心として、「子育て・生活支援」（生活相談・日常生活支援事業）や「養育費確保」などの事業による支援を行いながら、長期的な経済的自立に向けた「就業支援」を充実し、より安定した生活を維持するための支援を強化します。

【計画期間における方向性（各施策の基本目標）】

- ◆ ひとり親家庭等の生活状況は、親の就労状況や子どもの成長などに応じて変化していくことから、ひとり親家庭等の複合的な生活課題への対応に向け、専門職が個々の家庭の状況やニーズを受け止め、支援施策を的確に提供するための相談支援体制を検討していきます。
- ◆ 経済的支援については、ひとり親家庭等の安定した生活基盤の確保に向け、児童扶養手当の支給や通勤、通学交通費助成、医療費助成等を通して、経済的な自立の促進に繋がります。
- ◆ 子育て・生活支援については、ひとり親家庭等が安心して子育てと就業が両立できるよう、母子・父子福祉センターにおける生活相談・法律相談や、家庭生活支援員の派遣による生活援助等のほか、ひとり親家庭の子どもに対する学習支援を行うとともに、支援の必要な母子が生活できる母子生活支援施設において、自立促進に向けた支援を行います。
- ◆ 養育費確保については、ひとり親家庭等が養育費を確実に確保できるよう、養育費確保についての講座の開催等、関係機関と連携しながら支援の充実を図ります。
- ◆ 就業支援については、ひとり親家庭等が十分な収入を確保し、安定した就業ができるよう、母子・父子福祉センターにおいて就業に関する相談や就業支援の講座を実施するとともに、資格取得に向けた支援を行うなど、関係機関と連携を図りながら、雇用の促進を図ります。

【主な成果指標】

名称 (指標の出典)	現状 (直近の実績値)	計画期間における 目標値	指標の説明
里親の登録数 (こども未来局調べ)	173世帯 (令和2(2020)年度)	252世帯以上 (令和7(2025)年度)	福祉行政報告例における里親登録者数の実績値
地域で子どもを見守る体制づくりが進んでいると思う人の割合 (こども未来局調べ)	39.0% (令和2(2020)年度)	54.0%以上 令和7(2025)年度	要保護児童対策地域協議会関係者アンケート調査において、子どもが安心して地域で暮らせるように、地域における関係機関との連携が進んでいる(とても進んでいる+進んでいる)と思う人の割合
ひとり親家庭が、各種支援により就労につながった割合	73% (令和2(2020)年度)	80%以上 令和7(2025)年度	自立支援プログラム策定者、各種受験対策講座の受講者、就業支援セミナー受講者のうち、その後就労につながった者の割合
児童養護施設や里親委託児童等の自立大学等進学につながった割合	32.0% (令和2(2020)年度)	40.0%以上 令和7(2025)年度	児童養護施設等を18歳以降に退所した児童のうち、大学や専門学校等(高等教育機関)に進学した児童数の割合

具体的な事業

- (1)児童虐待防止対策事業 (2)児童相談所運営事業 (3)里親制度推進事業
 (4)児童養護施設等運営事業 (5)ひとり親家庭の生活支援事業 (6)女性保護事業
 (7)子ども・若者支援推進事業 (8)小児ぜん息患者医療費支給事業
 (9)小児慢性特定疾病医療等給付事業 (10)災害遺児等援護事業

No	事務事業名(所管課)	事業概要
(1)	児童虐待防止対策事業 (こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室)	児童虐待に的確に対応するとともに、子育て家庭等の課題に対する早期把握・対応、重篤化への未然防止等に向け、多様な支援ニーズを把握し、地域の関係機関と連携しながら、支援が必要な子育て家庭等に対する個別的・専門的な支援に取り組みます。また、各区地域みまもり支援センターに「子ども家庭総合支援拠点」を設置します。
	計画期間中の主な取組	
	①児童家庭相談支援体制の強化 多様な生活課題や困窮など、「虐待につながる恐れのあるケース」の重篤化を未然に防ぐため、児童家庭支援に関わる専門的支援機能の構築を検討し、相談支援体制の強化を図ります。 【現状】子ども家庭総合支援拠点の設置に向けた検討 【R4(2022)以降】子ども家庭総合支援拠点の設置・運営の開始 児童家庭支援に関わる専門的支援機能の構築に向けた検討及び検討結果に基づく取組の推進	

②要保護児童対策地域協議会の運営体制の充実

要保護児童の適切な保護や要支援児童及び特定妊婦への適切な支援を図るため、関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成される要保護児童対策地域協議会を開催するとともに、活動内容の充実に向けた支援を進めます。

【現状】

- ・運営方法の見直しに向けた検討
- ・要保護児童等へのきめ細やかな対応と個別支援の実施

個別支援会議実施回数：現状（R2(2020)）710回

要保護児童対策地域協議会取扱件数：現状（R2(2020)）6,055件

【R4(2022)以降】運営方法の見直しに向けた検討の継続及び検討結果に基づく取組の推進
継続実施

③児童虐待防止に関する相談の実施

子どもの虐待の通報や子育てで不安に関する相談を24時間電話等で受け付けます。

【現状】

- ・児童虐待防止センターにおける電話相談の実施
- ・SNSを活用した相談の実施

【R4(2022)以降】継続実施

④地域の見守り体制の構築・充実

乳児院や児童養護施設の専門性を活かし、児童家庭支援センターによる相談・支援の充実、子育て短期支援事業による子育て支援の充実を推進します。

【現状】地域における身近な相談・支援、ショートステイ等子育て支援の実施（6か所）

【R4(2022)以降】相談・支援の充実に向けた検討及び検討結果に基づく取組の推進

⑤児童虐待防止普及啓発活動の実施

11月の児童虐待防止推進月間（オレンジリボンキャンペーン）を中心に、虐待のないまちづくりを推進するために、民生委員児童委員や地域関係団体等との協働による事業展開を図ります。

【現状】児童虐待防止普及啓発活動の実施 R2 18回

【R4(2022)以降】継続実施

実施回数：現状（R2(2020)）18回⇒（R7(2025)）22回以上



フットサル大会における啓発活動の様子

No	事務事業名(所管課)	事業概要
(3)	里親制度推進事業 <small>(こども未来局：こども保健福祉課)</small>	家庭での養育が困難な児童を家庭と同様の環境で養育するため、里親制度の普及啓発や里親登録数の増加、里親支援機関と連携した里親への養育支援等、里親制度の推進を図ります。
	計画期間中の主な取組	
	<p>①里親制度の普及・啓発活動の推進</p> <p>社会的認知度の向上や里親登録数の増加に向けて、里親制度説明会や養育体験発表会の開催、各種広報により、里親支援機関と協力して制度の普及啓発の充実を図ります。</p> <p>【現状】里親養育体験発表会及び制度説明会の開催 【R4(2022)以降】里親登録世帯の確保に向けた取組の継続 開催回数：現状（R2(2020)）41回⇒（R7(2025)）●回以上</p> <p>②里親養育技術向上のための研修会等の実施</p> <p>里親の養育技術獲得・向上のための研修会や実習等を実施します。</p> <p>【現状】里親養育技術向上への支援の実施 【R4(2022)以降】継続実施 開催回数：現状（R2(2020)）3回⇒（R7(2025)）●回以上</p> <p>③家庭の雰囲気を経験するためのふるさと里親事業の実施</p> <p>児童養護施設等で生活している子どもが長期休業日等を利用して短期間家庭的な雰囲気を体験してもらい、里親の養育体験を深めるために実施します。</p> <p>【現状】家庭の雰囲気を経験するための取組の推進 【R4(2022)以降】継続実施 登録者数：現状（R2(2020)）91人⇒（R7(2025)）●●人以上</p> <p>④NPO法人等が行うフォスタリング事業及び多様な主体と連携した里親支援機関事業の実施</p> <p>里親支援機関や当事者団体等と協力・連携し、里親委託前の助言、委託後の家庭訪問・相談支援等を行います。</p> <p>【現状】事業実施 【R4(2022)以降】NPO、当事者団体、学校、保育園、児童養護施設等と連携した事業実施</p>	

No	事務事業名(所管課)	事業概要														
(4)	<p>児童養護施設等運営事業 <small>(こども未来局：こども保健福祉課)</small></p>	<p>児童養護施設等における要保護児童の処遇向上に向け、良好な家庭的環境での養育の推進を図るとともに、児童養護施設退所者等の自立支援を推進します。</p>														
	<p>計画期間中の主な取組</p>															
	<p>①児童養護施設、乳児院及び児童心理治療施設における社会的養護の推進</p> <p>児童養護施設、児童心理治療施設及び乳児院に入所している児童が良好な環境で養育が受けられるよう、必要な運営経費を支弁するとともに、各種の連絡調整、指導監督等を行うなど運営支援を行います。</p> <p>【現状】3施設合計7か所での社会的養護の推進 【R4(2022)以降】要保護児童への支援の実施</p> <table border="1" data-bbox="306 779 1315 1310"> <thead> <tr> <th data-bbox="306 779 539 824">用語説明</th> <th data-bbox="539 779 1315 824">児童養護施設・児童心理治療施設・乳児院</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" data-bbox="306 824 1315 862"> <p>＜児童養護施設＞</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="306 862 1315 996"> <p>保護者のいない児童（乳児を除く。ただし、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、乳児を含む。）、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養育し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設です。</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="306 996 1315 1034"> <p>＜乳児院＞</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="306 1034 1315 1131"> <p>乳児（保健上、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、幼児を含む。）を入所させて、これを養育し、あわせて退所した者について相談その他の援助を目的とする施設です。</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="306 1131 1315 1169"> <p>＜児童心理治療施設＞</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="306 1169 1315 1310"> <p>軽度の情緒障害を有する児童を、短期間、入所させ、又は保護者の下から通わせて、その情緒障害を治し、あわせて退所した者について相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設です。</p> </td> </tr> </tbody> </table>		用語説明	児童養護施設・児童心理治療施設・乳児院	<p>＜児童養護施設＞</p>		<p>保護者のいない児童（乳児を除く。ただし、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、乳児を含む。）、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養育し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設です。</p>		<p>＜乳児院＞</p>		<p>乳児（保健上、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、幼児を含む。）を入所させて、これを養育し、あわせて退所した者について相談その他の援助を目的とする施設です。</p>		<p>＜児童心理治療施設＞</p>		<p>軽度の情緒障害を有する児童を、短期間、入所させ、又は保護者の下から通わせて、その情緒障害を治し、あわせて退所した者について相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設です。</p>	
	用語説明	児童養護施設・児童心理治療施設・乳児院														
<p>＜児童養護施設＞</p>																
<p>保護者のいない児童（乳児を除く。ただし、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、乳児を含む。）、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養育し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設です。</p>																
<p>＜乳児院＞</p>																
<p>乳児（保健上、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、幼児を含む。）を入所させて、これを養育し、あわせて退所した者について相談その他の援助を目的とする施設です。</p>																
<p>＜児童心理治療施設＞</p>																
<p>軽度の情緒障害を有する児童を、短期間、入所させ、又は保護者の下から通わせて、その情緒障害を治し、あわせて退所した者について相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設です。</p>																
<p>②地域小規模児童養護施設、ファミリーホーム及び自立援助ホームにおける家庭的養護の推進</p> <p>施設と家庭の中間的形態である地域小規模児童養護施設等において、地域社会の中で家庭的養育を推進します。</p> <p>【現状】3施設合計13か所での家庭的養護の推進 【R4(2022)以降】家庭に近い環境での支援の実施</p> <table border="1" data-bbox="306 1624 1315 2004"> <thead> <tr> <th data-bbox="306 1624 539 1691">用語説明</th> <th data-bbox="539 1624 1315 1691">地域小規模児童養護施設・ファミリーホーム・自立援助ホーム</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" data-bbox="306 1691 1315 1729"> <p>＜地域小規模児童養護施設＞</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="306 1729 1315 1796"> <p>児童養護施設の分園であり、本体施設の支援を受けながら地域の中で養育を行います。</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="306 1796 1315 1834"> <p>＜ファミリーホーム＞</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="306 1834 1315 1901"> <p>里親や児童養護施設職員等の経験豊かな養育者の家庭に児童を迎え入れて養育を行います。</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="306 1901 1315 1939"> <p>＜自立援助ホーム＞</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="306 1939 1315 2004"> <p>義務教育を終了した児童養護施設の退所者等が共同生活を営む住居で、相談その他の日常生活上の援助、生活指導、就業支援等を行います。</p> </td> </tr> </tbody> </table>		用語説明	地域小規模児童養護施設・ファミリーホーム・自立援助ホーム	<p>＜地域小規模児童養護施設＞</p>		<p>児童養護施設の分園であり、本体施設の支援を受けながら地域の中で養育を行います。</p>		<p>＜ファミリーホーム＞</p>		<p>里親や児童養護施設職員等の経験豊かな養育者の家庭に児童を迎え入れて養育を行います。</p>		<p>＜自立援助ホーム＞</p>		<p>義務教育を終了した児童養護施設の退所者等が共同生活を営む住居で、相談その他の日常生活上の援助、生活指導、就業支援等を行います。</p>		
用語説明	地域小規模児童養護施設・ファミリーホーム・自立援助ホーム															
<p>＜地域小規模児童養護施設＞</p>																
<p>児童養護施設の分園であり、本体施設の支援を受けながら地域の中で養育を行います。</p>																
<p>＜ファミリーホーム＞</p>																
<p>里親や児童養護施設職員等の経験豊かな養育者の家庭に児童を迎え入れて養育を行います。</p>																
<p>＜自立援助ホーム＞</p>																
<p>義務教育を終了した児童養護施設の退所者等が共同生活を営む住居で、相談その他の日常生活上の援助、生活指導、就業支援等を行います。</p>																

	<p>③社会的自立に向けた支援等の実施</p> <p>社会的養護を必要とする児童が円滑に社会的自立を果たすことができるよう、就労や生活に関する相談支援等を実施します。また、「子ども・若者応援基金」を活用して、里親家庭や児童養護施設などで生活する子どもへの学習・進学等の支援を実施します。</p> <p>【R4(2022)以降】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童養護施設退所者等に対する自立支援の継続実施 ・「子ども・若者応援基金」を活用した学習支援等の実施 	
No	事務事業名(所管課)	事業概要
(5)	<p>ひとり親家庭等の総合的支援事業 (こども未来局：こども家庭課)</p>	<p>ひとり親家庭等の自立の促進に向けて、生活や就業等に関する相談支援を行うとともに、経済的支援をはじめとする各種支援の取組を進めます。</p>
	<p>計画期間中の主な取組</p>	
	<p>①児童扶養手当の支給</p> <p>父母の離婚や死亡などで、父又は母と生計を同じくしていない児童が養育される家庭（ひとり親家庭等）の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図るため、手当を支給します。</p> <p>【現状】対象者への支給</p> <p>全受給資格世帯に占める全部支給停止世帯の割合：(R2(2020)) 15.4%</p> <p>【R4(2022)以降】対象者への適正な支給の実施</p>	
	<p>②ひとり親家庭医療費助成の実施</p> <p>ひとり親家庭等の生活の安定と自立を支援し、ひとり親家庭等の福祉の増進を図るため、保険診療の医療費の自己負担分を助成します。</p> <p>【現状】一部助成の実施</p> <p>所得超過による資格喪失世帯数 114世帯</p> <p>【R4(2022)以降】継続実施</p>	
<p>③母子・父子・寡婦福祉資金貸付金の実施</p> <p>ひとり親家庭等の子どもの学費や、就労のための資格取得に要する費用など、12種類の資金の貸付を行うことにより、ひとり親家庭等の将来的な経済的自立に向けた支援を実施します。</p> <p>【現状】就学支度資金、修学資金等の貸付の実施</p> <p>新規貸付件数：現状 (R2(2020)) 299件</p> <p>【R4(2022)以降】継続実施</p>		
<p>④ひとり親家庭への日常生活支援の実施</p> <p>母子家庭、父子家庭、寡婦を対象に、病気、冠婚葬祭、出産、就職活動など、一時的な事由により日常の家事や保育ができない時や就業上の理由で帰宅時間が遅くなる場合に、家庭生活支援員を派遣し、生活援助及び子育て支援を実施します。</p> <p>【現状】生活援助及び子育て支援の実施</p> <p>【R4(2022)以降】ひとり親家庭に対する日常生活支援の継続実施</p>		

⑤ひとり親家庭等の子どもへの居場所の提供・学習支援の実施

ひとり親家庭の子どもが安心して過ごせる居場所の提供及び、将来の自立に向けて、小・中学生に対する学習支援や基本的な生活習慣の習得支援を実施します。親に対しても養育や進学に向けた情報を提供します。

【現状】平成29（2017）年10月から事業開始

実施箇所：現状（R2(2020)）16か所⇒※R3に17か所に増になります。

【R4(2022)以降】ひとり親家庭等の子どもへの継続した支援の実施

⑥養育費確保に向けた支援の実施

ひとり親家庭等が養育費を確実に確保できるよう、養育費確保についての講座の開催や、関係機関と連携を図り、支援の充実を図るとともに、養育費確保支援事業による手数料等の助成を行います

【現状】令和2年10月から実施

【R4(2022)以降】効果的な取組を図りながら、継続実施

⑦母子・父子福祉センターにおける生活・就業相談及び支援の実施

ひとり親家庭等の生活の安定と向上を目的として、生活・就業相談、各種講習会などを実施します。また、児童扶養手当受給者等の自立を促進するため、個々の受給者の状況・ニーズに応じ、自立目標や支援内容等について自立支援プログラム計画書を策定し、自立に向けた継続的な就業支援を実施します。

【現状】生活・就業相談及び支援の実施

【R4(2022)以降】生活・就業相談及び支援の継続実施

⑧ひとり親家庭への資格取得支援の実施

ひとり親の自立を促進するため、看護師や保育士等の対象資格取得の際に給付金を支給します。

【現状】高等職業訓練促進給付金等の支給、自立支援教育訓練給付金の支給

【R4(2022)以降】継続実施 高等職業訓練促進給付金、自立支援教育訓練給付金の支給

ひとり親家庭が、各種支援により就労につながった割合：(R2(2020)) 73%⇒(R7(2026)) 80%

⑨ひとり親家庭への日常生活支援の実施

母子家庭、父子家庭、寡婦を対象に、病気、冠婚葬祭、出産、就職活動など、一時的な事由により日常の家事や保育ができない時や就業上の理由で帰宅時間が遅くなる場合に、家庭生活支援員を派遣し、生活援助及び子育て支援を実施します。

【現状】生活援助及び子育て支援の実施

【R4(2022)以降】ひとり親家庭に対する日常生活支援の継続実施

⑩ひとり親家庭等の子どもへの生活・学習支援の実施

ひとり親家庭の生活の向上を図ることを目的として、地域社会との関わりを身近に感じられる環境の中で、小学生に対し将来の自立に向けて生活・学習支援を行うとともに、親に対しても孤立防止に向けた支援を行います。

【現状】平成29（2017）年10月から事業開始

実施箇所：現状（R2(2020)）16か所

【R4(2022)以降】ひとり親家庭等の子どもへの継続した支援の実施

	<p>⑪母子家庭の保護・自立促進に向けた母子生活支援施設の運営 配偶者のない女性又は母子家庭の母親とその子どもを保護することにより、その生活を支援し、自立を促します。 【現状】事業実施 【R4(2022)以降】継続実施</p>				
No	事務事業名(所管課)	事業概要			
(6)	<p>女性保護事業 (こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室)</p>	<p>日常生活に様々な困難を抱える女性の相談・支援を行うとともに、DV被害者等への支援に取り組みます。</p>			
	<p>計画期間中の主な取組</p>				
	<p>①女性相談員による相談・保護・自立支援の実施 7区の保健福祉センター及び2地区の健康福祉ステーションにおいて、様々な困難を抱える女性等の相談支援を実施します。 【現状】事業実施 女性相談件数：現状（R2(2020)）2277件 【R4(2022)以降】継続実施</p> <p>②DV相談支援センターを活用したDV被害者等への相談・支援の実施 平成28(2016)年5月に開設したDV相談支援センター（総合相談窓口：電話相談）において、緊急を要するDV相談とともに、広くDV被害の防止も含めた総合的なDV相談業務を実施し、各区の女性相談員と連携しながら、総合的なDV対策を推進実施します。 【現状】継続実施 相談件数：現状（R2(2020)）297件 【R4(2022)以降】継続実施</p> <p>③DV被害者等の緊急一時保護の実施 女性への人権侵害を救済する施設を確保するため、人権侵害を受けた女性等をサポートする民間団体が運営する緊急一時保護施設を支援します。 【現状】事業実施 【R4(2022)以降】継続実施</p>				
	<table border="1" style="width: 100%; background-color: #f0f0f0;"> <tr> <th style="width: 30%;">用語説明</th> <th>DV（ドメスティック・バイオレンス）</th> </tr> <tr> <td></td> <td> DV（ドメスティック・バイオレンス）とは、日本語に直訳すると「家庭内暴力」となりますが、平成27（2015）年3月に策定の「川崎市DV防止・被害者支援基本計画」では、「配偶者や交際相手等の親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力」という意味で使用しています。 DVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。外部から発見が困難な場において行われることが多いことから潜在化しやすく、周囲も気付かないうちに暴力がエスカレートし、被害が深刻化しやすいという特性があります。 </td> </tr> </table>		用語説明	DV（ドメスティック・バイオレンス）	
用語説明	DV（ドメスティック・バイオレンス）				
	DV（ドメスティック・バイオレンス）とは、日本語に直訳すると「家庭内暴力」となりますが、平成27（2015）年3月に策定の「川崎市DV防止・被害者支援基本計画」では、「配偶者や交際相手等の親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力」という意味で使用しています。 DVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。外部から発見が困難な場において行われることが多いことから潜在化しやすく、周囲も気付かないうちに暴力がエスカレートし、被害が深刻化しやすいという特性があります。				

No	事務事業名(所管課)	事業概要		
(7)	子ども・若者支援推進事業 <small>(子ども未来局：企画課)</small>	子どもの貧困対策の視点から、様々な分野が連携した総合的な子ども・若者への支援を推進するとともに、地域社会全体で、子ども・若者の見守り、支える取組を支援します。		
	計画期間中の主な取組			
	<p>①子ども・若者の支援、子どもの貧困対策の総合的な推進</p> <p>児童虐待・非行・ひきこもり・不登校など、教育・福祉・保健・医療・雇用等幅広い分野にわたる子どもの貧困に資する取組を総合的に推進します。</p> <p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「川崎市子ども・若者の未来応援プラン」に基づく子どもの貧困対策の総合的な推進 <p>【R4(2022)以降】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの貧困対策の実施 <p>②課題を抱える子ども・若者の居場所づくりの推進</p> <p>支援の狭間に陥りがちな子どもをキャッチし、早期に適切な支援につなげるため、子育て支援を行う地域団体等と連携し、子どもの生活状況の把握や食事の提供、学習・生活支援等を通じて、課題を抱える子ども・若者を見守り、支えられるよう、居場所づくりを進めます。</p> <p>【現状】 ボランティアを活用した、ひきこもり等児童福祉対策の実施</p> <p>【R4(2022)以降】 継続実施</p> <p>③ひきこもり等児童福祉対策の実施</p> <p>地域で若者の支援を行っているNPO法人と連携し、課題を抱えてひきこもっている児童・若者に近い年代の若者による支援や集団づくりの取組を推進します。</p> <p>【現状】 対策の充実に向けた検討</p> <table border="1" data-bbox="304 1263 908 1301" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">個別支援活動参加人数：現状（R2(2020)）73人</td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="304 1305 908 1341" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">集団支援活動参加人数：現状（R2(2020)）55人</td> </tr> </table> <p>【R4(2022)以降】 検討結果を踏まえた取組の推進</p> <p>④地域子ども・子育て活動支援助成事業</p> <p>地域社会全体で子ども・若者を見守り、支える仕組みづくりを進めるため、その役割を担う団体を育成・支援することを目的とした助成事業を実施します。</p> <p>【現状】 地域子ども・子育て活動支援助成事業の実施</p> <p>【R4(2022)以降】 継続実施</p>		個別支援活動参加人数：現状（R2(2020)）73人	集団支援活動参加人数：現状（R2(2020)）55人
	個別支援活動参加人数：現状（R2(2020)）73人			
集団支援活動参加人数：現状（R2(2020)）55人				

No	事務事業名(所管課)	事業概要
(8)	小児ぜん息患者医療費支給事業 <small>(こども未来局：こども家庭課)</small>	小児ぜん息患者に対し、医療費を支給することにより、児童福祉の増進を図ります。
	計画期間中の主な取組	
	①小児ぜん息患者への医療費の一部を支給 20歳未満の小児ぜん息患者に対し、小児ぜん息に係る保険診療の医療費の自己負担分を助成します。 【現状】医療費の一部支給の実施 支給対象者数：現状（R2(2020)）4,029人 【R4(2022)以降】継続実施	
No	事務事業名(所管課)	事業概要
(9)	小児慢性特定疾病医療等給付事業 <small>(こども未来局：こども保健福祉課)</small>	国が定める特定の疾病により、長期治療等を必要とする児童・家庭に対し医療を給付することにより、患児家族の経済的・精神的負担を軽減し、児童の健康と福祉の向上を図ります。
	計画期間中の主な取組	
	①小児慢性特定疾病患者等への医療費等の給付 18歳未満（引き続き治療が必要と認められる場合には、20歳未満）の児童が、厚生労働省が定める疾病にかかった場合に、保険診療による医療費の自己負担分の一部を助成します。 【現状】医療費等助成の実施 給付者数：現状（R2(2020)）実人員 1,488人 【R4(2022)以降】継続実施 ②養育医療の医療費給付 体重 2,000g 以下、またはこれ以上であっても体の発育が未熟なままで生まれた乳児が入院治療を受ける場合に、保険診療による医療費の自己負担分の一部を助成します。 【現状】医療費助成の実施 給付実人員：現状（R2(2020)）344人 【R4(2022)以降】継続実施 ③自立支援(育成)医療の医療費給付 18歳未満の児童で、身体に障害がありそのまま放置すると将来障害を残すと認められる疾患で、治療によって確実な効果が期待できる場合に、保険診療による医療費の自己負担分の一部を助成します。 【現状】医療費助成の実施 支払決定実人員：現状（R2(2020)）154人 【R4(2022)以降】継続実施	

	<p>④小児慢性特定疾病給付対象児等の自立支援に向けた取組</p> <p>小児慢性特定疾病で治療を受けている児童及び保護者の健康の保持増進及び自立の促進を図るため、相談・支援等を行う自立支援事業を実施します。</p> <p>【現状】取組の実施 【R4(2022)以降】取組の継続実施</p>	
No	事務事業名(所管課)	事業概要
10)	<p>災害遺児等援護事業 (こども未来局：こども家庭課)</p>	<p>災害により、父や母等が死亡又は重度の障害を有することとなった児童を扶養する保護者に対して、福祉手当を支給することにより、災害遺児の福祉の増進を図ります。</p>
	<p>計画期間中の主な取組</p>	
	<p>①児童を扶養する保護者への福祉手当の支給</p> <p>対象となる保護者に福祉手当を支給します。</p> <p>【現状】取組の実施 支給児童数：現状（R2(2020)）延 640 件 【R4(2022)以降】継続実施</p> <p>②小・中学校の入学・卒業祝い金品の贈呈</p> <p>小学校入学、中学校入学、中学校卒業等にあわせて、祝い金等を支給します。</p> <p>【現状】取組の実施 【R4(2022)以降】継続実施</p>	

コラム 「オレンジリボン」

オレンジリボン運動は、児童虐待のない社会の実現を目指す市民運動です。オレンジリボンは、そのシンボルマークであり、オレンジ色は子どもたちの明るい未来を表しています。

オレンジリボンを身に着けることで、子育てを暖かく見守り、子育てをお手伝いする意思を示すことができます。

また、児童虐待防止法が施行された 11 月は「児童虐待防止推進月間」に定められており、川崎市においても、毎年、啓発活動等をはじめとしたキャンペーンを実施しています。



施策の方向性Ⅲ 支援が必要な子ども・若者や子育て家庭を支える環境の充実

◆施策8 子ども・若者の社会的自立に向けた支援

【施策の概要】

日常生活に様々な課題を抱え、生活に困窮した家庭に対して、社会的な自立に向けた支援を行うとともに、困難を抱える子ども・若者が、社会生活を自立して営むことができるよう、社会参加の促進に向けた取組や生活面・医療面などにおける相談援助を通じた専門的な個別支援を実施します。

【現状と課題】

《生活保護受給者・生活困窮者の自立に向けた取組の推進》

- ◆ 生活保護受給世帯等の子どもの将来的な自立を支援するため、小学生に対しては市内 12 か所、中学生に対しては市内 14 か所の教室で、高校等進学に向けた学習の支援と居場所の提供に取り組んでいます。子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、生活保護受給世帯等の子どもへの学習・生活支援及び居場所の提供が引き続き求められています。
- ◆ 就労可能な生活保護受給者に対し、就職などによる自立を促すため、個々の能力が最大限発揮されるよう、キャリアカウンセリングや求人開拓、ハローワークとの連携による個別支援などの各種就労支援事業を実施し、一人ひとりに寄り添いながら、能力・意欲に応じたきめ細やかな就労支援を実施しています。また、生活保護に至る前に、生活困窮者が社会的経済的に自立できるよう、「だいJOB センター」において、就労・生活支援を行いました。生活にお困りの市民に対しては、早期の支援が重要であり、関係機関に生活困窮に関する相談があった場合は、「だいJOB センター」に確実につながるよう関係機関との連携を強化していくことが求められています。

《総合的な就業支援の取組の推進》

- ◆ 「キャリアサポートかわさき」での総合的な就業支援や「コネクションズかわさき（かわさき若者サポートステーション）」での若年無業者等への職業的自立支援の実施など、専門の相談員等を配置した就業支援窓口の支援メニューを中心に、雇用や就業に関する課題に対応する就業支援及び企業の多様な人材の活躍支援の取組を進めています。雇用のミスマッチや若年無業者、女性の再就職、就職氷河期世代の就業などが課題となっており、変化する雇用情勢や社会的ニーズに合わせた取組の推進が求められています。

《多様な主体と連携した安全・安心な地域社会の構築》

- ◆ 地域福祉推進の中核的な活動主体である民生委員児童委員の活動として、様々な相談支援を行ったほか、子育て支援の実施、ひとり暮らし高齢者見守り事業等における行政依頼の訪問・聞き取り調査の実施等を通し、地域福祉の向上を図っています。引き続き、地域の身近な相談相手である民生委員児童委員の活動しやすい環境づくりに向けて、民生委員児童委員の適正配置、育成・支援を行います。

《障害者の自立支援と社会参加の促進》

- ◆ 法定雇用率の引き上げなどにより障害者雇用の拡大が図られる中、就労移行支援事業所や就労援助センターなど就労支援機関を中心とした障害者の一般就労に向けた支援や、企業の雇用を支援する取組など、障害者の企業への就労とその定着に向けた支援を積極的に進めています。障害者雇用を取り巻く環境の変化や新たな生活様式に対応しながら、障害者の雇用・就労及び社会参加の取組を進めるとともに、障害のある人もない人も、お互いを尊重し、共に支えあえる地域社会の実現に向けた意識の醸成（心のバリアフリー）を図る必要があります。
- ◆ 各区地域みまもり支援センターや精神保健福祉センターにおいて、ひきこもりの相談対応を行うとともに、令和3年4月にひきこもり地域支援センターを設置し、ひきこもりの状態にある方やその家族へ支援を行い、社会参加や自立の促進を図りました。ひきこもりへの支援にあたっては、様々な分野の関係機関との連携や相談窓口及びアセスメント機能の構築と普及啓発などの課題があるため、更なる検討を進める必要があります。

【計画期間における方向性】

《生活保護受給者・生活困窮者の自立に向けた取組の推進》

- ◆ 生活保護受給者に対する就労支援事業について、引き続き個々の意欲や能力に応じて寄り添った丁寧な支援を実施するとともに、生活保護受給世帯の中学生の自立に向けて学習支援を実施し、高校等への進学を支援する取組を進めていきます。
- ◆ 生活にお困りの市民が社会的経済的な自立を果たし、地域において安定した生活を継続することができるよう、「だいJOBセンター」と関係機関が連携し、効果的な取組を展開します。

《総合的な就業支援の取組の推進》

- ◆ 「キャリアサポートかわさき」においては、求職者への就職相談等により、ニーズに沿った職業紹介を行い、「コネクションズかわさき（かわさき若者サポートステーション）」においては、個別カウンセリングや職業・職場体験等により、若年無業者等の職業的自立支援に取り組むなど、雇用情勢や社会的ニーズに応じながら効果的な就業支援を実施します。

《多様な主体と連携した安全・安心な地域社会の構築》

- ◆ 地域の活動の担い手づくりとして、民生委員法等に位置付けられた民生委員児童委員の活動の支援や活動しやすい環境づくりを進めるとともに、地域住民への働きかけや、今後の地域づくりに向けた取組との連携により、地域福祉活動につながるような支援の取組を進めます。

《障害者の自立支援と社会参加の促進》

- ◆ 今後予定されている精神障害者雇用の義務化や法定雇用率の引き上げなどにより、障害者雇用の拡大が見込まれています。この機会を捉え、就労移行支援事業所や就労援助センターなどの就労支援機関や各種団体との協働・連携により、求職相談から就労定着に向けた支援体制や企業とのネットワークを強化し、障害者の働く意欲の喚起と企業側の雇用促進につながる取組を推進します。

- ◆ 広くひきこもりに関する相談支援を行う「ひきこもり地域支援センター」を中心に、児童、教育、労働などの様々な関係機関が相互に連携するネットワークの構築とともに、相談・アセスメント機能やカウンセリング・居場所機能の充実などを含め、ひきこもりの方に対する支援体制の充実を図ります。

【主な成果指標】

名称 (指標の出典)	現状 (直近の実績値)	計画期間における 目標値	指標の説明
学習支援・居場所づくり事業 利用者の高校等進学率 (健康福祉局調べ)	100% (令和2(2020)年)	100% (令和7(2025)年度)	本市が実施している、学習支援・居場所づくり事業を利用する中学3年生の高校等進学率の実績値
だいJOBセンターの支援を通じて状況が改善した割合 (健康福祉局調べ)	73% (令和2(2020)年度)	75%以上 (令和7(2025)年度)	だいJOBセンターの支援開始時と終了時において評価を行い、「参加・意欲」「経済的困窮」「就労」のいずれかの状況が改善した割合
民生委員児童委員の充足率 (健康福祉局調べ)	83.1% (令和2(2020)年)	85.6%以上 (令和7(2025)年)	民生委員児童委員現員数／民生委員児童委員定員数×100(%)
障害福祉施設からの一般就労移行者数 (健康福祉局調べ)	271人 (令和元(2019)年度)	345人以上 (令和7(2025)年度)	就労移行支援事業、就労継続支援A型・B型事業から一般就労への移行者数(年合計)

具体的な事業

- (1)生活保護自立支援対策事業 (2)生活保護業務 (3)生活困窮者自立支援事業
- (4)雇用労働対策・就業支援事業 (5) 民生委員児童委員活動育成等事業
- (6)自殺対策・メンタルヘルス普及啓発事業 (7)更生保護事業 (8)障害者就労支援事業
- (9)障害者社会参加促進事業 (10) ひきこもり地域支援事業 (11)精神保健事業

No	事務事業名(所管課)	事業概要
(1)	生活保護自立支援対策事業 (健康福祉局：生活保護・自立支援室)	生活保護受給者への就労支援や生活保護受給世帯等の小・中学生への学習支援等により、自立に向けた取組を推進します。
	計画期間中の主な取組	
	<p>①生活保護受給者に対する各種就労支援事業の実施</p> <p>稼働能力を有する生活保護受給者を対象に、キャリアカウンセリングや就労トレーニング、意欲喚起を行うとともに、就労意欲や能力等を踏まえた求人開拓を行うなどきめ細かい支援を行います。</p> <p>【現状】様々な要因により、ただちに就労することが困難な生活保護受給者に対する各種就労支援事業の実施</p> <p>【R4(2022)以降】継続実施</p> <p>②生活保護受給世帯等の小・中学生に対する学習支援・居場所づくり事業の実施による高校等への進学支援</p> <p>生活保護受給世帯の中学生の自立を支援するため、高校等への進学に向けた学習支援を行います。</p> <p>【現状】高校等への進学に向けた学習支援（市内15か所・週2日・1回2時間）</p> <p>【R4(2022)以降】国の動向等を踏まえた事業の実施</p>	

No	事務事業名(所管課)	事業概要
(2)	生活保護業務 (健康福祉局：生活保護・自立支援室)	経済的に困難な状況にある人に最低限度の生活を保障するため、生活保護業務を適正に実施します。
	計画期間中の主な取組	
	<p>①生活保護制度に基づく、真に保護が必要な人に最低限度の生活を保障する取組の実施</p> <p>生活保護法の規定に従い、生活に困窮する市民に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、その健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長します。また、持続可能な社会保障制度として維持していくため、生活保護行政の適正な運営に取り組みます。</p> <p>【現状】最低限度の生活の保障及び受給者の自立に向けた年金等の収入確保への支援の実施</p> <p>【R4(2022)以降】継続実施</p>	

No	事務事業名(所管課)	事業概要
(3)	生活困窮者自立支援事業 (健康福祉局：生活保護・自立支援室)	生活保護に至る前に、生活困窮者が社会的・経済的に自立できるよう、就労・生活の支援を行います。
	計画期間中の主な取組	
	<p>①生活困窮者への就労・生活支援等の実施</p> <p>失業等により生活にお困りの市民の相談を行う「だいJOBセンター」を運営し、抱えている課題の整理や福祉制度の手続き補助、個々の状況に応じた就労支援など、相談者の社会的・経済的自立に向けた支援を実施します。</p> <p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「生活自立・仕事相談センター（だいJOBセンター）」の運営 ・新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた体制整備と支援の実施 <p>【R4(2022)以降】 社会状況や国の動向等を踏まえた体制整備と支援の実施</p>	
No	事務事業名(所管課)	事業概要
(4)	雇用労働対策・就業支援事業 (経済労働局：労働雇用部)	若年無業者、女性再就職、及び就職氷河期世代等の課題に対応するため、雇用情勢や求職者のニーズ等を踏まえた就業支援を行います。 市内中小企業等の人手不足や雇用のミスマッチ等の解消に向けて、求職者支援と連携して、企業の多様な人材の育成・活躍・確保等の支援を行います。
	計画期間中の主な取組	
	<p>①「キャリアサポートかわさき」における総合的な就業支援の推進</p> <p>求職者へ個別相談や就職活動に役立つセミナーを実施し、ニーズに沿った職業紹介を行う就業マッチングを実施します。</p> <p>【現状】 総合的な就業支援の推進</p> <p>就職決定者数：現状（R2(2020)）412人</p> <p>【R4(2022)以降】 求職者のニーズに応じた個別相談、セミナー等の総合的な就業支援の実施</p>	

②「コネクションズかわさき（かわさき若者サポートステーション）」による若年無業者の職業的自立支援の推進

働くことに不安や悩みを持つ15～49歳の若年無業者や保護者等を対象に、カウンセリングや職業・職場体験等を行い、高等学校や関係機関等と連携しながら無業化の未然防止や職業的自立支援を行います。

【現状】若年無業者の職業的自立支援の推進

進路決定数：現状（R2(2020)）115人

【R4(2022)以降】個別カウンセリングや職業体験等の職業的自立支援の実施



コネクションズかわさきで実施した校内企業説明会

③若者、女性、高齢者、就職氷河期世代など多様な人材と市内企業とのマッチング機会等の創出

市内企業の多様な人材確保・活躍に向けた支援事業と連携し、若者、女性、中高年齢者等の対象区分ごとのマッチング機会を創出し、求職者の各層に応じた就業支援を行います。

【現状】就業支援の実施

【R4(2022)以降】市内企業の多様な人材確保支援と連携した求職者への就業支援の実施

No	事務事業名(所管課)	事業概要
(5)	<p>民生委員児童委員活動 育成等事業 (健康福祉局：地域包括ケア推進室)</p>	<p>地域の身近な相談相手であり、見守り役でもある、民生委員児童委員を、条例及び国の参酌基準に基づき適正に配置し、育成・支援することを通じて、地域福祉の推進を図ります。</p>
	<p>計画期間中の主な取組</p>	
	<p>①民生委員児童委員の適正配置の実施</p> <p>地域の身近な相談相手であり、行政や関係機関とのパイプ役でもある民生委員児童委員の適正配置に努めます。</p> <p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> 増員に向けた調整や複数担当制などの欠員対策による担当世帯数の適正化 活動環境の向上等の取組の検討 <p>【R4(2022)以降】</p> <ul style="list-style-type: none"> 増員に向けた調整や欠員対策の実施 検討結果を踏まえた取組の推進 	

	<p>②民生委員児童委員協議会への運営補助等による民生委員児童委員の育成・支援 民生委員児童委員協議会への運営補助等による民生委員児童委員の育成・支援を通じて地域福祉の推進を図ります。 【現状】 民生委員児童委員の育成・支援 【R4(2022)以降】 継続実施</p> <p>③活動環境整備のための効果的な研修の実施及び広報の充実 効果的な研修の開催や、様々な媒体を活用した広報強化等により、活動負担の軽減及び活動支援の充実を図ります。 【現状】 効果的な研修の実施及び広報の強化 【R4(2022)以降】 ・行政・社会福祉協議会・民児協の連携による効果的な研修の実施 ・様々な媒体を活用した広報強化による活動支援の充実</p>	
No	事務事業名(所管課)	事業概要
(6)	<p>自殺対策・メンタルヘルス普及啓発事業 <small>(健康福祉局：総合リハビリテーション推進センター企画・連携推進課)</small></p>	<p>川崎市自殺対策総合推進計画に基づき、地域の多様な主体と協働し、安心して暮らせるまちづくりと自殺に追い込まれない社会の実現に向けた取組を進めます。</p>
	<p>計画期間中の主な取組</p>	
	<p>①自殺の防止等に関する市民の理解の増進 自殺予防に関する普及啓発事業を実施し、自殺の防止等に関する市民の理解の増進を図ります。 【現状】 情報収集と効果的な普及啓発の推進 【R4(2022)以降】 継続実施</p> <p>②自殺の防止等に関する人材の確保、養成及び資質の向上 ゲートキーパー（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて必要な支援につなげ、見守る人）を養成するため等の市民向け講座や、民間事業者や市職員向けの講座の実施を通じて、自殺防止等に関する人材の確保・養成及び資質の向上を図ります。 【現状】 取組の実施 ゲートキーパー講座及び学校出前講座の開催回数：現状（R2(2020)）7回 【R4(2022)以降】 継続実施</p> <p>③自殺の危険の高い人々、自殺未遂者、遺族等への対策の充実 支援窓口や体制を伝えるためのリーフレットの作成・配布や、関係機関による連携体制を構築することにより、自殺の危険の高い人々、自殺未遂者、遺族等への対策の充実を図ります。 【現状】 自殺未遂者やその家族、遺族等への支援の実施及び関係機関による連携体制の構築 【R4(2022)以降】 継続実施</p>	

第4章（計画の推進に向けた施策の展開）

	<p>④「自殺対策総合推進計画」に基づく取組の推進</p> <p>自殺対策基本法や自殺総合対策大綱を踏まえ、自殺対策の更なる推進を図るため、計画を策定し、必要な施策を推進します。</p> <p>【現状】第3次川崎市自殺対策総合推進計画の策定（R3(2021).3月）</p> <p>【R4(2022)以降】第3次川崎市自殺対策総合推進計画に基づく取組の推進、第4次川崎市自殺対策総合推進計画策定に向けた取組の実施</p>	
No	事務事業名(所管課)	事業概要
(7)	<p>更生保護事業 (健康福祉局：地域包括ケア推進室)</p>	<p>犯罪者の更生を図るとともに、犯罪予防活動を推進します。</p>
	<p>計画期間中の主な取組</p>	
	<p>①保護司会等、更生保護関係団体への支援</p> <p>保護司会等、更生保護関係団体への支援を行い、犯罪や非行のない安全・安心な地域社会を築くための取組を推進します。</p> <p>【現状】支援の実施</p> <p>【R4(2022)以降】支援の継続実施</p> <p>②社会を明るくする運動の実施</p> <p>社会を明るくする運動を通して、各団体と連携しながら犯罪予防のための世論の啓発や学校や町内会・自治会との連携による地域社会の安全を推進します。</p> <p>【現状】取組の実施</p> <p>【R4(2022)以降】取組の継続実施</p> <p>③再犯防止推進計画に基づく取組の推進</p> <p>令和2年2月に策定した「川崎市再犯防止推進計画」(R2～R6)に基づき、各種取組を進めるとともに、川崎市再犯防止推進会議を開催し、再犯防止推進計画に関する意見を聴取するとともに、市内における再犯防止関係団体ネットワークづくりを推進します。</p> <p>【現状】取組の実施</p> <p>【R4(2022)以降】取組の継続実施</p>	

No	事務事業名(所管課)	事業概要
	障害者就労支援事業 (健康福祉局：障害者社会参加・就労支援課)	一般企業への就労を希望する方への就労支援や、企業への雇用支援、障害福祉サービス事業所等の工賃向上に取り組むことで、障害者の特性に応じた就労を推進します。
計画期間中の主な取組		
(8)	①障害者等への就労支援の実施 就労援助センターや就労移行支援事業所を中心とした、一般就労に向けた支援を実施します。また、「短時間雇用プロジェクト」の実施等により、多様な働き方を推進します。 【現状】 <ul style="list-style-type: none"> ・就労援助センターや就労移行支援事業所を中心とした就労支援等の実施 ・短時間雇用求人の開拓と障害者とのマッチングの実施 【R4(2022)以降】 <ul style="list-style-type: none"> ・就労援助センターや就労移行支援事業所を中心とした就労支援等 ・短時間雇用求人の開拓と障害者とのマッチングの実施等による障害者の多様な働き方の推進 	
	②障害者雇用を行う企業への支援の実施 障害のある方が企業において就労・定着するために企業向けの雇用支援を実施するとともに、市内中小企業を中心に、障害者雇用についての情報交換等を行う会議を行います。 【現状】 <ul style="list-style-type: none"> ・障害者雇用促進ネットワーク会議の開催等による企業への支援 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">ネットワーク会議開催回数：現状（R2(2020)）3回</div> <ul style="list-style-type: none"> ・パターン・ランゲージや職場定着支援プログラム（K-STEP）の普及・啓発 【R4(2022)以降】 障害者雇用促進ネットワーク会議の開催等による企業への支援	
	③障害福祉サービス事業所等に対する工賃向上の取組 障害者共同受注窓口との連携による、障害福祉サービス事業所における工賃向上に向けた取組を推進します。 【現状】 工賃向上の取組の推進 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">販売会開催回数：現状（R2(2020)）1回</div> 【R4(2022)以降】 障害福祉サービス事業所向けの業務の共同受注窓口である「川崎市障がい者施設しごとセンター」を中心とした工賃向上に向けた取組の実施	

No	事務事業名(所管課)	事業概要
(9)	<p style="text-align: center;">障害者社会参加促進事業 <small>(健康福祉局：障害者社会参加・就労支援課)</small></p>	<p>障害者の自立と社会参加を促進するため、障害者週間記念事業や障害者スポーツの普及・啓発に向け、活動の場の充実や情報の提供等に取り組みます。</p>
	計画期間中の主な取組	
	<p>①障害者社会参加推進協議会の実施</p>	
	<p>障害者の自立及び社会参加の促進を図るため、障害者社会参加推進協議会を実施します。</p>	
	<p>【現状】協議会の実施</p>	
	<p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">開催数：現状（R2(2020)）2回</p>	
	<p>【R4(2022)以降】継続実施</p>	
<p>②障害者週間記念のつどいの開催</p>		
<p>障害のある方への理解を深めるとともに、障害のある方が様々な社会活動に参加する意欲を高めることを目的として、「障害者週間記念のつどい」を開催します。</p>		
<p>【現状】つどいの開催</p>		
<p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">開催数：現状（R2(2020)）1回</p>		
<p>【R4(2022)以降】継続実施</p>		
<p>③障害者作品展の開催</p>		
<p>障害者が作成した個人作品を広く一般に公開することにより、文化交流及び障害者の社会参加を図り福祉の向上に寄与することを目的とし、障害者の制作した作品の展示を行います。</p>		
<p>【現状】作品展の開催</p>		
<p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">開催数：現状（R2(2020)）1回</p>		
<p>【R4(2022)以降】継続実施</p>		
<p>④障害者の自立と社会参加を促進する生活訓練等事業の実施</p>		
<p>障害者レクリエーション教室や各種スポーツ教室・障害者作品展等を開催し、日常生活上必要な様々な訓練や指導などを行います。</p>		
<p>【現状】事業の実施</p>		
<p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">参加者数：現状（R2(2020)）1,546人</p>		
<p>【R4(2022)以降】継続実施</p>		
<p>⑤心のバリアフリーの理念を踏まえた障害者支援の実施</p>		
<p>差別や偏見をなくし、障害者の気持ちに寄り添ってサポートをする「心のバリアフリー」の理念を踏まえて、障害者支援を実施します。</p>		
<p>【現状】神奈川県内共通の「ヘルプマーク」の配布・普及</p>		
<p>【R4(2022)以降】継続実施</p>		
<p>⑥コミュニケーションの支援の実施</p>		
<p>手話通訳者などの派遣や養成、各種の情報提供等により、視覚障害者や聴覚障害者の社会参加促進を図ります。</p>		
<p>【現状】視聴覚障害者の生活支援及び福祉の増進</p>		
<p>【R4(2022)以降】継続実施</p>		

No	事務事業名(所管課)	事業概要
(10)	<p>ひきこもり地域支援事業 (健康福祉局：総合リハビリテーション推進センター企画・連携推進課)</p>	<p>広くひきこもりに関する相談支援を行う「ひきこもり地域支援センター」を中心に、相談支援の実施や適切な関係機関へ切れ目なくつなぐ支援に向けたネットワークの構築を進めます。</p>
	<p>計画期間中の主な取組</p>	
	<p>①ひきこもり地域支援センターにおける相談支援の実施 ひきこもり当事者やその家族等への電話・面接・家庭訪問等による支援を行うとともに、当事者グループ活動の運営等による支援を行います。 【現状】ひきこもりに関する一次相談と適切な支援機関へのつなぎの実施 【R4(2022)以降】継続実施</p> <p>②ひきこもり支援ネットワークの構築 ひきこもり支援の相談・連携体制が効果的に機能するよう支援ネットワークの構築を進めます。 【現状】ひきこもり支援ネットワーク構築準備会の開催による協議の継続。 会議開催回数：現状（R2(2020)）8回 【R4(2022)以降】継続実施</p> <p>③ひきこもりに関する普及啓発と人材育成の実施 ひきこもりに関する講演会や研修会を実施し、ひきこもり支援等に関する市民の理解の増進および支援者の養成及び資質の向上を図ります。 【現状】取組の実施 講演会開催回数：現状（R2(2020)）1回 研修開催回数：現状（R2(2020)）1回 【R4(2022)以降】継続実施</p>	
No	事務事業名(所管課)	事業概要
(11)	<p>精神保健事業 (健康福祉局：精神保健課)</p>	<p>各区役所地域みまもり支援センターを中心とした相談、講演会の開催等を通じて精神保健福祉に関する普及啓発事業を実施します。</p>
	<p>計画期間中の主な取組</p>	
	<p>①各区地域みまもり支援センターにおける精神保健福祉相談の実施 各区地域みまもり支援センター高齢・障害課において、精神科医・社会福祉職・保健師等により精神保健福祉に関する相談指導を行います。 【現状】相談・指導の実施 【R4(2022)以降】継続実施</p>	

②研修会・連絡会を通じた、人材育成と関係機関とのネットワーク形成の推進

自殺や精神保健に関する知識が十分にいきわたるよう、精神保健福祉従事者向けの研修機会の確保による人材育成を図るとともに、関係機関とのネットワークの形成を推進します。

【現状】 取組の実施

【R4(2022)以降】 継続実施

施策の方向性Ⅲ 支援が必要な子ども・若者や子育て家庭を支える環境の充実

◆施策9 障害福祉サービスの充実

【施策の概要】

障害のある子ども・若者が、社会に参画し、自立して地域生活が送れるよう、福祉サービスの提供を行うとともに、発達に不安のある子どもの成長・発達を支援するための取組を推進します。

【現状と課題】

《障害福祉サービスの充実》

- ◆ 障害のある方が、住み慣れた地域や本人が望む場で安心して自立した生活を送るため、各種相談を充実させながら、日中活動の場である生活介護事業所や住まいの場であるグループホーム、相談や短期入所、地域の体制づくり等の機能を持つ地域生活支援拠点を整備するとともに、地域リハビリテーションセンター等と連携してサービスの質も向上を図るなど、障害者の地域生活支援の充実を図っています。支援を必要とする障害者の増加とともに、障害の多様化や高齢化に伴う重度化・重複化が進んでいることから、障害者の自立した地域生活に向けて、多様化するニーズを踏まえた支援体制を構築する必要があります。
- ◆ 障害のある子どもや発達に心配のある子どもの地域生活の充実に向けて、軽度の障害やその疑いがある子ども及びその保護者等に対して、適時適切な相談・支援を提供できるよう、子ども発達・相談センターの設置を進めています。また、市内4か所にある地域療育センターではより専門的な支援を行うとともに、児童発達支援や放課後等デイサービスなどのサービス提供事業者では、身近な地域で発達段階に応じた療育支援を行っています。医療技術の進歩や障害に対する理解の深まりに伴う障害児として診断・判定される子どもの大幅な増加や支援ニーズの多様化に対応するため、障害の特性や子どもの育ちの状態に応じた切れ目のない包括的な支援体制を構築する必要があります。

【計画期間における方向性】

《障害福祉サービスの充実》

- ◆ 障害のある方の在宅生活を支えるため、障害者総合支援法に基づく訪問系サービスや日中活動系サービス、地域の実情に応じて本市が実施する地域生活支援事業等のさまざまなサービスを安定的に提供する体制を引き続き確保するとともに、障害のある方の支援ニーズの多様化などを踏まえ、サービスの充実に努めます。
- ◆ 新規の相談が増加している軽度・要観察の知的・発達障害のある児童に対する支援を行う地域の拠点として、子ども発達・相談センターの設置に取り組むとともに、中重度の児童に対しては、地域療育センターを中心とした療育体制の確保に努めます。障害のある子どもに対して、障害の特性や育ちの段階（ライフステージ）に応じた適切な支援を切れ目なく提供できるよう、障害福祉のみならず、保健、医療、保育、教育、就労支援などの関係機関が連携をとりながら、包括的な支援体

第4章（計画の推進に向けた施策の展開）

制を構築します。

- ◆ 令和3年9月に施行された「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」では、保育・教育分野において設置者等の責務が明確化されるとともに、国・自治体の責務が明確化されました。そのため福祉分野での医療的ケア児（者）の支援の拡充を図るために、専門相談機関を新たに設置・運営し、関係機関と連携した支援を展開することで、支援体制の充実を図ります。また、全市的な取組である「医療的ケア児連携調整会議」の円滑かつ効果的な実施及び医療的ケア児（者）の実態把握の継続等を通じて、医療的ケア児（者）の現状や課題を把握し、今後の取組の充実に向けた検討を行います。

【主な成果指標】

名称 (指標の出典)	現状 (直近の実績値)	計画期間における 目標値	指標の説明
日中活動系サービスの利用者数（健康福祉局調べ）	6,147人/月 (令和2（2020）年度）	7,254人/月以上 (令和7（2025）年度）	日中活動系サービスの利用実績（各年度の3月実績）

具体的な事業

- (1)障害者日常生活支援事業 (2)障害児施設事業 (3)発達障害児・者支援体制整備事業
(4)地域療育センター等の運営

No	事務事業名(所管課)	事業概要
(1)	障害者日常生活支援事業 (健康福祉局：障害福祉課)	障害者の地域生活を支えるため、障害福祉サービスを提供します。
	計画期間中の主な取組	
	<p>①障害者のニーズに応じた在宅生活等を支援する取組の推進</p> <p>地域における生活の場（グループホーム等）や日中活動の場（通所施設等）の運営を支援する取組を推進します。</p> <p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 居宅支援サービス、移動支援サービス等の実施 ・ ショートステイ事業の実施 ・ グループホーム事業の実施 <p>【R4(2022)以降】持続可能な制度の構築を図りながら、サービスの提供による地域生活支援の実施</p>	

No	事務事業名(所管課)	事業概要
(2)	<p>障害児施設事業 (健康福祉局：障害計画課)</p>	<p>障害児の地域生活や施設における日常生活を支えるため、障害（児）福祉サービスを提供します。</p>
	<p>計画期間中の主な取組</p>	
	<p>①障害児の地域生活等を支えるための障害（児）福祉サービスの実施 様々な障害（児）福祉サービスや医療費の給付を行うことによって、障害や発達に不安のある子どもの成長・発達を支える取組を推進します。 【現状】 ・給付費等の支給 ・医療的ケア児者の支援に向けた取組の検討と実施 【R4(2022)以降】 ・持続可能な制度の構築を図りながら、サービスの提供等による地域生活支援の実施 ・医療的ケア児者の支援の実施</p> <p>②障害児支援利用計画の策定を行う指定障害児相談支援事業所の充実 障害児の地域生活等を支援するために、利用計画の策定を行う指定障害児相談支援事業所を充実します。 【現状】 障害児相談支援事業所の充実 事業所数：現状（R2(2020)）計52か所 【R4(2022)以降】 障害児相談支援事業所の充実</p>	
No	事務事業名(所管課)	事業概要
(3)	<p>発達障害児・者支援体制整備事業 (健康福祉局：障害計画課)</p>	<p>「発達相談支援センター」を運営するとともに、発達障害児・者の支援体制を充実します。</p>
	<p>計画期間中の主な取組</p>	
	<p>①「発達相談支援センター」における相談支援の実施 発達障害者等からの相談に応じ、情報の提供、指導を行うなど、関係機関と連携しながら相談・支援を行います。 【現状】 支援の実施 【R4(2022)以降】 継続実施</p> <p>②発達障害者支援地域連絡調整会議の開催 発達障害者支援地域連絡調整会議を開催し、地域のネットワーク構築と発達障害の支援体制に関する課題の共有や体制整備についての協議等を行います。 【現状】 取組の実施 【R4(2022)以降】 継続実施</p>	

第4章（計画の推進に向けた施策の展開）

	<p>③発達相談支援コーディネーター養成研修の実施 幼稚園・保育所等の職員を対象として、発達障害の知識習得等を目的に研修を実施します。 【現状】 取組の実施 【R4(2022)以降】 継続実施</p>	
No	事務事業名(所管課)	事業概要
(4)	<p>地域療育センター等の運営 <small>(健康福祉局：障害計画課)</small></p>	<p>障害やその疑いがある子ども及びその保護者等に対して、適時適切な相談・支援を提供するための体制を構築します。</p>
	<p>計画期間中の主な取組</p>	
	<p>①地域療育センター（4か所）における専門的・総合的な療育相談支援の実施 指定管理者制度の導入及び民間社会福祉法人に対する運営費補助により、民間の活力を活用した地域療育センターの運営を行い、療育相談支援を提供します。 【現状】 <ul style="list-style-type: none"> ・療育に関する相談支援の実施 ・地域の関係機関に対する支援の実施 【R4(2022)以降】 <ul style="list-style-type: none"> ・障害児や発達に不安のある児童などに対する相談・診察・訓練等の支援の実施 ・地域の関係機関への技術援助と情報提供の実施 </p> <p>②子ども発達・相談センターの整備と連携体制の構築 地域療育センターが中重度の障害児支援に重点をおいた対応ができるよう、地域療育センターで対応してきた軽度の障害児、要観察児を主な対象とした相談支援機関として、「子ども・発達相談センター」を順次設置・運営し、適切な支援を提供します。 【現状】 <ul style="list-style-type: none"> ・子ども発達・相談センターの整備 ・相談・支援の実施と地域の機関との連携 【R4(2022)以降】 子ども発達・相談センターの整備と安定的な運営、地域の機関との連携</p>	

第5章



子ども・若者を取り巻く個別課題への対応

3つの課題から捉えた子ども・若者への対応について

すべての子ども・若者がすこやかに成長し社会的に自立するためには、一人ひとりの成長・発達段階に応じた情緒の形成や能力の獲得が必要であり、そのためには、家庭・地域・行政がそれぞれの役割を担いながら、地域社会全体で子どもや子育て家庭を見守り・支える必要があります。

「子どもの貧困」「児童虐待」「困難な課題を抱える子ども・若者」については、特に子ども・若者のすこやかな成長と社会的自立の阻害要因となる社会的課題です。これらの課題は、例えば、子どもの貧困とはその家庭が経済的に困窮しているという「状態」であり、その状態の解消に向けた様々な取組が必要であると同時に、それが「原因」で、児童虐待や、ひきこもり等の困難な状況に陥るといった「事象」が発生するなど、1つの課題からその家庭の背景にある要因を紐解くと、抱える課題は複雑・多様で、かつ複合的で場合によっては重複していることから、様々な個別課題を取り除く支援を1人ひとりきめ細かに行っていく必要があることにあります。

そのため、3つの課題をそれぞれの角度から横断的に捉えつつ、子ども・若者や子育て家庭を中心に対応策を捉え、庁内関係部署や地域の関係機関が連携しながら、課題解決に向け、幅広い分野にまたがる取組を総合的に推進していきます。

なお、本章は、4章の施策体系別に紐付けた事務事業を部局横断的に捉え、3つの課題解決に直接寄与するという視点から取組ベースで記載したものです。

課題1 子どもの貧困

平成29年11月に策定した「子どもの貧困対策の基本的な考え方」に基づき、経済的な問題のみならず、子どもやその家庭が抱える多様な課題を一つひとつ紐解いて解決していくという視点で、教育・福祉・保健・医療・雇用と、幅広い分野にわたる子どもの貧困対策を推進してきました。さらに、コロナ禍の影響等により、生活に困窮する家庭は増加及び多様化し、周囲から家庭の状況が見えづらく、支援が届きにくい状況にあることから、第2期計画では、必要な人に必要な支援が届くよう、相談機関等による支援の充実と連携の強化等も含めた取組について示しています。

● 課題解決に向けた方向性

基本的な考え方	取組の方向性等
I 生活困窮の要因となる多様な課題に対する支援	1 生活に困難を抱える子どもや子育て家庭への支援の充実 ア ひとり親家庭への支援 イ 生活保護受給世帯への支援 ウ 社会的養護を必要とする児童等への支援 エ その他、生活に困難を抱える世帯等への支援
II 地域で子どもや子育て家庭を見守る環境の確保	2 地域における支え合いのしくみづくり ア 子育て家庭を孤立させないつながりづくり イ 多世代がつながりながら子どもを育む地域づくり ウ 支援が届きにくい子どもや子育て家庭を支えるつながりづくり
III 支援が必要な子どもや子育て家庭の援助希求への対応	3 相談機関等による支援の充実と連携の強化 ア 相談・支援機関の支援の充実（専門性の強化） イ 相談・支援機関の連携の強化（ネットワークの強化）

IV 「子どもの貧困」に資する取組の推進	4 子どもの成長を支える基盤制度の充実 ア 母子保健の推進 イ 保育・幼児教育の推進 ウ 学校教育の推進
----------------------	---------------------------------------------------------------

課題2 児童虐待

平成24（2012）年10月、「川崎市子どもを虐待から守る条例」を制定し、児童家庭支援・児童虐待対策を強化してきましたが、児童虐待の相談・通告件数は増加の一途をたどっており、また、支援を要する子ども・家庭の多様な生活課題も顕在化してきていることから、第2期計画では、これらの課題と児童福祉法等の改正を踏まえ、児童相談所の更なる体制強化と、地域に身近な子育て支援の充実、区役所における専門的な相談支援体制の構築など、未然防止の取組を併せて示しています。

● 課題解決に向けた方向性

基本的な考え方	取組の方向性等
I 子ども・子育てを支援する地域づくり	1 地域での子育て支援の充実 ア 地域の社会資源の有効活用 2 虐待の発生予防策の推進 ア 妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援の推進 イ 妊娠に必要な知識の普及啓発及び保健教育の推進 ウ 児童虐待防止に向けた普及啓発
II 機関連携による虐待の早期発見・的確な対応・人材育成	3 早期発見・早期対応の充実 ア 母子保健事業からの早期把握と支援 イ 保育所・幼稚園・学校等との連携による早期発見・早期対応 ウ 虐待通告への迅速かつ的確な対応・支援 エ 地域の見守り体制の構築・充実 オ 要保護児童対策地域協議会を活用した地域ネットワークの充実 4 専門的支援の充実・強化 ア 児童及び保護者に対する支援 イ 専門職の協働による困難ケース等に対する適切な対応 ウ 児童虐待対応に関わる組織的な体制の強化 エ 効率的・効果的なケース情報の管理と共有による支援の実施 オ 総合的なアセスメントの強化 カ 保健・医療関連専門機関との連携の強化 キ 警察や検察と連携した対応の充実 5 人材育成の推進 ア 専門職の育成に関わる研修等の充実 イ 専門職の長期的な人材育成のしくみづくり ウ 関係機関における人材育成

Ⅲ 自立に向けた専門的支援の充実	6 社会的養育・自立支援の充実 ア 親子関係再構築の取組の推進 イ 児童養護施設等における家庭的養育の推進 ウ 里親制度の推進と里親支援の充実 エ 要保護児童の自立に向けた支援
	7 地域・広域連携の強化 ア 社会福祉協議会や地域等による取組の強化 イ 他の自治体と連携した対応の充実

課題3 困難な課題を抱える子ども・若者

平成27（2015）年2月20日に発生した中学生死亡事件の再発防止・未然防止策として、特に児童虐待・不登校・いじめ・非行対策に重点を置いた「重点アクションプラン」を継承し、困難を抱える子ども・若者への支援の推進を図ってきましたが、子ども・若者を取り巻く社会状況がさらに複雑・深刻化する中、第2期計画では、ひきこもりや発達に課題のある子ども・若者、ヤングケアラー¹など、新たに表出した困難な課題等も含めた取組について示しています。

● 課題解決に向けた方向性

基本的な考え方	取組の方向性等
Ⅰ 子ども・若者を見守り・支える体制の強化	1 子ども・若者の居場所の充実
	2 子ども・若者がSOSを発信しやすいしくみづくり
	3 地域の見守り体制の強化
Ⅱ 複雑・困難な課題を抱える子ども・若者や家庭への専門的な支援の充実	4 専門的な相談・支援体制の充実 ア 要支援家庭等の早期発見・早期対応・未然防止に向けた相談支援体制の強化 イ 不登校・ひきこもり等に対する相談支援体制の強化 ウ 発達等に課題を抱える子ども・若者の相談支援体制の強化 エ 就労・自立に向けた相談支援体制の強化
	5 専門的支援ネットワークの構築

¹ 法令上の定義はありませんが、家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている18歳未満の子どもをいいます。

1 子どもの貧困対策の推進

（1）これまでの経緯

ア 「川崎市子ども・若者生活調査」の実施

日本における子どもの貧困率が13.5%（約7人に1人）と、経済協力開発機構（OECD）の平均12.8%を上回り国際的にも高い水準であるなど、全国的な課題となっていた中、本市では平成29（2017）年、子どもや子育て家庭の生活状況等を把握するため、調査を実施しました。

アンケート調査からは、所得水準により、孤食や虫歯の有無等の生活習慣や学習習慣・学習理解度等に格差が生じていることが明らかになりました。また、支援者に対するヒアリングからは、貧困の状況にある家庭は、経済的な問題に加え、保護者の複雑な成育歴や疾病・障害等、様々な要因が複合的に生じ、かつ援助希求が出しづらいために社会から孤立する傾向にあることがうかがえました。こうした家庭環境のもとにおいては、子どもが、成長・発達の過程で適時適切に身に付けていくべき愛着関係や基本的な生活習慣、基礎学力、自己肯定感等が形成されづらい傾向にあるほか、家庭にも学校にも居場所がなく、良質なロールモデルが存在しないといった、子どもの貧困の多様な側面と複雑な問題性がうかがえました。

イ 「川崎市子ども・若者生活調査」の分析

同年8月にこれらの調査結果を分析したところ、所得格差が子どもの基本的な生活習慣や学習、進学・自立に一定程度影響を及ぼすものの、子どもの貧困という問題を捉えるにあたっては、経済的困窮という事実のほか、様々な要因が関連しながら生じていること、子どもの社会的自立の阻害要因がそうした本人の意思や努力等によらないところで生じている、という視点を持つ必要があるとされました。

また、社会的自立に必要な学力（認知能力）以外の能力（非認知能力。意欲ややりぬく力など）は、本来、保護者から子どもへと伝承されるもの（「社会的相続」という。）ことが一般的ですが、保護者自身も幼少期の家庭環境等が要因で、これらの能力を適切に身に付けられなかった場合、いわゆる「貧困の連鎖」が生じることが懸念されることから、貧困の連鎖を防止するための対応策を検討するにあたっては、子どもが自立するために必要な力を育む養育を家庭のみに担わせるのではなく、家庭・地域・行政がそれぞれの役割を担いながら一体となって、子ども一人ひとりの成長・発達段階に応じて切れ目なく、教育・福祉・保健・医療・雇用等、様々な分野が連動し重層的に支援を行っていく必要があります。特に、行政の役割として、母子保健や学校教育など、子どもの成長・発達を支える基盤制度の底上げと、地域から孤立し援助希求行動を出しづらい家庭等に対しても必要な支援が確実に届くよう、アウトリーチの考え方による支援を行い、地域を巻き込みながら社会的相続を補完していく視点が必要であるとされました。

ウ 「子どもの貧困対策に関する基本的な考え方」の策定

分析結果をふまえ、平成29（2017）年11月に「子どもの貧困対策の基本的な考え方」をまとめ、すべての子ども・若者が次代を担う市民として成長・自立していくためには、経済的な問題のみならず、個々の多様な課題を一つひとつ紐解いて解決していくという地道な対応が重要であるとして、幅広い分野にまたがる子どもの貧困対策について、平成30年3月に策定した「川崎市子ども・若者の未来応援プラン」に位置づけ、必要な取組を総合的に推進してきました。

（2）前期計画における取組状況

基本的な考え方に基づく52の推進項目について、概ね順調に取組を推進してきました。

ひとり親家庭の支援施策を再構築し新たに通勤交通費助成制度等を創設したり、生活保護受給世帯等に対する学習支援事業の実施場所や対象年齢を拡大するなど、生活に困難を抱える子ども・若者等への支援の充実を図るとともに、地域ぐるみで子どもたちの学びや体験をサポートする地域の寺子屋事業の実施箇所数を増やすなど、地域における支え合いのしくみづくりに取り組みました。

また、児童福祉司等を増員し児童相談所の体制強化を図るなど、相談機関等による支援の充実と連携の強化を図るとともに、子ども・若者の成長を支える基盤制度の充実に取り組みました。

（3）計画策定後の本市の状況

ア 子どもや子育て家庭を取り巻く社会状況

令和元年国民生活基礎調査によると、子どものいるひとり親世帯の相対的貧困率は48.1%、所得状況についても、子どものいる一般世帯（745.9万円）と比べてひとり親世帯は306万円と、経済的に困窮している状況にあり、コロナ禍によりその状況がさらに悪化する恐れがあります。

また、生活に困難を抱えるとされる、ひとり親世帯、生活保護世帯、児童養護施設入所者等における大学等進学率は、全国的に一般世帯が83.5%（2020年文部科学省「学校基本調査」）と過去最高を更新する一方で、ひとり親世帯58.5%（2016年厚生労働省「全国ひとり親世帯等調査」）、本市の生活保護世帯50.3%（令和2（2021）年度）、本市の児童養護施設入所者32.1%（令和2（2021）年度）と、いまだ大きな差があり、教育格差は解消されていない状況にあります。

イ 「川崎市子ども・若者調査」から

令和2（2020）年11月、子どもの貧困に関する状況も含め、本市の子ども・若者や子育て家庭の生活状況、生活意識等について調査を実施しました（川崎市子ども・若者調査）。

調査結果からは、所得が低い層においてひとり親世帯の占める割合が高いことや、これらの層が公共料金の支払いが滞ったり生活必需品が買えなかった経験があるなど、日々の生活に困難を抱えているといった状況のほか、親の所得と子どもの家庭における学習時間、学習の理解度や学校の成績との間に相関関係が見られた一方で、子ども自身の現在の生活に対する満足度や将来の夢の有無等については、所得分類別の差異は見られませんでした。

また、調査結果を分析したところ、未就学児の親については、居住年数が少ない人や保育所等に子どもを預けていない人ほど、近所の人との交流がなく、近所の人との交流がない人ほど、子育てに関する心配ごとや悩みごとがあると回答した割合が高いことから、地域から孤立し一人で悩みを抱え込んで子育てをしている状況が推察されます。

●居住年数と近所付き合いの有無

(n=2,218)

	近所の人との交流		合計	
	交流がある	まったく付き合いがない		
居住年数	1年未満	74.24%	25.76%	100.00%
	3年未満	76.79%	23.21%	100.00%
	5年未満	82.40%	17.60%	100.00%
	10年未満	89.70%	10.30%	100.00%
	20年未満	93.06%	6.94%	100.00%
	20年以上	88.89%	11.11%	100.00%
	合計	86.74%	13.26%	100.00%

●施設の利用状況と近所付き合いの有無 (n=2,187)

		近所の人との交流		合計
		交流がある	まったく付き合いがない	
施設の利用	保育所や幼稚園に預けている	90.01%	9.99%	100.00%
	保育所や幼稚園に預けていない	79.73%	20.27%	100.00%
合計		86.83%	13.17%	100.00%

●近所付き合いの有無と同年代の子どもと遊ばせるきっかけに関する心配ごとや悩みごと (n=802)

		子どもを同年代の子どもと遊ばせるきっかけに関する心配ごとや悩みごと		合計
		ない	ある	
近所の人との交流	交流がある	67.80%	32.20%	100.00%
	まったく付き合いがない	44.87%	55.13%	100.00%
合計		63.34%	36.66%	100.00%

●近所付き合いの有無と安心して預けられる人や場所が少ないに関する心配ごとや悩みごと (n=802)

		子どもを安心して預けられる人や場所がないことに関する心配ごとや悩みごと		合計
		ない	ある	
近所の人との交流	交流がある	65.48%	34.52%	100.00%
	まったく付き合いがない	55.77%	44.23%	100.00%
合計		63.59%	36.41%	100.00%

また、就学児童とその親については、進学や就職等、親の将来に対する考え方と子どもの将来に対する考え方には関連が見られたことから、親の持つ考え方が子どもの将来展望に影響を与える可能性が推察されます。また、子どもが将来望む学歴が低いほど自己肯定感が低いとの統計上の関連も見られました。

●大学を出ないとよい仕事につけないと思う（小学5年生） (n=2,558)

		子ども					合計
		そう思う	まあそう思う	あまりそう思わない	そう思わない	わからない	
保護者	そう思う	46.62%	32.43%	8.56%	6.31%	6.08%	100.00%
	まあそう思う	32.44%	32.78%	12.40%	10.93%	11.45%	100.00%
	あまりそう思わない	25.48%	30.67%	13.63%	13.93%	16.30%	100.00%
	そう思わない	18.53%	27.62%	18.88%	23.43%	11.54%	100.00%
	合計	31.51%	31.59%	12.78%	12.31%	11.81%	100.00%

●希望する学校や会社に入れるか不安だ（小学5年生） (n=2,552)

		子ども					合計
		そう思う	まあそう思う	あまりそう思わない	そう思わない	わからない	
保護者	そう思う	38.05%	30.44%	12.04%	7.79%	11.68%	100.00%
	まあそう思う	29.67%	36.34%	11.54%	11.00%	11.45%	100.00%
	あまりそう思わない	25.55%	34.42%	13.59%	14.03%	12.41%	100.00%
	そう思わない	23.88%	31.34%	14.93%	18.91%	10.95%	100.00%
	合計	29.98%	34.13%	12.46%	11.72%	11.72%	100.00%

●大学を出ないとよい仕事につけないと思う（中学2年生） (n=2,757)

		子ども					合計
		そう思う	まあそう思う	あまりそう思わない	そう思わない	わからない	
保護者	そう思う	49.89%	30.57%	7.82%	7.82%	3.91%	100.00%
	まあそう思う	34.61%	39.73%	10.91%	10.40%	4.35%	100.00%
	あまりそう思わない	24.56%	37.59%	15.79%	15.91%	6.14%	100.00%
	そう思わない	21.08%	31.05%	15.67%	23.36%	8.83%	100.00%
合計		32.39%	36.56%	12.44%	13.24%	5.37%	100.00%

●希望する学校や会社に入れるか不安だ（中学2年生） (n=2,748)

		子ども					合計
		そう思う	まあそう思う	あまりそう思わない	そう思わない	わからない	
保護者	そう思う	51.30%	28.87%	7.68%	4.96%	7.19%	100.00%
	まあそう思う	46.27%	34.81%	6.72%	5.24%	6.96%	100.00%
	あまりそう思わない	42.16%	33.08%	10.40%	7.18%	7.18%	100.00%
	そう思わない	40.84%	30.89%	8.38%	9.95%	9.95%	100.00%
合計		46.58%	32.46%	7.82%	5.86%	7.28%	100.00%

●将来望む学歴と自己肯定感（小学5年生） (n=2,592)

		自分のことが好きだ					合計
		そう思う	どちらかと言えばそう思う	どちらかと言えばそう思わない	そう思わない	わからない	
望む学歴	高校まで	21.47%	30.13%	17.31%	20.51%	10.58%	100.00%
	短大・高専・専門学校まで	23.16%	37.87%	16.18%	12.13%	10.66%	100.00%
	大学またはそれ以上	34.56%	31.44%	14.12%	11.23%	8.66%	100.00%
	まだわからない	24.24%	27.69%	14.60%	17.63%	15.84%	100.00%
合計		28.90%	30.90%	14.85%	14.24%	11.11%	100.00%

●将来望む学歴と自己肯定感（中学2年生） (n=2,776)

		自分のことが好きだ					合計
		そう思う	どちらかと言えばそう思う	どちらかと言えばそう思わない	そう思わない	わからない	
望む学歴	高校まで	21.91%	25.44%	19.08%	25.09%	8.48%	100.00%
	短大・高専・専門学校まで	16.23%	27.92%	21.75%	23.38%	10.71%	100.00%
	大学またはそれ以上	20.33%	30.80%	21.33%	19.07%	8.47%	100.00%
	まだわからない	16.24%	28.76%	19.63%	20.30%	15.06%	100.00%
合計		19.16%	29.50%	20.79%	20.43%	10.12%	100.00%

（4）国の動き（子供の貧困対策に関する大綱の改定）

本計画は、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（平成26（2014）年1月施行）第9条第2項に定める「子どもの貧困対策を総合的に推進するための計画」に位置づけられていますが、令和元（2019）年6月に法が改正され、貧困の背景に様々な社会的要因があることを踏まえて、子どもの貧困対策を推進する必要があることが明記されました。

同年11月には、新たな「子供の貧困対策に関する大綱」が策定され、貧困の連鎖を食い止めるためには、現在から将来にわたって、すべての子どもたちが夢や希望を持つことのできる社会を目指し、子育てや貧困を家庭のみの責任とせず、地域や社会全体で課題を解決するという意識を強く持ち、子どもを第一に考えた支援を支援を包括的・早期に実施していくことが掲げられました。

また、親の妊娠・出産期から、早期に適切な支援へつないでいく必要があり、子どもの社会的自立までの切れ目のない支援体制を構築することが必要であること、親の健康状態の悪化により貧困に陥ってしまう、家族の世話に追われる子どもがいる、子どもやその親に障害がある、日本語が不自由であるなど、困窮層は多様であること、支援が届いていない、または届きにくい子どもや家庭に配慮して対策を推進する必要があることなどが、新たに大綱に盛り込まれました。

（5）基本的な考え方及び取組の方向性

これまでの取組や国の大綱等を踏まえ、基本的な考え方及び取組の方向性については、前期計画を引き続き継承し、教育・福祉・保健・医療・雇用等、幅広い分野にわたる子どもの貧困対策に資する取組を総合的に推進するとともに、本市の状況等を踏まえた、相談機関等による支援の実施と連携の強化等、取組内容を効果的に推進します。

《基本的な考え方Ⅰ》

生活困窮の要因となる多様な課題に対する支援

すべての子どもがすこやかに成長し社会的に自立できるよう、母子保健や学校教育等の基盤制度が確立されていますが、所得格差が子どもの基本的な生活習慣や学習、進学・自立に一定程度影響を及ぼしており、コロナ禍の影響により、経済的に困窮する家庭が増加傾向にあります。

さらには、生活に困難を抱える子どもや子育て家庭は、経済的な問題に加え、保護者の複雑な成育歴や疾病・障害等、様々な要因が複合的に生じた結果、生活に困窮していることから、経済的支援のほか、多様な課題に対し様々な支援を総合的に行っていく必要があります。

また、こうした家庭環境のもと、不安定で困難な生活を強いられている子どもは、本来、親から子どもへ引き継がれる「社会的相続」が適切になされず、安定した生活を送っている子どもと比較して、成長の速度や身に付ける能力に格差が生じる可能性があり、特に、意欲ややりぬく力、社会性などの「非認知能力」の習得に大きな格差が生じ恐れがあることから、困難な生活状況に置かれた子どもの社会的自立に向けた様々な支援が必要です。

【取組の方向性1】

生活に困難を抱える子どもや子育て家庭への支援の充実

経済的な問題に加え、様々な生活課題が生活困窮の要因となっている子どもや子育て家庭に対し、経済的な支援のほか、保護者に対する生活支援、就労支援や、子どもの社会的自立に向けた学習支援など、多様な課題に対応する支援に取り組みます。

《基本的な考え方Ⅱ》

地域全体で子どもや子育て家庭を見守る環境の確保

生活に困難を抱える子どもや子育て家庭は、援助希求行動が乏しく社会から孤立しがちな傾向にあることから、家庭の状況が周囲から見えづらく支援が届きにくい状況にあります。また、保護者の疾病や障害、養育力等の問題により、子どもは、成長・発達の過程で適時適切に身に付けていくべき愛着関係や基礎学力、自己肯定感等が形成されない場合があるなど、社会的自立に必要な能力が親から子へ適切に引き継がれない状況が見受けられます。なかには、家庭や学校に安全・安心に過ごせる居場所がなく、良質なロールモデルが身近に存在しないケースもあり、社会から孤立している状況が懸念されます。

そのため、あらゆる地域資源を活用し、子育て家庭を早くから地域の交流の場等につなげ、子育ての不安感や負担感を取り除き、乳幼児期の子どもに必要な親子間の愛着関係の形成を促すことや、子どもが安全・安心に過ごせる居場所を確保し、様々な人との関わりの中で、多様な価値観やロールモデルを得て、社会的自立に必要な能力が身に付くよう、地域を巻き込みながら社会的相続を補完する取組が必要です。そして、地域社会全体で子どもや子育て家庭を見守り・支えながら、支援の狭間に陥りがちな子どもや子育て家庭を早期に把握し、適切な支援につなげる必要があります。

【取組の方向性2】

地域における支え合いのしくみづくり

家庭・地域・行政がそれぞれの役割を担いながら一体となって、子育て家庭を孤立させないつながりづくりに取り組むとともに、多世代がつながりながら子どもを育む地域づくりを進めます。また、地域で様々な活動を行う団体等とつながりながら、支援の狭間に陥りがちな子どもや子育て家庭を地域社会全体で支えます。

《基本的な考え方Ⅲ》

支援が必要な子どもや子育て家庭の援助希求への対応

子どもの貧困の問題は、経済的な問題に加え、子どもやその家庭が抱える多様な課題が複雑に絡み合っており、生活が困窮している状況にある傾向にあり、保護者の成育歴や疾病・障害等の状況によっては、援助希求行動を起こすことができない、SOSを発信することができないという課題も抱えています。

公的な支援が必要でありながら、支援が届いていない子どもや子育て家庭が地域で孤立することなく、安定した生活を送るためには、地域の中でそうした家庭を把握し、適切な支援に繋げていくことが必要であり、子どもや保護者それぞれの状況を的確に見きわめ、どのような公的支援に繋いでいくかという、専門職によるアセスメントが重要となります。

また、個々の家庭や子ども・若者の状況によっては、様々な専門性・得意分野を持った複数の専門職や相談機関が連携して対応していく必要があります。

【取組の方向性3】

相談機関等による支援の充実と連携の強化

生活に困難を抱える子どもや子育て家庭を早期に発見し、問題が重症化しないよう未然に防止するとともに、多職種の専門職が連携し、一人ひとりに応じたきめ細かな支援を個別的・専門的に行えるよう、市民に身近な相談機関や、様々な専門的な相談機関における支援の充実を図るとともに、複雑・多様な生活課題に対し対応できるよう、子どもや子育て家庭に関わる様々な機関の連携強化に取り組みます。

《基本的な考え方Ⅳ》

「子どもの貧困」に資する取組の推進

母子保健、保育・幼児教育、学校教育は、生活が困窮している子どもや子育て家庭に特化した制度ではありませんが、子どもの成長・発達過程において、母子保健や保育・幼児教育は、乳幼児期の愛着形成や信頼関係の構築、基本的生活習慣や人格形成に、学校教育は、学齢期の社会的自立に向けた基礎能力の習得に重要な役割を果たしており、すべての子どものすこやかな成長を根幹から支える基盤制度であることから、「子どもの貧困」に資する取組として大きな役割を担っています。

また、困難な状況を抱える子どもや子育て家庭を発見し、専門的な支援に繋ぐことができる基盤でもあることから、予防的な視点を持って取り組む必要があります。

〔取組の方向性4〕

子どもの成長を支える基盤制度の充実

母子保健、保育・幼児教育、学校教育等、すべての子どものすこやかな成長を支える基盤制度について、「子どもの貧困」に資する取組として、予防的視点を持って制度の底上げを図ります。

取組の方向性 1 生活に困難を抱える子どもや子育て家庭への支援の充実

ひとり親家庭は、経済的困窮に加え、家事や育児の負担が大きく、子どもに関わる時間と精神的なゆとりが十分に確保できないなど、様々な生活課題を抱えており、コロナ禍によりその状況はさらに悪化しています。そのため、ひとり親家庭の自立に向けて、経済的支援をはじめとする様々な支援に総合的に取り組みます。

生活保護受給世帯については、保護者に対する生活支援や就労支援に取り組むほか、子どもに対し、学習支援や高校進学後の相談支援など、将来の自立に向けた支援に取り組みます。

社会的養護を必要とする子どもに対しては、「家庭養育優先の原則」に基づき、里親制度等を一層推進するとともに、施設養育を必要とする子どもに対しても、できる限り良好な家庭的環境で養育されるよう取り組みます。また、将来の自立に向け、経済的支援のほか学習支援や就労支援等に取り組みます。

その他、住宅困窮者や要配慮者に対する支援や、就学に困難を抱える児童に対する就学援助・奨学金制度、生活困窮者に対する就労支援等、生活に困難を抱える子どもや子育て家庭への支援の充実を図ります。

ア ひとり親家庭への支援

推進項目	第2期計画期間中の主な取組
<p>ひとり親家庭等の自立支援の推進 (こども未来局：こども家庭課、こども保健福祉課)</p>	<p>〔ひとり親家庭等の総合的支援事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ひとり親の方が子育てと就業等を両立し、安心して生活できる環境を提供するために、生活援助・子育て支援を実施する家庭生活支援員を派遣します。 ● ひとり親家庭の子どもに寄り添い、将来の自立に向けて、子どもの成長段階に応じて切れ目なく、生活習慣の習得や学力の向上、就学の継続等に向けた支援を実施します。 ● ひとり親家庭の子どもが高校等に通学するための定期代等や、親の通勤にかかる費用を助成することにより、将来の自立に向けた経済的支援を行います。 ● ひとり親家庭等の生活の安定と自立に向け、生活・就業相談を実施するとともに、ひとり親家庭の状況やニーズに沿った各種講座や資格取得につながる支援の充実を図り、就労による自立に向けた支援を実施します。 ● 養育費の確保に関して、早期の改善を図り、ひとり親家庭の福祉の向上につなげるための支援に取り組めます。 ● ひとり親家庭等の児童の学費や就労に向けた資格取得のための資金、転居に伴う費用などの貸付けを実施します。 ● 母子生活支援施設において、母子家庭の保護・自立促進のためにその生活を支援します。

イ 生活保護受給世帯への支援

推進項目	第2期計画期間中の主な取組
<p>生活保護受給世帯の自立支援の推進 (健康福祉局：生活保護・自立支援室)</p>	<p>〔生活保護自立支援対策事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 生活保護受給者に対する各種就労支援事業を実施します。 ● 生活保護受給世帯の小・中学生に対して、高校等の進学を支援するため、学習支援や居場所の提供、生活習慣取得支援のほか、保護者に対する情報提供、高校進学後の相談支援を実施します。
<p>生活保護による支援の充実 (健康福祉局：生活保護・自立支援室)</p>	<p>〔生活保護業務〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 生活保護受給世帯の子どもが、高等学校等に進学する際の入学料、入学検査料等の技能修得費、大学等に進学した際の進学準備給付金、生業費及び就職支度費を支給し、自立に向けた支援を実施します。

ウ 社会的養護を必要とする児童等への支援

推進項目	第2期計画期間中の主な取組
<p>里親及び施設等による代替養育の推進 (こども未来局：こども保健福祉課)</p>	<p>〔里親制度推進事業〕 〔児童養護施設等運営事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 里親制度の普及・啓発とともに、研修会等の実施や里親支援機関による里親の養育への支援を充実し、里親制度による代替養育を推進します。 ● 施設におけるユニット制や地域小規模児童養護施設などによる家庭的な環境での養育を推進します。
<p>社会的養護による自立支援の推進 (こども未来局：こども保健福祉課)</p>	<p>〔児童養護施設等運営事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 社会的養護を必要とする児童が円滑に社会的自立を果たすことができるよう、就労や生活に関する相談支援等を実施します。 ● 里親家庭や児童養護施設などで生活する児童に対し、小学生から高校生まで、児童の理解度等に応じて、塾・家庭教師・地域人材等による効果的な学習支援が行われるよう取組を推進します。 ● 市独自の給付型奨学金である、川崎市社会的養護奨学給付金の活用を促進し、進学を希望する児童の経済面での負担軽減を図ります。

エ その他、生活に困難を抱える世帯等への支援

推進項目	第2期計画期間中の主な取組
<p>市営住宅を活用した住宅困窮者に対する支援 <small>(まちづくり局：市営住宅管理課)</small></p>	<p>〔市営住宅等管理事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 母子・父子世帯、未就学児童のいる世帯等を対象に優遇措置を実施するとともに、また、子育て世帯の入居機会の拡大等を図るため、定期借家制度に子育て世帯向けの区分を設けるなど、住宅に困窮する低額所得者等に対して低廉な家賃で提供します。
<p>民間賃貸住宅等を活用した住宅確保要配慮者に対する支援 <small>(まちづくり局：住宅整備推進課)</small></p>	<p>〔民間賃貸住宅等居住支援推進事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 住宅セーフティネット法に基づき、居住支援協議会による入居支援や居住継続支援の実施、住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅の登録制度の推進等により子育て世帯等の居住の安定を支援します。 ● 障害者や外国人、ひとり親世帯等に対して、川崎市居住支援制度により、市の指定する保証会社を活用した入居支援や支援団体等による居住継続支援を実施します。
<p>就学援助制度・奨学金制度による就学支援・進学支援の推進 <small>(教育委員会事務局：学事課)</small></p>	<p>〔就学等支援事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 就学援助制度を活用し、経済的な理由により就学が困難な児童生徒の学校生活の援助を実施します。 ● 奨学金制度を活用し、能力があるにもかかわらず、経済的な理由で修学が困難な高校生、大学生への支援を実施します。 ● 高等学校等の中途退学した方が、市立高等学校で学び直す場合に、高等学校等就学支援金の支給期間終了後も卒業するまでの間の最長2年間（全日制の場合は最長1年間）「学び直し支援金」（授業料）を支給します。 ● 市立高等学校の生徒の保護者が、生活保護を受けている、その他生活に困窮している等の場合、授業料等を免除します。
<p>だい JOB センターを活用した生活困窮者への支援の推進 <small>(健康福祉局：生活保護・自立支援室)</small></p>	<p>〔生活困窮者自立支援事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 失業等により生活にお困りの市民の相談を行うだいJOBセンターを運営し、抱えている課題の整理や福祉制度の手続き補助、個々の状況に応じた就労支援など、相談者の社会的経済的自立に向けた支援を実施します。

取組の方向性2 地域における支え合いのしくみづくり

地域から孤立し、だれからの協力も得られず一人で子育てしながら悩みを抱えている家庭に対しては、早期に地域と接する機会や交流の場につなげることが必要であることから、地域の子育てボランティア等と連携し、区地域みまもり支援センター、地域子育て支援センターや保育所等、様々な場所や機会を捉えて、子育て中の親子が気軽に集い、不安や悩みを相談できるよう、子育て家庭を孤立させないつなぎづくりに取り組みます。

学齢期の子どもが、様々な人との関わりの中で、多様な価値観やロールモデルを得ながら、社会的自立に必要な能力（基礎学力のほか、やりぬく力や自信、自己肯定感等の非認知能力）を身に付けられるよう、こども文化センターや学校の教室等を活用し、地域住民を巻き込みながら、様々な経験や体験の機会を与える“きっかけ（場）”づくりに取り組むなど、多世代がつながりながら子どもを育む地域づくりを進めます。

生活に困難を抱える子どもや子育て家庭は、コロナ禍による生活環境の変化等に伴い、さらに家庭の状況が周囲から見えにくく、支援が届きにくい恐れがあることから、支援の狭間に陥りがちな子どもや子育て家庭を早期に把握し、適切な支援につなげるため、地域で様々な活動を行う団体等とつながりながら、地域社会全体で子どもや子育て家庭を見守り・支えるしくみづくりを進めます。

ア 子育て家庭を孤立させないつなぎづくり

推進項目	第2期計画期間中の主な取組
地域における支援体制づくりの推進 <small>（こども未来局：企画課）</small>	〔地域子育て支援事業〕 ● 地域の中で、親子で遊べる場づくりを推進するとともに、互いに支え合う子育て援助活動を促進するなど子育てに不安を感じる家庭に対する地域の支援体制づくりを進めます。
保育所による地域の子育て支援の推進 <small>（こども未来局：保育第1課、運営管理課）</small>	〔民間保育所運営事業〕 〔公立保育所運営事業〕 ● 地域の子育て支援に関する資源として、園庭開放や子育て相談など、保育所が持つ機能を積極的に活用するとともに、子育て支援に関する地域の関係機関、団体等との連携を推進します。
ボランティア等による子育て支援 <small>（こども未来局：こども保健福祉課）</small>	〔地域子育て支援事業〕 ● 子育てボランティアの養成講座・活動支援を通じて、地域で子育て支援活動を行う人材の育成、知識の向上を図ります。また、各区の地域みまもり支援センターが行う母子保健事業において、乳幼児や保護者の見守りを行う子育てボランティアの活動を支援します。

イ 多世代がつながりながら子どもを育む地域づくり

推進項目	第2期計画期間中の主な取組
<p>こども文化センターを活用した子どもがすこやかに育つつながりづくり <small>（こども未来局：青少年支援室）</small></p>	<p>〔こども文化センター運営事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 市内に58か所ある施設特性を生かし、多世代が集まり、多様な出会いとつながりを育む、市民活動の拠点としての活用を図るとともに、子どもの多様な体験や活動を通じた児童の健全育成を推進します。
<p>地域との連携による放課後の居場所づくりの推進 <small>（こども未来局：青少年支援室）</small></p>	<p>〔わくわくプラザ事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 学校及び地域団体等との連携・協力により、事業の充実を図るなど、放課後等に小学生が安全・安心に過ごせる場づくりを進めます。
<p>青少年関係団体による青少年健全育成の推進 <small>（こども未来局：青少年支援室）</small></p>	<p>〔青少年活動推進事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 地域社会全体で子ども・若者を見守り支え、安全・安心な環境の中で青少年の健全な育成を図るため、青少年を育成・指導する青少年関係団体を支援します。
<p>地域の創意工夫を活かした学校運営の推進 <small>（教育委員会事務局：教育政策室）</small></p>	<p>〔地域等による学校運営への参加促進事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 家庭や地域に開かれた信頼される学校づくり、地域の創意工夫を活かした特色ある学校づくりをめざした学校運営を推進します。
<p>地域資源を活かした学校づくりの推進 <small>（教育委員会事務局：指導課）</small></p>	<p>〔地域に開かれた特色ある学校づくり推進事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 学校がそれぞれの地域にある資源を活かした体験活動などの企画を行う「夢教育21推進事業」等を活用した、特色ある学校づくりを推進します。
<p>地域の教育活動を活用した地域の教育力の向上 <small>（教育委員会事務局：生涯学習推進課）</small></p>	<p>〔地域における教育活動の推進事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 地域教育会議をはじめ、地域社会でいきいきと活動する市民や、子どもたちの成長を見守り支えている市民の意欲・力を、社会全体の活気や地域の教育力の向上につながられるよう支援します。
<p>地域団体との協働による子どもの学習や体験のサポート、多世代で学ぶ生涯学習の拠点づくりの推進 <small>（教育委員会事務局：生涯学習推進課）</small></p>	<p>〔地域の寺子屋事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 地域ぐるみで子どもの学習や体験をサポートし、多世代で学ぶ生涯学習の拠点づくりを進めるため、地域の団体との協働により、放課後の学習支援と土曜日の体験活動を推進します。

ウ 支援が届きにくい子どもや子育て家庭を支えるつながりづくり

推進項目	第2期計画期間中の主な取組
<p>ボランティア等を活用した不登校等の子ども・若者への支援の充実 <small>（こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室）</small></p>	<p>〔子ども・若者支援推進事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 児童相談所等において支援を実施している不登校等の子ども・若者を対象として、ボランティアの活用による個別支援や集団活動を通じた支援を行います。
<p>地域ネットワークを活用した、課題を抱える子ども・若者を見守り・支える居場所づくり <small>（こども未来局：青少年支援室）</small></p>	<p>〔子ども・若者支援推進事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 支援が届きにくい子どもをキャッチし、早期に適切な支援につなげるため、子育て支援を行う地域団体等と連携し、状況の把握や食事の提供、学習・生活支援等を通じて、課題を抱える子ども・若者を見守り、支えられるよう、居場所づくりを進めます。
<p>地域における主体的な活動の促進 <small>（こども未来局：青少年支援室）</small></p>	<p>〔子ども・若者支援推進事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 地域子ども・子育て活動支援助成事業を活用し、地域で主体的に子ども・若者支援、子育て支援を行う団体に対して助成を行います。

取組の方向性3 相談機関等による支援の充実と連携の強化

子どもの貧困の問題は、経済的な問題に加え、子どもやその家庭が抱える多様な課題が背景にあることから、身近な相談・手続きの窓口である各区地域みまもり支援センターにおいて、母子保健事業や児童扶養手当業務、児童家庭相談、生活保護業務など、様々な相談支援業務を通じて、生活に困難を抱える子どもや子育て家庭を早期に発見し、問題が重症化しないよう未然に防止するとともに、多職種の専門職が連携し、一人ひとりに応じたきめ細かな支援を個別的・専門的に行います。

また、未就学児期・学齢期それぞれにおいて、子どもが日中主に過ごす地域の居場所や学校等において相談支援を実施するとともに、児童虐待や障害、精神保健や雇用など、個々の専門領域に関する相談支援を一層推進します。

その上で、子どもや子育て家庭が抱える複雑・多様な生活課題に対し、身近な相談機関やそれぞれ高度な専門性を持った相談機関、子どもの所属先や地域に根ざし独自のノウハウを培ってきたNPO法人等、子どもや子育て家庭に関わる様々な機関が連携しながら、地域社会全体で子どもや子育て家庭を見守り・支えるしくみづくりを進めます。

ア 相談・支援機関の支援の充実（専門性の強化）

推進項目	第2期計画期間中の主な取組
<p>保育・子育て総合支援センターによるきめ細かな子育て支援 <small>（こども未来局：運営管理課）</small></p>	<p>〔公立保育所運営事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 保育・子育て総合支援センターに併設する、地域子育て支援センターにおいて、専門職による相談支援等、子育て家庭の目線に立った、寄り添い型の支援を実施するとともに、ボランティア養成講座の実施、地域での活動の場の提供等、地域の関係機関と連携しながら、子ども・子育て支援を推進します。
<p>学校生活に関わる相談・支援の充実 <small>（教育委員会事務局：総合教育センター）</small></p>	<p>〔児童生徒支援・相談事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 総合教育センターや教育相談室等において、不登校、いじめ、その他の学校生活における悩み等の相談・支援を実施します。 ● 支援が必要な子どもを早期の段階で生活支援や福祉制度につなげていくことができるよう、スクールソーシャルワーカーを配置し、相談対応の充実や専門機関等との連携強化を図ります。 ● 不登校やいじめの問題への対応とともに、子どもたちの豊かな心を育むため、児童支援コーディネーターやスクールカウンセラー等の配置・活用を図ります。
<p>児童家庭相談支援体制の強化 <small>（こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室）</small></p>	<p>〔児童虐待防止対策事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 各区地域みまもり支援センターにおいて、母子保健事業を通じた子育て家庭の支援ニーズの早期把握と要保護児童対策地域協議会における適切なケースの進行管理を一体的に運営します。 ● 多様な生活課題や困窮など「虐待につながる恐れのあるケース」の重篤化を未然に防ぐため、児童家庭支援に関わる専門的支援機能の構築を検討します。
<p>地域に根ざした相談支援の推進 <small>（こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室）</small></p>	<p>〔児童虐待防止対策事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 育児支援プログラムの実施など、児童家庭支援センターにおける児童虐待対策の機能強化を図るとともに、市内関係機関や市民への周知を行い、地域に根ざした相談支援機関として、取組を推進します。
<p>児童相談所による専門相談支援の強化 <small>（こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室）</small></p>	<p>〔児童相談所運営事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 子どもが置かれた状況に応じ、高度な専門性を活かした子ども・若者及び家庭への相談や援助、要保護児童の児童養護施設等への措置等を適切に実施していくために児童相談所の体制強化を図ります。
<p>女性相談の体制強化 <small>（こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室）</small></p>	<p>〔女性保護事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 経済的困窮や複雑な成育歴等による多様な生活課題を抱えている女性への相談支援の強化に向けた取組を推進します。

<p>総合的な就業支援の推進 <small>（経済労働局：労働雇用部）</small></p>	<p>〔雇用労働対策・就業支援事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 求職者への個別相談やニーズに沿った求人開拓・求人紹介を行う就業マッチングを実施するなど、「キャリアサポートかわさき」における総合的な就業支援を推進します。 ● 「コネクションズかわさき（かわさき若者サポートステーション）」の運営により、個別カウンセリング、職業・職場体験、学校連携等を行い、若者無業者の職業的自立支援に取り組みます。
<p>精神的健康の保持・増進 <small>（健康福祉局：精神保健課）</small></p>	<p>〔精神保健事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 精神障害者の早期治療の促進、自立と社会参加の支援、市民の精神的健康の保持・増進を図ります。
<p>「社会的ひきこもり」等への支援の推進 <small>（健康福祉局：総合リハビリテーション推進センター）</small></p>	<p>〔ひきこもり地域支援事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 相談業務及び当事者グループ活動の運営等による支援を行います。 ● 「社会的ひきこもり」ではなく、精神科疾患あるいは発達障害を背景に持つ場合は適切な医療機関、相談機関または社会資源につながる支援を行います。
<p>障害児の発達相談や療育相談等の支援の充実 <small>（健康福祉局：障害計画課、障害者施設指導課）</small></p>	<p>〔発達障害児・者体制整備事業〕 〔地域療育センターの運営〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 発達相談支援センターを運営し、発達障害児・者等からの相談に応じ、関係機関と連携しながら、情報提供や支援を行うとともに、発達障害に関する啓発活動を行うなど、支援体制の充実を図ります。 ● 地域療育センター及び子ども発達・相談センターを運営し、障害児や発達が気になる児童の相談・支援等を適切に行うために、支援体制の充実に向けた取組を推進します。
<p>医療的ケア児の相談・支援及び関係機関の連携の充実 <small>（健康福祉局：障害計画課）</small></p>	<p>〔障害児施設事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 医療的ケア児（者）を対象とした専門相談機関を設置・運営し、関係機関と連携した支援を行うことで、相談支援体制の充実を図ります。 ● 「川崎市医療的ケア児連絡調整会議」を実施し、医療的ケア児の現状や課題を共有するとともに、今後に向けた取組を検討する等、支援やネットワークの強化に向けた協議を行います。

イ 相談・支援機関の連携の強化（ネットワークの強化）

推進項目	第2期計画期間中の主な取組
<p>要保護児童対策地域協議会によるネットワークの強化 <small>（こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室）</small></p>	<p>〔児童虐待防止対策事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 要保護児童対策地域協議会における取組を推進し、地域におけるネットワークの強化を図ります。 ● 各区地域みまもり支援センターと児童相談所の連携を強化し、ケースの状況に応じた個別支援の強化を図ります。
<p>児童虐待の未然防止等の推進と関係機関の連携の充実 <small>（こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室）</small></p>	<p>〔児童虐待防止対策事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 各区地域みまもり支援センターにおける多職種の専門職により、予防的な個別支援の充実を推進します。 ● 児童虐待防止センターにおける相談により、児童虐待の早期発見、早期対応、未然防止に取り組みます。 ● 医療機関、警察、学校等との連携強化や要保護児童等へのきめ細かな対応と個別支援の実施など、要保護児童対策地域協議会の運営体制を充実します。
<p>ひきこもり等に関するネットワークの強化 <small>（健康福祉局：総合リハビリテーション推進センター）</small></p>	<p>〔ひきこもり地域支援事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ひきこもり地域支援センターと連携して、社会的ひきこもりに限らず、広くひきこもり状態への支援ネットワークを構築します。

取組の方向性4 子ども・若者の成長を支える基盤制度の充実

乳幼児期における親子間の愛着形成や信頼関係の構築に向け、母子保健における様々な取組を通じ、子どもの心身の成長・発達を見守り支え、保護者の育児に対する負担感や不安感の軽減を図るとともに、児童虐待の恐れがある家庭等、養育支援を必要とする家庭を早期に発見し、適切な支援につなげます。

乳幼児期における基本的な生活習慣の習得や人格形成に向け、保育所や幼稚園が培ってきたノウハウを活かし、すべての子どもが質の高い保育・教育を受けられる環境を整え、子どものすこやかな成長を支援します。

学齢期の社会的自立に向けた基礎能力の習得に向け、学校教育を通じ、基礎学力の定着に向けた取組を進め、子どもが将来に対する夢や希望を持ち、社会的自立に必要な能力や態度を育てていく教育を実践します。

ア 母子保健の推進

推進項目	第2期計画期間中の主な取組
<p>出産・育児に関わる相談・支援体制の充実と関係機関との連携の推進 (こども未来局：こども保健福祉課)</p>	<p>〔妊婦・乳幼児健康診査事業〕 〔母子保健指導・相談事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 妊婦の健康や乳幼児の心身の成長を支えるため、健康診査を実施します。 ● 妊娠・出産及び育児について記録し、親子の健康づくりに役立つことができるよう、妊娠の届出をした人に、母子健康手帳の交付・相談を実施するとともに、妊婦及び乳幼児健康診査、歯っぴーファミリー健診等の受診勧奨を行うことにより妊婦及び乳幼児等の健康状態等の把握と適切な支援につなげます。 ● 両親学級の開催による出産・育児支援を推進します。 ● 産後ケア事業等により、包括的な産前産後のサポートを推進します。 ● 乳児家庭全戸訪問等による子育て家庭の個別支援を推進します。 ● 母子保健における取組を通じて、支援の必要な家庭の早期に把握するとともに、関係機関との連携により適切な支援につなげます。 ● 健診等で把握した要支援家庭等への支援を充実するため、産婦人科及び小児科等医療機関との連携の取組を推進します。

イ 保育・幼児教育の推進

推進項目	第2期計画期間中の主な取組
<p>待機児童対策の推進 (こども未来局：保育対策課、保育所整備課)</p>	<p>〔待機児童対策事業〕 〔認可保育所整備事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 少子化が進む中においても、共働き世帯の増加等により今後も引き続き保育需要の高まりが見込まれることから、保育需要を的確に捉えた多様な手法による、必要な保育受入枠の確保の取組を推進します。
<p>質の高い保育サービスの提供 (こども未来局：保育第1課)</p>	<p>〔民間保育所運営事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 長時間延長保育や一時保育、休日保育などの多様な保育サービスを充実するとともに、質の高い保育サービスを提供します。
<p>公立保育所を活用した保育の質の向上 (こども未来局：運営管理課)</p>	<p>〔公立保育所運営事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 公立保育所を活用し、保育の質の向上、保育人材の育成、地域の子育て支援の充実を図ります。

<p>多様なニーズに即した質の高い幼児教育の提供 <small>（こども未来局：幼児教育担当）</small></p>	<p>〔幼児教育推進事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 質の高い幼児教育の推進を図るとともに、一時預かり事業等、保護者の多様なニーズに即したサービス等を提供します。
<p>保育・幼児教育無償化の着実な実施 <small>（こども未来局：保育第1課、保育第2課、運営管理課、幼児教育担当）</small></p>	<p>〔民間保育所運営事業〕 〔公立保育所運営事業〕 〔認可外保育施設等支援事業〕 〔幼児教育推進事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 国の幼児教育・保育の無償化の取組を着実に実施します。

ウ 学校教育の推進

推進項目	第2期計画期間中の主な取組
<p>教職員に対する研修の充実 <small>（教育委員会事務局：総合教育センター）</small></p>	<p>〔教職員研修事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 子どもの学びと育ちをつなぐために、幼児教育と小学校教育の円滑な接続を図る研修を実施します。 ● 子どもの学習の理解度に応じた指導のあり方に関する研修とともに、子どもの問題を早期発見・早期対応するため、子ども一人ひとりが抱える様々な課題に関連した内容について、ライフステージに応じた研修や教育課題に対応した研修、職能別スキルアップ研修を実施します。
<p>「キャリア在り方生き方教育」の推進 <small>（教育委員会事務局：教育政策室）</small></p>	<p>〔キャリア在り方生き方教育推進事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 各学校が「キャリア在り方生き方教育」を通して、子どもたちの自己有用感、学ぶ意欲、人とかかわる力等、社会的自立に必要な能力や態度及び共生・協働の精神を発達段階に応じて育んでいくことを支援します。
<p>習熟の程度に応じた取組の推進 <small>（教育委員会事務局：総合教育センター）</small></p>	<p>〔きめ細やかな指導推進事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 各学校においては、すべての子どもが「分かる」ことをめざして、一人ひとりのつまずきや学習の遅れなど、子どもたちの多様な学習状況に対して、よりきめ細やかな対応を図る習熟の程度に応じた少人数指導など、個に応じた取組を推進します。
<p>健康教育による健やかな学校生活の促進 <small>（教育委員会事務局：健康教育課）</small></p>	<p>〔健康教育推進事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 健やかな学校生活を送るため、健康診断等の実施、学校医等の配置を行うとともに、望ましい生活習慣の確立、心の健康保持、喫煙・飲酒・薬物乱用防止等、健康教育の充実を図ります。
<p>安全・安心な学校給食の提供による健康給食の推進 <small>（教育委員会事務局：健康給食推進室）</small></p>	<p>〔健康給食推進事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 児童生徒の健全な身体の発達に資するために、安全で安心な学校給食の提供を効率的に行うとともに、小中9年間にわたる一貫した食育を推進します。

<p>定時制生徒の自立支援の推進 <small>(教育委員会事務局：指導課)</small></p>	<p>〔魅力ある高校教育の推進事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 様々な課題をもつ定時制生徒に対し、相談・個別サポートに加え、進路や将来について相談アドバイスができるキャリアサポートや生徒同士の学び合い等、学びの場を提供する学習サポートの充実を図り、定時制生徒の将来の自立に向けた、学習や就職等の相談・支援を推進します。
<p>教育活動に対する支援体制の充実 <small>(教育委員会事務局：指導課)</small></p>	<p>〔学校教育活動支援事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 教育活動サポーターの配置により、児童生徒への学習支援・相談の充実など、教育活動に対する支援体制の充実を図ります。
<p>教育的ニーズに応じた多様な学び等の特別支援教育の推進 <small>(教育委員会事務局：指導課)</small></p>	<p>〔特別支援教育推進事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「第2期特別支援教育推進計画」に基づき、共生社会の形成をめざした支援教育の推進や、教育的ニーズに応じた多様な学びの場の整備、小・中・高等学校における支援体制の構築、教職員の専門性の向上等を図ります。
<p>不登校児童生徒に対する学びの機会の確保と中学校夜間学級の運営による教育機会の確保の推進 <small>(教育委員会事務局：総合教育センター)</small></p>	<p>〔教育機会確保推進事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 不登校の児童生徒の居場所として適応指導教室「ゆうゆう広場」を運営し、小集団による体験活動・学習活動のほか、きめ細やかな相談活動を通して、状況の改善を図り、学校への復帰や社会的自立につながるよう取り組むとともに、中学校夜間学級の運営を行うなど、教育の機会確保を推進します。

2 児童家庭支援・児童虐待対策の推進

（1）これまでの経緯

近年の核家族化の進行や家庭と地域の関わりの希薄化に伴い、妊娠や子育て中の保護者が孤立する傾向にあり、子育てに伴う不安感や負担感を持つ人が増えています。児童相談所や市町村に寄せられる児童虐待の相談・通告件数は、全国的にも本市においても増加し続けており、また、虐待により児童が死亡する痛ましい事例も発生している状況にあります。

児童虐待の4つの種別

- ◆ 身体的虐待：殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる、首を絞める、縄などにより一室に拘束する など
- ◆ 性的虐待：子どもへの性的行為、性的行為を見せる、性器を触る又は触らせる、ポルノグラフィの被写体にする など
- ◆ ネグレクト：家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かない など
- ◆ 心理的虐待：言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう（ドメスティック・バイオレンス：DV）、きょうだいに虐待行為を行うなど

本市では、児童虐待の相談・通告件数の増加と痛ましい事例の発生を踏まえて、子どもを虐待から守る取組の推進と、子どもの安全と健やかな成長が守られる社会の形成を目的として、平成24（2012）年10月に「川崎市子どもを虐待から守る条例」が制定されました。

また、児童家庭支援・児童虐待対策を強化し、「虐待のないまちづくり」を推進するため、平成25（2013）年3月に「川崎市児童家庭支援・児童虐待対策基本方針」を策定、平成26（2014）年2月には、「川崎市児童家庭支援・児童虐待対策事業推進計画」を策定し、具体的な施策を推進してきました。

平成30（2018）年3月に策定した「川崎市子ども・若者の未来応援プラン」において、「子どもの貧困」、「困難な課題を持つ子ども・若者」とともに、子ども・若者の健やかな成長と社会的自立の阻害要因となる3つの社会的な課題として位置づけ、課題に応じた対応策について、総合的に取組を推進してきました。

（2）前期計画における取組状況

基本的な考え方に基づく26の推進項目について、概ね順調に取組を推進してきました。

母子保健事業を中心とした妊娠期からの切れ目のない支援や児童虐待の早期発見・早期支援に取り組み、虐待の発生予防策の推進や早期発見・早期対応の充実を推進してきました。

専門的支援の充実・強化については、児童相談所と区役所地域みまもり支援センターの多職種の専門職の協働による適切な支援の実施とともに、共通リスクアセスメントツールの活用など、総合的なアセスメントを強化しました。ケース情報の共有と進捗管理にあたっては、平成31年3月から児童相談システムが導入され、全ての対象ケースに関する情報を適切に管理し、かつ必要な情報を迅速に共有できる仕組みを構築しました。

また、児童相談所と司法の連携強化に取り組み、児相・警察・検察による三者協働面接の実施など、児童福祉と司法の円滑な協力関係の構築に努めるとともに、医療機関との連携にあたっては、「川崎

市児童虐待防止医療ネットワーク（KCAP）」の運営を拠点病院に委託し、医療機関が主体的に連携強化を図る環境を構築し、医療機関相互の連携強化を推進しました。

（3）計画策定後の本市の状況

児童虐待の相談・通告件数は、児童相談所・区役所ともに、一貫して増加傾向にあります。

また、支援を要する子ども・家庭が抱える課題も多様化・複雑化しており、様々な生活上の課題や困窮の課題が顕在化しています。

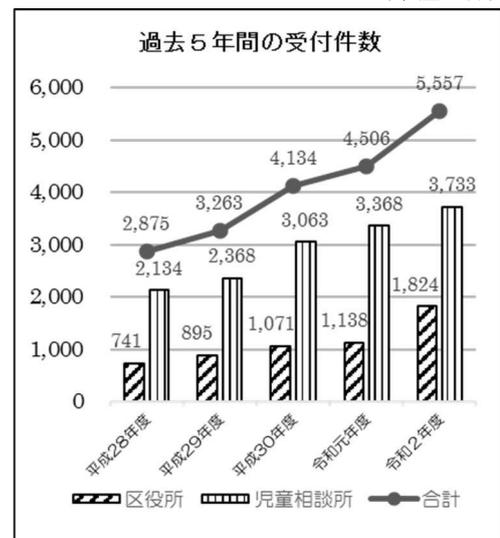
このような状況下において、児童虐待発生時の迅速かつ的確な対応とともに、様々な生活上の課題に対してきめ細やかな支援を行い、虐待につながる恐れのあるケースについて、早期に把握・対応し、児童虐待を未然に防止していくことが求められています。

（単位：件）

	市全体	区役所	児童相談所
平成28年度	2,875 (113.5%)	741 (120.7%)	2,134 (111.1%)
平成29年度	3,263 (113.5%)	895 (120.8%)	2,368 (111.0%)
平成30年度	4,134 (126.7%)	1,071 (119.7%)	3,063 (129.3%)
令和元年度	4,506 (109.0%)	1,138 (106.3%)	3,368 (110.0%)
令和2年度	5,557 (123.3%)	1,824 (160.3%)	3,733 (110.8%)

※（ ）内は対前年比

（単位：件）



（4）国の動き

ア 平成28（2016）年児童福祉法等改正

平成28（2016）年に児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律等が改正され、すべての児童が健全に育成されるよう、児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策の更なる強化等を図るため、児童福祉法の理念を明確化するとともに、児童虐待の発生予防、児童虐待発生時の迅速・的確な対応及び被虐待児童への自立支援という3つの柱に基づいて施策の充実・強化が示されました。

児童虐待の発生予防

- ◆ 妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援等を通じて、児童虐待の発生予防を図るとともに妊娠や子育ての不安、孤立等に対応し、児童虐待のリスクを早期に発見・透減する。

児童虐待発生時の迅速・的確な対応

- ◆ 市町村や児童相談所の体制や権限の強化等を図り、児童の安全と健やかな成長が確保されるよう迅速・的確に対応していく。

被虐待児童への自立支援

- ◆ 被虐待児童について、親子関係再構築支援を強化するとともに、施設入所や里親委託の措置が採られることとなった場合は、将来の自立に向けて個々の児童の状況に応じた支援を実施する。

イ 令和元（2019）年児童福祉法等改正

また、令和元（2019）年にも児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律等が改正され、児童虐待防止対策の強化を図るため、児童の権利擁護、児童相談所の体制強化及び関係機関間の連携強化等の所要の措置を講ずるものとされました。

児童の権利擁護

- ◆ 親権者は児童のしつけに際して体罰を加えてはならないことを明文化、児童相談所の業務として児童の安全確保の明文化を行うとともに、その他、児童の意見表明権を保障する仕組みとして、児童が自らの意見を述べる機会の確保、その機会に児童を支援する仕組みの構築等、児童の権利を擁護する仕組みの構築について必要な措置を講ずる。

児童虐待発生時の迅速・的確な対応

- ◆ 児童相談所の体制強化等に向けて、一時保護等の介入的対応を行う職員と保護者支援を行う職員を分ける、措置決定、その他の法律関連業務について、常時弁護士による助言・指導のもとで適切かつ円滑に行う、児童福祉司の数は、人口、児童虐待相談対応件数等を総合的に勘案して、政令で定める基準を標準として定める等の措置を講ずる。

（5）基本的な考え方及び取組の方向性

この間、児童虐待防止対策を推進してきましたが、児童虐待相談・通告件数は一貫して増加傾向にあります。また、ヤングケアラーなど、子どもやその家庭に係る多様な生活課題や困窮の課題が顕在化する中で、児童虐待発生時の対応とともに、「虐待につながる恐れのあるケース」を早期に発見し、個々の状況に応じたきめ細やかな支援を実施していくことが重要です。

そのため、二度にわたる児童福祉法等の改正を踏まえ、児童虐待に対する迅速かつ的確な対応に向けて、これまで推進してきた児童相談所の体制強化をさらに進めるとともに、「虐待につながる恐れのあるケース」について、重篤化を未然に防止していくためにも、地域生活に身近な子育て支援の充実・強化、区役所における専門的な支援体制の構築・強化など、未然防止の取組を併せて推進し、「児童家庭支援（予防）と児童虐待対策（介入）を両輪で推進」してまいります。

《基本的な考え方Ⅰ》

子ども・子育てを支援する地域づくり

子育てを取り巻く環境が変化する中、孤立感や負担感を持つ子育て家庭が増加しており、地域の子育て家庭が気軽につどい、支え合うためのしくみづくりが重要であり、妊娠期を含め、個々の生活に身近な地域の中で、それぞれの家庭が安心して主体的に子育てできる環境が必要です。

また、児童虐待の発生予防にあたっては、妊娠期から出産、乳児期から幼児期における育児において、その時々での保護者の心身の状況や子どもの発達段階や発達状況に応じた切れ目のない見守りと支援が必要となります。

さらに、児童虐待は、子育てに関わる一つの阻害要因が放置されることで、時間が経過する中で発生した他の要因と複雑に絡み合い、本人が課題として気づいたときには非常に重篤な状態に陥っているなど、特別な環境下ではなくとも孤立した状況であれば、どのような家庭においても起こりうる恐れがあります。公的機関や地域の関係団体のみならず、子ども及び保護者などの子育て家庭の当事者に対する普及啓発も必要となります。

【取組の方向性1】

地域での子育て支援の充実

地域の社会資源等を活用した子育て家庭が地域で集う居場所とともに、民生委員児童委員や子育て支援団体等の連携、市民が相互に支え合う仕組みの推進など、地域の中で子育てをしやすい環境づくりに向けた取組を進めます。

【取組の方向性2】

虐待の発生予防策の推進

母子手帳の交付、乳児家庭全戸訪問事業等の母子保健事業等を通じた普及啓発などを通して、個々の子育て家庭の状況に応じたきめ細やかな見守り・支援を実施するとともに、オレンジリボンに係る活動など、各種団体等と協力しながら、広く児童虐待の発生予防に向けた普及啓発に取り組みます。

《基本的な考え方Ⅱ》

機関連携による虐待の早期発見・的確な対応・人材育成

児童福祉法第2条においては、児童は、良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において児童の年齢及び発達に応じてその意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され心身ともに健やかに育成されることとされており、また、児童を健やかに育成することについて、第一義的責任を負う保護者とともに、国・地方自治体においてもその責務があることが明記されています。

様々な要因を背景にして児童虐待の増加が続き、重症事例も発生するなど複雑・困難な対応を要する事例も増加しています。児童福祉法第2条の理念も踏まえて、各区地域みまもり支援センターや児童相談所等の専門機関が相互に連携を図り、虐待の早期発見に努め、児童の身体・生命の安全を確保し、その最善の利益を優先しながら、児童の健全な育成を支えていくことが重要です。

また、児童虐待等の対応にあたっては、児童の心理、健康・発達、法律等の側面で専門的知識に基づく支援が必要であり、医療機関や司法関連機関との連携強化とともに、多様な専門的知識とその知識を活かすための高度なスキルやアセスメント能力が必要となります。

【取組の方向性3】

早期発見・早期対応の充実

乳幼児健診等を中心とした母子保健事業からの早期把握と支援、児童の生活や学びの場となる保育園・幼稚園・学校等と連携を強化するとともに、区役所に設置する「子ども家庭総合支援拠点」において、要保護児童対策地域協議会を活用した関係機関による情報共有、ケース支援の適切な進捗管理に向けた取組を推進し、地域の見守り体制の構築・充実に向けた検討を進めていきます。

【取組の方向性4】

専門的支援の充実・強化

児童及び保護者の支援について、スーパーバイズ等の活用や多職種の専門職の協働を推進するとともに、第三者評価や第三者委員など、一時保護所の子どもの権利擁護に向けた取組を進めます。

また、児童相談所と区役所の連携のあり方も踏まえた組織体制の強化や児童相談所保護所の改善に向けた取組を進めるとともに、児童相談所システムを活用した効率的・効果的なケース管理の推進、保健・医療関連機関との連携強化や司法関連機関との連携強化など、専門的支援の充実・強化に向けた取組を推進します。

【取組の方向性5】

人材育成の推進

児童福祉司の任用後研修等のOFF-JTとともに、職場ごとの適切なOJTの実践など、専門職の育成に関する研修等の充実に向けた取組を進めます。

また、専門職の長期的な人材育成の仕組みづくりとして、人材確保に向けた効果的な取組の推進とともに、人材育成の視点を踏まえたジョブローテーションの仕組みの構築とジョブローテーションに基づく計画的な人材育成など、取組を総合的に推進します。

《基本的な考え方Ⅲ》

自立に向けた専門的支援の充実～被虐待児童への自立支援等～

児童相談所の相談支援は、基本的には在宅での相談・支援が望ましいかたちです。

児童を施設・里親に措置・委託したケースについても、愛着関係の再形成や児童のトラウマからの回復などを図り、親子が再び一緒に生活するための環境整備を行っていくことが重要です。

また、家庭からの分離された間においては、成育状況や年齢等による個別的なニーズに応じるとともに、里親や児童養護施設などにおいて、可能な限り家庭生活に近い環境を確保することや、必要に応じて、将来的な自立に向けた積極的・効果的な養育支援が必要となります。

さらに、支援を行っている子ども・家庭が市外に転出する場合、市外から転入する場合において、児童虐待の再発防止と援助の継続性を確保するため、市域・県域を越えた適切な広域連携が必要となります。

【取組の方向性6】

社会的養育・自立支援の充実

個々のケースの状況に応じたカウンセリングや個別プログラムを実施など、親子関係再構築に係る効果的なスキームの構築に向けた検討を進めます。

また、児童養護施設等における家庭的養育の環境確保、里親制度の充実による家庭養護の推進、要保護児童の自立に向けた支援の推進など、社会的養育・自立支援の充実に向けた取組を推進します。

【取組の方向性7】

地域・広域連携の強化

民生委員児童委員、主任児童委員や社会福祉協議会との連携など、被虐待児童への自立支援に向けて、地域の関係団体と連携した取組を進めます。

また、広域連携の強化として、県内の5縣市（神奈川県・横浜市・川崎市・相模原市・横須賀市）を中心した円滑な連携に向けた取組を進めます。

取組の方向性 1 地域での子育て支援の充実

ア 地域の社会資源の有効活用

子どもや子育て家庭を取り巻く環境が変化中、孤立感や負担感を持つ子育て家庭が増加しています。市民に身近な区役所等が拠点となって、孤立感による育児不安などを受け止め、地域の子ども・子育て支援に資する場の充実やネットワークづくりなど、子育て環境の充実に向けた取組を推進していきます。

推進項目	第2期計画期間中の主な取組
<p>保育子育て総合支援センターによるきめ細やかな子育て支援 <small>(こども未来局：運営管理課)</small></p>	<p>〔公立保育所運営事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 保育・子育て総合支援センターにおいては、地域子育て支援センターを併設しており、専門職による相談支援等による当事者の目線に立った、寄り添い型の支援を実施するとともに、ボランティア養成講座の実施、地域での活動の場の提供等、地域の関係機関と連携しながら、子ども・子育て支援を推進します。
<p>ボランティア等による子育て支援 <small>(こども未来局：こども保健福祉課)</small></p>	<p>〔地域子育て支援事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 子育てボランティアの養成講座・活動支援を通じて、地域で子育て支援活動を行う人材の育成、知識の向上を図ります。また、子育てボランティアは、各区の地域みまもり支援センターが行う母子保健事業において、乳幼児や保護者の見守りを実施します。
<p>こども文化センターを活用した子どもがすこやかに育つ場づくりの推進 <small>(こども未来局：青少年支援室)</small></p>	<p>〔子ども・若者支援推進事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 子どもが自由に来館して過ごすことができるこども文化センターにおいて、課題を抱える子どもも含めた子どもの居場所として、多様な体験や活動を通じた児童の健全育成を推進するとともに、諸室を活用して、地域の団体や NPO 等と連携し、子どもの居場所を充実させる取組を進めます。
<p>地域子育て支援センターの運営 <small>(こども未来局：企画課)</small></p>	<p>〔地域子育て支援事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 地域子育て支援センター事業を実施し、地域の子育て支援機能の充実・子育ての不安感等の緩和に努め、子どもの健やかな育ちの支援を図ります。
<p>ふれあい子育てサポート事業等による地域の子育て力の向上 <small>(こども未来局：企画課)</small></p>	<p>〔地域子育て支援事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 市内4か所の「ふれあい子育てサポートセンター」において、乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の親や、援助活動に理解と熱意のある地域の方々を会員として、児童の預かりの援助を受けたい方と、当該援助を行いたい方との相互援助活動に関する連絡・調整を行い、地域における育児の相互援助活動を推進します。

<p>子育てグループ等への各種支援及び連携 (こども未来局：企画課)</p>	<p>〔地域子育て支援事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 地域において、親同士が協力して乳幼児の健全育成活動に取り組む子育て自主グループへ活動費を補助し、乳幼児の健全な成長を支援するとともに、地域における子育て力の向上を図ります。
---------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

取組の方向性2 虐待の発生予防策の推進

ア 妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援の推進

妊娠期から子育て期にわたる総合的な相談・支援を地域みまもり支援センターを中心に実施します。乳幼児家庭全戸訪問事業や乳幼児健診等を通じて、養育困難な状況や虐待等に関する相談を受け、家庭訪問等により生活状況や実態の把握に努め、不適切な養育に陥らないよう支援を行います。また、支援を要する妊婦や乳幼児等を把握した関係機関からの情報提供が迅速かつ円滑になされるよう連携に努めます。

推進項目	第2期計画期間中の主な取組
<p>母子健康手帳交付時等における相談支援の充実 (こども未来局：こども保健福祉課)</p>	<p>〔母子保健指導・相談事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 母子健康手帳交付時に妊婦の相談を受け、母子保健サービスの情報提供や、安全・安心な妊娠期を過ごせるよう相談支援の充実を図ります。
<p>妊婦健康診査受診率の向上のための取組の推進 (こども未来局：こども保健福祉課)</p>	<p>〔妊婦・乳幼児健康診査事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 妊娠期や出産直後の時期を安全・安心に過ごすため、妊婦健康診査について広報を進めるとともに、妊産婦への支援を充実します。
<p>乳児家庭全戸訪問事業等によるすべての家庭を対象とした相談・支援ニーズの把握 (こども未来局：こども保健福祉課)</p>	<p>〔母子保健指導・相談事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ● こんにちは赤ちゃん訪問や新生児訪問等、乳児家庭全戸訪問事業を実施し、情報提供を行うことで出産後の早い時期から地域や相談機関とのつながりをつくり、子育て家庭の孤立化を予防するとともに必要な支援を行います。
<p>産後ケア事業による早期相談支援の実施 (こども未来局：こども保健福祉課)</p>	<p>〔母子保健指導・相談事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 産科医療機関から退院直後の母子の心身のケアや育児のサポートなどを行う産後ケア事業を実施し、必要な保健・福祉サービスの提供及び必要に応じた個別支援を行います。

イ 妊娠期に必要な知識の普及啓発及び思春期等における保健教育の推進

より安全な出産や子育てに向けて、妊娠中に胎児と母体の状態を確認するために必要な妊婦健康診査について受診勧奨を行うとともに、母子健康手帳への記載や両親学級等により、生活上の配慮や子育てに必要な知識等の普及啓発を図ります。また、将来の妊娠・出産・育児に向けた心身の健康保持や正しい知識の普及・啓発のために、学校と連携して思春期等からの保健教育の取組を推進します。

推進項目	第2期計画期間中の主な取組
母子健康手帳の交付や乳幼児健康診査等の母子保健事業を通じた普及啓発の推進 (こども未来局：こども保健福祉課)	〔母子保健指導・相談事業〕 ● 母子健康手帳交付時面接での情報提供内容を充実するとともに、乳児家庭全戸訪問事業、乳幼児健康診査等の母子保健事業を通じて、妊娠や育児に必要な知識の普及啓発を推進します。
妊婦健康診査事業及び周産期の相談支援の充実 (こども未来局：こども保健福祉課)	〔母子保健指導・相談事業〕 ● 妊産婦の健康状態や、胎児及び乳児の発育状態を確認し、疾病等の予防や早期発見など、母と子の健康増進を図るとともに、産前・産後における母親の悩み事等への相談支援の充実に努め、安全・安心な周産期を過ごせるように支援します。
妊娠・育児に関する学習・実習の機会の提供 (こども未来局：こども保健福祉課)	〔母子保健指導・相談事業〕 ● 地域みまもり支援センター等において両親学級を実施し、妊娠・育児に関する学習・実習の場を提供します。
小・中・高等学校等での思春期保健相談の実施 (こども未来局：こども保健福祉課)	〔母子保健指導・相談事業〕 ● 地域みまもり支援センターと小・中・高等学校等が連携して、子どもや保護者を対象に思春期からの保健教育の充実に努めます。

ウ 児童虐待防止に向けた普及啓発

市民一人ひとりが児童虐待問題についての理解を一層深め、児童虐待の防止等に向けて主体的な関わりを持てるように意識啓発を図ることが重要です。

毎年11月の「児童虐待防止推進月間」を中心に、「オレンジリボン・キャンペーン」として、地域の関係機関等の協力を得ながら様々な広報活動等を推進します。

推進項目	第2期計画期間中の主な取組
多様な関係機関と連携した啓発活動の実施 (こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室)	〔児童虐待防止対策事業〕 ● 関係機関等と協働しながら啓発活動の充実に努め、児童虐待防止について市民の理解を促すとともに、社会全体で児童虐待の防止に取り組む市民の意識を高めます。 ● オレンジリボンたすきリレー等、児童養護施設や各種団体等と協力して、児童虐待防止に向けた普及啓発活動を進めます。 ● 啓発用のアニメーション動画等を活用した広報啓発活動を進めます。

取組の方向性3 早期発見・早期対応の充実

ア 母子保健事業からの早期把握と支援

母子保健事業による子育て家庭全体の把握は、要支援家庭の早期発見・早期対応・未然防止につながることから、乳幼児健診等の未受診者に対するきめ細やかな受診勧奨のほか、様々な取組を通じた子育て家庭の課題把握や、必要に応じた保健師等によるアフターフォロー等に取り組みます。

推進項目	第2期計画期間中の主な取組
要支援妊婦の把握と継続的支援体制の充実 (こども未来局：こども保健福祉課)	〔母子保健指導・相談事業〕 ● 妊婦健康診査を実施する医療機関と連携を強化し、要支援妊婦を早期に把握し継続的な支援体制を充実します。
乳児家庭全戸訪問事業の推進 (こども未来局：こども保健福祉課)	〔母子保健指導・相談事業〕 ● 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問・新生児訪問・未熟児訪問）を実施し、情報提供を行うことで出産後の早い時期から地域や相談機関とのつながりをつくり、子育て家庭の孤立化を予防するとともに必要な支援を行います。
乳幼児健康診査受診率の向上及び未受診者へのフォローの実施 (こども未来局：こども保健福祉課)	〔妊婦・乳幼児健康診査事業〕 ● 子どもへの虐待や発達障害を早期に発見し、早期に対応できるよう、乳幼児健康診査の受診率向上を図るとともに、健診の未受診者に対する受診勧奨及び成長発達状況の把握などを行います。
乳幼児健康診査事業における委託医療機関との連携の充実 (こども未来局：こども保健福祉課)	〔妊婦・乳幼児健康診査事業〕 ● 乳幼児健康診査を委託している医療機関において、子どもへの虐待や発達障害の早期発見、早期対応につながるよう、委託医療機関との連携を推進します。
支援を必要とする家庭への養育支援訪問の実施 (こども未来局：こども保健福祉課) (こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室)	〔母子保健指導・相談事業〕 〔児童相談所運営事業〕 ● 子どもへの虐待を未然に防止するため、乳幼児健康診査時や家庭訪問等において、養育支援の必要な対象を早期に把握し的確にフォローする取組を推進します。 ● 虐待等の問題を抱える家庭に対し、子育ての相談・支援を通して児童虐待の発生・再発の防止を図るため、児童福祉に理解と熱意のある母子訪問支援員を派遣します。

イ 保育所・幼稚園・学校等との連携による早期発見・早期対応

児童虐待を早期に発見する機会を多く有している保育所、幼稚園、学校等との連携を密にし、虐待（疑いを含む）を早期に発見し、適切な対応が図られるよう取組を進めます。

推進項目	第2期計画期間中の主な取組
要保護児童対策地域協議会における関係機関との連携強化 <small>（こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室）</small>	〔児童虐待防止対策事業〕 <ul style="list-style-type: none"> ● 医療機関や児童の所属する機関が構成員となっている要保護児童対策地域協議会を定期的を開催し、各主体の連携強化を図るとともに要保護児童等の情報共有の充実を推進します。
川崎市児童虐待対応ハンドブック等の活用 <small>（こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室）</small>	〔児童虐待防止対策事業〕 <ul style="list-style-type: none"> ● 「川崎市児童虐待対応ハンドブック」や各種マニュアルなどを活用し、児童の所属する機関における対応の充実と連携した取組の強化を図ります。

ウ 虐待通告への迅速かつ的確な対応・支援

虐待通告については、児童虐待防止法等の規定に基づき児童相談所と区役所保健福祉センター（福祉事務所）の両機関において受理し、迅速な児童の安全確認調査（原則48時間以内）を実施するとともに、共通リスクアセスメントツールを活用し、必要な情報の収集・リスク評価等を行います。

初期対応やその後の継続した支援については、子どもの身体と生命を守ることを最優先として、児童相談所と地域みまもり支援センターがそれぞれの役割と機能を活かして連携し、個々のケースの状況に応じた適切な支援を行っていきます。

推進項目	第2期計画期間中の主な取組
「児童家庭相談援助」におけるケース管理手法の検討及び実践 <small>（こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室）</small>	〔児童相談所運営事業〕 <ul style="list-style-type: none"> ● 児童相談所及び地域みまもり支援センターにおける虐待通告・受理も含めた「児童家庭相談援助」業務における、共通リスクアセスメントツールの活用やケース進行管理手法を検討し、効果的な支援を実践します。 ● 児童相談所における業務分担の見直し及び働き方改革の推進により増加する虐待通告への適切な対応を図ります。
要保護児童対策地域協議会連携調整部会、個別支援会議での児童相談所及び地域みまもり支援センター等関係機関による情報共有・適切な支援方針の確認 <small>（こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室）</small>	〔児童虐待防止対策事業〕 <ul style="list-style-type: none"> ● 個別の支援ニーズに適切に対応するために、スーパーバイザーを活用し、関係機関の円滑な連携・協力の確保に向け、要保護児童対策地域協議会の機能強化を図ります。 ● 実務者会議について、ケース支援の進捗管理の手法や関係機関との情報共有の仕組み等の見直しを検討し、事務局の体制強化を図ります。

エ 地域の見守り体制の構築・充実

子育て家庭に、民生委員児童委員、主任児童委員や子育て支援活動の経験者が訪問し、早い時期から地域とのつながりをつくり、地域における見守り体制を一層推進します。

また、乳児院や児童養護施設の専門性を活かした相談・支援や、子育て支援事業の充実を図ります。

推進項目	第2期計画期間中の主な取組
こんにちは赤ちゃん訪問事業を通じた地域での見守り体制の充実 <small>(こども未来局：こども保健福祉課)</small>	〔母子保健指導・相談事業〕 <ul style="list-style-type: none"> ● 民生委員児童委員等地域の支援者による、こんにちは赤ちゃん訪問事業を実施し情報提供を行うことで、出産後の早い時期から地域や相談機関とのつながりをつくり、子育て家庭の孤立化を予防するとともに必要な支援を行います。
こんにちは赤ちゃん訪問員に対する研修、連絡会の開催 <small>(こども未来局：こども保健福祉課)</small>	〔母子保健指導・相談事業〕 <ul style="list-style-type: none"> ● こんにちは赤ちゃん訪問事業に係る訪問員に対する研修や連絡会を適切に実施することで、子育て家庭への支援を効果的・効率的に行います。
児童家庭支援センターによる子育て相談の実施 <small>(こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室)</small>	〔児童虐待防止対策事業〕 <ul style="list-style-type: none"> ● 市内6か所の児童家庭支援センターにおいて、区役所や児童相談所と連携を図りながら、身近な地域で専門的な知識・技術を必要とする子どもや、その家庭からの相談に対する支援を実施します。
子育て短期支援事業の推進 <small>(こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室)</small>	〔児童虐待防止対策事業〕 <ul style="list-style-type: none"> ● 保護者の出産により養育者が不在となる場合や子育てにおける行き詰まりなどレスパイト（休息）が必要な場合に、宿泊を伴う短期間、お子さんを預かる（ショートステイ事業）ことにより子育て支援を行います。

オ 要保護児童対策地域協議会を活用した地域ネットワークの充実

要保護児童対策地域協議会は、全市レベルの「代表者会議」、区レベルの「実務者会議」、実務者会議の部会として、把握している全ケースの定期的な進行管理と情報共有を行う「連携調整部会」と、個別の事例ごとに支援関係者が参加し支援方針等を確認する「個別支援会議」を設置し、地域の関係機関とのネットワークの強化に取り組みます。

推進項目	第2期計画期間中の主な取組
全市代表者会議及び区実務者会議での関係機関との円滑な連携、情報共有 <small>(こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室)</small>	〔児童虐待防止対策事業〕 <ul style="list-style-type: none"> ● 「子どもを守る地域ネットワーク」（児童福祉法第25条の2）として、全市レベル及び各区レベルにおいて、児童虐待に係る関係機関等による会議を開催し、要保護児童・要支援児童・特定妊婦の早期発見や適切な保護について、情報や考え方を共有し、適切な連携を図ります。

取組の方向性4 専門的支援の充実・強化

ア 児童及び保護者に対する支援

児童に対する支援については、被害児童に対する愛着の構築やトラウマとなる問題への個別的ケアや生活環境の整備、将来の自立に向けた支援など、児童の最善の利益を考慮しつつ、関係機関との連携による専門的な支援の充実を図ります。

また、保護者に対する支援については、それぞれの虐待事例の状況に応じて、保護者の生活環境や生活上の課題、成育歴等を踏まえながら、虐待の認識を促す関わりや在宅で生活する親子の再虐待を予防する支援など、関係機関と連携し、専門的な支援の充実を図ります。

推進項目	第2期計画期間中の主な取組
スーパーバイズ(SV)等を活用した適切かつ専門的な支援の推進 <small>(こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室)</small>	〔児童相談所運営事業〕 <ul style="list-style-type: none"> ● 児童相談所や各区要保護児童対策地域協議会において、外部スーパーバイザーを活用することにより、児童及び保護者に対し、適切かつ専門的な支援を実施します。
関係機関の連携による専門的な支援の充実 <small>(こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室)</small>	〔児童相談所運営事業〕 <ul style="list-style-type: none"> ● 関係機関（区役所、児童相談所、児童養護施設、里親及び医療機関等）との適切な役割分担及び連携により、各々の専門性を活かした適切な支援を実施します。
児童に対する支援の向上のための児童相談所一時保護所の運営の適正化 <small>(こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室)</small>	〔児童相談所運営事業〕 <ul style="list-style-type: none"> ● 多様な背景を持つ児童を適切に受け入れ、子どもの権利の保障に努めながら一時保護所を運営します。また、第三者評価の導入を進め、運営の適正化を図ります。 ● 一時保護中の子どもの権利擁護に向けた取組として、第三者委員の設置について検討します。

イ 専門職の協働による困難ケース等に対する適切な対応

虐待事例への対応にあたっては、初期対応（通告の受理・安全確認・初期調査）から、総合的なアセスメント（評価・診断）、判定、援助方針の決定、援助の実施、支援の終結、という一連の過程を通して、多職種の専門職がチームとして協働し、組織として適切に対応します。

また、児童相談所と区役所地域みまもり支援センターがそれぞれに与えられた権限と役割に基づいて支援を行うとともに、効果的な連携を図り、複雑困難な課題を有する事例等に対して、より専門性の高い支援を実施します。

推進項目	第2期計画期間中の主な取組
児童相談所と地域みまもり支援センター各々の権限と役割に基づく多職種協働による適切な支援の実践 <small>(こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室)</small>	〔児童相談所運営事業〕 <ul style="list-style-type: none"> ● 各区地域みまもり支援センターの法定サービスを通じて把握した情報や窓口業務・相談業務から把握した情報等から児童や家族の支援ニーズを適切に把握し、組織的な判断に基づいて多職種協働による効果的な支援を展開します。 ● 児童相談所と各区地域みまもり支援センターとの適切な役割分担及び連携により、各々の専門性を活かした適切な支援を実施します。

ウ 児童虐待対応に関わる組織的な体制の強化

児童虐待対応においては組織的な対応が求められることから、改正児童福祉法等に基づき、児童相談所及び各区地域みまもり支援センターの相談体制の強化を図ります。

推進項目	第2期計画期間中の主な取組
児童相談所における児童相談の適切な実施 <small>（こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室）</small>	〔児童相談所運営事業〕 <ul style="list-style-type: none"> ● 児童家庭相談に従事する専門職のスキルアップのため、改正児童福祉法に基づく義務研修及び専門研修を実施します。 ● 改正児童福祉法及び児童相談所運営指針に基づき、法的対応を見据えた相談支援体制について検討します。
各区地域みまもり支援センターにおける児童家庭相談援助の適切な実施 <small>（こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室）</small>	〔児童虐待防止対策事業〕 <ul style="list-style-type: none"> ● 児童家庭相談に従事する専門職のスキルアップのため、改正児童福祉法に基づく義務研修及び専門研修を実施します。 ● 市町村子ども家庭支援指針に基づき、組織的な業務の蓄積・評価による効果的な相談支援体制について検討します。
児童家庭相談支援体制の強化 <small>（こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室）</small>	〔児童虐待防止対策事業〕 <ul style="list-style-type: none"> ● 各区地域みまもり支援センターにおいて、母子保健事業を通じ、家庭の支援ニーズの早期把握と要保護児童対策地域協議会における適切なケース進行管理を一体的に運営します。 ● 多様な生活課題や困窮など「虐待につながる恐れのあるケース」の重篤化を未然に防ぐため、児童家庭支援に関わる専門的支援機能の構築を検討します。
児童相談所・一時保護所の機能等の検討 <small>（こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室）</small>	〔児童相談所運営事業〕 <ul style="list-style-type: none"> ● 国の新たな社会的養護のあり方に関する検討会における児童相談所・一時保護所改革の議論を踏まえ、本市における児童相談所・一時保護所の機能のあり方、運営体制等について検討を行い、中部児童相談所一時保護所の開設に向けて、ハード・ソフトの機能の充実を図ります。

エ 効率的・効果的なケース情報の管理と共有による支援の実施

適切な児童虐待への対応と重症事例の発生防止のために、すべての対象ケースに関する情報を適切に管理し、かつ必要な情報を迅速に共有するとともに、個人情報適切な管理のもと、全区役所と全児童相談所がネットワーク化された環境の中で支援の充実を図ります。

推進項目	第2期計画期間中の主な取組
児童相談所間及び区役所間、また児童相談所と区役所間でのネットワークを活用した情報共有の推進 <small>（こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室）</small>	〔児童相談所運営事業〕 <ul style="list-style-type: none"> ● 児童相談所と各区地域みまもり支援センターの役割分担に応じて、児童相談システムを通じて適切な情報管理及び共有を図ります。 ● 国が進める自治体間の情報共有について、児童相談システムを活用しながら、適切に対応を図ります。

<p>「児童家庭相談援助」におけるケース管理手法による支援の実施 <small>（こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室）</small></p>	<p>〔児童相談所運営事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 全市で統一したケース管理手法に基づく対応の充実を図るとともに、児童福祉法の改正趣旨に沿うよう適宜見直しなどを行います。
---------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

オ 総合的なアセスメントの強化

リスク要因を有する児童・家庭を早期に把握すること、具体的なリスク要因やその家庭の持つ対応力等を適切に評価すること、重症度の判断や有効な支援内容を組織的に判断すること等を目的に、共通リスクアセスメントツールを作成し、区役所地域みまもり支援センター・児童相談所で活用します。

推進項目	第2期計画期間中の主な取組
<p>共通リスクアセスメントツールの活用と適切な支援の実施 <small>（こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室）</small></p>	<p>〔児童相談所運営事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 共通リスクアセスメントツールの活用を推進するとともに、必要な改正等を行い、総合的なアセスメント機能の強化を図り適切な支援を実施します。
<p>児童相談所における組織的アセスメントの実施 <small>（こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室）</small></p>	<p>〔児童相談所運営事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 専門機関である児童相談所における緊急受理会議、所内会議等において、弁護士による法的な視点を含め、総合的・複合的なアセスメントを実施します。
<p>各区地域みまもり支援センターにおける組織的アセスメントの実施 <small>（こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室）</small></p>	<p>〔児童虐待防止対策事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 各区地域みまもり支援センターで実施するケース検討会議や緊急受理会議等を通じて、多職種協働による多面的・総合的なアセスメントを実施します。

カ 保健・医療関連専門機関との連携の強化

支援ニーズが複雑化・多様化している中で、保護者が精神的な疾患を有する事例や、居住実態の把握が困難な事例、乳幼児ゆさぶられ症候群が疑われる事例など、より高い専門性を求められる事例への対応が課題となります。児童相談所や区役所地域みまもり支援センターに加え、必要に応じて総合リハビリテーション推進センターや医療機関などの専門機関と協力・連携した対応の充実を図ります。

推進項目	第2期計画期間中の主な取組
<p>療育、障害・教育部門と連携した総合的相談支援体制の推進 <small>（こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室）</small></p>	<p>〔児童相談所運営事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 区役所、療育センター、学校等関係機関と連携した総合的な相談支援体制を推進します。また、必要に応じて精神保健福祉センター、障害者更生相談所、医療機関などの専門機関・専門家と連携し、対応します。

<p>川崎市児童虐待防止医療ネットワーク(KCAP)における児童虐待対策の推進 <small>(こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室)</small></p>	<p>〔児童虐待防止対策事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 市内の中核的な医療機関を中心とした川崎市児童虐待防止医療ネットワークにおいて、医療機関における児童虐待対策委員会の設置・運営の充実を進めるとともに、関係機関等との連携などについて協議し、児童虐待対策を推進します。 ● 児童虐待防止医療ネットワーク（KCAP）における研修を実施し、児童虐待対策委員会の設置・運営の充実を目指します。
----------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

キ 警察や検察と連携した対応の充実

児童虐待事案について、安全確認等の迅速な対応を図るため、警察と児童相談所との協定に基づいて連携を進めます。また、児童相談所における調査については、子どもの気持ちに配慮しながら情報の収集を行うことが重要であり、特に子どもの心理的苦痛や不安を理解し、二次的被害を回避又は緩和するなど、子どもに与える負担をできる限り少なくするとともに、適切な調査を行うため警察及び検察との連携した取組を強化します。

推進項目	第2期計画期間中の主な取組
<p>神奈川県警察と児童相談所の児童虐待事案に係る協定書に基づく適切な情報共有 <small>(こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室)</small></p>	<p>〔児童相談所運営事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 虐待事例等について、協定書に基づき適切に情報を共有するとともに、警察と児童相談所が更なる円滑な協力関係を築き、要保護児童等への支援の充実に取り組みます。
<p>警察及び検察と連携した情報共有 <small>(こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室)</small></p>	<p>〔児童相談所運営事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 刑事事件として立件が想定される重篤な虐待事例等については、子どもの心理的負担の軽減及び子どもから聞き取る話の信用性確保のため、児童相談所、警察及び検察の3機関が連携し、協同面接の必要性を含め、子どもの特性を踏まえた面接・聴取方法等について、協議の上、実施します。

取組の方向性5 人材育成の推進

ア 専門職の育成に関わる研修等の充実

実効的な多職種協働を実践する上で基本的に必要な事項や、各専門職の専門性の向上を図るための研修を行うとともに、職場交流研修の取組や各所属におけるOJT、OFF-JTを活用するなど、人材育成に向けた取組を強化します。

推進項目	第2期計画期間中の主な取組
<p>児童相談業務研修の実施 <small>(こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室)</small></p>	<p>〔児童相談所運営事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 児童相談所及び地域みまもり支援センター双方に求められる業務上の知識や技術、業務形態等を相互に理解できる研修を実施し連携を強化します。

<p>専門職機能の強化・実効的な多職種協働を実践するための研修の実施 <small>（こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室）</small></p>	<p>〔児童虐待防止対策事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 市民ニーズの複雑化、多様化に対応し、各専門職が期待される役割や支援スキルを発揮し、必要なケースに効果的なチームアプローチを実践できるようにするための研修を実施します。
<p>各職場・職種ごとのOJT、OFF-JTの実践 <small>（こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室）</small></p>	<p>〔児童相談所運営事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 専門職は、職場・職種ごとに専門性の維持・向上のための取組が求められることから、各職場・職種ごとのOJT、OFF-JTを活用し、職員自身が主体的に自己の能力開発に取り組む環境整備を推進します。

イ 専門職の長期的な人材育成のしくみづくり

「川崎市人材育成基本方針（平成28（2016）年3月策定）」に基づく全市的な人材育成の取組の中で、保健・医療・福祉等専門職の人材育成を着実に進めていきます。また、個々の職員のスキルや経験を踏まえて計画的なジョブローテーションを活用し、組織的な対応力を確保しつつ資質の高い専門職を育成します。

推進項目	第2期計画期間中の主な取組
<p>児童相談に関わる専門職の人材確保に向けた取組 <small>（こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室）</small></p>	<p>〔児童相談所運営事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 全国的に児童相談に関わる専門職の確保が困難な状況において、職員配置や採用計画を見据えた、効果的な人材確保の取組の検討を進めます。
<p>「保健・医療・福祉等専門職の人材育成の取組」に基づく人材育成の推進 <small>（こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室）</small></p>	<p>〔児童虐待防止対策事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 社会福祉職・心理職・保健師等については、各領域に求められる役割や専門性が高度化・複雑化しており、「保健・医療・福祉等専門職の人材育成の取組」を着実に推進します。 ● 児童家庭相談に関わる専門職の人材育成のあり方について検討を進めます。
<p>「保健・医療・福祉等専門職の人材育成の取組」に基づく計画的なジョブローテーションの実施 <small>（こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室）</small></p>	<p>〔児童虐待防止対策事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 広範な知識や技術を有した資質の高い専門職を育成するため、個々の職員のスキルや経験を適正に判断し計画的なジョブローテーションを推進します。 ● 児童家庭相談に関わる専門職の効果的な人材育成と人材活用、高度な専門性を担保した児童相談所の職員体制に向けて、ジョブローテーションのあり方について検討を進めます。

ウ 関係機関における人材育成

相談・支援ニーズの多様化・複雑化に対しては、関係機関の職員の資質の向上が大変重要であることから、要保護児童対策地域協議会の市代表者会議や各区実務者会議等を中心に、広く関係機関における人材育成に取り組みます。

推進項目	第2期計画期間中の主な取組
要保護児童対策地域協議会を活用した研修の充実 <small>（こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室）</small>	〔児童虐待防止対策事業〕 ● 要保護児童対策地域協議会の代表者会議及び実務者会議等を中心とした研修を実施し、児童虐待に係る専門知識の向上やスキルアップを目指します。

取組の方向性6 社会的養育・自立支援の充実

ア 親子関係再構築の取組の推進

被虐待児への自立支援において重要な親子関係の再構築を目的とした支援について、措置解除後の再発防止を含め、児童相談所、各区地域みまもり支援センター、施設等が連携して個々の事例に応じた相談支援やカウンセリングの充実を図ります。

推進項目	第2期計画期間中の主な取組
家族再統合（児童相談所）及び家族支援（地域みまもり支援センター）の充実 <small>（こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室）</small>	〔児童相談所運営事業〕 ● 保護者支援の個別プログラムの充実及び家庭復帰に向けたアセスメント強化を図ります。
児童相談所における親子関係再構築支援の推進 <small>（こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室）</small>	〔児童相談所運営事業〕 ● 措置解除時における保護者等への相談支援や措置解除後において関係機関が連携して、実効性ある支援を推進します。

イ 児童養護施設等における家庭的養育の推進

児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設においては、保護者の疾病や児童虐待等、様々な事情により家庭で生活できない子どもが生活しています。施設に入所している子どもの家庭復帰や将来の自立を見据えながら専門職による養育を行うとともに、地域の子育て家庭への支援を行います。

推進項目	第2期計画期間中の主な取組
児童養護施設等への運営支援 <small>（こども未来局：こども保健福祉課）</small>	〔児童養護施設等運営事業〕 ● 児童養護施設等において家庭に近い環境での養育が適切に実施されるよう関係部署と連携しながら関係法令や通知等に基づき助言指導や権利擁護に関する啓発等を実施します。また、児童の処遇向上のための運営経費の支弁などにより支援の充実を図ります。

ウ 里親制度の推進と里親支援の充実

里親支援機関と連携・協力しながら、里親制度及び特別養子縁組制度の広報啓発活動や制度説明会、研修等を実施し、里親制度の一層の推進を図ります。

家庭での生活が困難な子どもを家庭と同様の環境で養育するため、第一に里親委託の可能性を検討し、里親宅での生活が困難であると判断された場合に施設養護を検討するという対応を基本

としていきます。また、里親支援について、児童相談所の業務として明確に位置づけられたことを踏まえ、里親委託等の推進が着実に図られるよう取組を進めていきます。

里親が孤立せず自信を持って育児ができるよう、個々のニーズに即した里親への支援について、里親会・支援実績を有するNPO等と連携しながら充実を図ります。

推進項目	第2期計画期間中の主な取組
里親制度及び特別養子縁組制度の普及啓発 <small>(こども未来局：こども保健福祉課)</small>	〔里親制度推進事業〕 ● 里親制度及び特別養子縁組制度の社会的認知度の向上を図るため、普及啓発や制度説明等の取組を実施します。
養育里親、専門里親、養子縁組里親の新たな担い手の確保 <small>(こども未来局：こども保健福祉課)</small>	〔里親制度推進事業〕 ● 要保護児童を家庭で養育することができる環境を整えるため、養育里親、専門里親及び養子縁組里親の登録数の増加に向けた取組を推進します。
ふるさと里親事業の推進 <small>(こども未来局：こども保健福祉課)</small>	〔里親制度推進事業〕 ● 児童養護施設等に入所している児童が、児童相談所による研修等を経た一般家庭の方が登録を行う「ふるさと里親」に短期間宿泊し、家庭的雰囲気を経験してもらうことで児童の福祉増進及び里親委託の推進・制度の普及啓発を図ります。
多様な主体と連携した里親支援の充実 <small>(こども未来局：こども保健福祉課)</small>	〔里親制度推進事業〕 ● 要保護児童を家庭環境で養育する里親を支援するため、及び里親養育技術向上のための研修会を実施するとともに、乳児院・児童養護施設・NPO法人・里親会等多様な主体と連携した里親支援事業を一層推進します。

エ 要保護児童の自立に向けた支援

施設入所や里親委託の措置が採られている児童に対し、個々の児童の状況に応じた支援を実施し、将来の自立に結びつけられるよう継続的な支援を推進します。

推進項目	第2期計画期間中の主な取組
要保護児童の円滑な社会的自立に向けた支援 <small>(こども未来局：こども保健福祉課)</small>	〔里親制度推進事業〕 〔児童養護施設等運営事業〕 ● 里親家庭や児童養護施設等で養育された児童が円滑に社会的自立を果たすことができるよう、措置中の養育の時点から長期的に子どもの自立を見据えた支援を実施するとともに、退所後のアフターフォローの充実を図ります。

取組の方向性 7 地域・広域連携等の強化

ア 社会福祉協議会や地域等による取組の強化

安心して子育てができるまちづくり、子育てを見守る地域づくりを推進するために、町内会・自治会、民生委員児童委員・主任児童委員、社会福祉協議会等と連携した取組を推進します。

推進項目	第2期計画期間中の主な取組
<p>民生委員児童委員・主任児童委員、社会福祉協議会等の関係機関との連携充実 <small>(こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室)</small></p>	<p>〔児童虐待防止対策事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 安心して子育てができるまちづくり、子育てを見守る地域づくりを推進するために、町内会・自治会、民生委員児童委員・主任児童委員、社会福祉協議会等と連携した普及啓発活動など様々な施策の展開を図ります。
<p>市要保護児童対策地域協議会調整機関としての円滑な運営 <small>(こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室)</small></p>	<p>〔児童虐待防止対策事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 児童家庭支援・虐待対策室が市要保護児童対策地域協議会調整機関となり、地域みまもり支援センター及び児童相談所との連携支援システムを構築し、一貫性・継続性のある支援に向けた体制を整備します。また、関係機関等との協調した重層的な支援ネットワークを充実させます。
<p>地域みまもり支援センターによる要保護児童対策地域協議会実務者会議の円滑な運営及び連携調整部会での定期的なケース進行管理の実施 <small>(こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室)</small></p>	<p>〔児童虐待防止対策事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 各区において要保護児童等の定期的な状況を確認し、支援が途切れることなく適切に進行管理を行うとともに、支援に必要なネットワークを円滑に機能させるために、関係機関相互の役割の理解と実務者レベルでの情報の共有を適切に行います。

イ 他の自治体と連携した対応の充実

支援を行っている家庭が他の自治体に転出する際には、虐待の再発防止と援助の継続性を確保するため、ケース移管、情報提供、一時帰宅等を行う場合の連携について、自治体間での共通ルールに基づいた対応を行います。

特に、精神的な課題を持ち近隣自治体にて里帰り出産を行う事例等については、緊密な連携を図り、安全・安心な育児環境の確保と産後うつ等による事故の防止に努めます。

推進項目	第2期計画期間中の主な取組
<p>5区市（神奈川県、横浜市、相模原市、横須賀市、川崎市）共通ルールに基づく連携 <small>(こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室)</small></p>	<p>〔児童相談所運営事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 県内政令市及び市町村の実情に合わせ、要保護児童対策地域協議会の調整機関の間における自治体を越える転居に伴う情報を提供し、支援の中断を防ぎ、虐待の防止を図ります。
<p>児童相談所運営指針及び全国児童相談所長会申し合わせに基づく連携 <small>(こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室)</small></p>	<p>〔児童相談所運営事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 児童相談所運営指針及び全国児童相談所長会申し合わせ等に基づき、近隣自治体をはじめとする広域的な連携強化を推進します。
<p>隣接する東京 23 区との連携の強化 <small>(こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室)</small></p>	<p>〔児童相談所運営事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 特別区での児童相談所の設置が可能となったことから、要保護児童等の支援や、職員間の連携などの包括的な連携を図ります。

3 困難な課題を抱える子ども・若者への支援の推進

（1）これまでの経緯

「子ども・若者育成支援推進法」に基づく「子ども・若者計画」として、平成28（2016）年3月に策定した「川崎市子ども・若者ビジョン」では、平成27（2015）年2月20日、多摩川河川敷で発生した中学生死亡事件を受け、事件の再発防止・未然防止に向けて、特に児童虐待・不登校・いじめ・非行対策に重点を置いた「重点アクションプラン」を位置づけ、取組を進めてきました。

子ども・若者が様々な生きづらさを抱え、居場所を失い、社会的な絆を断ち切られ、悩み、傷つき、生命が危険な状態に追い込まれる状況においては、子ども・若者の声なき声に耳を傾け、僅かなシグナルに気づき、SOSをしっかりと受け止めることが大切であることから、平成30年3月策定の「子ども・若者の未来応援プラン」において、引き続き「重点アクションプラン」の取組を継承し、困難を抱える子ども・若者への支援を推進してきました。

（2）前期計画における取組状況

基本的な考え方に基づく25の推進項目について、概ね順調に取組を推進してきました。

こども文化センターや地域の寺子屋事業など、多世代の地域住民も気軽に集える子ども・若者の居場所の充実を図るとともに、様々な地域人材を活用し地域の見守り体制を強化するなど、地域の人たちが子ども・若者やその家庭の発するSOSを受け止められるよう、児童虐待防止・非行やいじめ防止等の啓発の推進に取り組みました。

地域の重要な防犯対策の一つである防犯灯については、ESCO事業等により多くの防犯灯が整備され、環境整備面では一定程度の成果が図られましたが、子ども・若者の安全を守るため、引き続き、地域における見守り活動を推進する必要があります。

また、複雑・困難な課題を抱える子ども・若者とその家庭を適切に支援するため、専門的な児童支援の充実・強化に取り組むとともに、要保護児童対策地域協議会等のネットワークを活用し、関係機関相互の連携強化を図りました。

（3）計画策定後の本市の状況

ア 子ども・若者を取り巻く社会状況

本市における児童虐待相談・通告件数は、近年さらに増加しており、特に身近な相談機関である区役所での相談・通告件数が急増しています。不登校児童数及びいじめの認知件数も増加の一途をたどっており、特に小学生におけるいじめが急増するなど、低年齢化の傾向にあります。

警察が認知している不良行為少年数は減少傾向にありますが、少子化・情報化・国際化の急激な進行やコロナ禍による生活環境の一変など、子ども・若者を取り巻く社会状況が大きく変化中、ひきこもりや若年無業者のほか、発達に課題を抱える子ども・若者や外国にルーツのある子ども・若者など、生きづらさを抱え、孤独・孤立化する子ども・若者が増えている状況にあります（いずれも●P参照）。

また、ヤングケアラーなど、周囲から見えづらく支援の手が届きにくい新たな課題も表出しています。

イ 「川崎市子ども・若者調査」から

令和2（2020）年度に実施した「川崎市子ども・若者調査」からは、過去や現在のつらい経験について、「経験していない」との回答が最も多かったものの、いじめられた経験やクラスに馴染めなかった経験をした人が一定程度いることがわかりました（●P参照）。

また、調査結果を分析したところ、親の将来に対する考え方と子どもの進学や就職等の将来に対する考え方には相関関係があることから、親の持つ考え方が子どもの将来展望に影響を与える可能性が推察されます。また、子どもが将来望む学歴が低いほど自己肯定感が低いとの統計上の関連も見られました（●P参照）。

（4）国の動き（子供・若者育成支援推進大綱の改定）

令和3（2021）年4月、新たな「子供・若者育成支援推進大綱」が策定され、すべての子ども・若者が自らの居場所を得て、成長・活躍できる社会を目指し、子ども・若者の意見表明や社会参画を促進しつつ、社会総掛かりで子ども・若者の健全育成に取り組んでいくことが掲げられました。

大綱には、居場所の多さは自己肯定感やチャレンジ精神、将来への希望等と相関関係があるとの調査結果から、安心できる居場所は子供・若者にとって極めて重要であるとし、居場所の充実に社会総掛かりで努めていくこと、子ども・若者を取り巻く社会状況として、①生命・安全の危機、②孤独・孤立の顕在化、③低いWell-being²、④格差拡大への懸念などが挙げられ、①を最重要課題として位置づけ、②③④は子ども・若者の成長に重大な阻害要因と捉え、要因を取り除く取組を重点的に行うことが盛り込まれました。

（5）基本的な考え方及び取組の方向性

取組の方向性については、これまでの取組や本市の状況、国の大綱等を踏まえ、前期計画から基本的な考え方は継承しつつ、一定程度の解決が見られたものは、今後は4章の施策体系の中で進捗管理していくものとして整理するとともに、この間、これまで重点的に取り組んできた児童虐待・不登校・いじめ・非行の問題に加え、ひきこもりや発達に課題のある子ども・若者、ヤングケアラーなど、新たに表出した困難な課題等に、より注力するため、取組の方向性及び紐付ける推進項目については見直し、次の考え方にに基づき、困難な課題を抱える子ども・若者への支援を総合的に取り組んでいきます。

² 肉体的にも、精神的にも、そして社会的にも、すべてが満たされた状態にあることをいいます。

《基本的な考え方Ⅰ》

子ども・若者を見守り・支える体制の強化

子ども・若者の成長・発達段階において、子ども・若者が様々な世代の人たちとの関わりの中で、将来に対する夢や希望を持ち、自ら学び、様々な体験や経験を通して多様な価値観やロールモデルを得ながら、自己肯定感や他者尊重の精神を育み、社会的自立に向けた基礎能力等を身に付ける必要があります。しかしながら、核家族化や地域との関係の希薄化などにより、そうした機会が失われているとともに、子ども・若者を取り巻く問題が複雑・深刻化する中、子どもを孤立から守り、すこやかに育てるための居場所がより一層必要となっています。

また、様々な生きづらさを抱える子ども・若者は、周囲から置かれている状況が見えづらく、支援の手が届きにくいことから、地域・学校・行政等が連携し、子ども・若者の声なき声を受け止め、適切な支援につなげていく必要があります。

【取組の方向性1】

子ども・若者の居場所の充実

子ども・若者を中心に様々な世代の地域住民が気軽に集える居場所の充実を図るとともに、困難な課題を抱える子ども・若者が安心して過ごせる居場所づくりに取り組みます。

【取組の方向性2】

子ども・若者がSOSを発信しやすいしくみづくり

子ども・若者が自らSOSを発信できるよう、多様なツールを活用した取組を進めるとともに、子ども・若者のSOSをしっかりキャッチできるよう、子ども・若者を見守り・支える意識を醸成するなどの普及啓発に取り組みます。

【取組の方向性3】

地域の見守り体制の強化

地域人材を活用した地域の見守りに取り組むなど、地域社会全体で子ども・若者を見守り・支える体制の強化に努めます。

《基本的な考え方Ⅱ》

複雑・困難な課題を抱える子ども・若者や家庭への専門的な支援の充実

不登校や非行などに関する子ども・若者の問題は、虐待を受けていた成育歴や安定した家庭環境の不足、思春期の不安定な心と体の問題などを背景としていることが多く、特に、虐待による人格形成上の影響として、低い自己肯定感や高い攻撃性などを持つ傾向があると言われています。これらは課題を抱える子ども・若者の特性と共通する部分であり、非行対策や健全育成の推進のためにも、児童虐待の予防と早期発見とともに、ソーシャルワークや心理面での専門領域からの支援が必要となります。

また、これまで重点的に取り組んできた児童虐待・不登校・いじめ・非行のほか、ひきこもりや発達上の課題、家族の世話に追われているといった、周囲からその置かれている状況が見えづらく、支援の手が届きにくい新たな課題も表出していること、さらには、これらの課題を複合的に抱えていることから、一人ひとりに応じたきめ細かな支援を、多職種、様々な専門機関が連携し、個別的・専門的に取り組んでいく必要があります。

【取組の方向性4】

専門的な相談・支援体制の充実

児童相談所等の専門機関のほか、区役所など身近な相談場所においても、個々の子ども・若者やその家庭の実情に応じたきめ細かな支援ができるよう、多様な専門職が協働して相談支援に取り組みます。

【取組の方向性5】

専門的支援ネットワークの構築

関係機関相互の連携強化を図るなど、複雑・困難な課題を抱える子ども・若者やその家庭への支援の充実に努めます。

取組の方向性 1 子ども・若者の居場所の充実

概ね中学校区に1か所設置の「こども文化センター」の活用や、学校等を活用した「地域の寺子屋事業」などにより、子ども・若者が様々な世代の人たちとの関わりの中で、様々な経験等を通じて多様な価値観やロールモデルを得られるような取組を進めます。

また、不登校やひきこもり、生活保護世帯やひとり親家庭等、様々な家庭の事情や悩みごとを抱え、家庭や学校等、自分の所属の中で居場所を見いだすことが難しい子ども・若者に対し、孤立から守り、安心して過ごせる居場所の提供に取り組めます。

その他、地域が取り組む子ども・若者の居場所づくりを支援します。

推進項目	第2期計画期間中の主な取組
<p>こども文化センターを活用した子どもがすこやかに育つ場づくりの推進 <small>(こども未来局：青少年支援室)</small></p>	<p>〔こども文化センター運営事業〕 〔子ども・若者支援推進事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 子どもを中心に多世代が集まり、多様なつながりを育みながら、誰もが互いに助け合い・支え合う場づくりを進めます。 ● 子どもが自由に来館して過ごすことができるこども文化センターにおいて、課題を抱える子どもも含めた子どもの居場所として、多様な体験や活動を通じた児童の健全育成を推進するとともに、諸室を活用して、地域の団体や NPO 等と連携し、子どもの居場所を充実させる取組を進めます。
<p>地域の寺子屋事業の推進 <small>(教育委員会事務局：生涯学習推進課)</small></p>	<p>〔地域の寺子屋事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 地域ぐるみで子どもの学習や体験をサポートし、多世代で学ぶ生涯学習の拠点づくりを進めるため、地域の団体との協働により、放課後の学習支援と土曜日の体験活動を推進します。
<p>放課後等における子どもの安全・安心な居場所づくりの推進 <small>(こども未来局：青少年支援室)</small></p>	<p>〔わくわくプラザ事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 全ての小学生を対象に、市内114校において、学校や地域団体等との連携・協力を図りながら、遊び等を通して児童同士の分け隔てのない交流や、様々な生活体験ができる機会の提供により、放課後等に児童が安全・安心に過ごせる居場所づくりを進めます。
<p>不登校等の子どもの居場所づくりの推進 <small>(こども未来局：青少年支援室) (教育委員会事務局：総合教育センター)</small></p>	<p>〔青少年教育施設の管理運営事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 不登校となった児童生徒等の居場所を提供し、学校外で多様に育ち・学ぶ場として、安心して過ごすことができる環境を整え、子どもの自主性を育み、自発的な活動を支援します。 <p>〔教育機会確保推進事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 不登校の児童生徒の居場所として適応指導教室「ゆうゆう広場」を運営し、小集団による体験活動・学習活動のほか、きめ細やかな相談活動を通して、状況の改善を図り、学校への復帰や社会的自立につながるよう取り組めます。

<p>定時制生徒の居場所づくりの推進 <small>(教育委員会事務局：指導課)</small></p>	<p>〔魅力ある高校教育の推進事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 学校内にカフェ形式の居場所をつくり、中途退学の防止や進路実現に向けて、様々な課題を抱える生徒の相談や進路指導等の対応、生徒同士の学び合いの場になる居場所づくりを推進します。
<p>ひとり親家庭・生活保護受給世帯の子ども居場所づくりの推進 <small>(こども未来局：こども家庭課) <small>(健康福祉局：生活保護・自立支援室)</small></small></p>	<p>〔ひとり親家庭の総合的支援事業〕 〔生活保護自立支援対策事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ひとり親家庭及び生活保護受給世帯の小・中学生を対象に、高校等への進学に向けて、切れ目のない支援を実施するために、学習支援や居場所の提供のほか、生活習慣習得に向けた支援を実施します。また、保護者に対する情報提供、高校進学後の相談支援を実施します。
<p>ひきこもり等の若者の居場所づくり等の推進 <small>(健康福祉局：生活保護・自立支援室)</small></p>	<p>〔生活保護自立支援対策事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 生活保護受給世帯等の15歳から39歳の社会的ひきこもり状態にある若者を対象に、居場所支援、就労支援等を実施します。
<p>地域による子ども・若者の居場所づくりの推進 <small>(こども未来局：青少年支援室)</small></p>	<p>〔子ども・若者支援推進事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 地域で主体的に子ども・若者支援、子育て支援を行う団体が、地域の住民や団体等（町内会・自治会、PTA、民生委員児童委員、青少年指導員その他の地域ボランティア等）、行政機関、学校や保育所等と連携し、地域の子どもが安全・安心に過ごせる居場所づくりを行う取組を支援します。

取組の方向性2 子ども・若者がSOSを発信しやすいしくみづくり

LINEやSNS等、多様なツールを活用し、様々な生きづらさを抱える子ども・若者たちが自らSOSを発信しやすくなるよう努めるとともに、家庭・地域と連携し、子ども・若者たちに対する情報モラル教育を推進します。

また、子ども・若者が自ら発するSOSを、子ども・若者の生活に日常的に関わる関係機関や施設の職員、地域の人たちが見逃さずにしっかり受け止め、適切な支援につなげられるよう、様々な機会を捉え、子ども・若者を見守り・支えることへの意識を醸成するなどの普及啓発に取り組みます。

推進項目	第2期計画期間中の主な取組
<p>児童虐待等の早期発見・未然防止に向けた、SOSに気づき、SOSが発信しやすい取組の強化 <small>(子ども未来局：児童家庭支援・虐待対策室)</small></p>	<p>〔児童虐待防止対策事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 児童虐待防止センターや児童相談所全国共通ダイヤル（189）、SNSによる相談などにより、虐待の通報や子育て不安の相談等に迅速かつ適時に対応できる取組を推進します。 ● 児童虐待対応ハンドブック等を活用し、関係機関と連携してSOSに気づく取組を強化します。 ● オレンジリボン・ファミリーカップなどのイベント等により、児童虐待・非行・いじめ防止の啓発を推進します。
<p>いじめや不登校等に関する多様な相談機能の提供 <small>(教育委員会事務局：総合教育センター)</small></p>	<p>〔児童生徒支援・相談事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ● いじめや不登校、子どもの発達などの相談窓口や、ネットトラブルにあって子どもたちや保護者からの電話やメールでの相談窓口を設置し、多様な相談機能により、子ども・若者のSOSに気づき、SOSが発信しやすい取組を推進します。
<p>いじめや不登校等の未然防止に関する普及啓発 <small>(教育委員会事務局：教育政策室)</small></p>	<p>〔共生・共育推進事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 豊かな人間関係を育む「かわさき共生＊共育プログラム」を実践し、いじめ・不登校の未然防止等を図ります。
<p>自殺対策に関連した普及啓発及び人材の養成等の取組 <small>(健康福祉局：総合リハビリテーション推進センター)</small></p>	<p>〔自殺対策・メンタルヘルス普及啓発事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 自殺予防やメンタルヘルスに関する普及啓発、関係機関による連携体制の構築、学校出前講座等によるこころの健康づくりやゲートキーパーを通じて、子ども・若者の不安や悩みに寄り添い、必要な支援につなげられるよう取組を推進します。
<p>情報モラルに関わる啓発の推進 <small>(教育委員会事務局：指導課・総合教育センター)</small></p>	<p>〔川崎市立学校における教育の情報化推進事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ● GIGA 端末の取り扱いを機会とし、情報モラルの重要性をインターネットガイド等を通じて保護者や子ども・若者たちへ啓発、周知していくと共に、市PTA連絡協議会や関係団体との連携、教職員研修の充実等により、すべての子ども・若者たちが情報化社会において自立して安心した暮らしを送れるよう、情報活用能力を育成します。

取組の方向性3 地域の見守り体制の強化

地域社会全体で子ども・若者を見守り・支えるしくみづくりに向け、青少年指導員や民生委員児童委員、保護司等、地域人材を活用した見守り活動のほか、地域・学校・行政等が連携し、地域の実情に応じた取組を実施します。

また、様々な課題を抱える子ども・若者を見守り・支える地域団体等のつながりづくりを推進します。

推進項目	第2期計画期間中の主な取組
青少年指導員等による取組の推進 <small>(こども未来局：青少年支援室)</small>	〔青少年活動推進事業〕 <ul style="list-style-type: none"> ● 地域ぐるみで青少年を育成するための推進役である青少年指導員の活動への支援を通じて、青少年指導員等の地域人材による地域巡回パトロールなどによる地域の見守り体制の強化を図り、青少年の健全な育成環境づくりを推進します。
民生委員児童委員による取組の推進 <small>(健康福祉局：地域包括ケア推進室)</small>	〔民生委員児童委員活動育成等事業〕 <ul style="list-style-type: none"> ● 地域の身近な相談相手であり、見守り役でもある、民生委員児童委員を育成・支援することを通じて、地域福祉の推進を図ります。
保護司による取組の推進 <small>(健康福祉局：地域包括ケア推進室)</small>	〔更生保護事業〕 <ul style="list-style-type: none"> ● 犯罪をした人や非行のある少年の立ち直りを地域で支えるボランティアである保護司等、民間協力者の活動を促進するため、保護司会等、更生保護関係団体への支援を通じて、犯罪や非行のない明るい地域社会づくりを推進します。
こども110番事業を活用した地域における子どもの見守り活動の推進 <small>(こども未来局：青少年支援室)</small>	〔青少年活動推進事業〕 <ul style="list-style-type: none"> ● 地域の大人が子どもたちを見守る地域環境づくりを目的に実施されているこども110番事業を支援します。
安全・安心まちづくり推進協議会等による地域防犯活動の推進 <small>(市民文化局：地域安全推進課)</small>	〔防犯対策事業〕 <ul style="list-style-type: none"> ● 安全・安心まちづくり推進協議会による見守りなどの自主防犯活動等の実施や、地域で活動する自主防犯活動団体への支援により、各防犯の意識向上と体制強化を推進します。
学校等における子どもが安全・安心に過ごせる見守り活動の推進 <small>(教育委員会事務局：健康教育課)</small>	〔学校安全推進事業〕 <ul style="list-style-type: none"> ● 学校を巡回し、通学路の危険か所のチェックや防犯対策を行うスクールガード・リーダーや、通学路上での誘導、交通整理、安全指導を行う地域交通安全員を配置し、子どもの登下校時等の安全確保を図ります。
ボランティア等を活用した不登校等の子ども・若者への支援の充実 <small>(こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室)</small>	〔児童虐待防止対策事業〕 <ul style="list-style-type: none"> ● 児童相談所等において支援を実施している不登校等の子ども・若者を対象として、ボランティアの活用による個別支援や集団活動を通じた支援を行います。

<p>子ども・若者を見守り・支える地域のつながりづくり <small>（こども未来局：青少年支援室）</small></p>	<p>〔子ども・若者支援推進事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 地域で主体的に子ども・若者支援、子育て支援を行う団体や居場所づくり等を行う機関等が連携して、課題を抱える子ども・若者を見守り、支えるため、関係団体・機関等のつながりの場づくりを進めます。 ● 子育て支援を行う地域団体等が行っている子どもの生活状況の把握や食事の提供、学習・生活支援等の活動を支援し、課題を抱える子ども・若者を見守り、支える地域団体等とのつながりづくりを進めます。
----------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

取組の方向性 4 専門的な相談・支援体制の充実

これまで重点的に取り組んできた児童虐待・不登校・いじめ・非行対策については、引き続き、児童相談所の体制強化や、学校における児童支援コーディネーターやスクールソーシャルワーカーの充実など、専門職による相談・支援の充実に取り組みます。

また、ひきこもりや若年無業者のほか、発達に課題を抱える子ども・若者等に対する相談・支援についても、「ひきこもり地域支援センター」や「子ども発達・相談センター」等を設置し、相談・支援の充実に取り組みます。

その他、区役所に「子ども家庭総合支援拠点」を設置するなど、市民に身近な相談機関の体制強化を図りながら、複雑・困難な課題を抱える子ども・若者やその家庭に対し、一人ひとりに応じたきめ細かな支援を、多職種が連携し、個別的・専門的に取り組みます。

ア 要支援家庭等の早期発見・早期対応・未然防止に向けた相談支援体制の強化

推進項目	第2期計画期間中の主な取組
<p>児童虐待への対応の強化 <small>（こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室）</small></p>	<p>〔児童相談所運営事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 増加する児童虐待の相談・通告への迅速かつ的確な対応に向けて、児童相談所の体制を強化します。
<p>民間児童福祉施設による相談・支援の充実 <small>（こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室）</small></p>	<p>〔児童虐待防止対策事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 市内の乳児院及び児童養護施設に設置した児童家庭支援センターを活用し、ネグレクトを背景とした不登校、非行等の相談・支援や育児不安の解消に向けた相談・支援を充実します。

<p>児童家庭相談支援体制の強化 <small>（こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室）</small></p>	<p>〔児童虐待防止対策事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 各区地域みまもり支援センターにおいて、母子保健事業を通じた子育て家庭の支援ニーズの早期把握と要保護児童対策地域協議会における適切なケースの進行管理を一体的に運営します。 ● 多様な生活課題や困窮など「虐待につながる恐れのあるケース」の重篤化を未然に防ぐため、児童家庭支援に関わる専門的支援機能の構築を検討します。 ● 児童相談所と各区地域みまもり支援センターの役割分担に応じて児童相談システムの見直しを検討するなど適切な情報管理及び共有を図ります。
-----------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

イ 不登校・ひきこもり等に対する相談支援体制の強化

推進項目	第2期計画期間中の主な取組
<p>長期欠席傾向のある児童生徒への対応の強化 <small>（教育委員会事務局：総合教育センター）</small></p>	<p>〔児童生徒支援・相談事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 長期欠席傾向のある児童生徒の情報を各区・教育担当が各学校と共有し、登校に困難さを抱える児童生徒の状況の把握に努め、関係機関と連携し、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー等を活用した課題解決に向けた取組を推進します。
<p>社会的ひきこもり等に対する相談体制の強化 <small>（健康福祉局：総合リハビリテーション推進センター）</small></p>	<p>〔ひきこもり地域支援事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 相談業務及び当事者グループ活動の運営支援を行います。 ● 「社会的ひきこもり」ではなく、精神科疾患あるいは発達障害を背景に持つ場合は適切な医療機関、相談機関または社会資源につながる支援を行います。

ウ 発達等に課題を抱える子ども・若者の相談支援体制の強化

推進項目	第2期計画期間中の主な取組
<p>発達に課題を抱える子どもの相談支援体制の強化 <small>（健康福祉局：障害計画課）</small></p>	<p>〔発達障害児・者支援体制整備事業〕 〔地域療育センターの運営〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 発達相談支援センターを運営し、発達障害児・者及びその家族等からの相談に応じ、情報の提供、指導を行うなど、関係機関と連携しながら、支援体制の充実を図ります。 ● 地域療育センター及び子ども発達・相談センターにて、個別相談に応じ、療育支援を行うとともに、地域の関係機関への支援を実施します。

<p>母子保健等を通じた相談支援体制の強化 <small>（こども未来局：こども保健福祉課）</small></p>	<p>〔母子保健指導・相談事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 乳幼児健康診査及び各種相談業務から把握した、疾病や発育・発達の経過を見守る必要がある乳幼児及びその保護者に対し、発達相談支援事業を通じて相談対応及び助言を行うとともに、必要に応じて関係機関へつなぎます。
<p>保育所・幼稚園等における相談支援体制の強化 <small>（こども未来局：運営管理課） <small>（こども未来局：幼児教育担当）</small></small></p>	<p>〔公立保育所運営事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 認可保育所に在園する障害児及び特別な支援を必要とする児童に対し、小児の臨床心理に関する専門的な知識及び経験を有する相談員が施設を訪問し、個別の発達検査等の結果を踏まえ、職員への指導・助言を実施します。 <p>〔幼児教育推進事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 幼稚園における障害のある幼児の受け入れを促進するため、教職員等が適切に対応できるよう、相談員による巡回相談を実施します。
<p>学校における相談支援体制の強化 <small>（教育委員会事務局：指導課）</small></p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 総合教育センター内の特別支援教育センター相談室を窓口として、特別な教育的支援が必要な次年時就学幼児の就学相談を行います。 ● 福祉や医療、教育機関との連携を円滑に進めるためのサポートノート（サポートノート（かわさきサポートノート、教育用サポートノート））の活用を一層推進し、就学前から就学後も、切れ目のない支援を実施します。

エ 就労・自立に向けた相談支援体制の強化

推進項目	第2期計画期間中の主な取組
<p>困難な課題を抱える若者の就労・自立支援に向けた相談体制 <small>（経済労働局：労働雇用部）</small></p>	<p>〔雇用労働対策・就業支援事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 求職者への個別相談やニーズに沿った求人開拓・求人紹介を行う就業マッチングを実施するなど、「キャリアサポートかわさき」における総合的な就業支援を推進します。 ● 「コネクションズかわさき（かわさき若者サポートステーション）」の運営により、個別カウンセリング、職業・職場体験、学校連携等を行い、若者無業者の職業的自立支援に取り組みます。
<p>だいJOBセンターを活用した生活困窮者への支援の推進 <small>（健康福祉局：生活保護・自立支援室）</small></p>	<p>〔生活困窮者自立支援事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 失業等により生活にお困りの市民の相談を行うだいJOBセンターを運営し、抱えている課題の整理や福祉制度の手続き補助、個々の状況に応じた就労支援など、相談者の社会的経済的自立に向けた支援を実施します。

取組の方向性5 専門的支援ネットワークの構築

これまで重点的に取り組んできた児童虐待、非行、不登校の未然防止・重篤化予防に向けては、要保護児童対策地域協議会を中心とした連携強化や、医療機関、警察等の専門機関との連携に引き続き取り組みます。

また、ひきこもりや若年無業者の社会的自立に向けて、ひきこもり状態の支援ネットワークの構築や、若者就業・自立支援ネットワーク連絡会議等を活用し、関係機関の連携強化に取り組みます。

推進項目	第2期計画期間中の主な取組
<p>要保護児童対策地域協議会の体制強化 <small>(こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室)</small></p>	<p>〔児童虐待防止対策事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 学識経験者などのスーパーバイズを活用するなど、各区役所の要保護児童対策地域協議会における実務者会議や個別支援会議の充実を図ります。
<p>児童虐待、非行、不登校の未然防止・重篤化予防に向けた関係機関の連携強化 <small>(こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室) (教育委員会事務局：指導課)</small></p>	<p>〔児童虐待防止対策事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 緊急かつ重症の虐待事例等に対応する市内の小児科及び産科のある中核医療機関を中心に、児童虐待防止のネットワークを強化するとともに、地域の医療機関との連携や医療従事者に対する研修等、児童虐待対策の取組を推進します。 ● 多様化・複雑化する学齢期の非行等の問題行動等に対し、早期発見や未然防止を推進するために、児童相談所の体制を強化するとともに、児童相談所・学校・警察等の関係機関の連携を強化します。 ● 教育委員会、警察、法務少年支援センター、児童相談所等による実効的なネットワークの強化を図ります。 <p>〔学校教育活動支援事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「教育委員会と神奈川県警察との相互連携に係る協定」を適正に運用し、健全育成等の取組を充実します。
<p>ひきこもり等への対応に向けた関係機関の連携強化 <small>(健康福祉局：総合リハビリテーション推進センター)</small></p>	<p>〔ひきこもり地域支援事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ひきこもり地域支援センターと連携して、社会的ひきこもりに限らず、広くひきこもり状態への支援ネットワークを構築します。
<p>困難を抱える子ども・若者の自立に向けた関係機関の連携強化 <small>(経済労働局：労働雇用部)</small></p>	<p>〔雇用労働対策・就業支援事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 川崎市における若者の就業・自立支援に関連する施策について、関係機関が情報を共有し、連携を強化することにより、川崎市域における若者の職業的自立支援をより一層推進します。

第6章



各種計画の量の見込み

- 1 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業
の量の見込み
（川崎市子ども・子育て支援事業計画）

- 2 放課後児童健全育成事業及び放課後子供教室の量の見込み
（川崎市新・放課後子ども総合プラン）

- 3 代替養育の量の見込み
（川崎市社会的養育推進計画）

1 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み （川崎市子ども・子育て支援事業計画）

（1）「子ども・子育て支援新制度」の概要

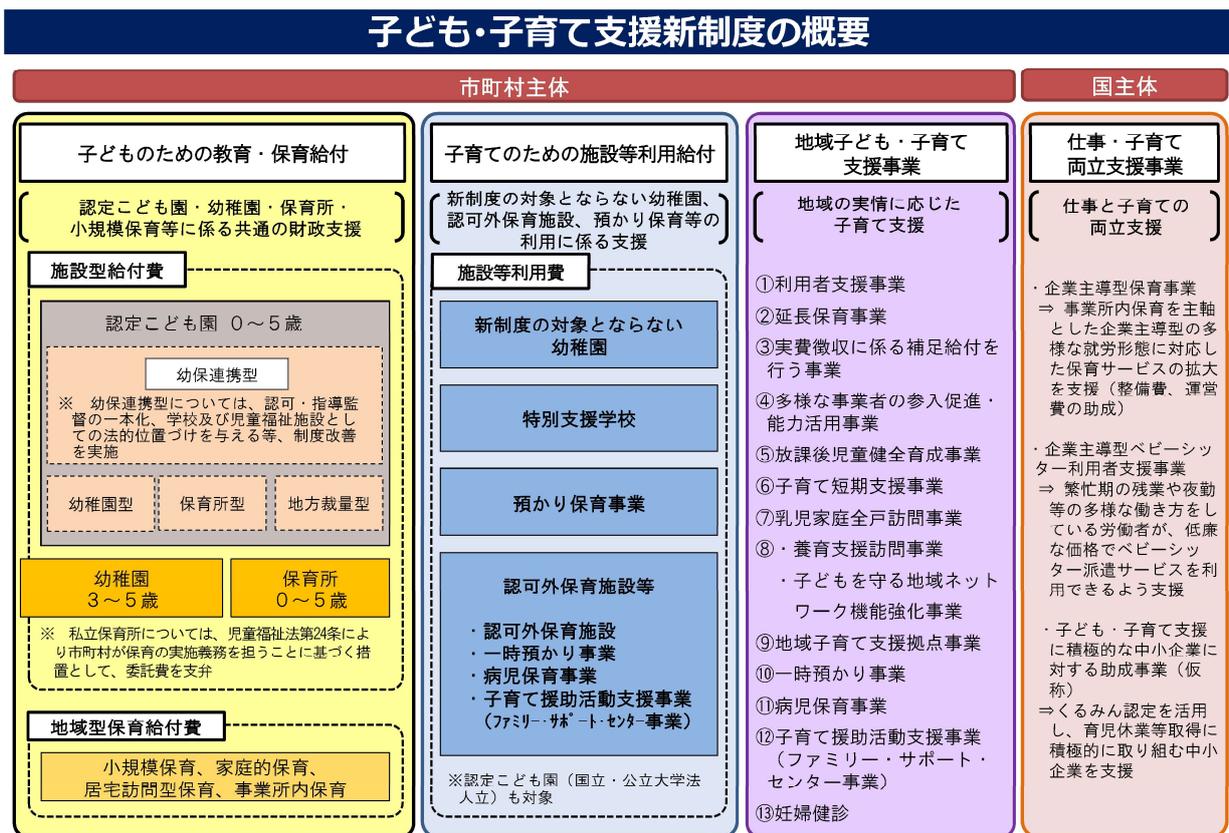
平成27（2015）年に開始された「子ども・子育て支援新制度」は、「子ども・子育て支援法」などの子ども・子育て関連3法に基づき、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保」、「地域の子ども・子育て支援の充実」に向けた取組を推進する制度です。

令和元年5月には子ども・子育て支援法の一部改正が行われ、同年10月から幼児教育・保育の無償化が実施されることとなりました。

また、令和2年4月には子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正が行われ、市町村計画の作成に関する事項として、「新・放課後子ども総合プラン」（平成30年9月）の策定に伴う対応や、児童福祉法改正等を受けた児童虐待防止対策・社会的養育の見直しに伴う対応などが盛り込まれました。

本市においては、こうした動向を踏まえながら、「子ども・若者の未来応援プラン」に基づき、引き続き、子ども・若者や子育て家庭への支援を総合的に進めていきます。

<子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援新制度の概要>



※内閣府ホームページより引用。

（3） 就学前児童の将来人口推計について

ア 就学前児童の将来人口推計について

本市においては、人口は増加しているものの、就学前児童数は平成28（2016）年度をピークに減少傾向が続いています。したがって本計画の中間見直しにあたり、就学前児童の将来人口推計を改めて行います。

推計にあたっては、コーホート変化率法（※1）により各歳児の年度当初（4月1日）時点での就学前推計児童数を算出します。

なお、0歳児推計人口については、人口動態調査（※2）に基づく出生率、15歳から49歳までの女性の推計人口により算出した推計出生数等により算出します。

※1 コーホート変化率法

「コーホート」とは、同じ年（又は同じ期間）に生まれた人々の集団のことを指す。例えば、令和元年4月2日～2年4月1日生まれのコーホートは、令和4年4月1日時点で満2歳、令和8年4月1日時点で満6歳となり、令和8年度の小学1年生となる人々の集団である。

「コーホート変化率法」とは、各コーホートについて、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法である。推計するものが比較的近い将来の人口であり、変化率の算出基礎となる近い過去に特殊な人口変動がなく、また推計対象となる近い将来にも特殊な人口変動が予想されない場合は、比較的簡便なこの方法を用いることができる。（厚生労働省「地域行動計画策定の手引き」より）

※2 人口動態調査

厚生労働省による出生・死亡・婚姻・離婚及び死産の人口動態事象を把握するための、統計法に基づく基幹統計『人口動態統計』の作成を目的とする統計調査。

<各認定区分に該当する年齢別の推計児童数>

（単位：

人）

	3～5歳 (1号または2号 認定に該当)	0歳 (3号認定に 該当)	1～2歳 (3号認定に 該当)	合 計
令和3 (2021)年度(実績)	39,366	11,932	25,448	76,746
令和4 (2022)年度	38,141	11,686	24,358	74,185
令和5 (2023)年度	36,987	12,015	23,314	72,316
令和6 (2024)年度	35,490	12,080	23,405	70,975
令和7 (2025)年度	33,226	12,171	23,782	70,179
令和8 (2026)年度	33,538	12,277	23,932	69,747

<参考 就学前児童数実績（年齢別・区別）>

（単位：人）

年齢別実績

	H29	H30	R1	R2	R3
0歳児	13,984	13,585	13,059	12,925	11,932
1歳児	14,273	13,884	13,560	13,149	12,727
2歳児	14,005	13,995	13,648	13,270	12,721
3歳児	13,248	13,683	13,692	13,404	12,889
4歳児	13,225	13,083	13,484	13,533	13,141
5歳児	13,055	13,112	12,966	13,310	13,336
合計	81,790	81,342	80,409	79,591	76,746

区別実績

	H29	H30	R1	R2	R3
川崎区	11,217	10,986	10,660	10,444	9,764
幸区	9,809	9,958	9,986	10,027	9,875
中原区	15,146	15,415	15,459	15,441	14,953
高津区	13,023	12,917	12,675	12,360	11,786
宮前区	13,281	13,110	12,866	12,697	12,193
多摩区	10,120	9,995	10,009	10,022	9,888
麻生区	9,194	8,961	8,754	8,600	8,277
合計	81,790	81,342	80,409	79,591	76,746

イ 就学前推計児童数を踏まえた量の見込みの設定について

各事業の量の見込みについては、就学前推計児童数を踏まえて、「川崎市子ども・子育て支援に関するニーズ調査（平成31年3月）」を参考に「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等における『量の見込み』の算出等の考え方（改訂版）（平成31年4月23日内閣府）」等に基づき算出した数値や、事業の利用状況等をもとに算出しています。

今回の中間見直しについては、「川崎市総合計画第3期実施計画の策定に向けた将来人口推計」（令和3（2021）年4月）及び過去の就学前児童数実績を踏まえて算出した就学前児童数や事業の利用状況等をもとに行います。

（4）教育・保育の量の見込み

ア 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法第61条では、市町村子ども・子育て支援事業計画においては、「教育・保育提供区域」ごとに、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の、量の見込みと確保方を定めることとしています。

教育・保育提供区域は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況や施設の整備状況などを総合的に勘案して、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域を定める必要があるとされています（子ども・子育て支援法に基づく基本指針）。この区域は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の設定とすることが基本となりますが、広域利用の実態が異なる場合には、実態に応じて、事業ごとに設定することができます。

本市においては、区境に居住する場合や、通勤などの生活動線等によっては、他区の教育・保育施設等を利用する場合がありますが、原則として、行政区ごとに保育の必要性の有無や利用する施設等に応じた給付認定を行っており、行政区ごとに量の見込みを算出することでより精緻に必要な量を見込むことができることから、各行政区を教育・保育提供区域として設定します。

イ 教育・保育に関する施設・地域型保育事業

（ア） 教育・保育に関する施設

a 認定こども園

幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設です。

幼保連携型	認可幼稚園と認可保育所との両方の機能をあわせ持つ単一の教育・保育施設です。
幼稚園型	認可幼稚園が保育所的な機能を備えて運営する教育・保育施設です。
保育所型	認可保育所が幼稚園的な機能を備えて運営する教育・保育施設です。
地方裁量型	幼稚園・保育所のいずれの認可もない地域の教育・保育施設です。

b 幼稚園

3歳から就学前の幼児が、様々な遊びを中心とした教育により、小学校以降の学習の基盤を培うことができる「学校」です。

c 保育所

保護者が就労などのため、家庭で保育できない乳幼児を、保護者に代わって保育する「児童福祉施設」です。養護及び教育を一体的に行い、地域の子育て支援の役割を担います。

（イ）地域型保育事業

家庭的保育事業	家庭的な雰囲気のもとで、少人数（定員5人以下）を対象にきめ細やかな保育を行います。
小規模保育事業	少人数（定員6～19人）を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細やかな保育を行います。
事業所内保育事業	事業所内の保育施設等で従業員の子どもと地域の子どもと一緒に保育します。
居宅訪問型保育事業	障害・疾患などで個別のケアが必要な場合などに、保護者の自宅で1対1の保育を行います。

ウ 子ども・子育て支援法の給付と子どもの認定区分

（ア） 子ども・子育て支援給付と認定区分について

新制度では、就学前の子どもの健やかな成長のために、必要な「子ども・子育て支援給付」を行うこととなっています。この給付制度については、保育所等を給付対象とする「子どものための教育・保育給付」と幼稚園（私学助成）や認可外保育施設等を対象とする「子育てのための施設等利用給付」があります。保育所等とは、認可保育所、認定こども園（保育所部分）、地域型保育事業（小規模保育、家庭的保育、事業所内保育、居宅訪問型保育）のことをいいます。

保育所等を利用した場合の教育・保育に係る経費について、市が給付費として施設等に支払います。給付にあたっては、保護者が教育・保育給付認定を受けていることが必要です。保育の量は、本市の保育の必要性の認定基準を踏まえて見込みます。

認定区分	年齢	保育の必要性	教育・保育の必要量に応じた区分	給付対象施設・事業
1号認定	満3歳以上	なし	教育標準時間	幼稚園（施設型給付） 認定こども園（幼稚園部分）
2号認定	3歳～5歳	あり	保育短時間 保育標準時間	保育所 認定こども園（保育所部分）
3号認定	0歳～2歳	あり	保育短時間 保育標準時間	保育所 認定こども園 地域型保育事業

幼児教育・保育の無償化の実施に伴い、保育所等以外の幼稚園（私学助成）や認可外保育施設等の利用者は「子育てのための施設等利用給付」が受けられます。給付にあたっては、施設等利用給付認定を受けることが必要です。

認定区分	年齢	保育の必要性	給付対象施設・事業
新1号認定	満3歳以上	なし	幼稚園（私学助成）
新2号認定	3歳～5歳 ※1	あり	幼稚園・認定こども園の預かり保育 認可外保育施設等 ※4
新3号認定 ※3	0歳～2歳 ※2	あり	認可外保育施設等 ※4

- ※1 満3歳に達する日以降最初の3月31日を経過した子ども
- ※2 満3歳に達する日以降最初の3月31日までの間にある子ども
- ※3 非課税世帯のみ
- ※4 認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業

（イ）保育の必要性の認定基準について

保育の必要性の認定にあたっては、「標準時間」（主にフルタイムの就労を想定し、現行の11時間の開所時間に相当）及び「短時間」（主にパートタイムの就労を想定）の2区分を設けます。「短時間」の認定は、保護者の1か月の就労時間が市町村の定める下限時間以上120時間未満にあたる家庭を対象としており、市町村は月48時間から月64時間の間で下限時間を定めることとなっています。本市では、下限時間を「月64時間」として「量の見込み」を算出するものとします。

エ 教育・保育の量の見込み

（ア）教育・保育の量の見込みの考え方について

推計した就学前児童数をもとに、過去の幼稚園の利用実績や保育所の申請状況等から量を見込みます。これまでの実績では、教育のニーズ割合は減少しているものの、保育のニーズ割合は増加していることから、教育と保育を合わせた全体のニーズ割合は増加傾向となっており、今後も増加していくものと見込んでいます。

今回の計画期間中の教育・保育の量の見込みについては、推計就学前児童数の減少を反映して、令和7年度まで減少するものとして推計しています。

なお、教育・保育の量の見込みについては、令和7（2025）年度の認可保育所の新設等による受入枠の拡大目標値を定めるため、令和8（2026）年4月についても定めます。

<各認定区分の量の見込み>

（単位：人）

	1号	2号	3号			合計
	3～5歳	3～5歳	0歳	1～2歳	小計	
令和4年4月	14,233	22,382	2,988	14,651	17,639	54,254
令和5年4月	13,025	22,440	3,126	14,567	17,693	53,158
令和6年4月	11,779	22,224	3,195	15,126	18,321	52,324
令和7年4月	10,652	22,112	3,274	15,908	19,182	51,946
令和8年4月	9,707	22,334	3,360	16,553	19,913	51,954

<（参考）各認定区分のニーズ割合 ※>

（単位：%）

	1号	2号	3号		
	3～5歳	3～5歳	0歳	1～2歳	小計
令和4年4月	37.3	58.7	25.6	60.2	48.9
令和5年4月	35.2	60.7	26.0	62.5	50.1
令和6年4月	33.2	62.6	26.5	64.6	51.6
令和7年4月	31.1	64.6	26.9	66.9	53.4
令和8年4月	28.9	66.6	27.4	69.2	55.0

※：各認定区分に該当する年齢別の推計児童数に対しての量の見込みの割合

（5）地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

本市においては、地域子ども・子育て支援事業ごとに提供区域を設定し、計画期間中の各年度の「量の見込み」を設定します。

ア 妊婦健康診査

- 施策の方向性 I 「子どもが地域ですこやかに育つことのできる環境の充実」
 施策 2 「子どものすこやかな成長の促進」
 事業 (1) 妊婦・乳幼児健康診査事業
 (2) 妊婦健康診査の費用の一部助成の実施

事業概要	安心・安全に出産を迎えるために、妊婦が定期的に医療機関で健康診査を受ける際に、費用の一部を公費負担する事業です。
提供区域	全市域
量の見込みの考え方	推計妊娠届出数（推計出生数に過去の実績から算出した出生数と妊娠届出数の割合を乗じて算出）に妊婦健康診査の推計延べ受診回数（妊婦健康診査受診回数÷妊娠届出数の過去平均）を乗じて、年間延べ受診回数を見込みます。

（単位：年間延べ受診回数（回））

全市域	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
量の見込み	142,335	146,343	147,134	148,243

イ 乳児家庭全戸訪問事業

- 施策の方向性 I 「子どもが地域ですこやかに育つことのできる環境の充実」
 施策 2 「子どものすこやかな成長の促進」
 事業 (2) 母子保健指導・相談事業
 (4) 乳児家庭への新生児訪問及びこんにちは赤ちゃん訪問の実施

事業概要	<p>「新生児訪問（未熟児訪問含む）」又は「こんにちは赤ちゃん訪問」に より乳児家庭を全戸訪問する事業です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 新生児訪問 おおむね生後4か月までの赤ちゃんのいる家庭に職員や訪問指導員（保健師・助産師・看護師）が伺い、赤ちゃんの体重測定、母子の健康状態の確認や育児についての相談を受ける事業です。 ● こんにちは赤ちゃん訪問 生後4か月までの赤ちゃんのいる家庭に子育て家庭と地域とのつながりを作るため、各区地域みまもり支援センターが主催する研修を受けて登録された地域の方が訪問員として伺い、身近な子育て支援情報等を届ける制度です。
提供区域	行政区
量の見込みの考え方	0歳児の将来人口推計に、過去の実績を踏まえ、長期里帰りや長期入院など訪問が困難な家庭を除いた訪問率を乗じて、訪問件数を見込みます。

（単位：訪問件数（件））

全市域	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
量の見込み	11,008	11,318	11,379	11,465

ウ 子育て短期支援事業（ショートステイ）

施策の方向性 Ⅲ 「支援が必要な子ども・若者や子育て家庭を支える環境の充実」
 施策 7 「子どもが安心して暮らせる支援体制づくり」
 事業 (1) 児童虐待防止対策事業
 ⑤ 子育て短期利用事業（ショートステイ・テイスティ）

事業概要	保護者の病気や出産、育児疲れ、看護疲れ、冠婚葬祭、出張、事故等により、家庭で一時的に子どもの育児が困難な場合に、原則7日以内で子どもを預かる事業です。
提供区域	全市域
量の見込みの考え方	現在の実施体制になった平成29（2017）年度以降の利用実績を踏まえ、年間延べ利用人数を見込みます。

（単位：年間延べ利用人数（人））

全市域	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
量の見込み	3,650	3,700	3,750	3,800

エ 養育支援訪問事業及び子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

(ア) 専門的相談支援

施策の方向性 Ⅰ 「子どもが地域ですこやかに育つことのできる環境の充実」
 施策 2 「子どものすこやかな成長の促進」
 事業 (2) 母子保健指導・相談事業
 ⑤ 養育支援訪問（乳幼児訪問指導の実施）

事業概要	育児ストレス、育児困難、産後うつ状態等の問題によって、子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭など、養育支援が必要となっている家庭に対し、保健師等による専門的な指導助言等を訪問により実施する事業です。
提供区域	全市域
量の見込みの考え方	児童虐待相談・通告件数の増加に伴って支援が必要な家庭の割合も増加するものと見込み、就学前児童数の将来人口推計をもとに、過去の実績と増加の見込みを踏まえて、就学前児童数に対する養育支援訪問件数を乗じて見込みます。

（単位：年間延べ利用人数（人））

全市域	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
量の見込み	2,077	2,097	2,129	2,176

（イ）育児・家事援助

施策の方向性 Ⅲ 「支援が必要な子ども・若者や子育て家庭を支える環境の充実」
 施策 7 「子どもが安心して暮らせる支援体制づくり」
 事業 (2) 児童相談所運営事業
 ③ 養育支援訪問（こども家庭支援員の派遣）

事業概要	児童相談所で把握した養育支援が必要な家庭に対し、子育て経験者やヘルパー等の派遣を行い、育児・家事援助の支援を実施する事業です。
提供区域	全市域
量の見込みの考え方	児童虐待相談・通告件数の増加や個々のケースが抱える背景・課題が複雑化している状況を踏まえ、今後も支援が必要な家庭は増加するものと見込み、近年の事業実績を勘案し量を見込みます。

（単位：訪問件数（件））

全市域	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
量の見込み	66	90	114	138

（ウ）子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

施策の方向性 Ⅲ 「支援が必要な子ども・若者や子育て家庭を支える環境の充実」
 施策 7 「子どもが安心して暮らせる支援体制づくり」
 事業 (1) 児童虐待防止対策事業
 ① 要保護児童対策地域協議会の運営体制の充実

事業概要	要保護児童の適切な保護や要支援児童及び特定妊婦への適切な支援を図るため、関係機関等により構成される要保護児童対策地域協議会を開催するとともに、活動内容の充実に向けた支援を進めます。
提供区域	全市域
量の見込みの考え方	要保護児童対策地域協議会個別支援会議（「個別支援会議」）の実施回数については、児童虐待相談・通告件数の増加や個々のケースが抱える背景・課題が複雑化している状況を踏まえ、今後も支援が必要な家庭は増加するものと見込み、近年の事業実績を勘案し、量を見込みます。

（単位：開催回数（回））

全市域	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
量の見込み	810	860	910	960

才 病児・病後児保育事業

施策の方向性 II 「子どもの育ちの基盤となる保育・教育環境の充実」
 施策 5 「質の高い保育・幼児教育の推進」
 事業 (5) 認可外保育施設支援事業
 ③ 病児・病後児保育事業の実施

事業概要	就学前の乳幼児が病気やその回復期のため集団保育が困難であり、かつ、保護者が家庭での保育を行うことができない場合に、一時的に預かる事業です。
提供区域	行政区
量の見込みの考え方	保育需要の高まりに伴い、本事業の利用ニーズも増加すると考えられますが、疾病の流行に影響される要素もあり、過去の利用実績等を踏まえて量を見込みます。

（単位：年間延べ利用人数（人））

全市域	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
量の見込み	6,994	6,828	6,714	6,645

力 利用者支援事業

(ア) 基本型

施策の方向性 II 「子どもの育ちの基盤となる保育・教育環境の充実」
 施策 5 「質の高い保育・幼児教育の推進」
 事業 (4) 公立保育所運営事業
 ④ 公立保育所における地域の子ども・子育て支援及び民間保育所等への支援

事業概要	保育子育て・総合支援センター内の地域子育て支援センターにおいて、子育て家庭等に対し、相談支援等の実施や地域における子育て支援のネットワークに基づく支援を実施する事業です。
提供区域	行政区
量の見込みの考え方	保育と子育ての一体的な事業推進拠点である保育・子育て総合支援センター内の地域子育て支援センターにおいて実施するものとして見込みます。

（単位：実施か所数（か所））

全市域	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
量の見込み	2	3	4	4

（イ）特定型

- 施策の方向性 II 「子どもの育ちの基盤となる保育・教育環境の充実」
 施策 5 「質の高い保育・幼児教育の推進」
 事業 (1) 待機児童対策事業
 ① 区役所における保育所入所相談、コーディネートなどのきめ細やかな利用者支援の実施

事業概要	教育・保育施設や地域の子育て支援事業に係る情報の収集・管理・提供、相談等を行う事業です。
提供区域	行政区
量の見込みの考え方	子ども又はその保護者の身近な地域みまもり支援センター等で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供や相談支援等を行うものとして見込みます。

（単位：実施か所数（か所））

全市域	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
量の見込み	9	9	9	9

（ウ）母子保健型

- 施策の方向性 I 「子どもが地域ですこやかに育つことのできる環境の充実」
 施策 2 「子どものすこやかな成長の促進」
 事業 (2) 母子保健指導・相談事業
 ② 各区地域みまもり支援センターにおける母子健康手帳の交付・相談の実施

事業概要	妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援のため、妊娠届出時に、母子健康手帳交付とともに、母子保健コーディネーターが全数面談を行い、より早期に支援の必要な家庭を把握し、継続的な支援を実施します。
提供区域	行政区
量の見込みの考え方	引き続き、妊娠届出を受け付ける地域みまもり支援センター及び地区健康福祉ステーションで、母子健康手帳の交付や相談支援等を行うものとして見込みます。

（単位：実施か所数（か所））

全市域	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
量の見込み	9	9	9	9

キ 延長保育事業

施策の方向性 II 「子どもの育ちの基盤となる保育・教育環境の充実」
 施策 5 「質の高い保育・幼児教育の推進」
 事業 (3) 民間保育所運営事業
 ⑤ 延長保育の推進

事業概要	保育所等において、保護者の勤務時間や通勤時間などの事情により通常の開所時間では送り迎えが困難な場合に、その開所時間等の前後において延長して保育を実施する事業です。
提供区域	行政区
量の見込みの考え方	令和3年度の月間実利用見込み人数をもとに、今後の保育所等の利用者数の増加見込みも踏まえ、利用者数を見込みます。

(単位：月間実利用人数(人))

全市域	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
量の見込み	14,246	14,288	14,426	14,677

ク 放課後児童健全育成事業

施策の方向性 I 「子どもが地域ですこやかに育つことのできる環境の充実」
 施策 2 「子どものすこやかな成長の促進」
 事業 (6) わくわくプラザ事業
 ① わくわくプラザ事業の実施

事業概要	放課後児童健全育成事業は、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生を対象として、放課後等に適切な遊びと生活の場を提供し、放課後児童の健全育成を図る事業です。本市においては、全小学生を対象とするわくわくプラザ事業で放課後児童健全育成事業と放課後子供教室を一体的に実施しています。
提供区域	行政区
量の見込みの考え方	小学校長期推計※の在校児童数と放課後児童健全育成事業の「対象児童の数」の実績をもとに見込みます。 <small>※児童、生徒数等の長期推計</small>

(単位：対象児童の数(人))

全市域	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
量の見込み	10,386	11,382	12,309	13,146

ケ 地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター事業）

- 施策の方向性 I 「子どもが地域ですこやかに育つことのできる環境の充実」
 施策 1 「子育てを社会全体で支える取組の推進」
 事業 (4) 地域子育て支援事業
 ① 地域子育て支援センターにおける子育て情報の提供・相談支援等の実施

事業概要	少子化や核家族化の進行など、子どもや子育てをめぐる環境が大きく変化する中で、子育て中の保護者の孤立感や不安感の増大等に対応するため、子育て親子の交流の場の提供と交流の促進や、子育て等に関する相談・援助の実施、地域の子育て関連情報の提供、子育て及び子育て支援に関する講座の開催など、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちの支援を図る事業です。
提供区域	行政区
量の見込みの考え方	推計就学前児童数と教育・保育の量の見込みから推計在宅児童数を算出します。推計在宅児童数から算出した推計新規利用者数に過去の実績を踏まえた利用回数に乗じて年間延べ利用人数を見込みます。

（単位：年間延べ利用人数（人））

全市域	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
量の見込み	167,119	160,785	152,980	146,160

コ 一時預かり事業

(ア) 幼稚園における在園児を対象とした一時預かり

- 施策の方向性 II 「子どもの育ちの基盤となる保育・教育環境の充実」
 施策 5 「質の高い保育・幼児教育の推進」
 事業 (6) 幼児教育推進事業
 ① 幼稚園型一時預かり事業の推進

事業概要	幼稚園で通常の教育時間を延長して幼児を保育する事業（就労等の理由により、幼稚園の一時預かりを定期的に利用するものも含む）です。
提供区域	行政区
量の見込みの考え方	利用者実績及び市内施設を対象とした事業実施希望調査の結果等をもとに、対象園児数の減少にも考慮しながら延べ年間利用者数を見込みます。

（単位：年間延べ利用人数（人））

全市域	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
量の見込み	302,644	314,064	325,484	336,904

（イ）保育所における一時預かり

施策の方向性 II 「子どもの育ちの基盤となる保育・教育環境の充実」
 施策 5 「質の高い保育・幼児教育の推進」
 事業 (3) 民間保育所運営事業
 ④ 一時保育実施数の拡大

事業概要	保護者などが週3日以内又は月64時間に満たない就労や就学、病気や冠婚葬祭などのため、子どもを家庭で保育できない場合に、保育所等において一時的に保護者に代わって保育をする事業です。
提供区域	行政区
量の見込みの考え方	就学前児童数の減少や認可保育所等の新設整備等により、本事業の利用者は、平成29年度実績をピークに減少傾向に転じており、令和3年度の年間延べ利用見込み人数をもとに、令和4年度以降の人口減少率を考慮し、量を見込みます。

(単位：年間延べ利用人数(人))

全市域	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
量の見込み	99,037	96,582	94,798	93,488

サ ファミリー・サポート・センター事業（ふれあい子育てサポート事業）

施策の方向性 I 「子どもが地域ですこやかに育つことのできる環境の充実」
 施策 1 「子育てを社会全体で支える取組の推進」
 事業 (4) 地域子育て支援事業
 ② ふれあい子育てサポートセンター事業の実施

事業概要	育児の援助をしたい人（子育てヘルパー会員）と育児の援助を受けたい人（利用会員）が、それぞれふれあい子育てサポートセンターに会員登録し、会員相互により育児援助活動を行う事業です。子育てヘルパー会員宅での一時預かり、保育所・幼稚園等への送迎が主な活動内容です。
提供区域	行政区
量の見込みの考え方	就学前児童数と延べ利用人数との比率及び将来人口推計をもとに、延べ利用人数を見込みます。

(単位：年間延べ利用人数(人))

全市域	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
量の見込み	13,523	13,234	13,036	12,948

シ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

(ア) 教材費・行事費等補助

施策の方向性 II 「子どもの育ちの基盤となる保育・教育環境の充実」
 施策 5 「質の高い保育・幼児教育の推進」
 事業 (3) 民間保育所運営事業
 ① 民間保育所の運営支援

事業概要	特定教育・保育施設等を利用する生活保護世帯等に対し、利用に係る日用品や文房具等必要な物品の購入に要する費用等を助成する事業です。
提供区域	全市域
量の見込みの考え方	過去の利用実績を踏まえ、本事業の利用人数は横ばいで推移するものとして見込みます。

(単位：年間利用人数(人))

全市域	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
量の見込み	70	70	70	70

(イ) 給食費(副食費)補助

施策の方向性 II 「子どもの育ちの基盤となる保育・教育環境の充実」
 施策 5 「質の高い保育・幼児教育の推進」
 事業 (6) 幼児教育推進事業
 ③ 保護者への保育料等補助の実施

事業概要	私学助成を受ける幼稚園を利用する年収360万円未満相当世帯等に対して、給食費(副食費)を補助する事業です。
提供区域	全市域
量の見込みの考え方	就学前児童数の減少や幼稚園(新制度未移行園)の新制度移行による園児数の減少を考慮し、利用者の減少傾向が見込まれます。

(単位：年間利用人数(人))

全市域	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
量の見込み	546	496	451	410

ス 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

(ア) 新規参入施設等への巡回支援

施策の方向性 II 「子どもの育ちの基盤となる保育・教育の充実」
 施策 5 「質の高い保育・幼児教育の推進」
 事業 (3) 民間保育所運営事業
 ① 民間保育所の運営支援

事業概要	認可保育所及び地域型保育事業等を実施する新規参入事業者に対して、保育士等が巡回訪問支援を行います。
提供区域	全市域
量の見込みの考え方	教育・保育施設の量の見込みと確保方策に基づいて、新規参入事業者が実施する認可保育所及び地域型保育事業等の施設数、事業所数を見込みます。

(単位：実施か所数（か所）)

全市域	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
量の見込み	4	3	2	1

(イ) 地域における小学校就学前の子供を対象とした多様な集団活動事業の利用支援

施策の方向性 II 「子どもの育ちの基盤となる保育・教育環境の充実」
 施策 5 「質の高い保育・幼児教育の推進」
 事業 (6) 幼児教育推進事業
 ③ 保護者への保育料等補助の実施

事業概要	幼稚園類似施設（無認可幼児教育施設等）に通う未就学児を持つ保護者に対して、利用料等の補助を行う事業です。
提供区域	全市域
量の見込みの考え方	本事業は幼稚園や保育所等の施設を利用しない就学前児童を対象としており、対象施設は若干増加することが想定されるものの、就学前児童数の減少を考慮すると利用者は減少傾向が見込まれます。

(単位：年間利用人数（人）)

全市域	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
量の見込み	86	81	77	74

2 放課後児童健全育成事業及び放課後子供教室の量の見込み （川崎市新・放課後子ども総合プラン）

（1）概要

本市では、すべての就学児童が、放課後を安全・安心に過ごせる居場所として、全小学生を対象としたわくわくプラザ事業を市内114校で実施しています。

わくわくプラザ事業では、地域ボランティア等の人材を積極的に活用するほか、地域における様々な施設や団体等の地域資源を生かし、工作教室、絵画教室、スポーツ教室、実験教室、観察教室、料理教室、各種体験教室、読み聞かせ等、多様なプログラムを実施しています。

（2）取組の考え方

ア 放課後児童健全育成事業及び放課後子供教室の一体的な実施

放課後児童健全育成事業は保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生を対象として、放課後等に適切な遊びと生活の場を提供し、放課後児童の健全育成を図る事業です。

また、放課後子供教室は、地域住民等の参画を得て、放課後等に全ての児童を対象として学習や体験・交流活動などを行う事業です。

本市においては、国の「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、本市のすべての市立小学校において、放課後児童健全育成事業と放課後子供教室を一体的に実施するわくわくプラザ事業により、全ての児童が一緒に参加できる学習・体験活動プログラムの実施を推進します。

イ 小学校の施設等の活用

学校は、放課後も、児童が校外に移動せずに安全に過ごせる場所であり、児童の健やかな成長のため、学校関係者とわくわくプラザ事業の関係者とが、実施主体にかかわらず立場を超えて、放課後児童対策について連携して取り組むことが重要なことから、学校教育に支障が生じない限り、余裕教室や放課後等に一時的に使われていない特別教室等、小学校の施設の活用を促進していきます。

なお、本市においては、今後も児童数の増加が予測されていることや、公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律の改正に伴う35人学級の実施の影響などにより、教室の確保が課題となる学校があるため、学校施設の活用を検討する際には、教育委員会と十分に連携を図りながら調整を進めます。

（ア）余裕教室の活用促進

既に活用されている余裕教室（学習方法・指導方法の多様化に対応したスペース、教職員のためのスペース、地域住民の学習活動のためのスペース等）についても、わくわくプラザ事業に利用できないか、学校と調整を図ります。

（イ）放課後等における学校施設の一時的な活用の促進

学校の特別教室や図書館、体育館、校庭等（けが等が発生した場合の保健室を含む）のスペースや既に学校の用途として活用されている余裕教室を、学校教育の目的には使用していない放課後等の時間帯について、わくわくプラザ事業の実施場所として活用するなど、一時的に活用について、学校と調整を図ります。

ウ 学校との具体的な連携

児童の様子の変化や小学校の下校時刻の変更、事件・事故や天災等の緊急時などにも対応できるよう、学校関係者とわくわくプラザの関係者との間で、迅速な情報交換・情報共有を行うなど事業が円滑に進むよう、十分な連携・協力を図ります。

また、保護者との日常的・定期的な対話等を通じて、家庭とも密接に連携し、児童の成長を関係者で共有します。なお、児童の状況等には家庭が関係する場合もあることから、対話等を通じて保護者が抱える悩みや不安を把握し、保護者に対する支援につなげていきます。

エ 特別な配慮を要する児童への対応

障害のある児童や虐待やいじめを受けた児童、日本語能力が十分でない児童が安心して過ごすことができるよう、安全・安心な居場所を確保します。

オ 放課後児童健全育成事業の開所時間

放課後から午後6時まで、土曜日は午前8時30分から午後6時まで、土曜日以外の学校休業日は午前8時から午後6時までわくわくプラザ事業を実施しています。さらに、午後6時までに、児童のお迎えが難しい場合に午後7時まで児童の安全・安心な居場所を確保する子育て支援わくわくプラザ事業を実施しています。

カ 子どもの自主性、社会性等のより一層の向上

子ども一人ひとりの発達の状況が異なることを踏まえ、関わりを考え、遊びや生活の中でそれぞれの子どもの感情や意思を尊重し、社会性、自主性の向上を図ります。

キ 放課後児童健全育成事業における支援内容の利用者等への周知

支援の内容を個々の保護者に日常的に伝えるとともに、定期的にわかりやすく説明します。また、定期的にお便りを発行し、小学校や地域に配布するなど広く周知します。

（3）放課後児童健全育成事業の量の見込み及び放課後子供教室の目標事業量等

ア 放課後児童健全育成事業

●●ページの「ク 放課後児童健全育成事業」に記載しています。

イ 放課後子供教室

（単位：実施か所数（か所））

全市域	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
目標事業量	114	114	114	114

3 代替養育の量の見込み （川崎市社会的養育推進計画）

（1）概要

本計画は、児童福祉法をはじめとする関係法令や計画策定要領を踏まえ、様々な事情により支援が必要な児童及びその家庭を社会全体で支えていく環境を整える取組を進めるため、策定するものです。

児童福祉法では、国及び地方自治体の責務として「児童が家庭において心身ともに健やかに養育されるよう、児童の保護者を支援」すること、家庭で生活することが困難である児童については「家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育」すること、それが適当でない児童については「できる限り良好な家庭的環境において養育」することを定めています。本市においても児童相談所への相談件数や児童虐待相談・通告件数の増加等、子育てに不安や悩みなどを抱える家庭が増加していると考えられることから、家庭での生活を継続するための養育支援や児童虐待等の予防に繋がる取組を進めるとともに、家庭に代わり社会的に養育する必要がある児童については代替養育（里親家庭や児童養護施設・乳児院等での養育）に繋げ、できる限り家庭的環境で養育できるよう代替養育における環境整備を図ること、代替養育が必要な児童を確実に受け入れることができる体制を確保することが必要です。

（2）基本的な考え方

本計画では次の3つを基本的な考え方として施策を展開します。

〈基本的な考え方Ⅰ〉

専門的支援を必要とする児童・家庭への支援の充実

児童相談所への相談件数や児童虐待の相談・通告件数は増加傾向にあり、中には経済的な困窮や子育ての不安や悩みなどを抱えこみ、援助希求を発信できず、必要な支援に繋がっていない子育て家庭があることも考えられます。

児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の趣旨を踏まえ、児童ができる限り家庭において健やかに養育されるよう、児童相談所や区役所、地域の関係機関が連携しながら児童虐待の防止に向けたリスク要因の早期把握や家庭での養育支援に取り組むとともに、一時保護を行った場合の児童の福祉の向上や家庭復帰に向けた支援の充実を図ります。

《基本的な考え方Ⅱ》

代替養育を必要とする児童への支援の充実

代替養育を必要とする児童については、できる限り家庭に近い環境で養育されるよう支援を行う必要があり、様々な状況にある児童それぞれに適切に対応することができるよう環境整備を図ることが必要です。

里親家庭・施設それぞれにおいて全ての要保護児童が心身ともに健やかに養育され円滑に自立していけるよう、里親家庭への支援体制の充実や施設における専門的支援の充実、児童の自立支援の推進など、代替養育を必要とする児童への支援の充実を目指します。

《基本的な考え方Ⅲ》

本市の状況を踏まえた代替養育体制の確保と家庭養育の推進

代替養育を必要とする児童数については、本市の児童人口や児童虐待・相談通告件数、児童相談所への相談件数等を踏まえると、当面は増加傾向が続くものと見込まれます。

そうした状況にあっても代替養育を必要とする児童を確実に養育できる体制を整えるため、家庭養育を担う里親登録数の増加を図るとともに、様々な状況にある児童へ専門的支援を行うため、児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設等の定員枠を確保していきます。

また、代替養育を必要とする児童や家庭の状況を的確に把握し、里親家庭での養育を基本としながら、児童が最適な環境で養育を受けられるよう代替養育の環境を選択し支援を推進します。

（3） 代替養育の量の見込み

ア 代替養育を必要とする児童数の見込み

（ア）代替養育を必要とする児童数（措置児童数）の見込み

代替養育を必要とする児童数（措置児童数）は、計画策定要領に示された算定方法に基づき、将来児童人口推計及び過去の児童人口に占める措置児童数の割合（措置率）を算定し、推計します。

本市の現時点での人口推計では児童人口は令和11年まで概ね減少傾向であるものの、近年の児童相談所への相談件数や児童虐待相談・通告件数の状況等から、当面は措置児童数の増加が継続すると予測し算定を行っています。

なお、措置児童数については毎年度進捗状況を把握し、計画の改定時期に合わせて検証を行い、必要に応じて推計の見直しを行います。

■代替養育を必要とする児童数の推計

（単位：人）

年度	第2期				第3期			
	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
措置児童数	407	415	423	431	440	448	456	467
里親委託 対象児童数	356	364	372	380	389	397	405	416

（イ）里親等への委託可能性がある児童数の見込み

里親等への委託可能性がある児童数について、計画策定要領に基づき推計します。

本市では、現に里親家庭や施設等に措置されている児童の状況を調査した結果を踏まえ、措置児童数全体から、児童の医療的ケアの必要性や発達上の課題の状況、保護者の状況等により施設等での支援が必要な児童を控除した人数を里親等への委託可能性のある児童数として推計しました。

■里親等への委託可能性のある児童数の推計（児童の状況に基づいた算定値）

（単位：人）

年度	第2期				第3期			
	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
合計	174	186	193	199	206	215	223	232

（4）児童の状況を踏まえた家庭養育の推進

ア 児童の適切なアセスメントと家庭養育の推進

児童福祉法においては、国及び地方公共団体の責務として、「児童を家庭において養育することが困難であり又は適当でない場合にあっては児童が家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育されるよう、児童を家庭及び当該養育環境において養育することが適当でない場合にあっては児童ができる限り良好な家庭的環境において養育されるよう、必要な措置を講じなければならない」こととされています。

よって、本市においても児童福祉法の趣旨を鑑み家庭環境での代替養育を一層推進していくため、本計画では計画策定要領に示された里親等委託率の指標を踏まえ里親等への委託児童数を推計します。

しかしながら、代替養育を必要とする各児童の置かれた状況は様々であり、代替養育環境の選択にあたっては、家庭環境での養育を基本としながら、児童に対する医療的・心理的ケアの必要性や障害・発達の状況等について十分なアセスメントを行った上で、児童本人や保護者、代替養育を担う里親等の意向を十分に尊重しながら、児童が最適な環境での養育を受けられるようマッチングを行う必要があるため、計画の推進にあたっては実際の児童の措置状況を確認し、各期の計画の改定と併せて内容の検証を行っていきます。

今後も児童福祉法等の関係法令に基づき、児童の最善の利益の確保に向け、様々な状況にある児童に最適な支援を目指し取組を推進していきます。

■里親等への委託児童数の見込み

（単位：人）

年度	第2期				第3期			
	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
養育里親	94	103	111	120	128	136	144	153
養子縁組里親	7	7	7	7	7	8	9	10
親族里親	14	17	20	23	27	31	35	39
ファミリーホーム	14	15	17	20	23	23	23	29
合計	129	142	155	170	185	198	211	231

■里親等への委託児童数の見込み（年齢別）

（単位：人）

年度	第2期				第3期			
	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
就学前児童 (3歳未満)	31	35	38	39	40	40	41	43
就学前児童 (3歳以上)	29	33	36	40	44	44	46	47
就学児童	69	74	81	91	101	114	124	141
合計	129	142	155	170	185	198	211	231

■里親等委託率の見込み

（単位：%）

年度	第2期				第3期			
	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
就学前児童 (3歳未満)	63	71	75	75	76	76	76	76
就学前児童 (3歳以上)	55	60	64	70	76	75	75	76
就学児童	29	30	32	35	38	42	45	50
合計	36	39	41	44	47	49	52	55

※ 里親等委託率

国の示す算式に従い、里親・ファミリーホームに措置されている児童数の合計を里親・ファミリーホーム・児童養護施設・乳児院に措置されている児童数の合計で除して算定した割合をいいます。

第7章

.....

計画の推進に向けて

1 計画の推進に向けた社会全体での取組

一人ひとりの子ども・若者が健やかに成長することができる社会の実現に向け、子育て家庭、子ども・若者に関わる施設、地域、企業、行政がともに連携しながら社会全体で取り組むべき課題であるという認識のもとに、計画の着実な実行を促し、その目標を達成するためには、施策に携わる関係者が共通の課題認識を持ち、各々の役割を果たすとともに、相互に連携・協働して横断的に取り組んでいくことが大切です。

～ 家庭の役割 ～

父親、母親その他の保護者は、子育ての責任は第一義的には保護者にあるという基本的認識のもと、子ども・若者が健やかに育つために最も重要な場である家庭において、男女がともに担う子育ての意義を理解し、その責任を果たすことが重要です。また、子ども・若者が様々な体験や学びを通じて、夢と希望を抱いて人生を送ることができるよう、保護者同士や地域に暮らす多世代の人々がつながりを持つ中で必要な子育ての権利を享受できることが必要です。子ども・若者の成長と親として成長していくという喜びや生きがいを感じることを期待されています。

～ 子ども・若者に関わる施設の役割 ～

認定こども園や幼稚園、保育所、学校等の施設は、子ども・若者が心豊かに主体的、創造的に生きていくための基礎的な資質や能力を育む場であり、また、集団生活を通して社会の一員としての自覚を持ちながら、望ましい人間関係を育成し、社会規範意識を習得する場でもあります。

すべての子ども・若者の声に耳を傾け、その存在をありのままに受け入れ、一人ひとりの個性を大切にしたい関わりが求められています。

子ども・若者が学び育つ場として、家庭や地域と連携しながら、その発達段階に応じた、心身ともに健やかに育つ環境づくりを進める必要があります。

～ 地域の役割 ～

地域は、子育ては当事者のみが行うものではなく、子ども・若者と向き合う保護者が子育ての権利を享受し、子育てに生きがいを感じることをできるよう、保護者の気持ちを受け止め、寄り添い、支えることを通じ、地域社会全体で、すべての子ども・若者が健やかに成長できる、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指す必要があります。

そのためには、地域の団体、NPO、子育てサークル、子育て支援従事者など多様な主体が、それぞれの特性を生かして連携するとともに、子育て家庭のそれぞれの状況に合わせて、地域が子育て家庭に寄り添いながら、多世代で子育てを支援する環境づくりが必要です。

～ 企業の役割 ～

事業主は、自らが仕事優先の職場環境を見直し、子育て中の働く男女が子育てに向き合えるようワーク・ライフ・バランスの取組を推進し、仕事と家庭生活の両立支援に向けた雇用環境の整備を行うことが必要です。

また、様々な魅力を持った多くの企業が立地する本市の特徴を活かし、こうした民間の企業と地域とが連携しながら子ども・若者の主体性や創造性を育む体験の場を提供することが必要です。

～ 行政の役割 ～

市は、本計画の内容を広く市民に周知するとともに、施策・事業の実施主体として庁内の横断的な体制で児童福祉施策や、学校教育、母子保健等の取組を推進していくことが必要です。

さらに、関係機関・団体等との連携のもと、地域の子育て支援、家庭教育に対する支援をきめ細やかに展開していきます。

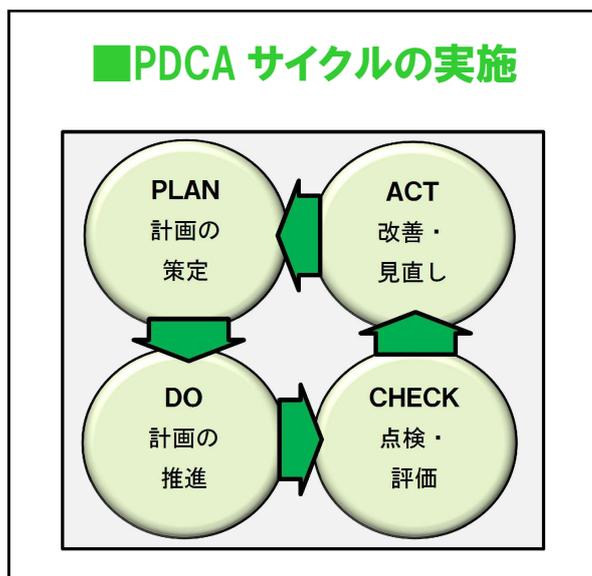
2 計画の進行管理

本計画の推進にあたっては、「こども未来局」を中心として、庁内の関係局区で構成する「川崎市こども施策庁内推進本部会議」で、関係部局間の横断的な調整と情報の共有化を図るとともに、「有識者」、「事業者代表」、「労働者代表」、「子育て支援従事者」や「市民委員」等で構成する「川崎市子ども・子育て会議」において、計画に位置付けた事業等の進捗状況に関する継続的な点検を行い、施策や指標の達成状況についての評価を実施します。

また、進行管理は毎年度行うものとし、評価結果については、ホームページ等を通じて公表します。

（1）第4章について

第4章の進行管理にあたっては、市総合計画第3期実施計画や子どもに関連する他の行政計画、関連する他分野の行政計画との整合性を図りながら、位置付けた3つの施策の方向性や9つの施策などについて評価を行うとともに、評価結果については、ホームページ等を通じて公表します。



（2）第5章及び第6章について

第5章については、第4章の事務事業を部局横断的に捉え、それぞれの課題の解決に向けて取組ベースで記載していることから、位置付けた推進項目の進捗状況の把握を行うとともに、次年度に向けた取組の方向性等を示していきます。

第6章については、毎年度設定した「量の見込み」について、利用実態の把握等を行うとともに、第4章における評価との整合性を図りながら、必要に応じた見直しを行います。

3 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、庁内の関係局・区で構成する「川崎市子ども施策庁内推進本部会議」において、子ども未来局を中心として全庁的な対応を図り、子ども・若者や子育てを取り巻く社会環境の変化に適切に対応しながら、子ども・若者や子育て家庭に関する支援の施策を総合的に推進していきます。

（1）川崎市子ども施策庁内推進本部会議

本計画に基づき、本市における子ども・子育て施策について、庁内で相互に連携して総合的に推進をするため、副市長をトップとして、庁内関係局区により構成する「川崎市子ども施策庁内推進本部会議」において、庁内の関係部局間における横断的な調整を図ります。

（2）有識者からの意見聴取

本計画の進行管理にあたっては、「川崎市子ども・子育て会議」において、継続的に点検・評価を行うことから、各分野における専門的な知識を持つ有識者等からの意見聴取をしながら施策への反映に努めていきます。